ISSN 1346-7670

国際会計研究学会　年報

2016年度第 1・2 合併号（通号39・40合併号）

公正価値会計の国際的展開
国際会計研究の新動向
日本の会計観とIFRS開発・教育

Japanese Association for International Accounting Studies

国際会計研究学会　年報

2016 年度第 1・2 合併号（通号 39・40 合併号）

公正価値会計の国際的展開

国際会計研究の新動向

日本の会計観とＩＦＲＳ開発・教育

Japanese Association for International Accounting Studies

国際会計研究学会　年報

—2016 年度第 1・2 合併号（通号 39・40 合併号）—

目　次

Ⅰ　東日本部会・統一論題報告
「公正価値会計の国際的展開」

■無形資産の公正価値測定 …… 藤 田 晶 子　5

■有形固定資産の公正価値測定 …… 米 山 正 樹　15

Ⅱ　査読論文

■財務会計と税務会計の結びつきに対する IFRS の影響分析
－韓国の経験からの示唆－ …… 姜　周 亨　37

■使用権モデルのセール・アンド・リースバック取引の
代替的会計処理法にみるリース取引の捉え方 …… 佐 藤　恵　51

■中国における会計環境が公正価値の適用に与える影響の分析 …… 苗　馨 允　65

Ⅲ　韓国セッション報告

■Liquidity, Information Asymmetry and the Role of IFRS:
In case of Korea …… Hyuk Shawn Jae-gyung Jung　85

Ⅳ　研究グループ報告

■営利・非営利組織の財務報告モデルの研究 …… 小 西 範 幸　101

■IFRS の概念フレームワークについて …… 岩 崎　勇　109

Ⅴ　AAA年次大会・ジャパン・セッション報告

■AAA 年次大会におけるジャパン・セッション開催報告……久 持 英 司　123

■日本における IFRS 任意適用……田 原 泰 雅　125

■IFRS 適用による財務報告プロセスの変化について……蓮 尾　聡　135

■IFRS 教育・研修の現状と課題……橋 本　尚　145

■IFRS 適用は財務情報の比較可能性を高めるか？……向 伊 知 郎　155

■AAA ジャパン・セッションのコメンタリー：日本における
IFRS の任意的用途と将来の強制適用に対する検討……山 田 辰 己　171

■ディスカッション……177

Ⅵ　Summary of Articles……185

Ⅶ　諸規則……199

編集委員会規則
査読制度に関する申し合わせ
『国際会計研究学会年報』執筆要領

編集後記／柴健次

Ⅰ　東日本部会・統一論題報告

無形資産の公正価値測定

藤 田 晶 子
明治学院大学

要　旨

近年では，歴史的原価にもとづく資産負債の表示がその経済的実態から乖離していることを主たる理由に，歴史的取引会計から公正価値会計へと会計基準論の潮流が徐々に移りつつある。本稿の目的は，IFRS を軸とした会計基準論をめぐるこうした動向が，無形資産の会計処理方法にどのような論点を提起しているのかを分析・検討することにある。

本稿は，無形資産の公正価値測定をめぐる意義に焦点をあてながらも，とりわけ耐用年数が不確定なのれんや無形資産に注目し，これを非償却として減損処理を適用することで生じるさまざまな問題，すなわち，価値や減価の測定に影響をおよぼす金利の割引と割戻，それが収益費用の対応に与える影響，企業結合時に取得した無形資産と自己創設分の費用認識をめぐる差異等をとりあげている。

Ⅰ　はじめに～本稿の問題提起

投資意思決定における財務報告の役割は企業価値の評価に必要な情報を投資家に提供することである。そこでの情報は，少なくともこれまでのところでは歴史的取引会計または公正価値会計のいずれかのアプローチにもとづくと考えられるが，近年では，歴史的原価にもとづく資産負債の表示がその経済的実態から乖離していることを主たる理由に，歴史的取引会計から公正価値会計へと徐々に会計基準論の潮流が移りつつある。

本稿の目的は，IFRS を軸とした会計基準論をめぐるこうした動向が，無形資産の会計処理方法にどのような論点を提起しているのかを分析・検討することにある。なお，現行会計基準においてのれんを含む無形資産に公正価値測定が適用されるのは，再評価モデルの採用により決算時に資産を再評価する場合，企業結合時に被取得企業の資産負債を再評価する場合，減損損失を認識・測定する場合のいずれかであるが，本稿においては，とりわけ非償却とされる無形資産について減損損失を認識するさいの会計上の論点に注目することとしたい。

IFRS や US-GAAP によると，耐用年数が不確定な無形資産は非償却とし，償却手続きに代わって減損会計を適用する（IASB［2008］paras.107-108)。こうした会計処理方法は適正な減損損失の認識を前提としているが，それには無形資産の公正価値測定が必要不可欠となる。すなわち，のれんはもとより 1 部の耐用年数が不確定な無形資産を非償却とする IFRS と US-GAAP では，減損損失の認識方法が異なるものの，いずれにおいてもその公正価値測定は重要な役割を果たすことになる。

無形資産を非償却とする主たる理由は，「耐用年数および消費パターンを信頼性をもって決定することは可能ではなく，ある特定の期間にわたる償却費は単なる恣意的な見積もりとなる（ASBJ, para.14)」からであるとされる(1)。無形資産の本質は将来の超過利益に対する期待であるが，それはいずれ消滅する。そのことが自明であったとしても，消滅するパターンを予測できないのであれば，無形資産に対する投資を規則的に期間配分するのではなく，減価の実態にそくして配分することで，収益費用を適正に対応させようとしているのであろう。

しかしながら，無形資産の減損損失をその公正価値測定にもとづいて適正に認識できるのであろうか。かりに減損損失の適正な認識が可能であったとして，耐用年数が不確定な無形資産を非償却として減損会計を適用することが，収益費用のより適正な対応を可能にするのであろうか。

本稿においては，無形資産の公正価値測定をめぐる意義に焦点をあてながらも，結果として，それが利益の測定にどのような影響をもたらすのかを考察することとしたい。以下では，まず，公正価値の意義および無形資産の公正価値測定について検討したうえで，それが減損会計や収益と費用の対応関係，利益の測定にどのような影響をおよぼすのかについて分析していくことにしたい。

Ⅱ　無形資産の公正価値測定

公正価値測定は，IFRS13 および TOPIC820-2011-4 において規定されている。そこで，公正価値とは，「測定日における主要な市場での秩序ある取引において，資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう（出口）価格」（para.24）とされる。

公正価値測定のための評価技法には，観察可

能なインプットを最大限に使用しなければならない（para.67）が，そのインプットは公正価値ヒエラルキーとして 3 つのレベルに区分されている。レベル 1 のインプットは活発可能な市場における相場価格であり（para.76），レベル 2 は，類似の資産または負債に関する相場価格などレベル 1 の相場価格以外のインプットのうち資産または負債について直接または間接的に観察可能なもの（para.81），レベル 3 は資産または負債に関する観察可能でないインプットとされる（para.86）。

レベル 3 での公正価値測定，すなわち，観察可能ではないインプットを設定するにあたって，企業は，市場参加者の仮定についての情報を取得するためにあらゆる努力をはらう必要はないとしつつも，合理的に入手可能となる市場参加者の仮定についての情報はすべて考慮しなければならないとされる（para.89）。それは，市場価格がえられないときの主観的な公正価値の評価から，当該企業の固有の価値部分をできるかぎり排除しようという工夫にほかならない。

本来，公正価値は活発な市場における価格，すなわち，時価を意味するが，観察可能な価格のない資産および負債には，類似する資産および負債の市場パラメータを利用してレベル 2 に相当する公正価値を求めるか，または市場の平均的な期待にもとづいた将来キャッシュフローおよび割引率を推定してレベル 3 に相当する公正価値を求めるかのいずれかになる。

競争優位の源泉である無形資産は，通常はそれを保有する企業に固有のものであることから，その公正価値測定にさいして，類似の無形資産の取引価格を市場価格の代理として参照する方法も，市場参加者の期待を推定してその価値を主観的に見積もる方法も実際に適用できる範囲はかぎられており，むしろその企業に固有の成果を割り引いた現在価値にこそ価値の評価としての意味がある。こうした無形資産の現在価値は，制度上はレベル 3 での公正価値として扱われることになっているが，その実態は活発な市場における取引価格や，それを近似するために推定される市場参加者の期待とは異質であり，とうてい公正価値といえるものではない。

したがって，無形資産を対象としてレベル 3 での公正価値測定が規定されているとすれば，それは企業に固有の将来キャッシュフローの割引現在価値，まさしく使用価値とほぼ同義になる。しかし，使用価値は，本来の公正価値の意義とは乖離した異質のものである。にもかかわらず，なぜ，制度上，レベル 3 での公正価値測定が規定され，それが無形資産の減損損失の認識および測定に適用されているのであろうか。

ここで，あらためて公正価値会計の原点にたちかえり，そのうえでこうしたヒエラルキーの意義を検討することにしたい。

そもそも公正価値会計は，資産および負債を時価に代表される公正価値で測定し，その差額たる純資産を期首と期末でくらべた変動額（株主との取引をのぞく）をもって期間損益（包括利益）とする考え方である。そこには，投資家の意思決定に有用な情報を提供するべく，資産および負債を時価評価して純資産を株主価値に近似させることが暗黙の了解としてあるように思われる。もっとも，資産および負債の時価を開示しても，そこに自己創設のれんが含まれないかぎり，資産総額は企業価値を表さないし，負債を差し引いた純資産も株主価値を示さない。

かりに自己創設のれんを計上するとした場合，なによりも問題となるのがその公正価値をどのように測定するかであろう。市場における

企業全体の評価である株式時価総額から資産および負債の公正価値を控除した残余として自己創設のれんを求めるのであれば，株価から逆算した純資産の公正価値を財務諸表で開示することになり，投資情報として役に立たないことは自明であろう。

他方で，経営者がみずから自己創設のれんを測定するには，技術的に困難であるというだけでなく，かりにできたとしても自社の価値についての判断を上方劣位にある投資家に開示することが，社会的にフェアな行為かどうかは不明である。なぜならば，自己創設のれんの公正価値は，資本市場における投資家の評価に委ねられているからである。

すなわち，公正価値会計の目的を実現するために，貸借対照表の数値と株主価値との間になんらかの関係を期待しようとすると，自己創設のれんを継続的に測定して計上せざるをえないが，これを資産として計上するにはさまざまな問題がある。だとすると，自己創設のれんを計上せずとも，せめて資産および負債の評価を工夫することにより貸借対照表の数値と株主価値との関連性を少しでも高めようと規定されたのが公正価値測定におけるレベル 1 からレベル 3 までのヒエラルキーであるように考えられる。

株主価値との関連性を高めようとすると，たとえば，換金が常に可能であり，換金の機会が事業活動によって制約されていない金融投資は，市場価格（レベル 1）で測定されることになるであろう。なぜならば，個々の資産の価値変動がそのまま稼得した成果として認識されるからである。他方で，当該資産または他の資産との使用により企業にキャッシュフローをもたらす事業投資については，市場価格の推定値（レベル 2）よりも，企業固有ののれんを含めた正味キャッシュフローの割引現在価値（レベル 3），すなわち，事業に拘束された使用価値に近いものとしての測定がもっとも株主価値に結びつくであろう。

すなわち，IFRS13 にみられるような公正価値測定の枠組は，株主価値の表示を暗に意図して本来の公正価値概念とは異質のものを「公正価値」とみなすにいたったと考える。そうした株主価値の表示からスタートした「公正価値」の議論が無形資産の会計処理方法にまで飛び火し，結果として，「公正価値」と適切な減損損失の認識を可能にする公正価値測定とが明確に区別されないままに，無形資産の償却・非償却をめぐる議論に発展していったように思われる。公正価値測定の範囲拡大をめぐる問題と，無形資産の償却・非償却の問題とがどこかで交錯してしまったのではなかろうか。

にもかかわらず，使用価値とほぼ同義の公正価値測定にもとづく無形資産，とりわけのれんの減損損失にかかる情報の有用性については，肯定的な実証研究結果もあるようである。たとえば，のれんの減損にかかる情報は将来キャッシュフローの予測に大きく寄与しているとする研究結果（Bostwick 他［2015］）や，のれんを償却ではなく減損のみを適用した SFAS142 はのれんの価値関連性を大きく向上させたとする研究結果（Kimbro 他［2016］）などがある。もっとも，否定的な実証研究結果もあり，のれんの減損は市場に対する経営者のシグナリングであり，株価と負の相関関係を有するとする研究成果は減損を隠蔽しようとする企業を除外しているからにすぎない（Ramanna［2008］）という。また，実務においては，無形資産の公正価値測定は，相当なコストをかけて独立した評価機関に委ねられることになるが，その情報コストにみあうだけの便益を期待できるか疑問であるとの指摘もある（IASB［2016a］）。

Ⅲ　非償却とされる無形資産の減損損失の認識と収益費用の対応関係

かりに公正価値測定にもとづく適正な減損損失の認識が可能であるとして，IFRS が主張するように，無形資産に対する投資の規則償却よりも，減価の実態にそくした配分のほうが収益費用をより適正に対応させることになるのであろうか。ここでは，公正価値測定にもとづく減損損失の認識について，収益費用の対応の観点から検討することにしたい。

すでに述べたように，かりに無形資産の公正価値を測定するとすれば，その市場価格がないことから，企業に固有の成果を現在価値に割り引いて測定することになる。より詳細には，キャッシュフロー創出単位である個々の無形資産ごとに将来キャッシュフローを予測し，そのリスクにみあう割引率で割り引いて求められる。

こうした割引現在価値による公正価値測定によれば，1 期間の減価は，期待されたキャッシュフローがその期に実現して資産の価値から分離した部分と，その先のキャッシュフローが 1 期間近づいたことで価値が増えた分，つまり金利の割戻分との差額となる。

たとえば，将来キャッシュフローが毎期一定であると仮定すれば，第 1 期末に認識される減価は，①第 1 期分のキャッシュフローがもはや期待ではなくなって無形資産の価値から離れる額と，②第 2 期以降のキャッシュフローの流列が期首にくらべて 1 期近づくので，期首時点にまで割り引いていた無形資産の価値を 1 期間だけ割り増した額，ようするに期首の価値に金利をかけた額の，両者の差額として測定される（斎藤［1998］参照)。金利を乗じる期首の価値が毎年，減少していくことから，②の金利の割戻分は逓減し，他方で，その分だけ，減価は毎期逓増し，正味の利益は逓減する。

すなわち，IASB が主張するように，収益と費用の対応という観点から，規則償却ではなく減価の実態にそくして無形資産に対する投資を配分しようとすると，無形資産の減価の実態とは無関係な金利が認識される減損損失の額，ひいては各期間の利益に影響をおよぼすことになる。規則償却を否定し，減価の実態にそくして無形資産に対する投資を配分しようとしたにもかかわらず，こうした金利の影響をうける会計処理方法がはたして収益費用のより適切な対応につながるのであろうか。この点について，数値例をもちいながらさらに詳細に検討してみることにしたい。

毎期定額 1,000 の正味キャッシュフローが 3 年間にわたって続くと期待される無形資産を，企業結合取引において取得したとしよう。金利を 10%とすると，企業結合時には，3 年間にわたって期待される正味キャッシュフローを金利で割り引いた 2,487 が資産として当初認識される。なお，計算の便宜上，キャッシュフローは期末時点で生ずると仮定しよう。

ここで，当該無形資産に対する投資額を費用認識するための減価の測定方法として，1）毎期末の価値を測定し，価値低下分を費用として認識する方法と，2）当初認識額を毎期の収益に対応させて費用配分する方法をとりあげ，それぞれの方法について収益費用の対応関係を分析することにしたい。

減価分を測定する最初の方法 1）では，表 1 からもわかるように，第 1 期末に費用として認識される額は，第 1 期に期待されたキャッシュフローがその期に実現して当該資産の価値から分離した部分 1,000 と，第 2 期および第 3 期の期待されるキャッシュフローが 1 期間近づいたことで価値が増えた金利の割戻分 249 と

表 1　毎期末に価値を測定し，価値低下分を費用として認識する方法

（カッコ内は金利割戻分）

	第 0 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期
期末の資産簿価	2,487	1,736	909	0
当期の償却費		751(249)	827(173)	909(91)
当期の正味収益		1,000	1,000	1,000
当期の純利益		249	173	91

の差額 751 となる。第 1 期から第 3 期まで期間が経過するにつれて，第 1 期には 249，第 2 期には 173，第 3 期には 91 と金利の割戻分が減少し，毎期の正味収益が一定額のこの数値例では，配分される費用の額が逓増し，各期の純利益は逓減する。

表 2　当初認識額を毎期の収益に対応させて費用配分する方法

	第 0 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期
期末の資産簿価	2,487	1,658	829	0
当期の償却費		829	829	829
当期の正味収益		1,000	1,000	1,000
当期の純利益		171	171	171

他方で，収益と費用を対応させて費用を認識する 2）では，表 2 からもわかるように，毎期一定額の正味キャッシュフローが期待されることから，当初認識額である 2,487 が収益に対応させて定額配分され，毎期の償却費 829 が費用として認識されることになる。ただし，この数値例にあるように，毎期 1,000 の正味収益はあくまでも事前に見積もりにすぎず，こうした事前に見積もられた各期の正味収益に対応させて費用の期間配分がされたとしても，収益と費用とが適切に対応するかどうかは不明である。

1）の方法では，金利相当の割戻が認識される費用の額，ひいては純利益の額に大きな影響を及ぼし，規則償却を否定するほどの収益に対応したより適切な費用認識がなされているとはいいがたいように感じられる。さらには，この場合の金利があくまでも期待されたキャッシュフローにもとづいて算定されるため，不確定な期待の要素であることに注意したい。リスクから解放された投資の成果と定義される純利益（ASBJ［2006］16 頁）算定に重要な影響をおよぼすにもかかわらずである。

2）の方法によると，すでに述べたように，事前に見積もった正味収益のパターンに対応させても，事後的に確定した収益に対応できるかどうかは不明であり，だとすると，収益が確定しないかぎり償却方法を決定することはできなくなる。しかしながら，ここでの収益費用の対応は，期間ごとの厳密な対応関係ではなく，むしろ，収益をうみだす期間にわたる投下原価の配分を意味すると解釈し，だからこそ，日本基準では，こうした概算での規則償却を修正する形で，不足している場合のみ減損処理を組み合わせているように思われる。

無形資産やのれんの減価を実態におうじて認識しようと制度化された非償却処理であるが，あらためて収益費用の対応とはなにか，その概念の再検討が喫緊の課題であろう。近年で

は，こうした問題をとりあげた論文（Dichev［2006］［2007］，Barker&Penman［2016］）も散見される。

Ⅳ　企業結合時に取得した無形資産と自己創設無形資産が利益測定に与える影響―投資の期間配分と評価―

非償却として公正価値測定の変動によりのれんや無形資産の減損損失を認識する会計処理方法に対して提起されるもう 1 つの重要な問題が自己創設無形資産の認識である。

企業は，企業結合により取得した無形資産に対して，そのさらなる価値向上をめざしてその後も継続的に投資をおこなっていく。無形資産が必ずしも減価しないとされるのは，こうした継続的な投資により新たにうまれた価値，いわゆる自己創設分の価値によって補填されているからであり，企業結合時に取得した無形資産は超過収益力に対する期待が無限につづくものでないかぎりその実現とともに必ず減価しているはずである。すなわち，無形資産を非償却として公正価値測定により減損処理する会計処理方法は，実態を反映するどころか，その適正な費用認識を阻害しているように思われる。

まずは，企業結合時に取得した無形資産（のれんを含む）と，自己創設分とは，費用認識の観点から根本的に異なる性格のものであることを述べておきたい。

自己創設分に対する投資は，当初認識時にすでにその対価の支出も費用化もおわっている。したがって，費用認識をともなう減価や償却の問題が生じることはない。利益測定に影響を及ぼすことがあるとすれば，その価値が上がったり，下がったりした場合に，これを公正価値で再測定してその評価替えにより生じる損益を認識する場合である。しかし，これは「評価」をめぐる論点であろう。

他方で，企業結合時に取得した無形資産に対する投資額は，当初認識時にすでに支出しているものの，いまだ費用化されていない。現行ルールのもとでは，これを資産として認識した後に，減損処理または規則償却のいずれかの方法，あるいはその両方により費用化する。これは「投資の期間配分」をめぐる論点であり，規則償却はもとより減損による費用化を取り上げてみても，自己創設分の価値低下にともなう評価の切り下げとは別次元の問題である。

すなわち，取得した無形資産を費用化するプロセスであるにもかかわらず，非償却として減損処理のみを適用することで，すでに費用化を完了している自己創設分がそこに加味され，結果として，利益の測定に影響をおよぼすおそれが生じることになる。だとすると，純利益の情報価値を維持するためには，企業結合時に取得された無形資産の費用化にさいして，自己創設分を排除する必要性があるだろう。

さしあたり取得分と自己創設分の両者の価値を識別できるとして，取得分の費用化プロセス，ひいては利益測定から自己創設分の影響を除外するにはどのようにすればいいのか，その工夫を考えることにしたい。

かりに過去の費用負担から生じた自己創設を認識するとして，相手勘定（純資産増分）をどのように考えるかでその後の利益に対する影響は異なるであろう。相手勘定として想定できるのは，①純利益，②その他包括利益，③資本（資本剰余金）である。確認のために，かりに表 1 および表 2 でもちいた数値例の当初認識額 2,487 を過去の支出にもとづく自己創設無形資産の額におきかえて，それぞれのケースにおうじて処理したとすると，表 3 のようになるであろう。

表 3　自己創設無形資産の認識

①　相手勘定を純利益とするケース						
（当初認識時）	無形資産	2,487	/	純利益	2,487
（第 1 期）	償却費	829	/	無形資産	829
②　相手勘定をその他包括利益とするケース						
（当初認識時）	無形資産	2,487	/	その他包括利益	2,487
（第 1 期）	その他包括利益	×××	/	無形資産	×××
③　相手勘定を資本（資本剰余金）とするケース						
（当初認識時）	無形資産	2,487	/	資本（資本剰余金）	2,487
（第 1 期）	資本（資本剰余金）	×××	/	無形資産	×××

自己創設分の当初認識時に相手勘定を純利益とする①のケースでは，過去に控除された費用を純利益に戻し入れ，純利益測定のための費用認識の手続きを再度，実施することになる。すでに過去の投資額が費用認識されているにもかかわらず，無形資産としてあらためて費用化されるので，費用を重複して認識する形になるが，当初認識時に過去の費用認識が事実上，取り消され，純利益に影響するのは一度だけとなる。

相手勘定をその他包括利益とする②のケースでは，毎期の価値変動をその他包括利益に反映させるだけであるので，当初認識後に新たな費用認識の問題が生じることはなく，純利益にも影響をあたえない。

相手勘定を資本（資本剰余金）とする③のケースでは，②のケースのように，簿価の変動額を純資産に反映させていくことになるが，簿価が低下したときに資本剰余金を減少できるかどうかは不明である。なぜならば，自己創設無形資産の認識や評価を持分評価という資本取引とみないかぎり（斎藤［1984］34 頁），資産の価値低下は利益から控除されるのが一般的であると考えられるからである。

このように考えると，公正価値による無形資産の減損損失の認識が利益測定の障害とならないのは，それにともなう自己創設分の認識にさいして，相手勘定をその他包括利益として処理した場合のみとなる。すなわち，自己創設分のうち，当初認識にともなう純資産増分をその他包括利益としたものだけが，純利益の要件に制約されずに公正価値での測定が可能となるのである。

しかしながら，すでに述べたように，こうした議論はあくまでも取得された無形資産と自己創設分の価値との識別が前提である。現実には，両者が同一の無形資産を構成するかぎり，無形資産全体としての公正価値測定は可能であったとしても，それを取得分と自己創設分に区分するのは困難であろう。それが可能であれば，無形資産の公正価値測定には意義があるように思われる。

もっとも，無形資産とのれんをひとまとめに議論するのではなく，両者をわけて検討する必要はあるのかもしれない。なぜならば，のれんに近い性格の無形資産があるものの，開発費に代表されるように自己創設無形資産の認識は可能であっても，自己創設のれんの認識は会計上，タブーとされてきたはずである(2)。にもかかわらず，不確定な耐用年数という理由だけ

で，のれんと無形資産とを区別することなく，いずれも無差別に非償却として公正価値にもとづく減損処理を適用し，自己創設分の認識を可能にしている点には注意すべきであろう。

V　おわりに

本稿においては，無形資産の公正価値測定をめぐる意義に焦点をあてながらも，とりわけ耐用年数が不確定なのれんや無形資産に注目し，これを非償却として公正価値測定による減損処理を適用することで生じるさまざまな問題，すなわち，価値や減価の測定に影響をおよぼす金利の割引と割戻，それが収益費用の対応に与える影響，企業結合時に取得した無形資産と自己創設分の費用認識をめぐる相違等を分析・検討してきた。

公正価値測定という万能薬が，規則償却による利益測定の歪みも耐用年数が不確定な無形資産やのれんの問題もすべて解決できるかにみえたところに大きな混乱の原因があるように思われる。株主価値の表示を暗に意図した公正価値測定は本来の公正価値の意義とは異なるばかりか，それにもとづいて減損処理することで認識される自己創設分の問題になんら解決策を講じえなかったのが現実である。

自己創設分と取得分とを明確に区別する仕組みをもたないままに，耐用年数が不確定なのれんと無形資産をひとまとめにして両者の費用化を公正価値測定の枠組みのなかで解決しようとする姿勢が見直されないかぎり，「Good Old Days」（Kimbro 他［2016］）への回帰も1つかもしれない。

注

（1）こうした理由に対して，「プーリング法の廃止に反対した産業界が操作可能な会計処理，すなわち，検証不能な公正価値測定や現金生成単位への配分を求めた」（Ramanna［2008］）との批判や，反対に，「操作可能性を求めたのではなく，規則的な償却を避けたにすぎない」（Skinner［2007］）と正当化する見解もみうけられる。

（2）もっとも，会計上，これまでタブーとされてきた自己創設のれんの認識については，IASB は，減損損失の認識にさいして，企業結合前における取得企業の自己創設分を除外できるような仕組を検討しているようである（IASB［2016b］）。しかしながら，かりに企業結合前の自己創設のれんを排除できたとしても，企業結合後に新たに付加された自己創設分は依然として混入されたままであり，くわえて金利分の割引と割戻が収益と費用の対応に与える影響に変わりはない。

参考文献

Barth & Clinch［1998］, “Revalued Financial, Tangible, and Intangible Assets”, *Journal of Accounting Research*, Vol. 36, pp. 199-233.

Barth & Kasznik & McNicols［2001］, “Analyst Coverage and Intangible Assets”, *Journal of Accounting Research*, Vol. 39, pp. 1-34.

Beatty & Weber［2006］, “Accounting Discretion in fair Value Estimates: An Examination of SFAS 142 Goodwill Impairments”, *Journal of Accounting Research*, Vol. 44, pp. 257–288.

Bostwick, Krieger［2016］, Lambert, “Relevance of Goodwill Impairments to Cash Flow Prediction and Forecasting”, *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol. 31, pp.339–364.

David K. Goesling［2012］, *Changes to Fair Value Concepts for Financial Reporting*.

FASB［2014］, *Accounting Standards Update No.2014-02 Intangibles-Goodwill and Other* (Topic 350).

IASB［2016a］, Agenda Paper 18A “Goodwill and Impairment Project”.

IASB［2016b］, Agenda Paper 18C “Goodwill and Impairment Project”.

Kanodia & Sapra & Venugopalan［2004］, “Should Intangibles Be Measured: What are the Economic Trade-Offs?” *Journal of Accounting Research*, Vol. 42, pp. 89–120.

企業会計基準委員会［2006］討議資料『財務会計の概念フレームワーク』。

Kimbro & Xu［2016］, “The Accounting Treatment of Goodwill, Idiosyncratic Risk, and Market Pricing”, *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol. 31, pp.365-387.

Ramanna［2008］, “The implications of unverifiable fair-value accounting : Evidence

from the political economy of goodwill accounting", *Journal of Accounting & Economics*, Vol. 45, pp. 253–281.
Riedl［2004］, "An Examination of Long-Lived Asset Impairments", *The Accounting Review*, Vol. 79, No. 3, pp. 823-852 .
斎藤静樹［1998］『企業会計－利益の測定と開示―』東京大学出版会。
斎藤静樹［2017］「のれんの償却と減損―企業結合会計基準の迷走―」『企業会計』第 69 巻第 1 号, 13-20 頁。
Skinner D. j.［2008］, "Discussion of 'The implications of unverifiable fair-value accounting : Evidence from the political economy of goodwill accounting'", *Journal of Accounting & Economics*, Vol. 45, pp. 282–288.
Wyatte［2005］, "Accounting Recognition of Intangible Assets: Theory and Evidence on Economic Determinants", *The accounting Review*, Vol. 80, No. 3, pp. 967-1003.

有形固定資産の公正価値測定

米 山 正 樹
東京大学

要　旨

本稿では，IFRS の任意適用を機に，減損損失を補完する注記情報がどう変質したのかを主要な研究主題とした。IFRS を任意適用する理由として，対象企業の多くが「財務情報に係る質的な改善を図ること」を挙げている一方で，IFRS 移行後の注記実務を対象とした先行研究は，IFRS 適用後も注記が不十分な水準にとどまっていることを示唆している。IFRS の適用を通じた注記事項の変質については，旧来の水準が維持されるシナリオと，質的な改善が図られるシナリオのいずれも想定可能であることから，本稿では実際の変化の解明に努めている。

本稿の分析結果は，回収可能価額の算定基礎（正味売却価額か，それとも使用価値か）や現在価値の算定の用いた割引率などの，減損損失を補完する主要な注記情報が，IFRS の適用後に総じて改善していることを示唆している。とはいえ，文書化された開示規定に準拠していないようにみえる企業も無視できない水準でみられ，開示内容についてはなお改善の余地が残されている。

Ⅰ　問題の所在 ―減損関連注記情報への着目―

国際会計研究学会第 7 回東日本部会において，筆者に与えられたテーマは「有形固定資産の公正価値測定」であった。周知のとおり，現行会計基準は有形固定資産に継続的な公正価値測定を求めていない。また規範的な議論に目を向けてみても，「全面公正価値会計」の対象となるのは通常金融資産だけであり，有形固定資産をも継続的な再評価の対象とすべし，という議論は少数にとどまる。こうしてみると，一般的な日本企業が有形固定資産を（広義の）公正価値で測定する必要に迫られるのは，減損損失を計上する必要が生じ，特定年度に限って再評価が求められるケースに限られる(1)。現実に観察される会計実務を離れ，有形固定資産を継続的に再評価することの合理性を検討する必要性も乏しいと考えられることから，本稿では，有形固定資産の減損処理を検討課題としている。

減損処理における公正価値測定を対象とした先行研究の多くは，広義の公正価値に属する評価基準のうちのいずれまで簿価を切り下げるのか，という問題を論じてきたといってよい。より具体的には，使用価値と正味売却価額とからなる回収可能価額への切り下げを求める IAS/IFRS や日本基準と，時価への切り下げを求める米国基準との比較がなされてきた。この問題については既に研究の十分な蓄積がみられ，論点はほぼ出尽くしているということができる(2)。さらに言い換えるなら，減損処理の導入で会計基準の体系を支えている基礎概念はどう変質したのか，それは引き続き原価－実現の枠組みと整合的なのか，それとも「時価会計への移行」の嚆矢と位置づけられるのか，といった問題は「掘り尽されたもの」と言いうる。

逆にいうと，減損会計基準のあり方をめぐる伝統的な議論の多くは評価基準の選択問題だけに焦点を当てており，それ以外の論点には十分な注意が向けられていない。多くの見積もり要素を反映している減損損失情報の場合，実際には，注記などを通じて付帯的に開示される情報のいかんで，投資家の意思決定への役立ちも変わってくるはずである。言い換えれば，評価基準の選択問題を「自己完結的に」論じることはできないのであって，例えば減損処理に係る各国の会計基準を比較するのであれば，減損損失の大きさがどのような情報で補足（補完）されているのかをも対象にしなければ，そうした比較から実りある成果を期待するのは難しい。「意思決定支援」に資するためには，注記による補完が不可欠と考えられるからである。

こうした問題意識から，本稿では，固定資産に係る減損損失を補完する注記情報が，IFRS を任意適用した日本企業について，その適用前後でどう変質したのか（あるいは変質しなかったのか），を主要な検討課題とする(3)。よく知られているように，任意適用企業については，IFRS 適用初年度において，IFRS による財務諸表と日本基準による財務諸表との「並行開示」が求められている(4)。また適用初年度においては，IFRS を遡及適用した 2 期比較形式の財務諸表が開示される。この IFRS 適用初年度における「前連結会計年度」の財務諸表と，その直前年度において「当連結会計年度」として日本基準（あるいは米国基準）によって作成された財務諸表との比較によれば，基準変更の影響を抽出できるはずである。ここで IFRS 任意適用企業の適用初年度に着目したのはそのためである。

減損損失の補完に資する注記情報は多数想定しうるが，本稿ではなかでも，切り下げ後の簿価にあたる回収可能価額の算定過程に直結

する情報を直接的な分析対象とする。具体的には，(a) 回収可能価額の計算基礎（使用価値か，それとも正味売却価額か）や（b）将来キャッシュフローを現在価値に引き直す際に用いた割引率，さらには（c）将来キャッシュフローを見積もった期間やその算定基礎などに着目する。

Ⅱ　注記情報の相違に影響を及ぼしうる要因 ―会計基準とその解釈―

1.　注記内容の差異を生み出す複数の要因

先に記したとおり，本稿で着目するのは，減損損失に関して並行開示される 2 つの注記情報の異同である。報告年度と外的な環境情報が揃っている以上，開示内容の相違は会計基準の差異に帰着しうるが，そこでいう「会計基準の差異」は，厳密にはいくつかの要素に分けられる。

第 1 に，減損損失の認識基準や測定基準の違いが開示内容の違いを生み出しうる。同一会計年度に同一事象に直面したとき，一方の会計基準が減損損失の計上を要求するのに対し，他方の基準はそれを要求しないことが起こりうる。いうまでもなく，減損損失の計上を求めない会計基準のもとでは注記情報も必要とされないことから，注記内容は 2 つの会計基準で異なることとなる。

また，2 つの会計基準がともに減損損失の計上を要求するものの，測定基準の違いに応じて損失計上額が異なり，一方の会計基準のもとでは減損損失に重要性が認められるのに対し，他方の基準では減損損失に重要性が認められない事態も起こりうる。重要性に係る判断が異なる場合もまた，注記内容は会計基準間で異なることとなる。

第 2 に，2 つの会計基準で減損損失の認識基準と測定基準とが揃っていたとしても，開示に係る規定が相違すれば，減損損失に係る注記内容はやはり相違する。これは注記内容の相違を生み出す最も直接的な要因といってよい。

第 3 に，減損損失に係る「文書化された規定」が認識基準，測定基準および注記内容に係る開示基準のすべてにおいて揃っていたとしても，「書かれた規定」の解釈や運用が 2 つの会計基準間で相違していれば，減損損失に係る注記事項にはやはり差異が生じることとなる。例えば，「重要性が認められる場合に特定事項を注記すべし」という規定を 2 つの会計基準が共有していたとしても，それぞれの会計基準を背後で支えている基本理念（財務報告の目的や会計情報の利用者が直面している経済環境に係る事実認識など）が異なる場合，重要性の判断は会計基準毎に分かれうるであろう。

上記した相違のうち，第 1 の要因によって生じる注記内容の相違は，直接的には，認識基準や測定基準の違いによって生み出されているものである。「財務諸表本体の減損損失を補完する注記情報は，IFRS の任意適用によって改善が図られたのか」という本稿の主要な検討課題は，暗黙の裡に，認識基準や測定基準が揃っている状況を念頭に置いて設定したものである。したがって後に具体的な分析に際しては，第 1 の要因によって生じた注記内容の差異を，その他の要因によって生じた差異から切り分ける必要が生じる。

よく知られているように，減損の兆候がみられる固定資産について，減損損失の計上要否をより厳密に判断し，必要と認められたものの簿価を「回収可能価額」まで切り下げる点で，減損処理に係る日本基準と IASB の基準とは共通している(5)。その一方，減損の兆候を判定する

基準は両者で必ずしも一致しておらず，また兆候のみられる固定資産から期待される将来キャッシュフローを割り引かずに合計した金額と，当該資産の簿価との比較によって減損損失の計上要否を判断する日本基準に対し，IASBでは当該キャッシュフローを割り引いて求める「回収可能価額」と簿価との大小関係によって減損の要否が判断される(6)。減損損失の認識・測定基準がこうした点で相違していることは，注記内容の分析に際して念頭に置く必要がある。

他方，上記した相違のうち，第2の要因によって生じる注記内容の相違と，第3の要因によって生じる注記内容の相違とは，ともに本稿の主要な検討課題に直結するものだが，両者を切り分けてとらえるのは難しい。もちろん，「文書化された」開示規定に実質的な相違がみられないケースであれば，開示内容の相違をすべて第 3 の要因に帰することができる。これに対し，「文書化された」開示規定に相違がみられるケースでは，かりに開示内容に違いがみられたとき，そのすべてを開示規定の差異に帰することができるのか，それとも第3の要因によって開示内容の差異がさらに増幅されているのかを客観的に判別するのは難しい。

そうであれば，開示事例を実際に分析するのに先立ち，（第 3 の要因との対比において）第2の要因が相対的にどれだけ大きな影響を及ぼしうるのか，を予め確かめておくことは，今後の円滑な分析に貢献しそうである。こうした考えから，以下では，減損損失に係る開示規定の要点を，日本基準と IASB の基準のそれぞれについて確認する。そのうえで，減損損失に関して「並行開示」される注記情報の違いのうちのどれだけを「第2の要因」に帰着させることができるのかを最後に検討する。

2. 減損損失に係る開示要求の異同点

減損損失の係る開示事項は，日本基準の場合，「固定資産の減損に係る会計基準」の本体と，その適用指針に分けて記されている。重要な内容ゆえ，以下では関連箇所の原文を引用する。なお下線は後の分析のために筆者が加筆したものである。

「固定資産の減損に係る会計基準」（財務省企業会計審議会［2002］）

四 財務諸表における開示

1 貸借対照表における表示

減損処理を行った資産の貸借対照表における表示は，原則として，減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し，控除後の金額をその後の取得原価とする形式で行う。ただし，当該資産に対する減損損失累計額を，取得原価から間接控除する形式で表示することもできる。この場合，減損損失累計額を減価償却累計額に合算して表示することができる。

2 損益計算書における表示

減損損失は，原則として，特別損失とする。

3 注記事項

重要な減損損失を認識した場合には，減損損失を認識した資産，減損損失の認識に至った経緯，減損損失の金額，資産のグルーピングの方法，回収可能価額の算定方法等の事項について注記する。

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会［2009］）

（前略）

58. 重要な減損損失を認識した場合には，損益計算書（特別損失）に係る注記事項として，以

下の項目を注記する（減損会計基準 四 3.及び第 140 項参照）。
(1)減損損失を認識した資産又は資産グループについては，その用途，種類，場所などの概要
(2)減損損失の認識に至った経緯
(3)減損損失の金額については，特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
(4)資産グループについて減損損失を認識した場合には，当該資産グループの概要と資産をグルーピングした方法
(5)回収可能価額が正味売却価額の場合には，その旨及び時価の算定方法，回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率（第 141 項参照）

ただし，減損会計基準を初めて適用した事業年度においては，減損損失を計上していなくとも，全般的な資産のグルーピングの方針等を注記することができる（第 140 項参照）。

59. 前項で示された注記事項は，資産グループごとに記載する。ただし，多数の資産グループにおいて重要な減損損失が発生している場合には，資産の用途や場所等に基づいて，まとめて記載することができる。

（中略）

140. 減損会計基準 四 3.では，重要な減損損失を認識した場合には，減損損失を認識した資産，減損損失の認識に至った経緯，減損損失の金額，資産のグルーピングの方法，回収可能価額の算定方法等の事項について注記するとしている。これらは，特別損失に計上される減損損失に係る注記事項であるため，損益計算書に係る注記事項とすることが適当であると考えられる（第 58 項参照）。

なお，減損損失を認識していない場合でも，資産のグルーピングの方法や減損の兆候があった資産又は資産グループなどについて注記すべきであるという意見がある。しかしながら，減損会計基準及び本適用指針に従い減損損失を認識する必要のない場合にまで注記しなければならないとすることは，過度な開示を求めるものであるため，本適用指針では，そのような場合にまで注記を必ず行うこととはしていない。

ただし，固定資産の減損処理を行うにあたっては，企業の見積りに基づく要素が多く，また，見積りの前提として重要と考えられる資産のグルーピングの方法については，事業の種類や業態の特性，管理会計の方法などにより異なるため一律に定められるものではない。このため，減損会計基準及び本適用指針を適用したものの，減損損失を計上することとはならなかった場合でも，関連する情報の開示を行うことが有用と考えられるときがある。このような点を考慮して，本適用指針では，減損会計基準を初めて適用した事業年度においては，減損損失を計上していなくとも，全般的な資産のグルーピングの方針等を注記することができるものとした（第 58 項なお書き参照）。

141. 使用価値の算定に際して用いられた割引率については，注記事項に必ずしも含める必要はないという意見があるが，当該割引率は，企業に固有の事情を反映して見積られることから開示を行うことが適当であり，また，翌期以降，当該資産又は資産グループの収益性を反映する情報であることから，注記事項に含めることとした（第 58 項(5)参照）。ただし，対外競争上の企業秘密を開示することにつながるおそれがあるとの指摘もあることから，少なくと

も割引率のみ開示すれば足り，その算定方法の開示までは求められないと考えられる。

なお，見積られる将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを将来キャッシュ・フローの見積りに反映させた場合には，貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率を用いて使用価値を算定するため，当該割引率を開示する。ただし，この場合においても，算定された使用価値と減損損失の認識の判定に用いられた当該リスクを反映させない将来キャッシュ・フローとから求められる割引率に相当する率（第 39 項(2)参照）を開示することは妨げない。

142. 回収可能価額の算定方法の注記事項に関して，回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率（第 58 項(5)参照）に加えて，経済的残存使用年数（資産グループの場合は，主要な資産の経済的残存使用年数）も注記すべきであるという意見がある。しかしながら，必ずしも個別の固定資産の耐用年数は開示することとはされていないことや，国際的な基準においても減損処理後の価値の算定に関連する経済的残存使用年数の開示は求められていないことから，本適用指針では経済的残存使用年数を注記事項には含めていない。

これに対し，IAS 第 36 号の関連箇所は以下の通りである。

IAS 第 36 号「資産の減損」（IASC［1998］）

（前略）

130 当期中に減損損失の認識又は戻入れをした個別の資産（のれんを含む）又は資金生成単位に関して，企業は次の事項を開示しなければならない。

(a) 減損損失の認識又は戻入れに至った事象及び状況

(b) 認識又は戻入れをした減損損失の金額

(c) 個別資産について

(i) 当該資産の性質

(ii) もし企業が，IFRS 第 8 号に従ってセグメント情報を報告している場合には，資産が所属する報告セグメント

(d) 資金生成単位について

(i) 当該資金生成単位の記述（例えば，生産ライン，工場，事業，地域，又は IFRS 第 8 号に定義されている報告セグメントのうち，どれに該当するか）

(ii) 資産の種類ごとに，認識又は戻入れをした減損損失の金額，また企業が IFRS 第 8 号に従ってセグメント情報を報告する場合，報告セグメント別に，認識又は戻入れをした減損損失の金額

(iii) 当該資金生成単位を識別するための資産の集約が，以前の資金生成単位の回収可能価額の見積り（もしあれば）から変更されている場合には，企業は資産の現在と以前の集約方法の記述，及び資金生成単位の識別方法の変更理由

(e) 当該資産（資金生成単位）の回収可能価額及び当該資産（資金生成単位）の回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値又は使用価値のどちらであるか

(f) 回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値である場合には，企業は以下の情報を開示しなければならない。

(i) 当該資産（資金生成単位）の公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキー（IFRS 第 13 号参照）のレベル（「処分コスト」が観察可能かどうかは考慮に入れない）

(ii) 公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される公正価値測定につ

いて，処分コスト控除後の公正価値の測定に用いた評価技法の記述。

評価技法の変更があった場合には，企業は当該変更及びそれを行った理由を開示しなければならない。

(iii) 公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される公正価値測定について，経営者が処分コスト控除後の公正価値の算定の基礎とした主要な各仮定。主要な仮定とは，資産（資金生成単位）の回収可能価額の感応度が非常に高い仮定をいう。企業は，処分コスト控除後の公正価値を現在価値技法を用いて測定している場合には，最新の測定及び過去の測定に使用した割引率も開示しなければならない。

(g) 回収可能価額が使用価値である場合には，使用価値の現在及び過去の見積り（もしあれば）に用いた割引率

131 企業は，当期中に認識又は戻入れをした減損損失の合計について，第 130 項に従って開示される情報がない場合に，次の情報を開示しなければならない。

(a) 減損損失の影響を受ける主な資産の種類及び減損損失の戻入れの影響を受ける主な資産の種類

(b) 減損損失の認識及び減損損失の戻入れを生じさせた主な事象及び状況

132 企業は，当期中に資産（資金生成単位）の回収可能価額の決定に使用した仮定を開示することが奨励される。ただし，のれん又は耐用年数を確定できない無形資産が当該単位の帳簿価額に含まれている場合には，第 134 項により，企業は資金生成単位の回収可能価額を測定するにあたって用いた見積りについての情報を開示する必要がある。

減損損失に関連して要求される注記事項を日本基準と IASB の基準について概観してみると，細かな文言表現の違いこそあれ，(a) 回収可能価額の計算基礎や (b) 将来キャッシュフローを現在価値に引き直す際に用いた割引率，さらには (c) 見積もり期間をはじめとする将来キャッシュフローの算定基礎などの本稿で関心を寄せている項目は，双方の会計基準が要求していることを理解しうる。「文書化された開示規定」が字義通りに適用されるのであれば，その他の条件を一定としたとき，会計基準の違いにかかわらず，減損損失を補足する上記の注記情報は均質的なものになると予想される。その場合，にもかかわらず長期の内容が「並行開示」される 2 つの財務諸表で異なるとすれば，その原因はもっぱら，先に記した「第 3 の要因」に帰することとなる。

とはいえ，先に記した「第 2 の要因」に関して，日本基準と IASB の基準が完全に均質的と言い切ることもできない。例えば「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の第 140 項から第 142 項には，いくつかの項目の開示に関して抑制的な姿勢を読み取ることができる。これに対し IAS 第 36 号の第 132 項では，回収可能価額を決定する際に用いた仮定の開示が奨励されている。明示的に開示が求められている項目以外を開示するかどうかが企業の裁量に委ねられている場合，第 140 項から第 142 項までの記述を有する日本基準と，第 132 項のような記述を有する IASB の基準とで，企業の開示行動が異なる事態は想定しうる。

こうしてみると，「並行開示」されている 2 つの財務諸表間で減損損失に係る注記内容が（先述した「第 1 の要因」に帰着させられない理由により）異なっている場合，その理由は基本的に「第 3 の要因」に帰着させうることとなる。ただしその場合であっても，今後の分析に

際しては，「第 2 の要因」に無視できない相違が存在している点に留意しなければならないであろう。

Ⅲ　減損損失に係る注記情報の変化 ―先行研究レビューと事前の予想―

減損損失に関して「並行開示」される注記情報が日本基準と IASB の基準とで異なる場合，その原因は会計基準（なかでも開示規定）の相違だけでなく，開示規定の解釈や運用状況にも帰着させうる。2 つの会計基準の間で開示規定そのものに大きな違いを見出すことはできないことから，かりに減損損失に係る注記事項が 2 つの会計基準で異なる場合，開示規定の解釈や運用状況の違いを生み出す「見えざる規範や暗黙の前提」の違いにも目を向けなければならない，というのが前節の要点であった。そこでいう「見えざる規範や暗黙の前提」としては，例えば，「企業が競争上の優位を維持する観点から秘匿している内部情報の開示に係る積極性（消極性）」あるいは「減損損失を補完するための追加的な情報提供に伴う便益やコストに係る事実認識」さらには「会計情報に求められる質的な特性間のバランスに係る事実認識」などに求められる。

では IFRS 任意適用企業による「並行開示」において，減損損失に係る注記情報は 2 つの財務諸表の間で相違する，と予想されるのであろうか。それとも両者の間で減損損失を補完する注記情報に本質的な違いはみられない，と予想されるのであろうか。この節では注記情報の異同に関して事前にどのような予想が立てられるのかを検討する。まずは先行研究からこの点についての含意を引き出すように努める。

1.　先行研究の含意

日本企業の減損損失計上行動に関する先行研究の多くは，胡丹・車戸［2012］にみられるように，アーカイバル・データを用いて損失計上の動機を解明しようと試みている。その一方で，減損損失に付随して開示される情報を対象とした実態分析も少数ながら存在する。その嚆矢といいうる遠藤・白木［2007］のほか，川島［2011］もまた，回収可能価額の決定方法（使用価値か，それとも正味売却価額か）や使用価値の算定に際して用いられた割引率に係る実態分析を試みている。

そうした分析を行った遠藤・白木［2007］と川島［2011］はいずれも，減損損失に係る付随的な情報の開示が限定的なものにとどまっている旨を指摘している。つまり固定資産の減損に係る会計基準とその適用指針は必ずしも字義通りには運用されておらず，それらを逐語的に解釈すれば提供されるはずの各種情報，なかでも「回収可能価額」の算定基礎に係る情報提供が乏しいことを指摘している。ただしそれらの先行研究は事実の指摘にとどまっており，十分な情報が提供されていない理由はそこでは未解明とされている。

また先行研究の中には，本報告と同様に，IFRS を任意適用した企業の減損に関連する情報の開示行動を対象とした先行研究もみられる（さしあたり島田［2015］および山下［2014］を参照）。このうち前者（島田［2015］）は，IFRS 任意適用企業においてものれんの減損損失に係る情報開示にはばらつきが目立ち，開示が不十分な水準にとどまる企業も少なくない旨の含意を引き出している。

島田［2015］が行っているのは IFRS 任意適用企業を対象とした共時的な分析であり，しかも直接的な分析対象は（本稿が分析対象としている有形固定資産の減損損失に係る注記事項

ではなく）のれんの減損に係る注記事項である。したがってそこから引き出されてきた含意も,「のれんの減損損失を補完するためにIFRS任意適用企業が提供している注記情報の開示水準は一様性を欠き，（文書化された開示規定を字義通りに解釈した場合をベンチマークとしたとき）不十分な水準にとどまっている企業もみられる」という形をとる。こうした含意と，本稿の主要な検討課題との関連は間接的なものにとどまる。

とはいえ，島田［2015］の発見事項は，IFRS任意適用企業の注記による補完が，有形固定資産の減損損失についても一様性を欠き，不十分なものにとどまっている企業が含まれている可能性を示唆するものといってよい。

ここで取り上げた先行研究の成果を総括すれば，「適用される会計基準のいかんにかかわらず，有形固定資産の減損損失を補完する注記情報は，総じて不十分な水準にとどまっている」というのが事前の合理的な予測となる。言い換えれば，「並行開示」されている2つの財務諸表はいずれも減損損失に係る注記情報を十分に提供しておらず，その不十分さにおいて両者に本質的な差異はない，というのが事前の予測となる。

2. 『IFRS適用レポート』と整合する代替的なシナリオ

先行研究と整合する上記の「事前予測」は，他方で,「IFRSを敢えて任意適用する誘因」に係る通念とは必ずしも整合していない。任意適用企業がIFRS移行時に直面した課題をどう乗り越えたのか，また，移行によるメリットとしてどのようなものを想定していたのか，などに関する実態調査やヒアリングの結果をとりまとめた『IFRS適用レポート』によれば，調査対象企業は「任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリット」を以下のように回答している（金融庁［2016］，4頁）。

1. 経営管理への寄与 29社
2. 比較可能性の向上 15社
3. 海外投資家への説明の容易さ 6社
4. 業績の適切な反映 6社
5. 資金調達の円滑化 5社

回答のうちの「比較可能性の向上」「海外投資家への説明の容易さ」「業績の適切な反映」などは，IFRSの適用を機に報告内容の改善・充実を図ろうとする経営者の意思を反映したものと考えられる。もちろん，回答内容に対して何の責任も求められていないアンケート調査の結果に全幅の信頼を寄せることはできない。とはいえ，敢えて事実に反した回答を行う誘因を見出せない以上，上記の回答は経営者の「本音」を反映したものと考えられる。

もしIFRSを任意適用した企業の経営者が総じて報告内容の改善・充実を図ろうとしているのであれば，そうした意向が減損損失に係る注記内容の改善という形で表れてくることも想定しうる。こうした改善が図られた場合，いうまでもなく，注記内容は日本基準（移行前）とIASBの基準（移行後）とで異なることとなる。

もちろん，この代替的なシナリオが意味を持つのは「比較可能性の向上」「業績の適切な反映」などの目的を達成するための手段として，有形固定資産の減損損失に係る注記が重要性を有している場合に限られる。他の領域における測定・開示方法を改善することで，財務報告の質がより大きく改善すると期待されるのであれば，財務報告に振り向けられる経営資源が限られている状況では，減損損失に係る注記情報の改善は「後回し」とされてしまうであろう。実際，日本基準とIFRSとの最も大きな差異と

みなされているのは，修正国際基準（企業会計基準委員会［2015a］および同［2015b］）の対象項目であって，有形固定資産に係る減損処理や，減損損失に係る注記内容ではない。

そう考えれば，ここで記した代替的なシナリオを，先に記した「事前に予測されるシナリオ（事前の予測）」と並列視するのは難しい。このシナリオは，事前の予測に反する開示行動が観察されたとき，その事実に対する合理的な解釈の 1 つと位置づけることとし，この代替的なシナリオの存在にかかわらず，「並行開示」されている 2 つの財務諸表間で，減損損失に係る注記内容に基本的な違いはない，というのを引き続き「事前の予想」とする。

Ⅳ　分析対象と分析手法

1.　分析対象企業

本稿の脱稿時点（2016 年 7 月）においては，IFRS 適用済会社数と IFRS 適用決定会社数の合計が 110 社を超えている（http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html）。そのうち，注記情報に係る分析を始めた時点（2016 年 3 月）で減損損失に係る注記情報が公開されていたのは 2015 年 3 月期までに IFRS を任意適用した 58 社だけであった。本稿では，これら 58 社が IFRS を初度適用する直前の年度（すなわち J-GAAP による財務情報と IAS/IFRS による財務情報とがともに開示されている年度）を対象として，J-GAAP と IAS/IFRS それぞれによる減損関連注記情報から必要な内容を抽出し，比較対照を試みた。

より具体的な分析対象は，（a）IFRS 適用初年度の IFRS に準拠した財務諸表における「前連結会計年度」と，（b）IFRS 適用直前年度の「旧基準（日本基準または米国基準）」に準拠した財務諸表における「当連結会計年度」の注記情報である。いうまでもなく，当期の「前連結会計年度」と前期の「当連結会計年度」は同一である。前者については IFRS が遡及適用される一方で，後者については日本基準，あるいは米国基準が適用されている。同一年度の同一企業について，減損損失に係る注記事項が異なるとすれば，それはもっぱら会計基準の相違に起因するものと考えてよい。こうしたことから本稿では，ここで記した 2 つの財務諸表に着目した。

会社名	業種分類	適用時期	移行前のGAAP
日本電波工業	電気機器	2010年3月期	J-GAAP
HOYA（注1）	精密機器	2011年3月期	J-GAAP
住友商事（注2）	卸売業	2011年3月期	J-GAAP
日本板硝子（注3）	ガラス・土石製品	2012年3月期　第1四半期	J-GAAP
日本たばこ産業	食料品	2012年3月期	J-GAAP
ディー・エヌ・エー	サービス業	2013年3月期　第1四半期	J-GAAP
アンリツ	電気機器	2013年3月期　第1四半期	J-GAAP
SBIホールディングス	証券、商品先物取引業	2013年3月期　第1四半期	J-GAAP
トーセイ	不動産業	2013年11月期　第1四半期	J-GAAP
双日	卸売業	2013年3月期	J-GAAP
丸紅（注4）	卸売業	2013年3月期	US-GAAP
マネックスグループ	証券、商品先物取引業	2013年3月期	J-GAAP
ネクソン	情報・通信業	2013年12月期　第1四半期	J-GAAP
中外製薬	医薬品	2013年12月期　第1四半期	J-GAAP
楽天（注5）	サービス業	2013年12月期　第1四半期	J-GAAP
ソフトバンク	情報・通信業	2014年3月期　第1四半期	J-GAAP
旭硝子	ガラス・土石製品	2013年12月期	J-GAAP
武田薬品工業	医薬品	2014年3月期	J-GAAP
アステラス製薬	医薬品	2014年3月期	J-GAAP
小野薬品工業	医薬品	2014年3月期	J-GAAP
そーせいグループ（注6）	医薬品	2014年3月期	J-GAAP
第一三共	医薬品	2014年3月期	J-GAAP
リコー（注7）	電気機器	2014年3月期	US-GAAP
伊藤忠商事（注7）	卸売業	2014年3月期	US-GAAP
三井物産（注7）	卸売業	2014年3月期	US-GAAP
三菱商事（注7）	卸売業	2014年3月期	US-GAAP
伊藤忠エネクス（注6）	卸売業	2014年3月期	J-GAAP
エムスリー	サービス業	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
エーザイ	医薬品	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
ヤフー	情報・通信業	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
伊藤忠テクノソリューションズ	情報・通信業	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
富士通	電気機器	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
セイコーエプソン	電気機器	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
日東電工	化学	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
ケーヒン	輸送用機器	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
ファーストリテイリング	小売業	2014年8月期	J-GAAP
トリドール	小売業	2015年3月期	J-GAAP
日立化成（注8）	化学	2015年3月期	J-GAAP
電通	サービス業	2015年3月期	J-GAAP
参天製薬	医薬品	2015年3月期	J-GAAP
コニカミノルタ（注8）	電気機器	2015年3月期	J-GAAP
日立金属（注8）	鉄鋼	2015年3月期	J-GAAP
日立建機（注8）	機械	2015年3月期	J-GAAP
日立製作所（注9）	電気機器	2015年3月期	US-GAAP
日立工機（注8）	機械	2015年3月期	J-GAAP
日立国際電気（注8）	電気機器	2015年3月期	J-GAAP
クラリオン（注8）	電気機器	2015年3月期	J-GAAP
デンソー（注8）	輸送用機器	2015年3月期	J-GAAP
ユタカ技研（注8）	輸送用機器	2015年3月期	J-GAAP
本田技研工業（注9）	輸送用機器	2015年3月期	US-GAAP
ショーワ（注8）	輸送用機器	2015年3月期	J-GAAP
エフ・シー・シー（注8）	輸送用機器	2015年3月期	J-GAAP
八千代工業（注8）	輸送用機器	2015年3月期	J-GAAP
日立ハイテクノロジーズ（注8）	卸売業	2015年3月期	J-GAAP
日立キャピタル（注8）	その他金融業	2015年3月期	J-GAAP
日本取引所グループ	その他金融業	2015年3月期	J-GAAP
日立物流（注8）	陸運業	2015年3月期	J-GAAP
コナミ（注9）	情報・通信業	2015年3月期	US-GAAP

（注1）2010年3月期はIR資料としてIFRS決算書を作成。2011年3月期の決算短信からIFRSで開示。
（注2）2011年3月期の有価証券報告書よりIFRSを適用。
決算短信は2012年3月期第1四半期よりIFRSを適用(2011年3月期決算短信は簡略版を作成)。
なお、IR情報として、2011年3月期の有価証券報告書の提出日に、IFRSを適用した決算短信も公表している。
（注3）IFRS適用準備に関する説明資料等を開示。
（注4）2013年3月期の決算短信等を米国会計基準にて開示した後、
2014年3月期第1四半期決算短信と同時に、IFRSに基づく2013年3月期決算短信を開示。
（注5）IR情報としてIFRSに基づく連結財務諸表(2012年12月期)、IFRS適用準備に関する説明資料等を開示。
（注6）2014年3月期の有価証券報告書よりIFRSを適用。
2014年3月期の決算短信については、従来同様、日本基準を適用。
2014年3月期の有価証券報告書の提出日に、IFRSを適用した決算短信も公表。
（注7）2014年3月期の有価証券報告書よりIFRSを適用。
2014年3月期の決算短信については、従来同様、米国会計基準を適用。
2014年3月期の有価証券報告書の提出日に、IFRSを適用した決算短信も公表。
（注8）2015年3月期の有価証券報告書よりIFRSを適用。
2015年3月期の決算短信については、従来同様、日本基準を適用。
2015年3月期の有価証券報告書の提出日に、IFRSを適用した決算短信も公表。
（注9）2015年3月期の有価証券報告書よりIFRSを適用。
2015年3月期の決算短信については、従来同様、米国会計基準を適用。
2015年3月期の有価証券報告書の提出日に、IFRSを適用した決算短信も公表。

具体的な調査方法としては，注記情報から「減損」という用語を含む文章を抽出し，調査対象項目（後述）に関わる内容が記されているかどうかを筆者の読解にもとづき判断し，その結果を集計表にとりまとめた。調査対象項目に係る記述がみられるかどうかの判断に際しては，一貫した方針を貫くとともに，分類結果を筆者自身が再度見直すことによって，可能な限り主観を排除するように努めているものの，分類結果の客観性を担保するための試みには限界がある。こうしたことから，本稿には最終的な集計結果のみならず，原データ（判断を介在させる前のデータ）をも「資料編」という形で公開し，分析結果の客観性を担保する試みは，筆者と同様の関心を抱いた後の研究者による追検定に委ねることとした。

2. 分析対象項目

(1) 主要な分析対象項目

続いては，減損損失に関連した注記事項として本稿が分析対象とした項目を記す。本稿では第 1 に，回収可能価額の算定基礎が適切に開示されているかどうかを分析対象とした。すなわち減損損失の算定基礎となる回収可能価額が時価（正味売却価額）によっているのか，それとも使用価値によっているのかが明記されているかどうかを調査した。

先に確認したとおり，回収可能価額が時価によって算定されているのか，それとも使用価値によっているのかは，IASB の基準では要注記事項とされている（IASC［1998］，para.130 (e)）。日本基準に同様の規定はないものの，回収可能価額が正味売却価額による場合と使用価値による場合とで異なる注記内容が要求されている以上，その前提として，いずれによって算定されているのかを財務諸表の読み手が理解するのに資する記述は暗黙のうちに要求されていると考えられる。回収可能価額の算定基礎は，減損資産が生み出す将来キャッシュフローに係る経営者の見通しに係る内部情報を含んでおり，その意味において減損損失に係る公正価値情報を補完する重要な注記情報と位置づけられる。開示規定を字義通りに解釈すれば開示されるはずの当該項目が，「並行開示」されている 2 つの財務諸表のそれぞれにおいて，実際にどう開示されているのかが第 1 の検

討対象である。

本稿では第 2 に，割引現在価値の算定に際して用いた割引率が適切に開示されているかどうかを分析対象とした。そこでは（a）そもそも割引率は開示されているのか，（b）減損資産のすべてが開示対象か，それとも一部の代表的な資産にとどまるのか，（c）適用対象毎に使い分けられた割引率がそのまま開示されているのか，それとも平均値だけが開示されているのか，あるいは特定資産との「ひも付き関係」を特定化しないまま，使用した割引率の幅だけが開示されているのか，などが具体的な調査対象となる。

よく知られているように，キャッシュフローの長期にわたる将来予測が求められる減損資産の公正価値評価においては，適用する割引率次第で割引現在価値が大きく変化する。その意味において，この情報もまた，減損損失に係る公正価値情報を補完する重要な注記情報と位置づけられる。割引率の開示は，IASB の基準（IASC［1998］，para.130(f)(iii)および para. 130(g)）のみならず，日本基準においても明示的に求められている（企業会計基準委員会［2009］第 58 項(5)）(7)。開示規定を字義通りに解釈すれば開示されるはずの割引率が，「並行開示」されている 2 つの財務諸表のそれぞれにおいて，実際にどう開示されているのかも検討対象とする。

(2) 副次的な分析対象項目と分析結果

本稿ではこの他，現金生成単位（資金生成単位）に関する記述についても調査を試みた。よく知られているように，現金生成単位をより大きくすれば，特定資産の評価益が別の資産の評価損を相殺する効果が生じることから，減損損失が計上される可能性は低くなる。現金生成単位に係る記述を調査対象としたのは，減損損失の算定基礎である対象資産の公正価値がどれだけ保守的な見積もりに依拠しているのかを理解するためには注記情報が必要となるはずだという判断による。

実際には現金生成単位に係る記述がみられた企業は少なく，対象企業（58 社）のうち日本基準で 17 社，IASB の基準で 10 社であった。具体的な記載事項は以下の通りである。

日本基準

1. 遊休資産等については別途個別に減損の要否を判断する旨の記載　11 社
2. 原則として各店舗を資金生成単位とする旨の記載　2 社
3. ビジネス・ユニット（主な製品別の生産・販売ライン）を資金生成単位とする旨の記載　1 社
4. 経営管理上の事業区分を基準として CGU を識別している旨の記載　1 社
5. 主として事業部または事業所を最小単位としている旨の記載　1 社
6. 報告セグメントを基礎としている旨の記載　1 社

IASB 基準

1. 遊休資産等については別途個別に減損の要否を判断する旨の記載　5 社
2. ビジネス・ユニット（主な製品別の生産・販売ライン）を資金生成単位とするとともに，売却及び除却予定資産・遊休資産については，個別の物件について減損の要否を判断する旨の記載　1 社
3. 経営管理上の事業区分を基準として CGU を識別している旨の記載　1 社
4. 原則として各店舗を資金生成単位とする旨の記載　1 社
5. 報告セグメントを基礎としている旨の

記載　1社

6. 資金生成単位を報告セグメントの範囲内で設定している旨の記載　1社

「並行開示」されている2つの財務諸表で，現金生成単位に関して等質的な開示を行っている企業がみられる一方で，IFRSへの移行に伴い注記をとりやめた企業（11社）やIFRSへの移行後に開示を始めた企業（4社）もみられ，対応は一様ではない。観察された事実に合理的な解釈を与えるのは困難だが，少なくとも「IFRSへの移行に伴い，現金生成単位（資金生成単位）に係る注記がシステマティックに改善した」ことを示唆する経験的な証拠は得られなかった，ということは可能であろう。形式上，現金生成単位に係る記述はIFRSへの移行に伴いむしろ減少しているが，減少の多くは「遊休資産等については別途個別に減損の要否を判断する旨」の，半ば自明といいうる記述の減少に帰することができる。上記の調査結果から「開示内容が質的に低下した」というような結論を導くこともできないであろう。

なお米国会計基準からIFRSに移行した9社のほとんどは，移行前後のいずれにおいても現金生成単位に係る注記を行っていない。1社が任意適用を機に「開示なし」から「開示あり」に移行しただけにとどまっており，「並行開示」されている注記内容の相違の多くは，日本基準からIFRSに移行した企業によって生み出されている。

本稿ではまた，将来キャッシュフローを見積もった期間に関連する記述も調査対象とした。減損損失の算定基礎となる対象資産の回収可能価額が，合理的には予見不能な期間にまで及んでいるという意味において過度に長期にわたっている場合，算定期間が合理的に予見可能な期間に収まっている場合とくらべて，回収可能額の信頼性は低下すると考えられる。ここで将来キャッシュフローの見積もり期間をも調査対象としたのは，回収可能価額をどれだけ信頼しうるのかもまた，投資家の意思決定に資するはずだという判断に根ざしている。

調査対象企業（58社）のうち，移行前から将来キャッシュフローの見積もり期間に係る注記を行っていたのは，米国会計基準を適用していた1社だけであり，日本基準適用企業はこの点に関する注記を行っていなかった。

有形固定資産に係る将来キャッシュフローの見積もり期間に限れば，IFRS適用後も事態はほとんど改善しておらず，開示を行っている企業は（1社から）6社に増加したに過ぎない。これらの企業による注記内容は以下の通りである。

1. 使用価値は，経営者が承認した今後5年度分の財務予算を基礎としている旨の記載
2. 最新の予算および事業計画にもとづき，各資金生成単位の事業に応じた適切な期間を用いている旨の記載
3. 経営者が承認した事業計画を基礎としている旨の記載
4. 将来キャッシュフローの具体的な見積もり方法をいくつか例示（任意適用前から注記を行っていた企業の開示内容）
5. 減損の実績を欠くものの，事業計画にもとづき最長5年としている旨の記載
6. 経営者によって承認された中期経営計画を基礎としている旨の記載

本稿では，有形固定資産の減損損失に係る注記事項の相対化を図るための参考として，のれんの減損損失に係る注記事項も調査している。のれんに係る減損損失の計上に際し，将来キャ

ッシュフローをどのように見積もったのかについては，有形固定資産に係る調査結果とは異なり，調査対象企業 58 社のうちの 34 社が IFRS への移行後に何らかの関連情報を開示し始めていた(8)。同様の情報は，「並行開示」されている日本基準の財務諸表では，わずか 1 社の開示にとどまっていたことと対照的である。

上記の調査結果は，将来キャッシュフローの見積もりがいっそう恣意的となりがちなのれんのほうに投資家らの関心が向けられていることを示唆している。のれんに係るキャッシュフローの見積もりが相対的に困難であるのは確かであろう。

とはいえその事実は，有形固定資産に係る注記を簡易なものにとどめてよい，という結論をただちに導くものではない。かりにのれんよりもキャッシュフローの見積もりが容易であっても，なおどの程度の期間を見通して回収可能価額を算定したのかに関する情報は，投資家にとって有用でありうる。IFRS 適用後もなお，有形固定資産に係る将来キャッシュフローをどのような期間を視野に収めて見積もったのかに係る情報がほとんど提供されていない事実は，それが生じた原因に係る追加的な分析の必要性を示唆している。

3. 主要な分析対象項目に係る分析結果とその含意

以下では，本稿の研究主題と最も密接に関わる（a）回収可能価額の算定基礎（正味売却価額か，それとも使用価値か），および（b）回収可能価額の算定に際して用いた割引率について，IFRS 適用前後で注記内容が変質したかどうかの検討結果を記す。集計結果は下記の図表に記されている通りである。

会社名	回収可能価額の計算基礎		割引率		減損を認識する単位		将来CFの見積もり期間	
	移行前	移行後	移行前	移行後	移行前	移行後	移行前	移行後
日本電波工業	○	○	○	○	×	○(*)1	×	×(*)GW
HOYA	○	○	×	○	○(*)3	○(*)3	×	○
住友商事	○	×(*)GW	×	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
日本板硝子	×	×(*)GW	○	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
日本たばこ産業	×	○	×	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
ディー・エヌ・エー	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15	×	×	×	×
アンリツ	○	○	×	○(*)14	×	×	×	×(*)GW
SBIホールディングス	○	×(*)GW	○(*)16	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
トーセイ	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15	×	×	×	×
双日	×(*)25	×(*)GW	○(*)23	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
丸紅	○	○	×	×	×	×	×	×
マネックスグループ	N/A(*)15	N/A(*)15(*)GW	N/A(*)15	N/A(*)15(*)GW	×	×	×	×(*)GW
ネクソン	○	○	N/A(*)24	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
中外製薬	×	×	×	×	×	×	×	×
楽天	×(*)GW/IA	○	×	×(*)GW/IA	○(*)1	×	×	×(*)GW/IA
ソフトバンク	N/A(*)15	N/A(*)15(*)GW	N/A(*)15	N/A(*)15(*)GW	×	×	×	×(*)GW
旭硝子	×(*)25	○	○(*)20	○(*)20	○(*)1	×	×	○(*)8
武田薬品工業	×	○	×(*)IA	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
アステラス製薬	×	○	×	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
小野薬品工業	×	○	×	×(*)IA	×	×	×	×
そーせいグループ	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15(*)GW	×	×	×	×(*)GW
第一三共	×(*)25	○	○(*)20(*)23	×(*)GW	○(*)1	×	×	×(*)GW
リコー	○	○	×	×(*)GW	×	×	×	○(*)9
伊藤忠商事	○	○	×	○(*)20	×	×	×	○
三井物産	○	○	×	△(*)18	×	×	○(*)10	○(*)10
三菱商事	○	○	×	×	×	×	×	×
伊藤忠エネクス	○	○	×	×(*)GW	○(*)1	×	×	×(*)GW
エムスリー	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15(*)GW	×	×	×	×(*)GW
エーザイ	×	○	×	×	○(*)1	×	×	×(*)GW
ヤフー	×	×(*)GW	×	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
伊藤忠テクノソリューションズ	N/A(*)15	N/A(*)13(*)15	N/A(*)15	N/A(*)13(*)15	×	×	×	×(*)GW
富士通	×(*)25	○	○(*)20(*)23	○	○(*)4	○(*)4	×	×(*)GW
セイコーエプソン	×	○	×	×	×	○(*)1	×	×
日東電工	×	×(*)13(*)22	×	×(*)13(*)22	×	×	×	×
ケーヒン	○	○	×	N/A(*)17	○(*)1	×	×	×
ファーストリテイリング	○	○	N/A(*)17	N/A(*)17	○(*)2	×	×	×(*)GW
トリドール	○	○	○	○	○(*)2	○(*)2	×	×(*)GW
日立化成	○	○	○(*)20	○	○(*)5	×	×	×(*)GW
電通	○	×(*)GW	○	×(*)GW	○(*)6	○(*)6	×	×
参天製薬	×	○	×	×	×	×	×	×
コニカミノルタ	○	○	×	×	○(*)1	×	×	×
日立金属	○	×	N/A(*)24	×	×	×	×	×(*)GW
日立建機	○	○	N/A(*)17	N/A(*)17	○(*)1	×	×	×(*)GW
日立製作所	○	○	○	○	×	×	×	×(*)GW
日立工機	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15(*)GW	×	×	×	×(*)GW
日立国際電気	○	○	○	○	×	×	×	×(*)GW
クラリオン	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15(*)GW	×	×	×	○(*)11
デンソー	○	○	○	○	○(*)1	○(*)1	×	×
ユタカ技研	×	×	×	×	×	×	×	×
本田技研工業	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15	N/A(*)15	×	×	×	×
ショーワ	×	○	×	×(*)GW	○(*)1	○(*)1	×	×(*)GW
エフ・シー・シー	×	○(*)19	×	N/A(*)19	×	○(*)1	×	×
八千代工業	×(*)25	×(*)25	△(*)21(*)23	△(*)21(*)23	×	×	×	×
日立ハイテクノロジーズ	○	○	×	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
日立キャピタル	N/A(*)15	○	N/A(*)15	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
日本取引所グループ	○	○	×	×(*)GW	○(*)1	×	×	×(*)GW
日立物流	×	○	×	×(*)GW	×	×	×(*)GW	×(*)GW
コナミ	○	○	×	○	×	○(*)7	×	○(*)12

(GW)のれんを含んだセグメント単位の減損認識については記載あり
(IA)無形資産の減損認識については記載あり
(1)遊休資産等については別途個別に減損の要否を判断することのみ記載
(2)原則として各店舗を資金生成単位とする旨を記載
(3)ビジネス・ユニット(主な製品別の生産・販売ライン)を資金生成単位とする旨を記載
(4)経営管理上の事業区分を基準としてCGUを識別している旨を記載
(5)主として事業部または事業所を最小単位としている旨を記載
(6)報告セグメントを基礎としている旨を記載
(7)報告セグメント未満であることのみ開示
(8)最新の予算および事業計画にもとづき、各資金生成単位の事業に応じた適切な期間を用いている旨を記載
(9)経営者が承認した事業計画を基礎としている旨を記載
(10)将来キャッシュ・フローの具体的な見積もり方法をいくつか例示

(11)減損の実績を欠くものの、事業計画にもとづき最長5年としている旨を記載
(12)経営者によって承認された中期経営計画を基礎としている旨を記載
(13)比較対象年度以外（減損実績のある年度）について記載あり
(14)回収可能価額は使用価値により測定しているものの、予想される使用期間が短期であるため割引計算は行っていない旨を記載（当年度）
(15)該当事項（減損の実績）なし
(16)割引前将来キャッシュ・フローがマイナスと見積もられたため割引率の開示を省略する旨を記載
(17)使用価値または正味売却価額がゼロである旨を記載
(18)「資金生成単位の固有のリスクを反映した市場平均と考えられる収益率を合理的に反映する率」という定性的な説明のみ
(19)不動産鑑定評価額から処分費用を控除した公正価値で測定している旨を記載
(20)ポイントではなくレンジを開示
(21)WACCによることのみ開示。定量的な情報なし。
(22)重要性の観点から記載を省略している旨を記載
(23)回収可能価額が使用価値による場合に適用される割引率を開示。回収可能価額の「実際の基礎」は不明。
(24)正味売却価額を売却予定価額によって算定している旨を記載
(25)使用価値で評価されているもの・正味売却価額で評価されているものを特定化できず。

(1) 回収可能価額の算定基礎に関する開示

まず回収可能価額の算定基礎については，調査対象年度において，有形固定資産について減損損失を計上した企業の過半数が，IFRS 適用前から回収可能価額の算定基礎を注記していた。ただし回収可能価額の算定基礎については，「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が注記を求めている。つまりこれは，減損損失が重要性を欠くと判断されない限り，開示しなければならない項目である。開示企業数の解釈（多いとみるのか，それとも少ないとみるのか）においては，この点を斟酌しなければならない。

上記の通り，文書化された開示規定をすべての企業が字義通りには運用していない状況は，同様の開示を求めているIFRSへの移行に伴って劇的に改善しているわけではない。ただし算定基礎を開示する企業はIFRSへの適用に伴って漸次増加している。しかもこの増加は，算定基礎の開示に着手する企業と，開示をとりやめる企業との対応が分かれた結果の「純増」ではなく，ごく少数の例外を除けば，IFRS の適用に伴う変化は「新規開示」に限られる。統計的な手法にもとづくものではないが，IFRS の適用の前後で，回収可能価額の算定基礎に係る開示は増加傾向にある，ということができる。

よく知られているように，米国の減損会計基準が「正味売却価額と使用価値のいずれか大きいほう」と定義される回収可能価額ではなく，時価への簿価切り下げを要求している。したがって米国基準の適用企業については，減損損失の計算基礎については開示が求められない。言い換えれば，IFRS への移行に伴う注記の増加は，主として日本基準からの移行企業について生じていることとなる。

なお一部の企業は，日本基準のもとで開示してきた算定基礎を，IFRS への移行に伴ってとりやめている。この事実は，一見したところ，開示内容の質的低下を示唆しているようにみえる。しかしそういうケースでは，（今回の調査に限れば）例外なく，のれんの減損損失について，回収可能価額の算定基礎や割引率に係る開示の改善が図られていた。その事実は，たとえ減損損失を補完する注記情報が「有形固定資産に限れば」質的にむしろ低下している場合であっても，のれんや無形資産を含めた事業資産の総体に係る減損損失の注記情報は，IFRS 適用以前の質が保たれていたり，むしろ改善したりしている可能性を示唆している。分析を通じて解き明かされた一連の事実からは，総じて，IFRS の任意適用によって，回収可能価額の算定基礎に係る開示が質的に改善した可能性を読み取ることができる。

(2) 割引率の開示

続いては使用価値の算定にあたって用いた

割引率や，正味売却価額を見積もった場合に用いた割引率の開示状況である。調査対象年度においてそもそも減損損失を計上していない企業については，割引率の開示が求められない。これに加え，使用価値や正味売却価額の算定にあたって予想した将来キャッシュフローがゼロまたはマイナスとなった企業もまた，回収可能価額は割引率のいかんにかかわらず回収可能価額はゼロとなることから，割引率に係る補足情報は注記されない。さらには回収可能価額が不動産鑑定士による鑑定評価額などによる正味売却価額の場合も，割引率が正味売却価額に内在しており独立にはとらえられないことから，その開示は行われない。これらのいずれにも該当しないケースだけが割引率の開示対象となる。この規準による場合，割引率を（潜在的に）開示すべき企業はIFRS適用前後ともに40社強となる。

これらの企業のうち，減損が生じた有形固定資産を（広義の）公正価値で評価するのに用いた割引率を何らかの形で開示しているのは，IFRS適用前後のいずれにおいても10社強にとどまっている。文書化された開示規定を必ずしもすべての企業が字義通りには運用していない状況は，ここでも，IFRSへの移行に伴って劇的に改善しているわけではない。有形固定資産に対象を限れば，割引率に関する注記の水準はせいぜい，IFRS適用後も適用前の水準にとどまっている，としか言えない。

ただ分析の範囲を減損が生じたのれんにまで広げると，少し異なる傾向を読み取ることができる。分析結果の一覧表が示しているように，回収可能価額の算定基礎に係る分析と同様，割引率についても，のれんについてはIFRSの適用によって開示内容の質的な改善が図られている。「耐用年数が相対的に短く，見積もるべきキャッシュフローも相対的に小さいと考えられる有形固定資産よりも，年数が長くかつ金額も大きいのれんに関する注記情報のほうが投資家らに注目されている」という事実認識から，のれんに関する注記の質的改善が図られた，と考えれば，観察された事実に合理的な解釈を与えることができる。

もちろん，直前に記したのは想定可能なシナリオの1つに過ぎず，これが観察結果に係る最も整合的な説明かどうかについては検討の余地が残されている。とはいえ，一連の分析結果が，割引率についても，「のれんや無形資産を含めた事業資産の総体に係る減損損失の注記情報の質を改善した」というシナリオと親和的であるのは確かであろう。

第2節第1項で検討したとおり，減損損失に関連する注記事項の相違は，減損損失の認識・測定基準に係る相違によっても生じる。ただし今回の分析対象に限れば，会計基準の違いが減損損失の要否自体の違いを生み出し，その結果として注記事項の違いが生み出されているケースは確認されなかった。そうなるとIFRS適用によって（少なくとも部分的に）注記事項の質的な改善がみられた理由は，(a) 開示規定自体の違い（関連情報の注記を奨励する規定をIFRSだけが持ち合わせていること），および (b) 文書化された開示規定をどう運用するのかに関する経営者の考え方の違い（『IFRS適用レポート』にみられるように，任意適用企業は注記情報の開示により積極的な姿勢で臨んでいること）などに求められよう(9)。

V　主要な発見事項と今後の検討課題

本稿の研究主題は，IFRSの任意適用によって，減損損失を補完する注記情報の質的な改善は図られたのか，であった。IFRS適用年度に

おいては，同一年度・同一の企業について，2つの異なる会計基準にもとづく異質な注記情報を入手しうることから，本稿ではIFRS任意適用企業が適用初年度に公表した財務諸表を主要な検討対象とした。

減損損失を補完する注記情報に係る先行研究は，日本基準を適用している企業群のみならず，IFRSを任意適用した企業群においてもなお，注記情報は不十分な水準にとどまっている，という含意が引き出されている。これらの事実と整合するのは，「IFRSの任意適用によっても注記内容の質的改善は図られない」というものである。

その一方で，『IFRS適用レポート』が示されているように，IFRS任意適用企業の少なくとも一部は，より充実した情報の提供を意図している，という通念が受け入れられている。これと整合するのは，「IFRSの適用によって注記内容は質的に向上する」というものである。

一見矛盾する2つのシナリオをともに視野に収めながら行った今回の分析結果は，先に記したとおり，「減損損失に関連する注記事項は，少なくとも部分的には改善がみられる」というものであった。この結果は見かけ上，直前の段落に記したシナリオとのみ整合しているようにみえる。

とはいえ，IFRS任意適用企業の中にも，回収可能価額の算定基礎やその見積もりに際して用いた割引率といった，「文書化された開示規定」が明示的に要求している項目を開示していない企業が少なくない(10)。また注記内容を改善するための努力が直接的にはのれんの減損損失に向けられており，「事業資産の減損損失を補完する注記情報」に限れば，その「改善効果」が現れていないケースもみられた。

これらの事実は，「改善方向への変化がみられるものの，開示の絶対水準は依然として不十分であるのに加え，そこでいう不十分さは減損処理の対象となる事業資産の中でも，とりわけ有形固定資産に係る減損損失に関して顕在化すること」を示唆している。これは「IFRSの任意適用によっても注記内容の質的改善は図られないこと」を要点とする，最初に取り上げたシナリオとも整合的である。本稿における発見事項は，その意味で，「相互に矛盾しているようにみえる通念」を統合する，より一般的な説明原理と結びつくものと意義づけられるであろう。

いくつかの事実が解き明かされた一方で，未解明のまま残されている検討課題も存在している。第1に，回収可能価額の算定基礎やその見積もりに際して用いた割引率のように，文書化された規定において明示的に開示が求められている項目が少なからぬケースで開示されていない理由は，いまだ解き明かされていない。一部のケースは重要性が乏しいという判断から開示が見送られたものと推察されるが，調査対象年度に計上されている減損損失の総資産などに対する比率からして，すべてのケースで非開示の理由を重要性に求めることは難しいであろう。

未解明のまま残されている第2の課題は，文書化された開示規定自体は類似しているにもかかわらず，減損損失を補完する注記情報が少なからぬ企業について改善している理由の解明である。前節までに記したとおり，想定されるシナリオの1つは，「注記を通じて減損損失を補完すること」を奨励する姿勢の有無（IFRSだけが有している積極的な基本姿勢）に理由を求めるものである。もう1つは，IFRSを任意適用すること自体が，企業の積極的な開示意欲を代理している，というものである。いずれのシナリオがより説得的であるのかが明らかでないのに加え，かりに「もう1つのシナリオ」

に依拠する場合，なぜ日本基準のもとでは積極的な開示意欲を現実の開示に結びつけられなかったのか，という疑問にも答えなければならない。これらの諸点についてはさらなる検討が必要とされている。

注

(1) 減損会計基準が求めている「回収可能価額」への切り下げは，「アップデートされた評価額」による再評価という意味において公正価値評価に属する手法と位置づけられる。

(2) 代表的かつ嚆矢と位置づけられる研究として，石川［2001］，川村［2001］，辻山［2002］などを参照されたい。

(3) IAS/IFRS 以前に米国基準を適用していたいくつかの企業も分析対象としている。

(4) 以下に引用した「連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等の概要（国際会計基準の任意適用関係）」を参照。

> 3. 並行開示（開示府令第 2 号様式記載上の注意(30)c, d 等）
>
> 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した会社は，初年度に限り，(1) 日本基準による要約連結財務諸表（2 期分），連結財務諸表を作成するための基本となる重要な事項の変更に関する事項（2 期分），及び (2) 日本基準による連結財務諸表の主要な項目と指定国際会計基準による連結財務諸表の主要な項目との差異に関する事項（2 期分）を概算額で記載しなければならない。
>
> また，翌年度以降は，直近の連結会計年度において，(2) の記載のみが求められる。
>
> なお，(1) 及び (2) については，監査対象外とする。
>
> （注）米国基準適用会社が，指定国際会計基準を適用する場合には，上記 (2) を記載する必要はない。

(5) IASC［1998］，paras.7-17 および財務省企業会計審議会［2002］「二 減損損失の認識と測定」を参照。

(6) このほか，いったん計上した減損損失の戻し入れを日本基準が禁止しているのに対し，IASB は一定の条件下で戻し入れを要求している点も主要な相違点として知られている。

(7) 厳密にいうと，回収可能価額が正味売却価額による場合は，割引率の開示が明示的には求められていない。ただしそこでは「時価の算定方法」の開示が求められており，割引率は時価の算定過程において重要な役割を果たしていると考えられる。

(8) 米国会計基準からの移行企業 9 社のうち，1 社は移行前後のいずれにおいてもキャッシュフローの見積もり期間に係る情報を提供していた。残りのうち 3 社は，見積もり期間に係る情報を IFRS への移行後に提供し始めている。さらに残る 2 社は IFRS 適用後，のれんに限って見積もり期間に係る情報を提供し始め，最後の 3 社は一貫して見積もり期間に係る情報を提供していない。

(9) もちろん，日本基準がより積極的な情報提供を禁じていない以上，日本基準のままでも注記情報の質的改善を図ることは可能なはずである。それでも IFRS の適用が指向されたのは，開示内容を無視できない規模で変化させるためには，何らかの口実が必要になる，ということかもしれない。

(10) 一部の企業は，「重要性が乏しい」という判断から注記を省略していると考えられる。しかし減損損失計上額の対総資産比などの指標との関係において，すべてのケースを重要性の問題に関連づけるのは難しい。

参考文献

International Accounting Standards Committee (IASC) ［1998］, International Accounting Standards (IAS) No.36: *Impairment of Assets*.

石川純治［2001］「論壇 減損会計と利益計算の構造」『企業会計』第 53 巻第 11 号，1524-1534 頁。

遠藤美紀・白木俊彦［2007］「固定資産の減損会計 ―減損会計適用の実態―」『南山経営研究』第 22 巻第 1 号，59-83 頁。

川島健司［2011］「〔研究ノート〕固定資産の回収可能価額の測定に関する実態調査」『経営志林』第 48 巻第 3 号，103-116 頁。

川村義則［2001］「減損会計の特徴と主要問題に関する考察」『早稲田商学』第 391 巻，527-547 頁。

企業会計基準委員会［2009］「企業会計基準適用指針第 6 号 固定資産の減損に係る会計基準 4 の適用指針」。

企業会計基準委員会［2015a］企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」。

企業会計基準委員会［2015b］企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」。

金融庁［2016］『IFRS 適用レポート』(http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1/01.pdf)。

胡丹・車戸祐介［2012］「日本における減損会計に関する実証分析」『会計プログレス』第 13 巻，43-

58 頁。
財務省企業会計審議会［2002］「固定資産の減損に係る会計基準」。
島田奈美［2015］「のれんの減損会計基準の適用実態 －開示情報に基づく調査－」『流通科学大学論集 流通・経営編』第 28 巻第 1 号，41-62 頁。
辻山栄子［2002］「減損会計の基本的な考え方」『企業会計』第 54 巻第 11 号，1606-1612 頁。
山下奨［2014］「日本企業の IFRS の初度適用とのれんの影響」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第 17 巻，131-173 頁。

Ⅱ　査読論文

財務会計と税務会計の結びつきに対する IFRS の影響分析
―韓国の経験からの示唆―

姜 周 亨
神戸学院大学

要　旨

本稿の目的は，IFRS の適用による財務会計と税務会計の結びつきの変化について包括的かつ具体的な証拠を提示することである。

2001 年の IASB 発足以来本格化した会計基準の国際統合の動きは，国々において「会計基準の複線化」をもたらしながらその範囲を拡大してきた。日本においても，IFRS 強制適用の機運が鎮静化し，コンバージェンスを慎重に進めているとはいえ，IFRS は財務会計を含むその周辺関連制度へ確実に影響を及ぼしている。

税務会計制度に限っていえば，「会計制度の多極化」に起因する公正処理基準の判定基準や，「IFRS の会計思考と法人税法の会計思考の相違が顕在化している会計処理」の増加を背景にした損金経理要件の是非などに関する議論がなされている。後者である損金経理要件に関する議論は，従来から論じられている論点ではあるものの，IFRS の影響に伴ってさらに注目されている。その要因の 1 つとして，IFRS の影響範囲が明確でないことが指摘されている。

そこで，本稿では，2011 年より IFRS を強制適用し，それに合わせて周辺関連制度を改正・整備した韓国の経験をもって，IFRS の影響範囲を明らかにすることを試みる。IFRS の適用以前の韓国の会計制度は確定決算主義を含め日本の会計制度に類似していたため，IFRS 適用前後の変化に関する比較分析は，日本の会計制度に関する議論に対して貴重な経験を提示できるであろう。

（2016 年 9 月 30 日審査受付　2017 年 3 月 3 日掲載決定）

Ⅰ　はじめに

国際会計基準審議会（以下，「IASB」という）発足以来本格化した会計基準の国際統合(1)の動きは，国々において「会計基準の複線化」（河﨑［2014］67 頁）をもたらしながらその影響範囲を拡大している。日本においては，国際財務報告基準（以下，「IFRS」という）の強制適用の機運が後退する中(2)，コンバージェンスが慎重に進められてきた結果，「会計制度の多極化」（辻山［2016］48 頁）という特殊な現象が起こっている。

こうした企業会計における変化は，周辺関連制度へも影響を及ぼしており，税務会計制度もその一つである。例えば，確定決算主義(3)に焦点を当てると，公正処理基準への影響（鈴木［2009］98-100 頁；坂本［2014］37 頁；成道［2016］61 頁），および損金経理要件に係る議論（坂本［2013］118-120 頁；坂本［2014］43 頁）などが挙げられる。前者に関しては，「会計制度の多極化」に伴って「法人税法独自の『税会計処理基準』」（成道［2016］60 頁）として認められる公正処理基準の判定基準などに焦点が当てられている。後者については，「IFRS の会計思考と法人税法の会計思考の相違が顕在化している会計処理」（齋藤［2013］99 頁）が増加していることを背景にして，損金経理要件の是非や緩和・維持について議論されている(4)。

損金経理要件に関する議論は，「従来の議論とさして代わり映えしない」（坂本［2014］49 頁）と指摘されている。他方，かかる議論が，IFRS の影響が強まるに伴ってさらに深まっていることも否定できない。そうした原因としては，「IFRS の影響がどこまで個別基準に及ぶか〔という部分が明確でなく，IFRS の影響範囲によって…（引用者，以下同様）〕その対応の方法論や課題は異なる」（坂本［2014］44 頁）ことを見落としていることが挙げられる。とはいえ，日本の会計ルールは，コンバージェンスの方向へ現在進行形で変化しているため，その特定が困難であることも指摘できる。

そこで，本稿では，2011 年より IFRS を強制適用し，周辺関連制度を改正・整備した韓国の経験をもって，IFRS の影響範囲を明らかにすることを試みる。従来，韓国の会計制度は，日本の会計制度に類似するものであったが(5)，IFRS の適用以降大きく変化しつつある。確定決算主義に関しても，企画財政部(6)［2010］がその維持を明確にしているものの，多くの決算調整事項の申告調整を許容している。こうした IFRS の強制適用と，それに伴われた法人税法等の改正の結果，財務会計と税務会計との結びつきがいかに変化したのか。以下では，かかる疑問について Lamb et al.［1998］と Gee et al.［2010］の方法論を援用して分析し，結びつきの変化を明らかにすることを試みる。

本稿の貢献は，IFRS の適用による会計ルールと税務法令の結びつきの変化について包括的かつ具体的な証拠を提示していることである。韓国は，連結財務諸表および個別財務諸表に対して IFRS を適用し，かつ，確定決算主義を大幅に緩和していることから，日本に対して貴重な経験を提示できよう。本稿の構成は次の通りである。まず，検証課題の意義を明確にし，先行研究をレビューする（第Ⅱ節）。次に，会計ルールと税務法令の結びつきの変化について考察した後（第Ⅲ節），結論を記す（第Ⅳ節）。

Ⅱ　検証課題の意義づけと先行研究のレビュー

本節においては，本稿における検証課題の意義を明確にした後，関連先行研究のレビューを通じて仮説を提示する。

1. 検証課題の意義づけ

(1) 会計ルールと税務法令の結びつき

財務会計は，「情報利用者の意思決定に有用な情報を提供することを会計の基本目的」（藤井［2017］19 頁）としており，情報提供機能を重視する。それに対して，税務会計は，「課税の公平性の確保〔…をその〕基本理念」（藤井［2017］53 頁）としており，課税所得の計算機能を重視する。こうした目的の相違から，算定される会計利益と課税所得が一致しないことは指摘するまでもないが，その相違程度は国によって異なる。

確定決算主義を採用している日本においては，会計ルールと税務法令の結びつきが強く，会計利益と課税所得の相違が相対的に小さいと指摘されてきた（山下他［2007］201 頁）。かかる指摘は，確定決算主義の有無によって，会計ルールと税務法令の結びつきの程度を推測できることを示唆する。河﨑［2014］（71 頁）が実施した 8 ヵ国の会計制度の比較では，日本，ドイツ，フランス，中国および韓国が，確定決算方式を採用して損金経理要件を有している。それに対して，英国，米国およびシンガポールは分離方式を採用している。確定決算主義を有する国における会計ルールと税務法令の結びつきは，有していない国におけるそれに比してより強く，かかる側面は，制度から分析している先行研究（例えば，Lamb et al.［1998］）や，財務情報から計量的に分析した先行研究（例えば，Watrin et al.［2014］(7)）から確認できる。

確定決算主義の特徴の 1 つである損金経理要件は，会計基準が「会計処理の選択に関する相当な裁量権を経営者に与える」（Watts and Zimmerman［1986］p. 215）ことから，費用項目の損金性を明確にさせることによって，節税を意図した経営者の裁量的行動を抑制する意義などから支持されてきた（鈴木［1996］243 頁；武田［2005］44 頁；末永［2014］26 頁）。しかし，開発費の費用処理やのれんの償却処理などのように，損金経理要件が付されている会計処理を，IFRS が否定していることから，損金経理要件の是非が問われている。本稿において，確定決算主義を有する国における IFRS 適用による会計ルールと税務法令の結びつきの変化を研究課題とする所以である。

(2) 韓国における IFRS 適用に伴った税務法令の改正

韓国は，日本と同様に確定決算主義を採用しており，課税所得を会計利益から誘導的に算定するなど，会計ルールと税務法令は密接に関連してきた。しかし，IFRS 適用以降，固定資産やのれんの償却費の申告調整が許容されるなど，それらの結びつきに変化をもたらし得る改正が実施されてきた。

他方，企画財政部の法人税制課は，「国際会計基準導入による法人税法改正方向」（企画財政部［2010］）を公表し，従来の課税所得の算定方法を大枠として維持することを表明すると同時に，次の 3 つの原則にもとづいて改正することも併せて表明している。まず，同一経済行為に対する同一税負担を維持すること，次いで，税務調整負担を最小限にすること，さらに，税法目的に適合している会計処理は税負担を増加することが予想されても受け入れることである（企画財政部［2010］）。

表 1　IFRS 適用関連の税務法令の改正事項

	IFRS 適用関連の税務法令改正項目
2010 年	公正処理基準，減価償却費，貸倒引当金，機能通貨，割賦取引，建設工事，リース分類，建設資金利息，売買目的有価証券の取得原価，危険準備金，外貨建資産・負債
2011 年	貸倒引当金，棚卸資産，損害調査費，外貨換算差損益認識，のれんの償却
2012 年	資産の法定耐用年数
2013 年	貸倒引当金，減価償却費
2014 年	ストック・オプション，貸倒引当金，退職給与引当金，国庫補助金

出所：企画財政部［2011］［2012］［2013］［2014］［2015］をもとに筆者作成。

表 1 は，2010 年から 2014 年まで IFRS 適用に関連して改正された項目をまとめている。韓国の税務法令は，2010 年に大幅に改正された後，小幅な改正を重ねている。例えば，減価償却費については，法人の確定した決算上費用計上した場合に限って限度額まで損金算入を認めていたが，2010 年改正以降，IFRS の適用によって減少した費用計上額を申告によって損金算入することを許容している（2013 年以前取得資産）。さらに，2013 年改正によって，2013 年以前に取得した資産と同種の資産でかつ同業種で使用される資産であれば，2014 年以降に取得した資産であっても，引き続き申告調整することを許容している。こうした申告調整を容認する改正内容から推測できるのは，IFRS 適用以降，会計ルールと税務法令の結びつきが弱くなっていることである。詳細な変化内容については，第Ⅲ節で考察する。

2. 先行研究のレビュー

国々における会計ルールに対する税務法令の影響範囲の相違は，従前より国際会計研究領域において注目されてきた（Choi and Meek［2014］ch. 2）。本稿で援用する研究方法に焦点を当てると，Lamb et al.［1998］，Oliveras and Puig［2005］，Nobes and Schwencke［2006］，および Gee et al.［2010］などが，国々における会計ルールへの税務法令の影響範囲の相違またはその変化について分析している。

まず，Lamb et al.［1998］は，租税ルール・税務実務と，財務報告ルール・会計実務との間における結びつきや影響の程度を比較・分析する研究方法を構築している。その上，英国・米国と，フランス・ドイツとの間における租税ルールおよび税務実務と，財務報告ルールおよび会計実務との結びつき程度を分析し，両者間で結びつきの程度が明確に異なることを検証している。Lamb et al.［1998］の最も大きな貢献は，財務会計と税務会計の結びつきの程度を分析できる研究方法を確立したことであり，同研究方法を用いて多くの研究がなされてきた。

Oliveras and Puig［2005］は，Lamb et al.［1998］の研究方法を援用してスペインを対象に 1989 年，1994 年および 2003 年における会計ルールと税務法令の結びつきの程度を分析している。すなわち，スペインにおいて EU 会社法の指令を施行するために 1988 年，1989 年，1990 年に実施された一般会計基準（PGC; *paln general de contabilidad*）の改正と，それらの改正を反映して 1995 年に新たに制定され

た法人税法の影響によって，会計ルールと税務法令の結びつきが著しく弱くなったことを仮説として設定し分析している。その結果，両者間の結びつきが著しく縮小していることを明らかにし，さらにスペインにおける結びつきの程度が，英国および米国のそれと，フランスおよびドイツのそれとの間に位置していることを明らかにしている。

Nobes and Schwencke［2006］は，ノルウェーを対象に IFRS 適用までの 30 年間における変化について分析している。すなわち，主要な法人税法等の改正（1992 年）およびスペインと同様に EU 会社法の指令を施行するために大幅に改正された会社法（1998 年）に焦点を当ててその影響を考察している。かかる考察にもとづき 1988 年，1995 年および 2003 年における会計ルールと税務法令と結びつきを比較分析している。その結果，資本市場から資金を調達するノルウェー企業の割合が高くなったこと，私的な基準設定機関が設立されたこと，その上財務会計ルールがより詳細に設定されるようになったことに伴って，会計ルールと税務法令との結びつきが次第に弱くなってきたことを明らかにしている。

Gee et al.［2010］は，Lamb et al.［1998］のモデルを IFRS による財務報告へ適用できるように修正した上で，IFRS 適用前後のドイツと英国における連結財務諸表に対する税務法令の影響について分析している。とりわけ，EU 規制 1606/2002 が，2005 年より上場会社の連結財務諸表へ IFRS を適用することを正式に要請したことに焦点を当てている。従来の研究では，ドイツにおける会計ルールと税務法令の結びつきが最も強いと指摘され，英国におけるそれらの結びつきが最も弱いと指摘されてきた。分析結果，かかる両国間の相違は，IFRS 強制適用以後著しく縮小しており，税務会計の影響の範囲は，両国においてほぼ同等なものへ変化していることを明らかにしている。なお，個別財務諸表を対象にした分析でも同様の結果を得ている。

こうした Gee et al.［2010］の結果は，財務数値を用いた定量的分析結果とも整合している。Atwood et al.［2010］の結果によれば，ドイツの報告利益と課税所得の一致度（Book-Tax Conformity；以下，「BTC」と併用）は，英国や米国のそれよりも低い水準である（33 ヵ国の内 3 番目）。

Lamb et al.［1998］のモデルは用いていないが，日本において会計ルールと税務法令との関連性に注目した研究として，鈴木［2008a］がある。鈴木［2008a］は，2000 年前後に整備された諸会計基準，および課税ベースの拡大を意図した大幅な税務法令の改正内容を詳細に分析して，両者間の結びつきが弱くなっていることを明らかにしている。さらに，日本の上場会社の 1996 年度から 1998 年度の乖離度と，2002 年度から 2004 年度のそれとを分析し，会計利益と課税所得との乖離度が拡大傾向にある統計分析結果も提示している（鈴木［2008b］144 頁）。

なお，鈴木［2008b］のように大規模な税制改正に注目して財務利益と課税所得の差異（Book-Tax Differences；以下，「BTD」と併用）がいかに変化したかについて分析した研究として山下・奥田［2006］がある。山下・奥田［2006］は，1991 年から 2003 年度までの一般事業会社のデータを用いて BTD の動向（単変量分析）と決定要因（パネル分析）について分析している。その結果，「差異〔の…〕一時的な拡大はあるものの，全体として日本では差異の拡大傾向がみられない」（山下・奥田［2006］43 頁）と結論づけている。かかる結論は，鈴木［2008b］の結論とは整合しないものであるが，その原因としては以下のことが考えられる。すなわち，財務利益と課税所得の「差異は

持続性が無く反転する傾向がある」（山下・奥田［2006］43 頁）ことと，新しい会計基準の設定や税制改正に「起因する乖離も当該年度〔に…〕反映されるために乖離度が上昇するけれども，翌年度以降は単年度における乖離しか〔…〕反映されない」（鈴木［2008b］144 頁）ことなどが指摘できる。

以上，主にヨーロッパと日本における先行研究のレビューを行った。ヨーロッパにおける制度変化を分析した結論は，一貫して会計ルールと税務法令との結びつきが弱くなっていることである。その主な要因としては，EU 統合に伴う EU 規制と IFRS の強制適用の影響が挙げられる。それに対して，日本における制度変化の分析結果は，一貫していないが，それは，上記要因に加え，確定決算主義を依然として維持していることが考えられる。以上の先行研究の知見に加え，韓国が 2011 年から IFRS を強制適用し，かつ，強制適用を前後にして損金経理要件を大幅に緩和していることを鑑みて，以下の仮説を設定する。

仮説：韓国における IFRS 適用以降の会計ルールと税務法令との結びつきは，IFRS 適用以前のそれより弱くなっている。

Ⅲ　IFRS 財務諸表に対する税務会計の影響の変化

本節においては，Lamb et al.［1998］および Gee et al.［2010］の研究方法を援用し，韓国において IFRS 適用を前後にして会計ルールと税務法令の結びつきがいかに変化したのかについて分析する。

Gee et al.［2010］は，Lamb et al.［1998］の研究方法を，IFRS に合わせて修正し会計ルールと税務法令との関係の類型を表 2 のように定式化した。会計ルールと税務法令の両方の規定が，詳細かつ明確に異なる場合はケースⅠに該当し，両規定が一致する場合はケースⅡに該当する。ケースⅢは，会計ルールが十分に詳細であり，かつ税務法令は具体的でないため，会計ルールが税法をリードする場合である。ケースⅣは，会計ルールに会計方針が多数存在し，これらの方針は利益を縮小または遅延する働きをする。なお，会計ルールと税務法令の会計方針を一致させる方が実務上便宜的であるか，または税務法令が一致させることを要請している場合が該当する。ケースⅤは，会計ルールに十分に詳細な規定がなく，報告利益と課税所得の算定に税務法令が適用される場合が該当する。

表 2　会計ルールと税務法令との関係にもとづく類型

ケースⅠ	分離	会計ルールと税務法令が明白に異なっている。
ケースⅡ	一致	会計ルールと特定の税務法令が一致している。
ケースⅢ	会計ルールリード，かつ税法の影響無し	会計ルールの会計方針や選択範囲が限られており，税務法令は比較的に具体的でない。そのため，税務上の動機の影響を受けない。
ケースⅣ	会計ルールリード，潜在的に税法の影響あり	会計ルールに多くの会計方針や選択が存在しており，これらは利益を下げるかまたは遅延させる働きをする。あるいは，税法が方針の一致を要請する。
ケースⅤ	税法リード	税務法令を財務報告と課税所得の算定に適用する。

出所：Gee et al.［2010］p. 109 の Table 4 を加筆修正。

表３は，表２の類型に基づいて韓国における会計ルールと税務法令との結びつきを判定した結果を表しており，その判定根拠のまとめは【資料１】【資料２】に提示している。IFRS 適用に当たっては，2007 年にロードマップが公表され，その影響による法人税等の改正が 2009 年から見受けられ（株式にもとづく報酬に関する規定），2015 年以降の法人税等の改正からは，IFRS 適用と関連した内容が確認できなかった。そのため，IFRS 適用に関する改正の影響を受ける前の 2008 年規定と，IFRS 適用に関連する改正が一段落したと判断できる 2015 年の規定を比較している。

比較分析する項目は，Nobes［2006］の IFRS における明確な会計選択方針および暗黙的な会計選択方針のリストから，Gee et al.［2010］がドイツおよび英国を比較分析することに必要な方針として選択したものである。ドイツの特徴（IFRS 適用と確定決算主義）が韓国のそれに類似していることと，議論の不必要な拡張を避けるため，以下では，Gee et al.［2010］の分析項目をもって比較する(8)。

2008 年と 2015 年の間で変化していない項目は，特別償却，政府補助金，工事契約，外貨建貨幣性債券債務，罰課金および交際費の６項目である。残りの 14 項目の内，2015 年に新たに分離へ判定された項目は，有形資産の評価方法，棚卸資産の減損，年金会計，有形資産の減損および金融資産の測定の５項目であり，これらは IFRS の公正価値評価の影響にほかならない。さらに，税法リードの項目が 10 項目から１項目（交際費）のみになったことも特筆すべき事項であろう。

以上のように，2008 年の規定と 2015 年の規定を比較判定した結果を，ケース別に集計したものが表４である。既述のように，著しく変化した項目は，会計ルールと税務法令が分離したケースⅠと税法リードのケースⅤである。すなわち，分離のケースⅠは，３項目（2008 年）から８項目（2015 年）へ大きく増加しており，税法リードのケースⅤは，10 項目（2008 年）から１項目（2015 年）へ大幅に減少している。こうした変化は，上述の変更項目からも窺えるように，IFRS 適用によるものであろう。

Gee et al.［2010］（p.112）は，表４のように集計した数値をもって，会計ルールに対する税務法令の影響度を判定する測定方法を提案している。すなわち，税務法令の影響度の最大値は，ケースⅣ（会計リードだが税務の影響あり）の項目数とケースⅤ（税法リード）の項目数を足して，ケースⅠ（分離）の項目数を差し引いた数値である。それに対して，税務法令の影響度の最小値は，ケースⅤ（税法リード）の項目数からケースⅠ（分離）の項目数を差し引いた数値である。

こうして算定された会計ルールに対する税務法令の影響度の最大値は，８（2008 年）から▲３（2015 年）へ減少し，最小値も７（2008 年）から▲７へ（2015 年）へと大幅に減少している。かかる結果は，「韓国における IFRS 適用以降の会計ルールと税務法令との結びつきは，IFRS 適用以前のそれより弱くなっている」とした，本稿の仮説は支持されたものとして判断できる。

表 3　会計ルールと税務法令との関連性の判定

	会計ルール	2008 年	2015 年
1	有形資産の評価方法	ケースⅡ	ケースⅠ
2	減価償却	①　通常償却 ケースⅤ	①　通常償却 ケースⅢ
	（リース資産を除く）	②　特別償却 ケースⅠ	②　特別償却 ケースⅠ
3	リース取引の分類	ケースⅡ	ケースⅢ
4	政府補助金	ケースⅠ	ケースⅠ
5	開発費	ケースⅤ	ケースⅣ
6	棚卸資産の評価	①　原価法 ケースⅤ	①　原価法 ケースⅣ
		②　減損　ケースⅡ	②　減損　ケースⅠ
7	工事契約	ケースⅡ	ケースⅡ
8	借入費用の資産化	ケースⅤ	ケースⅡ
9	外貨建貨幣性債権債務	ケースⅢ	ケースⅢ
10	無形資産の償却・減損 （研究開発費を除く）	ケースⅤ	ケースⅣ
11	引当金，偶発資産・負債	ケースⅣ	ケースⅢ
12	年金会計	ケースⅤ	ケースⅠ
13	会計方針の変更	ケースⅤ	ケースⅢ
14	罰課金	ケースⅠ	ケースⅠ
15	交際費	ケースⅤ	ケースⅤ
16	有形資産の減損	ケースⅤ	ケースⅠ
17	金融資産の測定	ケースⅤ	ケースⅠ
18	株式にもとづく報酬	ケースⅢ	ケースⅣ

出所：筆者作成。

表 4　会計ルールと税務法令の結びつきの変化

ケース	2008 年	2015 年
ケースⅠ：分離	3	8
ケースⅡ：一致	4	2
ケースⅢ：会計リード（税法影響なし）	2	5
ケースⅣ：会計リード（税法影響あり）	1	4
ケースⅤ：税法リード	10	1
合計	20	20
税務法令の影響度の最小値（Ⅴ－Ⅰ）	7	▲7
税務法令の影響度の最大値（Ⅳ＋Ⅴ－Ⅰ）	8	▲3

出所：筆者作成。

Ⅳ　おわりに

以上，本稿においては，Lamb et al.［1998］と Gee et al.［2010］の方法論を援用して会計ルールと税務法令の結びつきの変化について定性的に分析した。その結果，韓国における IFRS 適用以降の会計ルールに対する税務法令の影響度が，IFRS 適用以前のそれより大きく低下していることを定性的分析結果の数値化によって明らかにした。これにより，本稿の目的である会計制度に対する IFRS の影響範囲を明らかにすることができた。Gee et al.［2010］（p.113）の指摘のように，定性的分析は主観的判断が関与しやすいことに注意しなければならないが，かかる側面を踏まえても韓国における会計ルールと税務法令との結びつきの変化に関して明確な証拠を提供できたと言える。

ただし，ここで注意すべき点は，「財務会計と課税所得計算が制度的に分離されたことと，実務において実際に財務会計と課税所得計算が分離することとは別問題である」（鈴木［2008b］138 頁）ことである。すなわち，制度の変化と会計実務における実践が必ずしも一致するとは限らないのである。したがって，今後，韓国の会計実務における課税所得計算上の変化も考察する必要がある。

なお，損金経理要件の制約を従前より受けなくなったことから，経営者は，一方では報告利益を増加させる会計方針を選択し，他方では課税所得を小さく算定する方針を選択できることも指摘できる。損金経理要件が，こうした経営者の裁量的行動を抑制できることから支持されてきたことを鑑みた場合，裁量権を与えることから得られる便益と抑制することから得られる便益という観点から検討する必要があろう。これらについては，次稿において財務情報を用いて計量的に分析することとする。

【資料１】表３の 2008 年度の会計ルールと税務法令との結びつきの判定根拠

1	有形資産の評価方法	K-GAAP（基準書５号５段落）・法人税法 42 条１：原価モデルのみ容認。一致と判定。
2	減価償却 ①　通常償却 ②　特別償却	①　K-GAAP（基準書５号 10 段落）：残存価額・耐用年数に関する具体的な規定なし。償却方法の周期的な検討義務なし。 法人税法 23 条:確定した決算上の費用計上額を償却範囲額内で損金算入を容認。耐用年数・償却方法を詳細に規定。税法リードと判定。 ②　K-GAAP では容認しないのに対して，租税特別法 30 条において対象資産に関する減価償却費について申告調整を容認。分離と判定。
3	リース取引の分類	K-GAAP（基準書 19 号８段落）の金融リースの範囲と，法人法則 13 条のそれはほぼ同じ内容である。一致と判定。
4	政府補助金	K-GAAP（基準書３号 31 段落・５号 50 段落）：資産関連補助金は，関連資産から差引いて表示。収益関連補助金は，対応する費用が無い場合営業（外）収益として会計処理。 法人法令 64 条：資本的支出補助金は当該年度の損金算入し，一時償却引当金または圧縮記帳引当金で計上。 両規定が明確に異なることから，分離と判定。

5	開発費	K-GAAP（基準書3号41段落）：資産計上を要請するが，適用範囲に関する具体的な規定はなし。 法人税法24条①：資産計上要件を詳細に規定。 税務法令がより詳細でかつ損金経理要件であるため，税法リード判定。
6	棚卸資産の評価 ① 原価法 ② 減損	① K-GAAP（基準書10号15段落）：原価評価。後入先出法許容。 法人税法42条1：原価法による評価方法を詳細に規定。低価法は申告した場合容認（法人法令74条）。決算調整事項。税法リードと判定。 ② K-GAAPと税務法令共に減損を容認しない。一致と判定。
7	工事契約	K-GAAP（基準書12号25段落）：進行基準による収益・費用認識。 法人税法令69条1・2：原則として進行基準を適用。一致と判定。
8	借入費用の資産化	K-GAAP（基準書7号6段落）：即時費用化するが，資本化も容認。 法人法令52条1・2：事業用固定資産の取得・製作・建設に使用した借入金の支払利息は資本的支出とみなす。税法リードと判定。
9	外貨建貨幣性債権債務	K-GAAP（基準69条①）：事業年度終了日の適切な為替レートで換算。評価差益・差損は当期損益として処理。 法人法令76条1・4：事業年度終了日の基準為替レート評価。 申告調整事項であるため，会計リード（税法影響なし）と判定。
10	無形資産の償却・減損（研究開発費を除く。）	K-GAAP（基準書3号段落54）：のれんを含む全無形資産の耐用年数は20年を超過することができない。詳細な償却規定なし。 法人法令26条1：定額法償却を要請。開発費は20年以内で償却。 決算調整事項であるため，税法リードと判定。
11	引当金，偶発資産・負債	K-GAAP（基準書17号9・16・24段落）：引当金の認識要件を規定。偶発資産・負債は注釈開示。 法人法令60，61，63条：退職給与引当金，貸倒引当金，債務保証損失引当金のみ容認。偶発資産・債務は具体的な規定なし。 K-GAAP規定がより詳細であるが，決算調整事項であるため，会計リード，税法の影響ありと判定。
12	年金会計	K-GAAP（基準27条①）清算価値概念の採用。具体的な算定規定なし。 法人法令44条：退職給与は支払時に損金算入。退職給与引当金は，当該事業年度の総給与額の100分の5相当金額を損金容認。 税法に具体的な累積限度額設定基準があるため，税法リードと判定。
13	会計方針の変更	K-GAAP（基準書1号11段落）：重大な誤謬の影響は遡及的に処理するが，重要でない場合は当期損益へ反映できる。 法人法令27条等：詳細な変更事由・計算規定あり，申告により変更。 税法に詳細な計算規定があることから，税法リードと判定。
14	罰課金	K-GAAP（基準書21号72段落）：費用認識。 法人税法21条4：損金として認めない。分離と判定。
15	交際費	K-GAAP（基準書21号72段落）：費用認識。 法人税法25条1：規模に応じて損金算入限度額を定め，損金算入対象項目を詳細に規定。税法リードと判定。

16	有形資産の減損	K-GAAP（基準書５号）：関連規定なし。 法人税法 42 条３および法人法令 78 条１：特定事由による破損または滅失の場合に損金算入を容認。税法リードと判定。
17	金融資産の測定	K-GAAP（基準書８号 17・18 段落）：原価評価を要請（一般事業会社）。指定金融資産のみ公正価値評価を容認。当期損益。 法人法令 75 条：投資会社保有の有価証券を除き，総平均法・移動平均法で評価。税法では評価損益を認めないため，税法リードと判定。
18	株式にもとづく報酬	K-GAAP（基準書 22 号８段落）：株式決済型（現金決済型）の場合，資本（負債）として処理。詳細に規定。 税務法令：関連規定なし。会計リードかつ税法の影響なしと判定。

【資料２】表３の 2015 年度の会計ルールと税務法令との結びつきの判定根拠

1	有形資産の評価方法	IAS16.29-31：原価モデルと再評価モデルの内，いずれかを会計方針として選択。種類ごとの適用を容認。 法人税法 42 条：原価評価のみを容認。
2	減価償却 ① 通常償却 ② 特別償却	① IAS16.6：見積りによる耐用年数，残存価額，償却方法決定。 法人税法：取得価額，耐用年数および償却方法について具体的に規定。IFRS 適用に伴い，申告調整を容認。会計リード・税法影響なし判定。 ② 特別償却：IFRS は容認しない。租特法 28 条：特定の設備投資資産に関してのみ申告調整を容認。分離と判定。
3	リース取引の分類	IAS17.7-19：金融リースの分類基準を詳細に規定。 税法の分類規定は，2011 年改正時に削除。以後，法人税法上認められた企業会計処理基準による分類要請（法人法令 24 条⑤）。 会計リードかつ税法影響なしと判定。
4	政府補助金	IAS20.12,24：資産に関する補助金は，繰延収益計上または資産から直接減額表示。収益に関する補助金は，その他の収益として表示。 法人法令 98 条②：政府補助金等で取得した資産に対して一時償却引当金または圧縮記帳引当金の申告調整を容認。 両者の規定が明確に異なることから，分離と判定。
5	開発費	IAS38.8, 57-59：資産化の６要件を規定。一律費用化は認めない。 法人法令 26 条①：資産計上要件を規定。費用計上の場合はその支払いの確定した事業年度に損金算入を容認。 会計リードだが，損金経理要件があるため，税法影響ありと判定。
6	棚卸資産の評価 ① 原価法 ② 減損	① IAS2.6, 25-33：原価と正味実現可能価額の低い方の金額で測定。 法人税法 42 条：原則として原価評価。ただし，法人が申告した場合，低価法による評価もできる（法人法令 74 条）。 損金経理要件事項のため，会計リード・税法の影響ありと判定。 ② IAS36. 12, 14：減損兆候時の検討すべき項目を詳細に規定。 法人法令 78 条：破損・腐敗等の場合のみ認識。分離と判定。

7	工事契約	IAS11.22：原則工事進行基準。 法人法令 69 条１・２：工事進行基準を原則適用。一致と判定。
8	借入費用の資産化	IAS23.10：適格資産に対する支出がなかったら回避できた費用は，資産化対象。特定借入金・一般借入金の利息費用も対象。 法人法令 52 条：特定借入金の支払利息は資産的支出として容認。2010 年より一般借入金の利息も資産化を容認。一致と判定。
9	外貨建貨幣性債権債務	IAS21.23：決算日の為替レートを適用。 法人法令 76 条２・４：取引発生日の売買基準率と事業年度終了日の売買基準率の内，管轄税務署長へ申告した方法で評価。 申告調整事項であることから，税法の影響なしと判定。
10	無形資産の償却・減損（研究開発費を除く）	IAS36, 96-99 & IAS38.39：のれんは，少なくとも年に１度減損テスト実施。耐用年数を確定できる無形資産（のれんを除く）は償却し，耐用年数を確定できない無形資産は償却しない。 法人法令 24 条：IFRS 適用以前の計上のれんの減価償却を申告調整許容。分離と判定。
11	引当金，偶発資産・負債	IAS37.14, 27-35：引当金は要件を満たせば認識。偶発資産・負債は原則認識しないが，経済的便益の流入・流出の可能性が高くなった場合に資産・負債として認識。 税法では，原則引当金の損金不算入。例外に退職給与引当金，貸倒引当金，債務保証損失引当金（法人税法 33，34，35 条）を容認。 決算調整事項だが，IFRS 適用企業は申告調整できるため，分離と判定。
12	年金会計	IAS19.55, 58, 83：確定給付制度では，確定給付債務を現在価値へ割引く。確定給付負債の純額を十分な定期性をもって再測定。 法人法令 44・60 条：退職給与は実際に支払う際に損金算入。両者の規定が相違し，IFRS 適用以後は申告調整可能なため，分離と判定。
13	会計方針の変更	IAS8.5：会計方針の変更の場合，新しい会計方針を遡及適用。重要な誤謬は，実務上不可能な場合を除いて，遡及的修正再表示。 法人法令 27 条等：詳細な変更事由・計算規定あり。変更事由として IFRS 適用を容認。会計リード，詳細な規定のため税法影響あり判定。
14	罰課金	IAS12.8：租税費用に含める。 法人税法 21 条３：損金算入されない。分離と判定
15	交際費	概念フレームワーク 4.49：費用認識。 法人税法 25 条１：企業の規模に応じて損金算入限度額を規定。 詳細な税法規定や損金算入限度額の規定から，税法リードと判定。
16	有形資産の減損	IAS36.9：減損テストを要請。 法人税法 22 条：評価損失は実現時に損金算入される。特定事由により破損または滅失した場合，減損を容認。分離と判定。
17	金融資産の測定	IFRS9.5：償却原価区分要件を満たす場合以外は公正価値測定。 法人税法 42 条：原則原価評価。ただし，投資会社の保有金融資産は時価評価を要請（法人法令 75 条３）。分離と判定。

18	株式にもとづく報酬	IFRS2.7：認識期間および貸方項目・認識について詳細に規定。 法人法令 20 条１（2009 年２月新設）：損金算入限度額を規定。 会計リードと判断できるが，税法の影響も認められる。

注

(1) 本稿では「会計基準の国際統合」を，「コンバージェンスとアドプションの両方を包摂する広い意味」（藤井［2013］13 頁）として用いている。

(2) IFRS 強制適用の機運が後退した主な要因としては，米国と中国において「IFRS に対するコンバージェンスアプローチの姿勢が明確になった」（辻山［2016］46 頁）ことが指摘されている。

(3) 本稿における確定決算主義は，税制調査会［1996］にしたがい，次のことを指すものとする。すなわち，１つは，会社法上の確定した決算に基づき課税所得を計算し申告すること（日本法人税法 74 条①）。２つ目は，課税所得計算において，決算上，費用または損失として経理されていること（損金経理）等を要件とすること（日本法人税法２二十五等）。３つ目は，別段の定めがなければ，「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」にしたがって計算すること（日本法人税法 22 条）である。なお，韓国の確定決算主義は，用語上の相違はあるものの，かかる定義から照らせば，概ね日本の確定決算主義と同様の制度としてみなすことができる。詳細は姜［2015］第５章を参照されたい。

(4) 損金経理要件の維持を主張する意見として，例えば，坂本［2013］は，IFRS 任意適用 10 社による実務的対応参考事例を分析した結果，「確定決算主義の下でのわが国の会計実務は安定しており，〔…〕損金経理要件の緩和は避けるべきである」（坂本［2013］121 頁）と述べている。なお，損金経理要件を含む確定決算主義に関する詳細な議論に関しては，第 63 回租税研究大会の討論会での議論を参照されたい（日本租税研究協会［2011］91-95 頁）。

(5) 日本と韓国における企業会計制度ならびに税務会計制度（確定決算主義の異同点など）に関しては，姜［2015］第１章および第５章を参照されたい。

(6) 企画財政部は，韓国の中央行政機関であり，その長官は「中長期国家発展戦略樹立，経済・財政政策の樹立・総括・調整，予算・基金の編成・執行・成果管理〔…〕に関する事務を管掌する」（韓国政府組織法 27 条①）権限を有する。

(7) Watrin et al.［2014］は，Atwood et al.［2010］の報告利益と課税所得の一致度の測定モデルを援用して EU の上場企業の個別財務諸表を対象に報告利益と課税所得の一致度を検証している。

(8) Gee et al.［2010］の分析項目は，「企業集団の範囲」を含めているが，本稿は個別財務諸表を分析対象としているため，除外している。なお，韓国の税制では，交際費の損金算入に関する規定があるため，罰課金と交際費を区別して判定している。

参考文献

Atwood, T. J., M. S. Drake, and L. A. Myers［2010］"Book-Tax Conformity, Earnings Persistence and the Association between Earnings and Future Cash Flows," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 50, No. 1, pp. 111-125.

Choi, F. D. S., and G. K. Meek［2014］*International Accounting*, 7th Revised ed., Pearson Education.

Gee, M., A. Haller, and C. Nobes［2010］"The Influence of Tax on IFRS Consolidated Statements: The Convergence of Germany and the UK," *Accounting in Europe*, Vol. 7, No. 1, pp. 97-122.

藤井秀樹［2013］「研究の背景と課題」藤井秀樹編著『国際財務報告の基礎概念』中央経済社，1-16 頁。

――――［2017］『入門財務会計〔第２版〕』中央経済社。

河崎照行［2014］「諸外国における会計基準の複線化」『税務会計研究』第 25 号，67-83 頁。

姜　周亨［2015］「制度派理論による会計制度の形成と変遷過程の分析」京都大学博士論文。

Lamb, M., C. Nobes, and A. Roberts［1998］"International Variation in the Connections between Tax and Financial Reporting," *Accounting and Business Research*, Vol. 28, No. 3, pp. 173-188.

成道秀雄［2016］「公正処理基準と税会計処理基準：法人税法上認められる『企業会計』とは？」『企業会計』第 68 巻第１号，59-65 頁。

日本租税研究協会［2011］『企業会計基準のコンバージェンスと法人税法の対応』日本租税研究協会。

Nobes, C.［2006］"The Survival of International Differences under IFRS: Towards a Research Agenda," *Accounting and Business Research*, Vol. 36, No. 3, pp. 233-245.

Nobes, C., and H. Schwencke［2006］“Modelling the Links between Tax and Financial Reporting: a Longitudinal Examination of Norway over 30 years up to IFRS Adoption,” *European Accounting Review*, Vol. 15, No. 1, pp. 63-87.
大沼　宏・鈴木健嗣・山下裕企［2009］「会計利益と課税所得の情報内容の変化」『管理会計学』第 18 巻第 1 号，19-31 頁。
奥田真也・山下裕企・米谷健司［2006］「会計利益と課税所得の差異（BTD）の傾向と決定要因：3 種の BTD の比較」『税に関する論文入選論文集』第 2 号，32-74 頁。
Oliveras, E., and X. Puig［2005］“The Changing Relationship between Tax and Financial Reporting in Spain,” *Accounting in Europe*, Vol. 2, No. 1, pp. 195-207.
齋藤真哉［2013］「IFRS と税法」伊藤邦雄責任編集『〔別冊企業会計〕企業会計制度の再構築』中央経済社，96-101 頁。
坂本雅士［2014］「IFRS をめぐる税務論点」『税務会計研究』第 25 号，35-51 頁。
坂本孝司［2013］「実務的観点から見た IFRS と確定決算主義」伊藤邦雄責任編集『〔別冊企業会計〕企業会計制度の再構築』中央経済社，115-123 頁。
末永英男［2014］「総論―会計基準の複線化に対する税務会計の対応」『税務会計研究』第 25 号，21-33 頁。
鈴木一水［1996］「契約理論にもとづく確定決算主義の評価」『総合税制研究』第 4 号，225-252 頁。
―――［2008a］「税務法令と財務会計における問題」須田一幸編著『会計制度の設計』白桃書房，67-89 頁。
―――［2008b］「法人税法の改正と会計制度」須田一幸編著『会計制度の設計』白桃書房，138-161 頁。
―――［2009］「会計基準の国際的共通化の法人税法への影響」『租税研究』第 721 号，88-100 頁。
武田隆二［2005］『法人税法精説〔平成 17 年版〕』森山書店。
辻山栄子［2016］「IFRS 導入へ：コンバージェンス，アドプション」『企業会計』第 68 巻第 1 号，43-51 頁。
Watrin, C., N. Ebert, and M. Thomsen［2014］“Book-Tax Conformity and Earnings Management: Insights from European One- and Two-Book Systems,” *Journal of the American Taxation Association*, Vol. 36, No. 2, pp. 55-89.
Watt, R. L., and J. L. Zimmerman［1986］*Positive Accounting Theory*, 1th ed., Prentice-Hall（須田一幸訳［1991］『実証理論としての会計学』白桃書房）。
山下裕企・奥田真也［2006］「日本の会計利益と課税所得の差異に関する分析」『会計プログレス』第 7 号，32-45 頁。
―――・中村　悠・後藤晃範・平井裕久［2007］「会計利益と課税所得の差異が有する情報と利益の持続性」『日本経営工学会論文誌』第 58 巻第 3 号，201-207 頁。
税制調査会［1996］「法人課税小委員会報告（平成 8 年 11 月 26 日）」。
【韓国参考文献】
韓国会計基準院［2008］『現行企業会計基準と韓国採択国際会計基準の主要差異と影響分析』韓国会計基準院。
企画財政部［2010］「国際会計基準導入に伴う法人税法改正方向」。
―――［2011］『2010 年要約改正税法』企画財政部制税室。
―――［2012］『2011 年要約改正税法』企画財政部制税室。
―――［2013］『2012 年要約改正税法』企画財政部制税室。
―――［2014］『2013 年要約改正税法』企画財政部制税室。
―――［2015］『2014 年要約改正税法』企画財政部制税室。
金チョルファン・全キュアン［2010］「会計利益と課税所得の差異と利益の価値関連性」『税務学研究』第 27 巻第 2 号，77-108 頁。
趙ヨンオン・李チョンラン［2009］「K-IFRS 採択が繰延法人税へ及ぼす影響」『税務と会計ジャーナル』第 10 巻第 2 号，27-74 頁。

参考ウェブサイト

韓国国家法令情報センター　www.law.go.kr

【謝辞】本稿は国際会計研究学会第 7 回西日本部会（於：広島修道大学）自由論題報告を修正したものである。司会をして下さった中田清先生，貴重なご質問を頂いた柴健次先生（関西大学），安井一浩先生（神戸学院大学）および査読をして下さった先生方々に記して心よりお礼申し上げます。なお，報告を準備するに当たって京都大学制度派会計学ワークショップ（藤井秀樹先生主幹）にて会員の先生方々に貴重なコメントを頂いた。心よりお礼申し上げます。

【査読論文】

使用権モデルのセール・アンド・リースバック取引の代替的会計処理法にみるリース取引の捉え方

佐 藤 恵
千葉経済大学

要　旨

本稿の目的は，使用権モデル下で新たな論点として浮上した，売却の要件を満たすセール・アンド・リースバック取引（以下，SLB）の代替的会計処理法に焦点をあて「使用権の購入」というリース取引の捉え方に依拠しない説明概念を抽出・整理することにある。換言すれば，使用権モデル特有の会計処理の一つを題材として，帰納法的に実質的なオペレーティング・リース取引（以下，OL）に係る説明概念の二義性を検討することにある。本稿では，第一に，使用権モデル下で「使用権の購入」という単一の説明概念から導かれない諸会計処理法の存在に触れ，異なる説明概念を抽出する意義を述べた。第二に，その一例として SLB の売却損益を巡る代替的会計処理法に着目し，その概要を整理した。全資産アプローチは，使用権資産を公正価値で当初認識することから「使用権の取得」と捉える解釈と整合する。他方，部分資産アプローチでは，使用権資産は現在の拘束資金をあらわす。当該アプローチに関してリースバックを「残余持分の売却」（使用権の留保）と捉えた公表文書上の解釈に着目し，その整合性を検討した。最後に，後者のアプローチに見受けられる「残余持分の売却」というリースバックの捉え方が，単純リース取引の説明概念として一般化しうるか考察した。すなわち，SLB が借手の財務的弾力性を高めるという先行研究に依拠し，単純リース取引も同様に，借手が残余持分相当額を所有しないことで「財務的弾力性を取得」する取引と捉えられるか検討した。試論として，単純リース取引を「財務的弾力性の取得」と捉える場合には，残余持分相当額の非拘束資金への着眼から，使用権として記録する資産を公正価値ではなく，拘束資金として把握する見方がありうることを指摘した。

（2016 年 11 月 18 日審査受付　2017 年 3 月 23 日掲載決定）

Ⅰ　はじめに

国際会計基準審議会（IASB）と米国財務報告基準審議会（FASB）（以下，両審議会と呼称）は，2006 年にリース会計の共同プロジェクトを立ち上げ，継続的な審議を通じて使用権モデル（ROU asset model）の構築を目指してきた。

両審議会は，2009 年に Discussion Paper「リース：予備的見解」，2010 年に Exposure Draft「リース」および 2013 年に Exposure Draft（revised）「リース」（以下，2013ED と呼称）を公表してきた。しかし，結局のところ，コンバージェンスは結実せず，IASB は 2016 年 1 月に単独で International Financial Reporting Standard（IFRS）第 16 号「リース」（以下，IFRS16 と呼称）を公表し，他方，FASB はその一か月後に Accounting Standards Update No.2016-02「リース（Topic842）」（以下，Topic 842 と呼称）を公表するに至った。

なお，共同プロジェクトの審議でたたき台として利用された G4+1 の公表物，すなわち 1996 年に公表された Special Report「リースの会計処理：新たなアプローチ」および 2000 年公表の Position Paper「リース：新たなアプローチの実行」（以下，2000PP と呼称）も含めると，両審議会はおよそ 20 年にわたり使用権モデルを開発してきたことになる。

両審議会がそれぞれ掲げる使用権モデルは，原則としてすべてのリース取引について，借手が使用権資産とリース負債を当初認識する点で一致する。それでもコンバージェンスに至らなかった最たる要因は，周知のとおり，借手のフロー計算を巡る対立，すなわち，毎期単一かつ定額のリース費用（single straight-line lease expense）を認識する是非にある。これを是とする FASB は，オペレーティング・リース取引（以下，OL と呼称）のみに当該フロー計算を適用するデュアル・モデル（dual model）を採用した。他方，IASB はこれを非とし，すべてのリース取引について利息費用と償却費用を区別して計上するシングル・モデル（single model）を基準化した。

ここでリース取引の定義を確認すると，IFRS16 では「原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約」（IASB［2016a］，appendix A）と，Topic842 では「一定期間にわたり対価との交換により特定の有形固定資産（特定の資産）の使用を支配する権利を借手に移転する契約」（FASB［2016］，par.842-10-15-1）と定義される。適用範囲に違いは見受けられるものの，いずれもリース取引を「使用権の購入」（取得）と捉えている。両審議会は，文言を変えながらも結局のところ「借手は使用権資産を購入する」（IASB［2009］，par.5.13）というリース取引の捉え方を共同プロジェクト当初から継続して用いているといえる。

リース取引を「使用権の購入」と捉えるならば，償却費用と利息費用を識別しない会計処理は，非整合的と言わざるを得ない。事実，IASB は，デュアル・モデルの棄却理由として「借手が貸借対照表では金融負債を認識しながら損益計算書では対応する利息費用を表示しない。同様に，借手が非金融資産を認識しながら損益計算書では対応する減価償却を認識しない」というストック表現とフロー表現の不一致を指摘する（IASB［2016b］，BC50(a)）。これに対して FASB は，「OL は他の非金融資産の購入と同じではない」（FASB［2016］，BC253）として当該会計処理を採用する。このような FASB の視座に寄って立つならば，IASB のいうデュアル・モデルの棄却理由は，外在的批判に相当することになる。

以上のような借手のフロー計算を巡る対立

は，「非金融資産の購入との類似性を見出せないようなリース取引をどのように捉えるか」というリース会計の〈原初的な〉問題に帰着すると考える。

1964 年に米国公認会計士協会（AICPA）が公表した Opinions of the Accounting Principles Board No.5（以下，APBO5 と呼称）には，所有権モデル（ownership model）(1)の開発にあたり次のような記述が見受けられる。「あるリースの本質は，資産および関連する負債が貸借対照表に表示されるべきことにあり，したがって，そのようなタイプのリースとそれ以外のリースを区別することが重要である」（AICPA［1964］，par.5; 傍点部―筆者）。このようにリース会計の基準化に際しては，古くから，あるべきストック表現が所与として存在する。さらに APBO5 には「そのような区別は財産権が存在するか否かという論点ではなく，当該リースが実質的に財産の購入であるか否かの論点に依存すると考えている」（AICPA［1964］, par.5; 傍点部―筆者）との記述がある。確かにリース会計では，あるべきストック表現を所与として，単一のリース取引の捉え方が，オンバランスの説明概念として精緻化されてきたという歴史がある。ここで単一のリースの捉え方とは，所有権モデルでは「原資産（財産）の購入」との同視であり，他方，使用権モデルでは「使用権（財産権）の購入」との同視である。いずれせよ「非金融資産の購入」との類似性を根拠にリース取引のオンバランス化は長らく議論されてきた。

とすれば，理想とするストック表現ありきで，オンバランス化の論拠としてリース取引を単一視してきた弊害として，〈原初的な〉問題がまたも先送りされたことが，コンバージェンスの真の阻害要因であると推知される。換言すれば，OL に係るフロー計算の問題として今回注目された対立は，結局のところ古くから議論されてきたストック計算（OL のオンバランス化の是非）の問題と同根であると考えられる。

これと類する対立構造を有する会計処理として，セール・アンド・リースバック取引（以下，SLB と呼称）における借手の売却損益の繰延処理の是非がある。SLB とは，企業（売手である借手）が資産を他の企業（買手である貸手）に売却し，当該資産を買手である貸手からリースバックする取引をいう（たとえば，IASB［2016a］，par.98）。

見方を変えれば，SLB は，同一の資産の使用を継続しつつ，事業投資手段を購入からリースに切り替える取引であることから，リース取引と購入取引の異同を比較する上で恰好のケースである(2)。そして，リースバックが OL に相当する SLB に関する代替的会計処理法のなかには，デュアル・モデルと同様に，「使用権の購入」という捉え方から導くのが困難な処理法が存在する。

以上を踏まえ，本稿では，リースバックが OL に相当する SLB の売却損益の認識に係る代替的会計処理法を題材として，「使用権の購入」（非金融資産の購入）に必ずしもあてはまらないリース取引の捉え方を抽出し，整理することを試みる。なお，本稿の試みは，使用権モデル下の論点の一つに着目して，帰納法的にリース取引（OL）の説明概念を探る点にあることに留意されたい。

Ⅱ　セール・アンド・リースバック取引の売却損益の認識

1. セール・アンド・リースバック取引の会計処理を巡る新たな論点

両審議会によれば，所有権モデルは，SLB

を売却部分とリースバック部分の二つの要素で構成されると捉える。したがって，当該モデルには，それらが組み合わされた取引による純額の効果ではなく，それぞれの要素が個別に会計処理されるという特徴がある（IASB［2009］，par.9.10；Nailor and Lennard［2000］，par.7.2）。

International Accounting Standard 17「リース」（以下，IAS17と呼称）を参照すると(3)，SLBの会計処理は，リース分類に基づくリースバック部分の捉え方により異なる（IASB［2003］，pars.58）。リースバック部分がファイナンス・リース取引（以下，FLと呼称）に該当するならば，売手である借手は，売却益全額を繰り延べてリース期間にわたり配分する。他方，リースバック部分がOLに該当するならば，売却損益を即時認識する。ただし，売却代金と公正価値が一致しない場合（売却損が生ずる場合であって当該損失がリース料を低めに設定することで補填されないときを除く。）には，売却損益を繰り延べてリース期間にわたり償却する（IASB［2003］，pars.59-61, 64）。

すなわち，リースバック部分がFLまたはOLのうちいわゆるオフマーケット価格で取引される場合には，ストック計算上，譲渡資産の認識を中止して売却部分を表現しながら，フロー計算上では売却損益の繰延処理により売却部分の表現が回避される。つまり，ストック表現とフロー表現が一致しない。その際に用いられる繰延勘定についても資産・負債の定義を満たさない。これらが所有権モデルでは長らく問題視されてきた（たとえばAICPA［1964］，par.23；McGregor［1996］，p.20）。

これに対して，共同プロジェクトで開発されてきた使用権モデルでは，リース分類ではなく，売却の要件に合致するか否かにより，SLBの会計処理が大別される。すなわち収益認識基準に基づき，借手から貸手に原資産の支配が移転したか否かにより決定される(4)。売却の要件を満たさない場合には，資産譲渡が売却取引ではなく金融取引と捉えられる。したがって借手は，譲渡資産を引き続き認識し，譲渡収入と同額の金融負債を認識する（IASB［2009］，par.9.12(a)；IASB［2010a］，par.67(b)；IASB［2013a］，par.111；IASB［2016a］，pars.99, 103(a)；FASB［2016］，pars.842-40-25-1, -2）。このように売却の要件に合致しない場合については，ストック計算とフロー計算の不一致など所有権モデルで生じた問題は回避されている。

他方，売却の要件を満たす場合については，両審議会の議論では，売却部分とリースバック部分が識別されていた（IASB［2010a］，par.67(a)；IASB［2013a］，par.113(a)）。この場合における売却損益の代替的処理法が，使用権モデルの開発過程で新たな論点として議論された(5)。冒頭で述べたようにSLBが事業投資手段を購入からリースに切り替える取引である点を踏まえると，当該代替的処理法の存在は，使用権モデル下での（購入との比較における）リースの捉え方の多義性を反映していると考える。

なお，売却の要件を満たす場合であって，資産の公正価値を売却代金としないとき（いわゆるオフマーケット価格での取引）については，IASBとFASBはともに，その差額を前払リース料または追加融資として処理すると結論した（IASB［2013c］，IE15；IASB［2014］，par.75(b)；IASB［2016a］，par.101；FASB［2016］，par.842-40-30-2）。なお，当該処理については，既に述べている本稿の目的から外れるため，割愛する。

図表1は，以上の内容を整理し，共同プロジェクトで中心的に議論された論点を明示する

目的で作成したものである。次節では，使用権モデル下で新たな論点として浮上した，売却の要件に合致する SLB の売却損益の代替的処理法（図表 1 網掛部）を整理・検討する。

図表 1　所有権モデルと使用権モデルの売却損益の処理を巡る論点の概要

	所有権モデル（IAS17）	使用権モデル（共同プロジェクトの議論※1）
適用する会計処理の判断基準	リース（バック）取引の分類 （FL の数値規準）	資産譲渡取引の分類 （売却の要件（履行義務の充足要件））
FL　または 売却要件を満たさない場合※2	売却取引と FL を二つの取引として処理 （売却益は繰り延べる） ・ストック計算とフロー計算の不一致 ・繰延項目が負債の定義に合致しない， という点が問題視	金融取引として処理 （譲渡資産の認識を中止せず，譲渡収入額を金融負債として認識）
OL　または 売却要件を満たす場合※2	売却取引と OL を二つの取引として処理 （売却損益は即時認識）	売却取引とリース取引の組み合わせとして処理 売却損益の繰延処理の是非が論点
オフマーケット価格による取引の場合	（売却価額と公正価値の差額（または売却益のうち公正価値を超える部分）に相当する売却損益を繰り延べる。） ・ストック計算とフロー計算の不一致 ・繰延項目が資産・負債の定義に合致しない，という点が問題視	（譲渡価額と原資産の公正価値の差額を，前払リース料（資産）または追加融資（負債）として処理）

※1　使用権モデルに関しては，共同プロジェクトの議論を中心に，SLB に係る論点を包括的に整理した。なお，オフマーケット価格による取引の会計処理については，2013ED 以後の議論が詳しい（たとえば，IASB［2014］，pars.60-82)。結局，IFRS16 と Topic842 の当該処理は一致する（本文参照)。

※2　FL と売却要件を満たさない取引，OL と売却要件を満たす取引については，それぞれの適用範囲は必ずしも一致しない。

2. 売却損益に係る代替的処理法の整理

共同プロジェクトで議論された，売却の要件に合致する SLB(オフマーケット価格による取引を除く。）の代替的会計処理法は，売却損益の認識に着目すると，次の２つに大別される。

① 原資産全体に係る売却損益を即時認識する方法。共同プロジェクトで暫定的に合意され，最終的に FASB により基準化されている（FASB［2016］，par.842-40-25-4)。当該方法は，共同プロジェクトでは全資産アプローチ（“whole asset” approach）と呼称された（IASB［2010b］，BC161)。よって本稿でもこれを「全資産アプローチ」という。

② （原資産から使用権相当額を差し引いた）残余持分に係る売却損益を即時認識し，かつ，使用権に係る売却損益を繰延べて（減価償却を通じて）リース期間にわたり償却する方法。共同プロジェクトでは棄却されたものの，最終的に IASB により基準化されている（IASB［2016a］，par.100(a))。当該方法は，共同プロジェクトでは「部分資産アプローチ」（“partial asset” approach）（IASB［2010b］，BC161）や「部分利得認識ア

プローチ」（partial gain recognition approach）（IASB［2014］，pars.47-50）と呼称された。本稿では，便宜的にこれらの方法を「部分資産アプローチ」という。

以下，これらの代替的会計処理法に関する議論を整理する。

(1) 共同プロジェクトの提案内容 ― 全資産アプローチ ―

共同プロジェクトで審議会は，全資産アプローチと部分資産アプローチという新たな論点を提示した。前者は，譲渡資産を原資産全体とみなす方法であり，他方，後者は，資産に関連する権利・義務の組み合わせを前提とする方法（詳細は後述）と説明される。結論として，全資産アプローチは，他の非金融商品会計における売却時の収益認識と整合性があることから，暫定的に合意された。他方，部分資産アプローチは，全資産アプローチよりも複雑であり，財務諸表利用者にその複雑さに見合った便益が得られないとして棄却された（IASB［2010b］，BC161；IASB［2011］，pars.13-14；IASB［2013b］，BC291）(6)。

図表 2 は，設例 1 に基づいて全資産アプローチの売却（リースバック開始）日の仕訳および財務数値の推移（簡素化のため小数点以下を四捨五入した。以下，同様。）を示したものである。この方法では，譲渡資産は原資産全体と仮定されるため，原資産の簿価（80）と公正価値（100）の売却益（20）が即時認識される。

設例 1「SLB のケース」（IASB［2009］，par.9.13 参照）

帳簿価額 80 の資産（残存耐用年数 20 年）を公正価値 100 で譲渡し，期間 5 年でリースバックする。リース料総額の現在価値は 30 である（年間リース料 8，利子率 10%）。

図表 2「全資産アプローチ」

（IASB［2009］，par.9.13；IASB［2011］，Appendix A；IASB［2013c］，IE15 参照）

現　　金	100	原 資 産	80
		売 却 益	20
使用権資産	30	リース負債	30

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
使用権資産	30	24	18	12	6	0
リース負債	30	25	20	14	7	0

フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期	期間合計
償却費用	―	6	6	6	6	6	30
利息費用	―	3	3	2	1	1	10
売却益	20	―	―	―	―	―	20
損益合計	20	△ 9	△ 9	△ 8	△ 7	△ 7	△ 20

なお，共同プロジェクトにおいて全資産アプローチが支持された背景の一つとして，当時，両審議会がリース取引の厳格な構成要素化を回避する傾向があった点を指摘できる。かつてG4+1は，原資産の分離可能性を説く構成要素アプローチに立脚し，各種オプションを（使用権に含めずに）個別認識する会計処理を探っていた（Nailor and Lennard［2000］，pars.1.3, 1.8, 3.10）。対して，共同プロジェクトで両審議会は，（原資産の構成要素化は実務上容易ではないという批判の高まりを受けて）適用可能性の観点から，使用権資産をオプション等さまざまな権利を含む単一の資産と定義することで，構成要素アプローチの厳格な適用を回避した（IASB［2009］，pars.3.29-3.33）という経緯がある。

（2）IASBの提案内容
― 部分資産アプローチ ―

IASBは，寄せられたコメントの分析を踏まえて，共同プロジェクトで暫定的に合意された全資産アプローチを棄却し，共同プロジェクトで棄却された部分資産アプローチを最終的に採用した。その根拠は，「借手が残余資産（the residual asset）の権利を引き渡す（かつ，リースバック期間にわたる使用権を留保する）ことを反映する」点にある。具体的には，「(a) 原資産の一部の売却，つまり残余持分の売却（a sale of its interest in the residual），(b) リース期間にわたる資産のリースバック（“新たな”使用権ではなくリースバック以前の原資産の所有権に内包される使用権の留保）」をあらわす方法と説明される（IASB［2014］，par.48）。

この説明に関連してIASBは次のコメントを引用している。「多くのケースで，売手／借手は原資産全体ではなく残余持分（residual interest）を実質的に売却している。資産全体の売却益の即時認識は，取引の実質を反映するようにみえない。」つまり，残余持分に係る収益を即時認識すべきではないという意見を引用する（IASB［2014］，par.22）

図表3は，当該アプローチの処理を示したものである。原資産の公正価値と簿価の差額（20）を按分計算して，使用権資産に係る売却益（6＝原資産全体の売却益 20×原資産の簿価に占める使用権の割合 0.3）と残余持分に係る売却益（14＝原資産全体の売却益 20×原資産の簿価に占める残余持分の割合 0.7）に区分し，後者のみを売却益として即時認識する。前者の使用権資産に係る売却益（6）は，使用権資産として貸方計上し，リースバック期間にわたり減価償却（の減額）を通じて認識されることになる(7)。

当該アプローチには，リースバック期間の長さが，当初認識される売却益の多寡に影響を及ぼすという特徴がある。例えば，リースバック期間が短期であれば，売却益の額が多く認識されて，原資産の大部分の売却が示される（IASB［2014］，par.53）。

この特徴からもたらされる部分資産アプローチの利点として，売却益の多寡に，借手が引き渡しや留保する原資産の諸権利（の状態）が反映されることが挙げられる。また欠点として，非金融資産の売却損益の認識と整合的でない点が指摘される（IASB，［2014］，pars. 56-57）。

図表 3「部分資産アプローチ」（IASB［2014］, par.51 参照）

使用権資産	30	リース負債	30	
現　　金	100	原　資　産	80	
		使用権資産	6	※
		売　却　益	14	※※

※ 20×30÷100＝6
※※ 20×（100－30）÷100＝14

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
使用権資産	24	19	15	10	5	0
リース負債	30	25	20	14	7	0

フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期	期間合計
償却費用	—	5	5	5	5	5	24
利息費用	—	3	3	2	1	1	10
売却益	14	—	—	—	—	—	14
損益合計	14	△ 8	△ 8	△ 7	△ 6	△ 6	△ 20

Ⅲ　「使用権の購入」とは異なるリース取引の捉え方の検討

1.「残余持分の売却」というリースバック取引の捉え方

(1) ストック計算からみた部分資産アプローチの解釈

部分資産アプローチにおいて，使用権資産は，公正価値ではなく，原資産の簿価を按分計算して当初認識される。ゆえに当該処理は，リースバック取引を「使用権の購入」と捉えた描写とは言い難い。事実，IASB は，部分資産アプローチの説明にあたり，当該取引を「使用権の購入」ではなく，「残余持分の売却」（使用権の留保）と捉える見方を示している（Ⅱ節 2 項（2）参照）。

同様のリースバック取引の捉え方は，かつて G4+1 が提案した一取引アプローチ（“one transaction” approach）の説明においても見受けられる。G4+1 は，SLB を「財産の一部の便益の売却」という目的のために行われる単一の取引と捉える見方を示した上で，取引の効果が借手による「新たな権利の獲得」ではなく「権利の留保」にあるという結論が合理的であるとして，一取引アプローチを提案した（Nailor and Lennard［2000］, pars.7.7, 7.10, 7.24-7.27, 7.40）(8)。

図表 4 は，一取引アプローチの処理を示したものである。この方法では，使用する「権利の留保」を示すために原資産の簿価（80）のうち使用権相当額（24＝原資産の簿価×使用権（公正価値）の割合 0.3）を引き継ぐ。そして残余持分の簿価（56＝原資産の簿価×残余持分（公正価値）の割合 0.7）の認識を中止する。したがって，残余持分の公正価値（70＝原資産の公正価値 100－使用権の公正価値 30）とその簿価（56）の差額（14）を売却益として計上する。

図表 4「一取引アプローチ」（Nailor and Lennard［2000］, Example 2A 参照。項目名は一部変更）

現　　金	100	リース負債	30	
		原 資 産	56	※
		売 却 益	14	

※ 80×（100－30）÷100＝56

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
使用権資産	24	19	15	10	5	0
リース負債	30	25	20	14	7	0

フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期	期間合計
償却費用	—	5	5	5	5	5	24
利息費用	—	3	3	2	1	1	10
売却益	14	—	—	—	—	—	14
損益合計	14	△ 8	△ 8	△ 7	△ 6	△ 6	△ 20

これを部分資産アプローチと比較すると，フロー計算は一致するものの，ストック計算（リースバック開始時）に違いが見受けられる（図表 5 参照）。一取引アプローチは，使用権の簿価相当額を原資産のまま継続して認識する。他方，部分資産アプローチは，原資産全体の認識を中止したのち，使用権資産を簿価で認識する。

しかし，両アプローチのリースバック取引の捉え方が合致する点を鑑みれば，部分資産アプローチのストック表現も実質的に一取引アプローチのそれと同一であると推知される。つまり，部分資産アプローチは，ストック計算上，原資産全体の売却をいったん表現するものの，使用権部分を公正価値ではなく簿価で引き継ぐことから，一取引アプローチと同様に，原資産として拘束された資金の一部留保が描写されたものと解するのが妥当ではないだろうか。とすれば，部分資産アプローチのストック表現は「残余持分の売却」（使用権の留保）というリースバック取引の捉え方と整合する。

図表 5「部分資産アプローチと一取引アプローチのストック表現」

(2) フロー計算からみた部分資産アプローチの解釈

次に，部分資産アプローチのフロー計算について全資産アプローチと比較する。図表 6 は，両法のフロー計算（ストック計算の変動）を図示している。全資産アプローチは，「原資産に対する投資の非継続」を仮定するため，使用権資産を（直前に回収した投下資金である）売却益（6）を含む「公正価値」（30）で測定する。この描写は，「使用権の購入」というリースバック取引の捉え方と整合する。

他方，部分資産アプローチは，売却益（14）に着目すると「残余持分相当額の投資の非継続」およびそれと表裏一体の「使用権相当額の投資の継続」を仮定するといえる（図表 6 参照）。ただし，部分資産アプローチでは，前述のとおり，使用権資産はいったん公正価値（30）で認識されたのち，使用権の売却益相当額（6）を差し引かれる（図表 3 仕訳参照）。ここで「使用権相当額の投資の継続」という仮定に基づくと，使用権の売却相当額は，実質的には評価益にあたり，使用権資産の過大計上を招くため控除されるという論理を紡ぐことができる。とすると使用権資産は，「現在の拘束資金」（24）で測定されると解釈できる。この描写は，「残余持分の売却」というリースバック取引の捉え方と整合する(9)。

図表 6「部分資産アプローチと全資産アプローチのフロー計算（ストック計算の変動）」

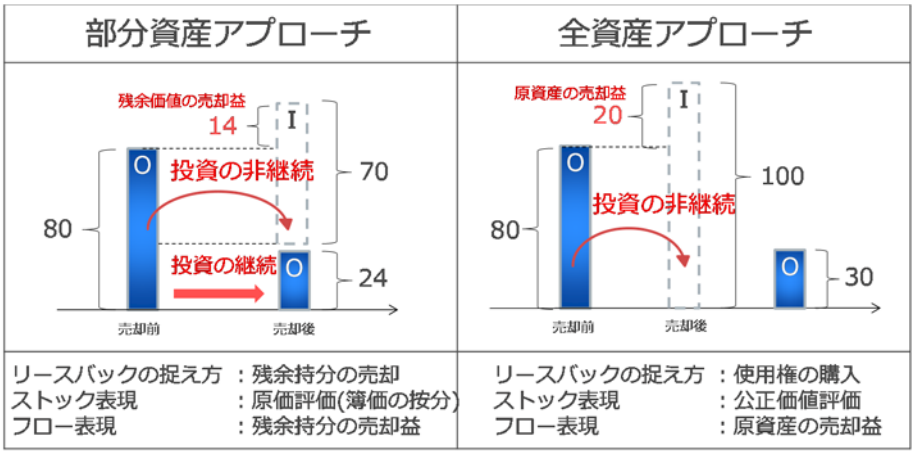

Donaldson［1969］（Exhibit 3E）参照して筆者が作成した。なお，図中の「I」はキャッシュ・インフローを，「O」はキャッシュ・アウトフローをあらわす。

2.「財務的弾力性の取得」というリース取引の捉え方

前項ではリースバック取引を「残余持分の売却」（使用権の留保）と仮定する処理法の存在に言及した。とすると単純リース取引についても「使用権の購入」とは異なる観点から説明可能かもしれない。本項では，「残余持分の売却」というリースバック取引の捉え方が，リース取引の説明概念として一般化しうるか検討したい。

FASB が 1980 年に公表した Discussion Memorandum「資金フロー，流動性および財務的弾力性に関する論点の分析」（以下，1980DM と呼称）では，SLB を企業の財務的弾力性（financial flexibility）を高める取引の一例とする（FASB［1980］，par.266）。財務

的弾力性とは，FASB 概念書第 5 号「事業会社の財務諸表における認識と測定」において「予期しないニーズおよび機会に対応できるように，キャッシュ・フローの金額と時期を変えるような効率的な行動をとる企業の能力」（fn.13）と定義される。より具体的な説明を求めて 1980DM が依拠する Donaldson［1969］を参照すると(10)，SLB は「取得資産の流動化により過去の投資意思決定を覆すため，過去のアウトフローを回復する」典型例とされる（p.70）。すなわち，SLB には，資産に投下された資金を非拘束化して過去の投下資金を回収し，企業の財務的弾力性を高めるという財務的効果がある。

以上を踏まえると，部分資産アプローチにみる「残余持分の売却」というリースバック取引の捉え方は，「財務的弾力性を高める」という SLB の特徴（財務的効果）を言い当てたものと解釈できる。なぜなら，残余持分相当額という非拘束化された資金の額に着眼するからである。

このリースバック取引の特徴（財務的効果）は，単純なリース取引についても当てはまる。なぜなら，共同プロジェクトの議論を辿ると，（単純）リース取引が企業の財務的弾力性を高める旨の記述が存在するからである。たとえば，「短期リースにより資産をリースしている企業は，資産を購入している企業よりも資本水準を減少させる弾力性（flexibility）を有する」（IASB［2009］，C5）という記述がある(11)。

確かにリース取引は，購入取引と比較すると，営業能力を維持したまま，支払義務相当額まで資本水準を減少させる取引と捉えられる（図表 7 参照）。ここで「財務的弾力性を高める」というリース取引の特徴は，拘束資金（図表 7 の O 部分）ではなく非拘束資金（I 部分）への着眼によって気づくものである。また，この気づきは，リース取引を購入取引という代替的な事業投資手段と比較しなければ得にくいものである(12)。この解釈が成り立つとすれば，拘束資金のみに着眼した「使用権の購入」というリース取引の捉え方は，（リース取引を購入取引に内包することで）リース取引が本来もつ代替的投資手段としての有意性を捨象する会計処理を導く，かもしれない。

図表 7「リース取引の捉え方―弾力性の取得」

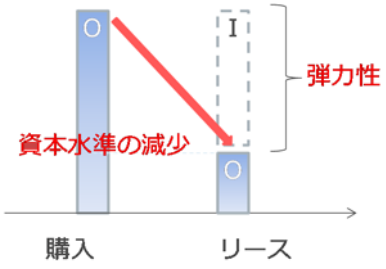

Donaldson［1969］（Exhibit 3E）参照して筆者が作成した。なお，図中の「I」はキャッシュ・インフローを，「O」はキャッシュ・アウトフローをあらわす。

以上の推論を所与とすると，まず，リースバック取引を「残余持分の売却」と捉える見方は，（原資産から拘束資金を差し引いた）非拘束資金に目を向けたものといえる。この着眼は，「残余持分を売却することで財務的弾力性を獲得する」というリースバック取引の特徴（財務的効果）に通ずる。そして，同様の特徴は，単純リース取引に関しても公表文書で言及されて

いる。よって，単純リース取引も「残余持分を所有しないことで財務的弾力性を獲得する」取引として捉えられる可能性を指摘できる。このリース取引の捉え方は，（購入取引ではなくリース取引の選択により得られる）非拘束資金，すなわち，財務的弾力化部分に目を向けたものである。ただし，企業会計を前提とすれば，当然ながらストック計算は，投下資本回収余剰計算に基づいて（非拘束資金ではなく）「拘束資金」で認識される(13)。

単純リース取引を当初認識するとき，当該時点の使用権の公正価値および拘束資金として認められる額は一致する。よって，リース取引の捉え方の違いは，会計処理（少なくともストック計算）を論じる上で顕在化しない。しかし，SLB のように過去に資金が拘束されている場合には，リースバック開始時点で，（使用権の）公正価値と拘束資金の額は一致しない。よって，リースバック取引の捉え方の違いは，SLB の会計処理法を論じる上では顕在化すると考える。

Ⅳ　おわりに

本稿では，使用権モデル下で新たな論点として浮上した，売却の要件を満たす SLB（すなわち，リースバックが実質的に OL に相当する取引）の売却損益の認識に関する代替的会計処理法に焦点をあてた。そして，「使用権の購入」というリース取引の捉え方に依拠しない会計処理を説明する概念を抽出・整理することを試みた。換言すれば，使用権モデル特有の会計処理の一つを題材として，帰納法的にリース取引（OL）に係る説明概念の二義性を検討した。

本稿では，第一に，使用権モデルの開発過程において，「使用権の購入」という単一の説明概念からは導かれない（OL に係る）諸会計処理法に触れて，異なる「オンバランス化の説明概念」の存在を抽出する必要性に言及した。第二に，こうした諸会計処理法の一例として，売却の要件を満たす SLB の売却損益を巡る代替的会計処理法に着目し，その概要を整理した。全資産アプローチは，使用権資産を公正価値で当初認識することから「使用権の購入」と捉える解釈と整合する。他方，部分資産アプローチでは，使用権資産は現在の拘束資金をあらわす。この処理法については，リースバックを「使用権の留保」と（それと表裏一体である）「残余持分の売却」と捉える解釈と整合すると述べた。最後に，「残余持分の売却」というリースバックの捉え方が，（単純）リース取引の捉え方として一般化しうるか検討した。SLB には，借手企業の財務的弾力性を高めるという機能があるという見解に基づき，単純リース取引についても，代替的投資手段である購入取引との比較により「残余持分を所有しないことで財務的弾力性を取得」するという捉え方が成り立つと考えた。事実，両審議会は，使用権モデルがリース取引の財務的弾力性をあらわすという利点に言及していた。

本稿では，20 年にわたる使用権モデルの開発を巡る膨大な議論のうち，SLB の売却損益の認識という一論点のみを取り上げて，帰納法的にリース（OL）の説明概念の二義性を論じた。当然ながら，帰納法で得られた試論に一般性を求めるならば，他の事実に照らしても同様の結論が導かれるかにつき引き続き検討せねばならない。したがって，本稿に関しては，「残余価値の売却」すなわち「財務的弾力性の取得」という説明概念が他の使用権モデル下の代替的処理法において成り立つか検討することが今後の課題として残されている。とくに冒頭で述べたデュアル・モデルは，リース会計の〈原初的な〉問題を解決するという観点からも，検

討すべき今後の課題として注目される(14)。

注

(1) 所有権モデルという名称は，AAA FASC［2011］を参照した。なお，当該モデルは，日本の現行リース会計基準が採用するモデルである。

(2) 本稿では，議論を単純化するために，資産譲渡を売買に限定し，また，特別目的会社ではなく独立した第三者に対する取引を前提に考察する。

(3) 紙幅の関係上，FASB の所有権モデルの概要については割愛する。なお，両審議会を含む基準化された所有権モデルの比較分析については，佐藤信彦［2004］(45-46 頁) および高橋［2009］(202-205 頁) を参照されたい。

(4) 共同プロジェクトでは，売却の要件に関しても議論されたが，本稿では紙幅の都合上割愛する。IFRS16 では IFRS 第 15 号における履行義務の充足要件に依拠し（IASB［2016］，par.99），Topic842 では，Topic606 に基づく（FASB［2016］，par.842-40-25-1）。いずれも「支配の原則は，取引の売却部分だけでなく取引全体に適用すべき」（IASB［2013b］，BC289）との考えに基づく。ただし，両者では，購入オプション付取引の解釈など具体的な適用要件が若干異なる。

(5) 当該取引は次のように説明される「買手である貸手は，原資産に対する支配を獲得し，当該資産の使用をリース期間にわたり支配する権利を売手である借手に直ちに移転する」（IASB［2013b］，BC289(b)；IASB［2016b］，BC262(a)）。なお，2013ED と IFRS16 では，このように同一の説明を用いるものの，後述のとおり異なる売却損益の処理法が提案・採用されている。IFRS16 では，売却部分とリース部分を明示的に区分していない理由も当該処理法の採用にあると推知される。

(6) 共同プロジェクトで SLB に関して当初議論されたのは，次の三つの方法である。(a) すべての SLB を金融取引として処理，(b) すべての SLB を売却として処理，(c) 収益認識基準など特定の基準に基づき売却または金融取引として処理（IASB［2009］，pars.9.12, 9.13）。なお，全資産アプローチと部分資産アプローチの対立は，(c) の採用に含みを持たせた上で議論されている（たとえば IASB［2011］）。

(7) 当該説明は，図表 3 の IASB［2014］(par.51) で示された仕訳に基づくものである。この仕訳のほか，使用権資産の純額 (24) を借方計上する仕訳も成り立つ（たとえば，あずさ監査法人［2016］，171 頁）。本稿では，原資産全体の売却益を使用権部分と残余持分部分に区分し，使用権部分の売却益のみ繰り延べるという処理を端的に示す前者の仕訳を取り上げた。

(8) 一取引アプローチは，売却の要件に合致しない SLB を含むすべての SLB への適用を想定して議論された。すなわち，一取引アプローチは，部分資産アプローチと適用範囲が異なる。なお，当該アプローチを売却の要件に合致しない SLB に適用すると，原資産の簿価を引き継ぐ結果，受取額とリース負債が完全に連動し，当該取引以前に所有権を通じて得られるものと近似する（Nailor and Lennard［2000］，par.7.43）。すなわち金融取引と近似した処理となる。

(9) 佐藤信彦教授は，SLB をリスク・経済価値アプローチと構成要素アプローチの対立軸のほか，単一取引処理法と独立取引処理法の対立に着目して分析される（［2004］，43-45 頁）。佐藤教授の知見に照らせば，本稿で取り上げた使用権モデルの代替的会計処理法は，構成要素アプローチ下における（部分リースバックに対して適用される）単一取引処理法と独立取引処理法の対立として捉えられると考える。なお，本稿では，とくに部分リースバック後（売却後）のストック計算の違い（図表 6 参照）に着目して，代替的会計処理法を検討している。

(10) 1980DM では，二章 (Ch.9-10) を割いて財務的弾力性概念を説明するにあたり，この概念が Donaldson［1969］と同様 (similar) である旨を記述している（FASB［1980］，p.107）。

(11) G4+1 においても，使用権モデルの特徴として「リース契約により提供される財務的弾力性 (financial flexibility) を反映する」（Nailor and Lennard［2000］，par.3.24）という記述や，さらには，リースが必要な期間に必要な金額だけの用役能力を確保し，その必要能力の変化に対応する弾力性 (flexibility) を経営者に提供することで，効率的かつ経済的な資産管理が促進される（McGregor［1996］，p.2）旨の言及がある。

(12) 菱山淳教授は，「『使用権資産』は『権利』としての性質を持ちながらも，『物』としての性質をあわせ持つ資産項目である」（［2016］，スライド 18）と捉えられている。菱山教授の知見を本稿の試論に引き寄せて考えることが許されるならば，確かに「物」である原資産の存在がなければ，(差額概念である) 残余持分に着目してリース取引を捉えることができない，との解釈が成り立つ。リース取引による財務的弾力性の効果を把握するには，(その代替的投資手段である) 原資産の購入・取得との比較が所与とされる。

(13) 投下資本回収余剰計算を想定しない非営利組

織会計では，財務的弾力性の評価方法に関する記述が存在する（拙稿［2016］参照）。

（14）IFRS16 では、デュアル・モデルの支持理由として,「購入ではなくリースするという決断が（金融の取得ではなく）営業上の弾力性（operational flexibility）の取得のために行われる場合がある」との見解を紹介している（IASB［2016b］，BC45）。

参考文献

American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee（AAA FASC）［2011］, "COMMENTARY: A Perspective on the Joint IASB/FASB Exposure Draft on Accounting for leases," *Accounting Horizons*, Vol.25, No.4, pp.861-871.

American Institute of Certified Public Accountants（AICPA）［1964］, *Opinions of the Accounting Principles Board No.5: Reporting of Leases in Financial Statements of Lessee*, AICPA（日本公認会計士協会訳『AICPA 会計原則審議会意見書』財団法人大蔵財務協会，1983 年）.

あずさ監査法人［2016］『図解＆徹底分析　IFRS「新リース基準」』中央経済社。

Donaldson, Gordon［1969］, *Strategy for Financial Mobility*, Harvard Business School.

Financial Accounting Standards Board（FASB）［1980］, *Discussion Memorandum, Reporting Funds Flows, Liquidity, and Financial Flexibility*, FASB.

FASB［1984］, *Statement of Financial Accounting Concepts No.5: Recognition and Measurement in Financial Statement of Business Enterprises*, FASB（平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社，2002 年）.

FASB［2016］, *Accounting Standards Update No.2016-02: Lease（Topic842）*, FASB.

菱山淳［2016］「リース取引の認識，測定および表示の対象」日本簿記学会第 32 回関東部会報告資料。

International Accounting Standards Board（IASB）［2003］, *International Accounting Standard 17 (revised): Leases*, IASB（IFRS 財団編『国際財務報告基準 2015 年版』中央経済社，2015 年）

IASB［2009］, *Discussion Paper: Leases: Preliminary Views*, IASB（企業会計基準委員会訳『討議資料　リース：予備的見解』2009 年）.

IASB［2010a］, *Exposure Draft: Leases*, IASB（企業会計基準委員会訳『公開草案　リース』2010 年）.

IASB［2010b］, *Basis for Conclusions: Leases*, IASB（企業会計基準委員会訳『結論の根拠　リース』2010 年）.

IASB［2011］, "Sale and leaseback transactions: Partial asset or whole asset approach," *Agenda reference 11F（March）*, IASB.

IASB［2013a］, *Exposure Draft (revised): Leases*, IASB（企業会計基準委員会訳『公開草案　リース』2013 年）.

IASB［2013b］, *Basis for Conclusions (revised): Leases*, IASB（企業会計基準委員会訳『結論の根拠　リース』2013 年）.

IASB［2013c］, *Illustrative Examples (revised): Leases*, IASB（企業会計基準委員会訳『設例　リース』2013 年）.

IASB［2014］, "Sale and Leaseback Transactions," *Agenda paper 3A（July）*, IASB.

IASB［2016a］, *International Financial Reporting Standard 16: leases*, IASB（IFRS 財団編『IFRS 基準 2016 年版』中央経済社，2016 年）.

IASB［2016b］, *International Financial Reporting Standard 16: leases: Basis for Conclusions*, IASB（IFRS 財団編『国際財務報告基準 2016 年版』中央経済社，2016 年）.

McGregor, Warren［1996］, *G4+1 Special Paper: Accounting for Leases: a New Approach*, FASB.

Nailor, Hans and Audrew Lennard［2000］, *G4+1 Position Paper: Lease: Implementation of a New Approach*, FASB.

佐藤信彦［2004］「セール・アンド・リースバック取引―リスク移転とオフバランス化」『企業会計』Vol.56 No.8，41-48 頁。

高橋聡［2009］「セール・アンド・リースバックの会計」佐藤信彦・角ヶ谷典幸編［2009］『リース会計基準の論理』税務経理協会，193-215 頁。

角ヶ谷典幸［2004］「リース会計論」新田忠誓編［2004］『大学院学生と学部卒業論文テーマ設定のための財務会計論簿記論入門〔第 2 版〕』白桃書房，201-223 頁。

拙稿［2016］「非営利組織会計の純資産区分に関する試論―財務的弾力性の観点から―」『非営利法人研究学会誌』Vol.18，17-28 頁。

（付記）学会報告に際して司会者・フロアの先生方から，そして，査読頂きました先生方から大変有益なコメントを賜りました。心より御礼申し上げます。なお，本稿は JSPS 科研費基盤研究（C）（課題番号 15K03781）の助成を受けたものです。

【査読論文】

中国における会計環境が公正価値の適用に与える影響の分析

苗 馨 允
宇部工業高等専門学校

要　旨

中国会計基準設定機関としての財政部は，中国会計基準と国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards : IFRS）とのコンバージェンスを図るために，2006 年 2 月に公正価値を導入し，一部の資産および負債（例えば，金融資産，投資不動産および生物資産）に対して，期末に公正価値評価を許可または要請している。

しかし，国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）が IFRS における公正価値の適用範囲の拡大を進めていく動向に対して，財政部は公正価値で測定する資産および負債を制限している。中国会計基準においては，継続的に信頼性をもって測定できる資産および負債についてのみ，公正価値による測定が許可されている。さらに，財政部は，観察可能ではないインプット（レベル 3 のインプット）に基づく公正価値測定を制限している。例えば，投資不動産の公正価値に対しては，同一または類似の資産に関する活発な市場における市場価格に基づく測定だけが認められている。

会計は単なる技術的な要素ではなく，各国における社会的，政治的，経済的要素などを含める会計環境に影響を受けていると思われる。そこで，本論文の目的は Gernon and Wallace［1995］のアカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用し，中国における公正価値の適用を巡る環境の主な特徴を社会的，組織的，専門的，政治的，会計的観点からホーリスティックに分析することである。そして，この分析を通じて，中国における公正価値の適用がどのような制約を受けているのかを解明していく。

本論文は，会計基準の設定・実施と周辺環境との相互作用を明らかにすることによって，財務報告のコンバージェンスを達成するために，会計制度および会計環境の多様性を論じる必要性があることを指摘するものである。

（2016 年 11 月 18 日審査受付　2017 年 3 月 23 日掲載決定）

Ⅰ　はじめに

2001 年以降，国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）は国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）における公正価値の適用範囲の拡大を進めてきた（Whittington［2008］；草野［2008］）。中国会計基準設定機関としての財政部は，中国会計基準と IFRS とのコンバージェンスを図るために，2006 年 2 月に新たな中国会計基準，いわゆる「企業会計準則」(1)（以下，新企業会計準則という）を公布した。2001 年から 2005 年にかけて，中国会計基準では資産および負債に対する公正価値による測定が容認されなかったことに対して，新企業会計準則では一部の資産および負債（例えば，金融資産，投資不動産および生物資産）に対して，期末に公正価値による評価が許可あるいは要請されている。

しかし，IFRS と比べて，新企業会計準則では公正価値による測定が認められる資産および負債が制限されていることが指摘されている（Peng and Bewley［2010］）。例えば，新企業会計準則では，公正価値が継続的に信頼性をもって測定できる資産および負債についてのみ，公正価値で評価することが許可されている。さらに，Biondi and Zhang［2007］では，IASB はスタティック会計観(2)（公正価値評価につながる）に基づいて会計基準を設定していることに対して，財政部はダイナミック会計観(3)（収益と費用の対応原則および取得原価評価につながる）に基づいて中国会計基準を設定しているという差異が示されている。

財政部は，公正価値を巡る問題を中国における IFRS のアドプションを妨げる 1 つの要因として認識している。そこで，本論文の目的は，中国における公正価値の適用に影響を与える環境的要素を明らかにすることである。具体的に，Gernon and Wallace［1995］のアカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用し，中国における公正価値の適用を巡る環境の主な特徴を社会的，組織的，専門的，政治的，会計的観点からホーリスティックに検討していく。また，中国会計基準の設定および IFRS とのコンバージェンスに関する政策決定に関与するステークホルダーの発言，例えば，財政部および中国証券監督委員会（以下，証監会という）における責任者の講演などを詳細に分析し必要に応じて引用する。この分析を通じて，中国における公正価値の適用がどのような制約を受けているのかを解明できると考えられる。

Ⅱ　フレームワーク

アカウンティング・エコロジー・フレームワークはある国において会計に影響を与える諸要素の相互作用を全体的・包括的に考慮するものである。Gernon and Wallace［1995］によれば，各国における会計基準の設定・実施を巡るエコロジーは以下の 5 つのスライス(4)の相互作用の結果である。本論文では，これらの 5 つのスライスを包括するエコロジーを「会計環境」(5)と称することにする。

（1）社会的スライス（societal slice）

構造的要素（例えば，経済・政治・法律システム），人口統計上の特徴または動向（例えば，ランドエリアや人口など），文化的特徴または動向（例えば，言語，民族，宗教，社会規範，および共通の価値観など）が含まれる。これらの要素の変化は財務報告に対する需要に影響を与える。

（2）組織的スライス（organizational slice）

組織[6]の規模・複雑さ，テクノロジー，人的・資本的資源などの要素が含まれる。これらの要素は会計システムの選択・設定，および会計情報に対する需要に影響を及ぼす。

（3）専門的スライス（professional slice）

会計専門家（例えば，経理担当者や公認会計士）に対する教育・研修・登録・規律，および職業倫理・文化などの要素が含まれる。これらの要素は会計専門家の間の役割配分や関係に影響を与える。

（4）政治的スライス（individual slice）[7]

基準設定機関，官僚，ロビイスト，政治家，経営者，会計学者，会計専門家，および弁護士などの個人は会計政策に関する選択を行う主体である。政治的スライスでは，これらの個人や団体による会計基準設定主体に対するロビー活動，また自身の利益のために会計数値を利用する活動が含まれる。政治的スライスの分析は個人や団体の行動に対する説明や予測に関連している。

（5）会計的スライス（accounting slice）

財務報告の基準（評価と測定，分類，表示などに関する規定が含まれる），財務報告の頻度，ディスクロージャー制度，特殊目的の報告，および会計実務などの要素が含まれる。

アカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用して，ある国における会計基準の設定・実施を巡る諸要素を包括的に分析することができる。Perera and Baydoun［2007］，Hellmann et al.［2010］，Poudel et al.［2014］，および Tsunogaya et al.［2015］はこのフレームワークを援用して，インドネシア，ドイツ，ネパール，および日本を対象として，IFRS のアドプションを巡る会計環境を明らかにした。これらの先行研究は会計環境の解明に対するフレームワークの有効性を実証した。具体的に，Perera and Baydoun［2007］は，インドネシアの会計環境について，「クレジットーインサイダー（credit-insider）」融資制度，家父長制的な保護（paternalistic protection）を特徴とする法制度，および事業活動に強い影響を与えているイスラム伝統などの固有性を示した。そして，このような固有性がインドネシアにおける IFRS の実施が直面する課題であることを解明した。Hellmann et al.［2010］はドイツの会計環境について，国民文化における保守的な伝統，法令による統制，「クレジットーインサイダー（credit-insider）」融資制度，および課税所得の計算と会計との密接な関係などの特徴を明らかにした。それに，これらの特徴が IFRS の一貫した解釈と実施を妨げる可能性があるということを示した。Poudel et al.［2014］は，ネパールに広く行き渡った不正・腐敗行為，資本市場の未整備，および IFRS の適用に関する訓練を十分に受けた会計士の不足などの特徴を持つネパールの会計環境を明らかにした。そのうえ，このような会計環境がネパールにおける IFRS の一貫した解釈と適用を妨げる可能性が高く，IFRS がネパールに直接適用されていても，ネパール企業が作成した財務報告の比較可能性と透明性が必ずしも向上するわけではないことを指摘した。Tsunogaya et al.［2015］は，日本固有の会計環境の主な特徴，例えば，第 2 次産業のウェイトが高いこと，長期的視点に立った経営を重視すること，および日本の公認会計士や税理士が「ルール」に準拠する細則主義に慣れ親しんでいることが日本における IFRS の強制適用を遅らせている理由であることを示した。

中国における IFRS の適用について，議論

に値する論点が多数あるが，本論文では，公正価値の適用範囲，すなわちどのような資産および負債を公正価値で評価すべきかという争点に重点を置いて議論を進める。以下では，アカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用して，中国における公正価値の適用を巡る環境の主な特徴について，社会的，組織的，専門的，政治的，会計的な側面から解明していくことにする。また，環境的要素が公正価値の適用に与える制約を明らかにする。

Ⅲ　中国の会計環境と公正価値の適用

1.　社会的スライス

2001 年 12 月に中国が世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）に加盟してから，中国政府は健全な金融市場を構築するための改革に乗り出してきた。主な取り組みとして，海外資本による国有銀行への投資参入の促進，金融商品開発や保険会社の資産運用に対する規制の緩和などの資本市場の自由化改革，および適格国外機関投資家（Qualified Foreign Institutional Investors：QFII）制度の導入による資本市場のグローバル化などが挙げられる。

これらの改革によって，中国では金融セクターが急成長し，金融商品が大幅に増えてきた。例えば，2006 年 12 月 31 日に上海証券取引所と深セン証券取引所における株式時価総額は 89,441 億元に達し，2001 年 12 月 31 日におけるその金額の 2 倍になった。そして，2006 年に，中国国内では，債権（国債，普通社債，転換社債など含む）の発行額は 119,286 億元に至り，先物（ゴム，貴金属，農産物などの商品先物）の取引高は 2,919,882 億元に達し，2001 年の金額と比べ，それぞれ 20 倍と 194 倍になった。

このように，WTO への加盟をきっかけに，中国における経済の金融化が進み，金融商品の取引が急速に拡大してきた。金融機関（銀行や証券会社など）をはじめとする中国企業は多様な金融商品取引を活発に行っており，収益を獲得する一方，価格リスク，金利リスク，および為替リスク等各種のリスクに晒させるようになってきた。

他方，2001 年から 2006 年までの間，中国会計制度における金融商品に係る会計処理の方法および開示の方法は，金融商品取引による収益およびリスクの状況を財務諸表に反映させておらず，投資家をはじめとする財務諸表の利用者は金融商品に関する取引実態を的確に把握できなかった。例えば，『企業会計制度』（財政部が 2000 年に公布）と『金融企業会計制度』（財政部が 2001 年に公布）によると，中国企業は随時決済・換金でき（金融機関に対しては価格変動によって利益を得る目的で保有し，かつ随時決済・換金でき），しかも保有期間を 1 年以内にする予定である有価証券に対して，期末に市場価格と取得原価の低い方（いわゆる低価法）で評価しなければならなかった。そして，財政部は，当時中国におけるデリバティブ取引が少なかったと考え，デリバティブ取引によって生じる債権と債務の認識と測定に関する会計基準を定めていなかった。これにより，中国企業，特に金融機関によるデリバティブ取引が盛んになってきたが，それらの取引に係る損益は決済時まで認識されていなかった（財政部［2001c］）。さらに，財政部は期末におけるデリバティブ取引に関する時価および差損益の開示を要求していなかった（財政部［2001c］）。

当時，財政部における会計基準設定の関係者と多くの学者は，IASB および財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）が行っていた金融商品に係る会計基準設定および訂正の動向に注意を払っていた。さらに，中国会計基準への導入の可能性を検討し，金融商品測定に対して公正価値の導入を強く主張した(8)。

2004 年 12 月に中国航油という国有企業が石油オプションにより大きな損失を被ったこと（「中航油事件」と呼ばれる）が発覚した。この事件は，中国企業がデリバティブ取引による高いリスクに晒されていたことを示している。「中航油事件」に鑑みて，財政部は 2005 年 8 月に「金融商品認識および測定に関する暫定規定（試行）」(9)を公布し，はじめて金融資産および金融負債の分類，デリバティブ取引による金融商品の認識と測定，および金融資産の減損に関して，IFRS とほぼ同様の会計処理を定めた（財政部［2005］）。そこでは，売買目的金融資産，売却可能金融資産，およびデリバティブ取引によって生じる正味の債権と債務に対して，公正価値での評価が求められた。財政部会計司元司長と財政部元副部長・王軍氏は，公正価値の導入が「金融機関の会計情報の質および透明性の向上を促し，金融セクターにおけるリスクを防ぎあるいは軽減し，金融セクターのセキュリティと安定性を確保する」（王［2006］）と述べた。

中国経済においては，金融セクターが急成長しているにもかかわらず，他の先進国と比べて第 2 次産業のウェイトが高い（表 1 参照）。第 2 次産業は「（仕入先から）インプットを購入し，それを事業計画に基づいて製品へと変換させ，その製品を（顧客に対して）原価よりも高い価格で販売することによって事業価値を創出」（Nissim and Penman［2008］，p.14）している。歴史的原価会計は，企業が「財・用役のインプット市場とアウトプット市場の間の裁定を行うことで価値が付加される」（Nissim and Penman［2008］，p.14）プロセスと成果を報告するものである。歴史的原価会計によって報告される当期純利益は，企業が市場で効果的に取引活動を行うことを通じて付加価値を創造する能力を表し，将来利益の予測および企業価値の評価に役に立つ。第 2 次産業における企業に対して，歴史的原価会計は投資家および債権者の意思決定に有用な財務情報を提供できると考えられる。

それゆえ，中国のような第 2 次産業の割合が高い国では，歴史的原価会計の方が望ましく，公正価値会計(10)の過度の適用が抑えられている。実際に，Qu and Zhang（2015）は中国の上場企業における 2007 年から 2010 年までの会計年度の財務諸表をサンプルとして，当期純利益および純資産の簿価と株価の価値関連性（Value-relevance）を検証した。その結果，鉱業と農業における上場企業のうち，公正価値で資産および負債を測定していた会社の当期純利益および純資産の簿価の価値関連性が極めて低いかつ有意ではないことに対して，資産および負債の測定に公正価値を適用していなかった会社におけるそれらの価値関連性が高いかつ有意であることを示した。

表 1　各産業セクターの対 GDP 比（2010 年）

	中国	日本	米国	英国
第 1 次産業	10.1	1.2	1.1	0.6
第 2 次産業	46.8	27.3	18.5	22.4
第 3 次産業	43.1	70.8	80.3	76.9

出所：『中国统计年鉴 2011』（中国国家统计局［2011］）および『経済における金融セクターのシェアを巡る論点』（野村資本市場研究所［2013］）に基づいて，筆者が作成した。

注：第 1 次産業には農業，林業および漁業が含まれ，第 2 次産業には鉱業，製造業，建設業，電気・ガス・水道業が含まれ，第 3 次産業には卸売り・小売業，運輸，金融・保険，不動産，情報通信，およびサービス業（学術研究，専門・技術サービス業，宿泊業，飲食サービス業，生活関連サービス業，娯楽業，公務などを含む）が含まれる。

経済的ファクターは中国における公正価値の広範囲にわたる適用を抑えるが，文化的ファクターも影響を与えている。儒教は，中国の社会と会計に関する価値観の形成に重要な役割を果たしている。儒教は「倹約」，すなわち必要以上のお金を費やしてはいけないことを強調している（Hofstede and Bond［1988］）。それは，企業が永続的な発展を目的とし再投資を行うために資金を社内に蓄積するという長期志向性につながっている（Hofstede and Bond［1988］）。

公正価値会計は，「稼得プロセスの重要性を低下させる。（中略）短期的な市場変動に応じて（利益を）認識」（Nissim and Penman［2008］，p.70）させる。これによって，公正価値会計は，経営者に金融市場における投機に目を向けさせ，長期的な利益ではなく，短期的な利益を追求させる可能性がある。さらに，会社は株主に対してより多くの現金と利益を配分する可能性があると指摘される（Zhang and Andrew［2014］）。実際に，罗（2015）と柳・侯（2016）は新企業会計準則が実施された後，中国の上場企業において，公正価値変動による収益が配当金との間に正の相関関係が存在していることについて経験的証拠を提供した。これらの研究は公正価値会計が市場価格の変動による短期的な利益を認識し，さらに株主への過大な配分につながる可能性を示している。

前述したように，中国では，儒教の影響によって，企業が過度な配分を抑え，社内に再投資を行うための資本を蓄積する志向がある。この志向は慎重かつ保守的な会計処理をもたらし，公正価値の限定的な適用につながっていると考えられる。

2.　組織的スライス

2001 年以降，中国政府は資本市場の発展を促進するために，様々な改革に取り組んできた。まず，中国政府は資本市場のグローバル化を進めてきた。証監会，中国人民銀行および中国国家外貨管理局（以下，外管局という）は 2002 年 12 月に QFII 制度を導入した。QFII 制度により，証監会と外管局の認可を取得した外国人投資家は，中国国内資本市場で取引される有価証券（株式，社債，銀行間債券市場の債券など）への投資が可能になった(11)。さらに，2015 年 11 月に滬港通

（Shanghai-Hong Kong Stock Connect）が開通され，その次，2016 年 11 月に深港通（Shenzhen-Hong Kong Stock Connect）が開通された。滬港通と深港通の開通により，外国人投資家は香港証券取引所のメンバーとなっている証券会社に取引口座を開設すれば，証監会や外管局の認可を要することなく，上海証券取引所と深セン証券取引所での上場株の売買を行うことが可能となった。滬港通と深港通の開通は中国政府が外国人投資家による中国国内資本市場での投資に対する規制を緩和し，中国資本市場のグローバル化を進める政策である（祁［2014］）。このような中国資本市場のグローバル化は，より一層透明性の高い財務報告を求めている。

次に，中国政府は資本市場にさらなる市場メカニズムを導入してきた。主な取り組みとしては，非流通株改革と機関投資家の育成が挙げられる。2004 年末，中国における上場企業の発行済株式の 64%（4,543 億株／7,149 億株）は，証券取引所で取引されることができない株であった（非流通株という）。さらに，非流通株のうち，74%は国が所有する株（国家株という）であった（证监会［2008］，p.50）。非流通株を保有する株主は株式流通市場で株式を売買することができないため，意思決定有用性の高い会計情報に対する需要が高くなかった。さらに，非流通株の存在により，中国における株式市場が常に公正な株価を生み出すという機能を十分に発揮できないことが明らかになってきた(12)。2005 年 4 月に，証監会は「非流通株改革」(13)を始め，非流通株のほとんどが証券取引所で自由に取引されることを認めた。証監会はこの改革を通して「流通市場においては，上場企業の価値がより正確に反映され始めた」（证监会［2008］，p.53）と述べた。実際に，多くの実証研究は「非流通株改革」が実施された後，中国株式市場の効率性が向上したことを立証している(14)。

証監会は 2000 年より，機関投資家（例えば，証券投資ファンド，企業年金基金など）の育成を掲げ，機関投資家を積極的に育成する戦略を推進してきた（证监会［2008］）。結果として，流通株(15)のうち，証券投資ファンドが保有する割合は 2002 年初頭の 5%から 2005 年末の 20%近くまで上昇した（证监会［2008］，p.70）。個人投資家は短期的な利益を追求し，投機的な投資活動をすることに対して，機関投資家はファンダメンタルな分析に基づく長期的な投資活動に焦点をあてると考えられており，証監会は機関投資家の育成を通じて，中国「資本市場における投資哲学」が「過去，投機的考えが主流であったのに対して」，投資対象に対する「基礎的な調査に基づく長期投資にシフト」（证监会［2008］，p.73）することを狙っていた。実際に，多くの実証研究は機関投資家が保有する株式の割合の増加が中国株式市場の効率性の向上と繋がっていることを証明している(16)。

効率的な市場が存在して，初めて公正価値は資産および負債に関する正確な，かつ最新の価値を提供できるようになる（Zhang and Andrew［2014］）。それに基づいて，レベル 1 とレベル 2 のインプット(17)を用いて，信頼性をもって公正価値を測定することが可能になる。中国資本市場におけるグローバル化の進展，市場メカニズムの導入，および機関投資家の育成は市場の効率性を高めてきた。これは中国における公正価値の適用を促進してきた 1 つのファクターである。

グローバル化と市場化の改革にもかかわらず，中国資本市場が主に以下の課題を抱えているため未熟だと指摘される。まず，外国人

投資家の投資枠に対する制限が中国資本市場のさらなるグローバル化を妨げていると思われる。急激な資金流出を防ぐために，外管局は QFII の投資額を制限している。2015 年 9 月 28 日現在，外管局が QFII に 788 億ドルの総投資額を認可していた（外管局［2015］）。この金額は中国国内資本市場における時価総額（2015 年 8 月 1 日現在，71,606 億ドル）の約 1%を占めるに過ぎない。このデータは，中国国内資本市場における外国人投資家の重要性が極めて低いということを示している(18)。

次に，中国政府が多くの上場企業を支配するのに十分な所有権を持っていることも課題として指摘されている(19)。例えば，2015 年度有価証券報告によれば，2015 年 12 月 31 日時点で，中国工商銀行，中國銀行，中国建設銀行，中国農業銀行（いわゆる四大商業銀行）において，中国政府はそれぞれ発行済株の 69.31%，64.02%，57.31%，82.3%を持っていた。国有企業での支配的な所有権を維持するために，中国政府によって保有される株式の売却が制限されている。これは中国資本市場における株式の流動性を低下させる可能性がある。

そして，機関投資家の育成にもかかわらず，中国資本市場は個人投資家（retail investors）に偏った市場構造が変わっていないことも課題として挙げられている。個人投資家が売買に占める割合は 60%から 80%であり，日米欧など先進国に比べて圧倒的に高い（日本経済新聞，2015 年 6 月 13 日）。個人投資家は企業の長期的な業績よりも短期的な株価変動を重視する傾向が強いため，個人投資家に偏った市場構造が極端な価格変動に繋がっていると思われる。図 1 は中国の株式市場における株価の変動が，米国と日本より激しいことを示している。中国資本市場における株価の大きな変動が公正価値測定(20)にノイズを加え（Peng and Bewley［2010］），公正価値会計は信頼性と意思決定有用性の高い財務情報を提供することができないと懸念されている（贾［2013］）。

図 1　中日米の株式市場における株価指数の変動比較

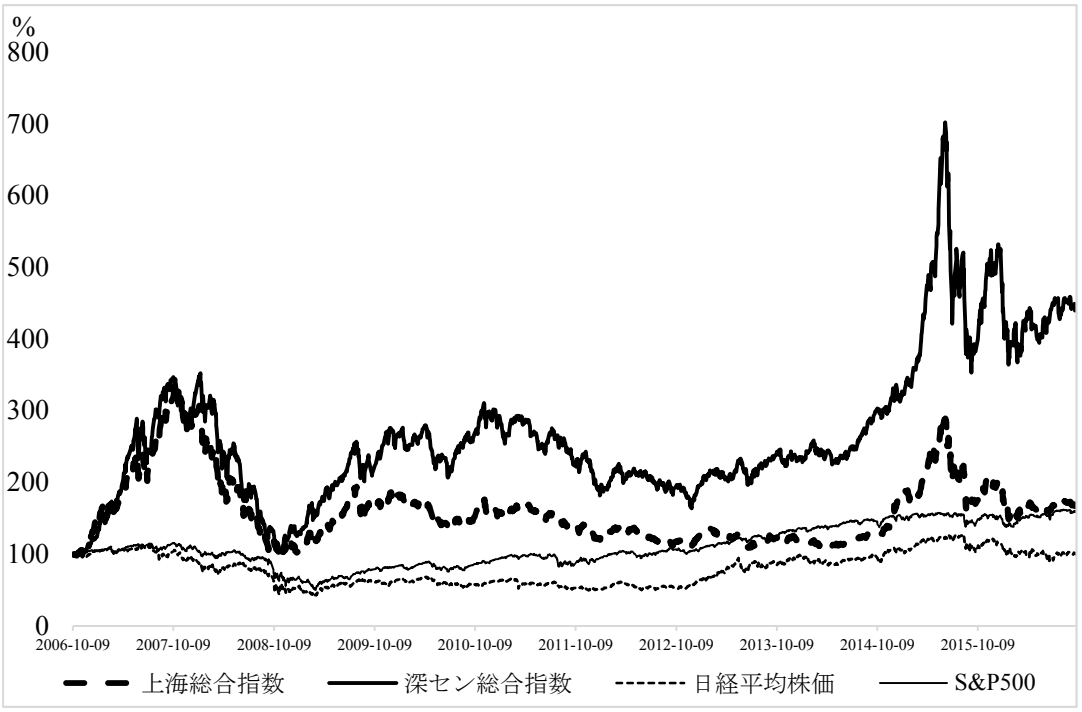

出所：wind 資訊[21]に基づいて，筆者が作成した。

注：上海総合指数は，上海証券取引所に上場するすべての株で構成される時価総額加重平均型株価指数である。深セン総合指数は，深セン証券取引所に上場するすべての株で構成される時価総額加重平均型株価指数である。上海総合指数と深セン総合指数は中国株式市場を代表する株価指数の 2 つである。日経平均株価は，東証第一部上場銘柄のうち取引が活発で流動性の高い 225 銘柄が選定され，算出される日本株式市場の代表的な株価指数の 1 つである。S&P500（Standard & Poor's 500 Stock Index）は，アメリカの投資情報会社であるスタンダード・アンド・プアーズ社がニューヨーク証券取引所，NYSE MKT，NASDAQ に上場している銘柄から代表的な 500 銘柄の株価を基に算出するアメリカ株式市場の代表的な株価指数の 1 つである。そして，図 1 で示される株価指数の変動は 2006 年 10 月 9 日（「非流通株改革」後の最初の取引日）の終値を 1 とし，2016 年 9 月 30 日までの毎取引日の終値を用いて算出したものである。

3.　専門的スライス

2000 年前後，財政部は 3 つの国家会計学院（北京，上海，厦門）を次々と設立した。国家会計学院では，政府のマクロ経済管理部門，大中規模の国有企業，金融業界，会計事務所等の上級管理者および上級財務会計担当者を教育対象とし，会計関連の知識を主な研修内容としてトレーニングが行われている（Suzuki et al.［2007］，p.665）。研修内容は IFRS および国際監査基準（International Standards on Auditing : ISA）に対応しているものである。国家会計学院は「効率的に新たな知識，市場経済の秩序および精神を伝達し，広める」（Suzuki et al.［2007］，p.665）

と評価されている。そこでのトレーニングを通じて，一部の中国公認会計士および企業における財務・経理スタッフは IFRS と ISA に関する知識を身につけてきた。こうした研修は中国における公正価値の適切な実施を保証できる専門的インフラストラクチャーを提供してきた（Graham et al.［2013］）。

しかし，3 つの国家会計学院でトレーニングを受けた公認会計士および企業における財務・経理スタッフは一握りのエリートに過ぎない。2007 年に新企業会計準則の実施が始まるまで，中国においては資産および負債を公正価値で測定することが禁じされていた。そのため，公認会計士および企業における財務・経理スタッフの大部分は公正価値測定に関する監査と会計処理を経験していなかった。Chand et al.［2010］は新たな会計基準に関して一貫した解釈と実施をするために，適切なトレーニングおよび十分な経験（exposure）が不可欠であると指摘している。このように，中国における公正価値の一貫した適用を保証するために，IFRS と ISA に基づく研修を拡大することが必要になる。大規模な研修を実施するために，財政部が各監督局，地方政府，大学，会社，監査法人などの協力を求めなければならない（財政部［2016］）。

公正価値の適用範囲が拡大すれば，経営者による主観的な仮定に基づく公正価値測定（レベル 2 あるいはレベル 3 のインプットに基づく公正価値）が増える。これらの公正価値に対して，いかに十分かつ適切な監査証拠を入手するのかが監査人にとって課題となる。実際に，中国では，公正価値測定に関する監査について，いくつかの問題が指摘されていた。例えば，証監会は，「上場企業が異常な見積もりについて解釈と説明をしていない場合でも，公認会計士はその合理性を受け入れ，無限定適正意見を表明した。例えば，公正価値で測定される投資不動産の当会計年度中の公正価値変動額が，財務諸表利用者が業界の状況に基づいて形成した予想を大幅に超えていても，財務諸表ではこの状況について説明がないものの，公認会計士は異議を表明していなかった」（証監会［2014］）と指摘している。この指摘は，中国の公認会計士による監査が必ずしも経営者による偏った測定値を訂正できるわけではない現状を示しているだろう。

それゆえ，中国の会計環境は，公正価値の広範な適用に適合する専門的インフラストラクチャーが整備されていないという特徴を持っており，公正価値の適用に制限を与えている。

4. 政治的スライス

中国経済のグローバル化が進むとともに，財政部は中国会計基準を IFRS とコンバージせよという国際社会からのプレッシャーを受けてきた。例えば，中国が 2001 年に WTO に加盟したにもかかわらず，欧州連合（European Union：EU）は中国を WTO 協定上の「市場経済国」と認定していない。これによって，中国は他国からのダンピング（不当廉売）認定などで不利な状況にある。「市場経済国」と認定しない理由の 1 つは中国企業が IFRS に従って財務報告を行っていないことであった（王［2006］）。その認定条件を満たすために，財政部は IFRS とのコンバージェンスに努めていた。

経済のグローバル化による外圧に加えて，2001 年以降，会計基準国際化の急展開とともに，主な国際機関（WTO，IASB，G20 など）は財政部に IFRS をアドプトせよとい

う圧力をかけてきた。こうした外圧に応じて，財政部会計司元司長と財政部元副部長・王軍氏は，「経済のグローバル化が加速している現在，資本市場および会計情報の利用者は高品質なグローバル会計基準を切実に求めている。中国は，会計基準のグローバルなコンバージェンスが世界的動向であることを確信している」（王［2005］）と認識し，中国会計基準と IFRS とのコンバージェンスを促進し，新企業会計準則の設定と実施を推進した。

しかし，王軍元副部長は会計基準が各国の特有の環境を反映しなければならないと主張し，IFRS の直接適用を強く反対していた。特に，王軍元副部長は IASB の David Tweedie 議長を説得し，中国のような市場が成熟していない国においては，市場価格が必ずしも公正価値を反映しているわけではないため，公正価値の適用に制限が必要であると認めさせた（王［2006］）。

また，中国国内において多くのロビー組織が，公正価値の広範な適用を反対している。証監会，国有資産監督管理委員会（以下，国資委という），銀行業監督管理委員会（以下，銀監会という），保険監督管理委員会（以下，保監会という），国家税務総局は，財政部に対して，会計基準設定に関するロビー活動を行う有力な組織である。これらの監督当局は中国会計基準の設定に影響を与えるだけではなく，基準に対する解釈にも関与し(22)，さらに直接監督下に置く会社による会計基準の実施をも監視している(23)。財政部が中国会計制度の設定を担当しているものの，この制度が有効に実施されるためには各監督当局によるエンフォースメントが不可欠である。そのため，各監督当局の公正価値に対する認識が，財政部による会計基準設定に影響を与えている。例えば，公正価値の過度の適用を反対する意見として，証監会首席会計師・賈文勤氏の発言が挙げられる。「中国における現在の市場経済の特徴を考えると，金融システムの安定性を維持するために，公正価値を適度に利用すべきである。（中略）一部の領域において，自由かつ活発な秩序ある市場が存在していないため，公正価値測定は会社経営者の主観的な判断に大きく依存しており，信頼性に欠陥をもたらしうる。さらに，公正価値による測定は企業，特に多額の金融資産をもつ金融機関の経営成績の変動を大きくしやすい」（賈［2013］，p.9）。

このような発言に代表されるように，財政部と各監督当局は公正価値の過度の適用に慎重な態度を取っており，その適用に制限を与える必要性があると合意されている。

5. 会計的スライス

財政部は，IFRS とのコンバージェンスを図るために，1998 年に公布された「債権のリストラに関する会計基準」と 1999 年に公布された「非貨幣性取引(24)に関する会計基準」において，初めて公正価値を導入した。債権のリストラと非貨幣性取引において交換される資産に対して公正価値による評価を要求し，公正価値と簿価の差額を当期純利益に計上することを規定した。2 つの基準が実施された後，多くの中国上場企業が一定の利益基準(25)を満たすために，公正価値による測定を悪用したことが発覚した（谢［2011］）。財政部会計司元司長・冯淑萍氏は公正価値測定に関する実務上の問題について，「交換された資産の公正価値はどのように測定するか（を考慮する必要がある）。公正価値を適切に測定できなければ，企業が債権のリストラを不正に利用して，粉飾決算をする可能性がある」（冯

［1999］，p.44，括弧内―筆者）と指摘していた。公正価値を利用した利益操作を防ぐために，財政部は 2001 年に「債権のリストラに関する会計基準」と「非貨幣性取引に関する会計基準」を改正し，公正価値による測定を廃止し，関連する取引において交換される資産に対して取得原価での評価を要求した（財政部［2001a］［2001b］）。

2001 年以降，中国における経済の金融化や資本市場のグローバル化とともに，透明性の高い会計情報に対するニーズが増えてきた。そして，IASB が財務報告の国際化を推進する動きは財政部に中国会計基準を IFRS とコンバージせよという外圧を与えてきた。このような社会的，組織的および政治的要素の変化に応じて，財政部は 2006 年に設定された新企業会計準則において，公正価値を再導入した。表 2 は新企業会計準則における公正価値の適用を示している。

財政部は，新企業会計準則において，公正価値の広範な適用を懸念し，継続的に信頼性をもって測定できる資産および負債についてのみ，公正価値による測定を許可している（刘［2011］）。その結果，新企業会計準則において，取得原価が原則とされており，公正価値の適用範囲は IFRS より限定されている（Peng and Bewley［2010］）。表 3 は新企業会計準則と IFRS における公正価値の適用範囲に関する差異を示している。

表 2　新企業会計準則における公正価値の適用

当初認識後の測定	評価基準	公正価値と簿価の差額
売買目的有価証券	公正価値での評価が要求される	当期純利益に計上される
売却可能の金融商品	公正価値での評価が要求される	その他の包括利益に計上される
投資不動産	公正価値が継続的に取得できる場合，公正価値での評価が許可される。それ以外には原価評価（取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上する）の適用が要求される。	当期純利益に計上される
生物資産	公正価値が継続的に取得できる場合，公正価値での評価が要求される。それ以外には原価評価の適用が要求される。	当期純利益に計上される
当初認識時の測定	**評価基準**	**公正価値と簿価の差額**
非貨幣性資産交換取引における交換される資産	公正価値	当期純利益に計上される
債権のリストラに対価とされる非貨幣性資産	公正価値	当期純利益に計上される
長期持分投資	当初認識時の取得原価を対価として発行された持分証券の公正価値とする	N/A
政府補助金として受け取る非貨幣資産	公正価値	N/A
金融資産と金融負債	公正価値	N/A
非共通支配下の企業結合において，対価として引き渡された資産，発生したまたは引き受けられた負債，または交付された株式	公正価値	当期純利益に計上される
その他		
株式に基づく報酬：持分金融商品（例えば，株式やストック・オプションなど）の公正価値をもって費用とする		
従業員に与える非貨幣性福利：財貨またはサービスの公正価値をもって費用とする		
固定資産の減損：公正価値から処分費用を控除した額と将来キャッシュ・フローの割引現在価値のうち，いずれか高い方を回収可能価額とする		

出所：財政部［2006］［2014］に基づいて，筆者が作成した。

表 3　新企業会計準則と IFRS における公正価値の適用に関する比較

	新企業会計準則（Chinese Accounting Standards: CAS）	公正価値測定	IFRS	公正価値測定
固定資産/無形資産の当初認識後の評価	原価モデルのみ[注1] CAS4：固定資産 CAS6：無形資産	N/A	原価モデルと再評価モデル[注2]の選択適用 IAS16：有形固定資産 IAS38：無形資産	N/A
生物資産[注3]の当初認識後の評価	原則：原価モデル 例外：公正価値 CAS5：生物資産	レベル 1 レベル 2	原則：公正価値 例外：原価モデル IAS41：農業	レベル 1 レベル 2 レベル 3
投資不動産の当初認識後の評価	原則：原価モデル 例外：公正価値 公正価値から原価モデルへの切り替えを禁止する CAS3：投資不動産	レベル 1 レベル 2	原価モデルと公正価値の選択を認める 公正価値から原価モデルへの切り替えを容認する IAS40：投資不動産	レベル 1 レベル 2 レベル 3
企業結合	共通支配下の企業結合[注4]に持分プーリング法[注5]を要求する CAS20：企業結合	レベル 1 レベル 2 レベル 3	持分プーリング法を禁止し，すべての企業結合にパーチェス法[注6]を要求する IFRS3：企業結合	レベル 1 レベル 2 レベル 3
減損	すべての資産の減損の戻入を禁止する CAS8：資産の減損	N/A	すべての資産（のれんを除く）の減損の戻入を要請する IAS36：資産の減損	N/A

出所：財政部［2006］［2014］と IASB［2016］に基づいて，筆者が作成した。

注 1：原価モデルは，取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上する方法である。

注 2：再評価モデルは，再評価実施日における公正価値から，その後の減価償却累計額およびその後の減損損失累計額を控除した価額で計上する方法である。

注 3：果実生成型の生物資産（bearer plants）を除く。IASB は 2014 年に IAS41 を改訂し，果実生成型の生物資産を IAS16 の規制対象とした。その改訂により，果実生成型の生物資産の当初認識後の評価に原価モデル又は再評価モデルのいずれかが適用される。

注 4：共通支配下の企業結合は，結合当事企業のすべてが，企業結合の前後で，同一の株主により最終的に支配され，かつ，その支配が一時的ではない場合の企業結合である。親会社と子会社の合併および子会社同士の合併は，共通支配下の企業結合に含まれる。

注 5：持分プーリング法は，すべての結合当事企業の資産，負債および資本を，それぞれの帳簿価額で引き継ぐ方法である。

注 6：パーチェス法は，被結合企業から受け入れる資産および負債の取得原価を，対価として交付する現金および株式等の取得日の公正価値とする方法である。

さらに，財政部は，実務について，公正価値による測定を慎重に適用すべきだと強調している。例えば，財政部会計司元司長・刘玉廷氏は「(財政部）は（会計）準則の実施に際して，企業に公正価値の適用を厳しく制限することを求めている。例えば，投資不動産に関する会計準則が公正価値モデルと原価モデルの選択を許可するが，実施に際して，(財政部）は慎重に公正価値モデルを適用せよと強調している」（刘［2011］）と述べていた。結果として，公正価値で投資不動産を評価する企業が少ない。例えば，833 社の上場企業が 2010 年度財務報告で投資不動産を所有していることを報告したが，そのうち，27 社しか投資不動産を公正価値で評価していなかった（財政部［2010］）。

2006 年に公表された新企業会計準則において公正価値が導入されたが，公正価値測定に関する規定は個別の会計基準（例えば，「企業会計準則第 3 号――投資不動産」（以下，CAS3 という）や「企業会計準則第 8 号――資産の減損」）に散在している。公正価値測定に関する規定を統一し，公正価値のより有効的な適用を図り，財政部は 2014 年に「企業会計準則第 39 号――公正価値測定」（以下 CAS39 という）を公布した。CAS39 では，公正価値の定義や公正価値ヒエラルキーなどが規定されている(26)。特に，CAS39 では，公正価値を測定する際に用いられるインプットの優先順位について，IFRS 第 13 号「公正価値測定」と同様のヒエラルキーが導入された。CAS39 は公正価値の測定方法を定めることを目的とし，どのような資産および負債に対して公正価値による評価が許可または要請されるかという公正価値の適用範囲を規定していない。さらに，CAS39 ではレベル 1・レベル 2・レベル 3 のインプットが用いられる公正価値測定が認められるが，個別の会計基準では評価技法のインプットが制限されるケースがある。例えば，CAS3 では，2 つの条件を同時に満たしている場合のみ，投資不動産を公正価値で測定することが認められる。なお，2 つの条件とは，(1) 投資不動産の所在地に活発な不動産取引市場があること（すなわち，レベル 1 のインプットが入手可能であること），(2) 企業が不動産取引市場から同類のまたは類似する不動産の市場価格およびその他の関連する情報を入手でき，それによって投資不動産の公正価値を合理的に見積もることができること（すなわち，レベル 2 のインプットが入手可能であること）である。この 2 つの条件を設けることによって，財政部は投資不動産の公正価値を測定する際に，レベル 3 のインプットの適用を禁じている。

Ⅳ　おわりに

本論文は Gernon and Wallace ［1995］が提唱したアカウンティング・エコロジー・フレームワークを用いて，中国における公正価値の適用に関する会計環境をホーリスティックな分析を行ってきた。

中国における公正価値の導入を促進してきた主な環境的要素を要約すれば，以下の通りである。中国における金融セクターの成長に伴い，金融市場の変動に関する情報に対するニーズが高まってきた。また，中国資本市場のグローバル化は，より一層透明性の高い財務報告を求めてきた。これらのニーズを満たすために，特定の資産および負債（例えば，市場性のある有価証券や投資不動産など）を公正価値で測定する必要がある。公正価値の適用に際して，その測定は重要な問題になっている。中国資本市場における一連の市場化

の改革は市場の効率性を高め，金融資産および金融負債に関する正確な，かつ最新の公正価値の測定値が得られるようになってきた。さらに，IFRS に基づくトレーニングの実施によって，一部の中国公認会計士は IFRS と ISA に関する知識を身につけ，公正価値の適切な実施を保証してきた。資本市場の成長や公認会計士のトレーニングに加えて，財政部による基準設定活動は公正価値の適用に関する重要な要素である。具体的に，財務報告の国際化について，財政部は 2001 年以降，IASB をはじめとする国際機関から圧力を受けてきた。それらの圧力に応じて，2006 年に公布した新企業会計準則に公正価値を導入した。

その一方で，中国において公正価値の広範な適用を制限する主な環境的要素が明らかにされた。中国経済において，第 2 次産業のウェイトが比較的に高いことは公正価値会計の過度の適用を抑えている。そして，中国では，社会，経済および会計システムに対する儒教の影響が大きくて，「倹約」や長期志向性は慎重かつ保守的な会計処理につながっており，公正価値の過度な適用を抑えていると思われる。その上，公正価値測定を巡る懸念は，公正価値の適用範囲を制限している。まず，中国資本市場における株価の激しい変動が公正価値測定にノイズを加え，公正価値会計は信頼性と意思決定有用性の高い財務情報を提供することができない可能性がある。さらに，IFRS と ISA に関する知識を身につけた公認会計士は一握りに過ぎない。大部分の公認会計士が十分なトレーニングおよび実務経験を持っていないため，公認会計士による監査が経営者による偏った公正価値の測定値を訂正することは保証できないだろう。証監会をはじめとする中国におけるステークホルダーは，公正価値測定に関する諸課題を考慮して，公正価値の過度の適用を反対している。そして，財政部は，1998 年から 2000 年にかけて多くの中国の上場企業が公正価値を悪用した経験に鑑みて，公正価値に対して慎重な態度を取っており，その適用を制限している。

本論文は，中国において公正価値の導入を促進した環境的要素，および適用範囲の拡大に制約を与える要因を明らかにすることを通じて，会計が中立的な技術上の問題ではなく，各国の特殊な環境の影響を受けて生み出されるものであることを明らかにした。さらに，本論文は 1 つの会計モデルが必ずしもすべての国のニーズを満たしているわけではないことも明確にした。それゆえ，会計基準の国際化が進んでいるが，各国における会計環境のコンバージェンスをしない限り，財務報告の多様性は続いていくと考えられる。

本論文は以下のような限界がある。本論文は Gernon and Wallace［1995］のアカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用して，公正価値を巡る中国の会計環境の主な特徴を解明し，さらに社会的，組織的，専門的，政治的要素が公正価値の適用に制約を与えていることを明らかにした。しかしながら，公正価値の適用に適合できる会計環境の特徴を明らかにしていない。個別の国における会計環境の解明を踏まえ，今後の課題は，アカウンティング・エコロジー・フレームワークを用いて，異なる国における会計環境を比較し，公正価値の適切な適用に資する会計環境の特徴を明確にすることである。Gernon and Wallace［1995］で示されたように，会計基準の実施の結果およびそれを巡る環境に関する比較研究は，研究対象を類似の国にしても対照的な国にしても，会計システムに対

する理解を高めることができる（Gernon and Wallace［1995］，p.93）。

注

（1）2006 年に公表された「企業会計準則」は 1 つの基本準則と 38 つの個別の会計基準によって構成される。2014 年に 3 つの個別の会計基準が新規設定・公表された。

（2）草野［2012］では，ストック重視の会計と称する。

（3）草野［2012］では，フロー重視の会計と称する。

（4）本論文では，スライスは全体の一部を意味する。

（5）角ヶ谷［2012］では，これらの 5 つのスライスを包括する日本固有のエコロジーを「日本の会計環境」ということにした。

（6）本論文では，「組織」とは営利を目的として一定の計画に従って経済活動を行う経済主体のことを指す。このような組織は会計基準に従って財務報告を行う主体であるため，会計分野での主要な研究対象となっている。

（7）「individual slice」を直訳すれば，「個人的スライス」になるが，その意味に従えば，「政治的スライス」と訳したほうがより適切であると考えられる（角ヶ谷［2012］p.57）。

（8）例えば，朱［1997］（当時，財政部会計司に務めていた）は金融商品（特に，デリバティブ取引による金融商品）の公正価値による評価が財務報告利用者に信頼性と意思決定有用性を持つ会計情報を提供できると主張した。

（9）中国語の簡体字で表記すれば，「金融工具确认和计量暂行规定（试行）」になる。「金融商品認識および測定に関する暫定規定（試行）」は 2006 年に公布された新企業会計準則における「金融商品の認識および測定」（簡体字での表記が「金融工具的确认和计量」である）に関する会計基準に代替された。

（10）公正価値会計の定義に異なる見解がある（Nissim and Penman［2008］pp.3-5 参照）。本論文では，公正価値会計とは資産と負債を継続的に公正価値で再評価し，評価差額による未実現損益は（包括）利益の一部として認識され，しかも公正価値を出口価値とみなす会計システムとして捉えている。

（11）QFII が導入される前，外国人投資家による中国国内資本市場での投資がほぼ禁じされていた。

（12）例えば，刘・王［2003］，高・张［2001］。

（13）中国語の簡体字で表記すれば，「股权分置改革」になる。

（14）例えば，杨・杨・姚［2006］，谢・邵［2011］。

（15）非流通株改革が実施される前，発行済株式は流通株式と非流通株式に分けられていた。

（16）例えば，侯・叶［2008］，姚・刘・相［2011］。

（17）レベル 1 のインプットは活発な市場での価格である。レベル 2 のインプットは観察可能な市場データである。

（18）このデータに対して，日本では，2015 年 3 月末時点で外国人の株式保有比率（金額ベース）は全体の 31.7%となっていた（日本経済新聞，2015 年 6 月 18 日）。

（19）例えば，胡・梁・刘・杜［2015］は中国の上場企業における所有権の集中が株式流動性を低下させる要因の 1 つであることを示している。さらに，李・黄［2016］は中国政府によって支配されている上場企業では所有権の集中が株式流動性を低下させる作用がその他の上場企業でのその作用より強いということを示している。

（20）本論文では，公正価値の適用に関する議論は，公正価値で測定する資産・負債の範囲およびどのように公正価値を決めるかという測定方法を含める。公正価値測定方法を論じる場合に，公正価値測定という用語を用いる。

（21）Wind 資訊は中国の株式会社である Wind Info によって提供されている総合経済データベースである。Wind 資訊には中国国内外の金融情報をはじめとして，企業の財務情報，および株式・債券市場，産業統計，マクロ経済などに関するデータが登録されている。

（22）例えば，財政部において，財政部会計司，証監会，国資委，銀監会，保監会，および国家税務総局からの会計専門家によって「企業会計準則実施問題専門家ワーキンググループ」（簡体字での表記が「企业会计准则实施问题专家工作组」である）が構成されている。このワーキンググループは新企業会計準則の実施において生じた問題を研究し，「企業会計準則実施問題専門家ワーキンググループの意見」（簡体字での表記が「企业会计准则实施问题专家工作组意见」である）を発表していた。これらの意見を発表した目的は上場企業や監査法人などにおける会計準則の実施を指導することである。

（23）例えば，証監会は上場企業および非上場の証券会社や証券投資ファンドなどにおける新企業会計準則の実施を監督している。国資委は国有企業における新企業会計準則の実施を監督している。

（24）非貨幣性取引は他の企業との間で主に非貨幣性資産または負債の交換を伴う取引である。例えば，顧客に製品を売り渡し，代金として顧客から他の非貨幣性財産を受け取る取引がある。また，生産的資産（productive assets）（例えば，鉱物や石油を採掘する施設，不動産など）を交換する取引がある。

（25）例えば，証監会が 1999 年に公布した規制によると，中国国内資本市場で上場していた会社は割当増資を実施するために，以下の利益基準を満たす必要がある。過去 3 会計年度における平均純資産収益率は 10%以上になっており，かつ，各過去 3 会計年度における純資産収益率は 6%以上になっている。

（26）詳細は，王昱［2016］386-390 頁を参照。

参考文献

Baker, C. R., Biondi, Y. and Zhang, Q.［2010］, "Disharmony in international accounting standards setting: The Chinese approach to accounting for business combinations," *Critical Perspective on Accounting,* Vol.21, No.2, pp.107-117.

Biondi, Y. and Zhang, Q.［2007］, "Accounting for the Chinese Context: a comparative analysis of international and Chinese accounting standards focusing on business combinations," *Socio-Economic Review*, Vol.5, No.4, 695-724.

财政部［2001a］『企业会计准则——债务重组』中国财政经济出版社。

财政部［2001b］『企业会计准则——非货币性交易』中国财政经济出版社。

财政部［2001c］『金融企业会计制度』中国财政经济出版社。

财政部［2005］「金融工具确认和计量暂行规定（试行）」（http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200805/t20080522_33643.html。2016 年 8 月 20 日アクセス）

财政部［2006］「企业会计准则」（http://www.casplus.com/rules/rules.asp。2016 年 8 月 20 日アクセス）

财政部［2008］「关于我国上市公司 2007 年执行新会计准则情况的分析报告」（http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/diaochayanjiu/200807/t20080703_55829.html。2016 年 8 月 20 日アクセス）

财政部［2009］「我国上市公司 2008 年执行企业会计准则情况分析报告」（http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/diaochayanjiu/200908/t20090803_189997.html。2016 年 8 月 20 日アクセス）

财政部［2010］「我国上市公司 2009 年执行企业会计准则情况分析报告——基于企业会计准则实施的经济效果」（http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201005/t20100528_320239.html。2016 年 8 月 20 日アクセス）

财政部［2011］「我国上市公司 2010 年执行企业会计准则情况分析报告」（http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/diaochayanjiu/201109/t20110928_597075.html。2016 年 8 月 20 日アクセス）

财政部［2012］「《企业会计准则第×号——公允价值计量（征求意见稿）》起草说明」（http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuotongzhi/201205/P020120531610762005534.pdf。2017 年 2 月 26 日アクセス）

财政部［2014］「企业会计准则第 39 号——公允价值计量」（http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201401/t20140128_1040392.html 。2016 年 8 月 20 日アクセス）

财政部［2016］「全国会计领军人才培养工程发展规划（征求意见稿）」（http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuotongzhi/201604/t20160407_1940265.html。2016 年 8 月 20 日アクセス）

Chand, P., Patel, C. and Patel, A.［2010］, "Interpretation and Application of "new" and "complex" International Financial Reporting Standards in Fiji: Implications for Convergence of Accounting Standards," *Advances in Accounting, incorporating Advances in International Accounting*, Vol.26, No.2, pp.280-289.

冯淑萍［1999］「中国会计准则的发布和实施情况」『会计之友』第 12 期，44-46 页。

高成福・张津［2001］「非流通股的股价扭曲效应：模型与估计」『中国经济问题』第 2 期，22-30 页。

Gernon, H. and Wallace, R. S. C.［1995］, "International Accounting Research: A Review of Its Ecology, Contending Theories and Methodologies," *Journal of Accounting Literature*, Vol.14, No.1, pp.54-106.

Graham, C., Peng, S. and Bewley, K.［2013］, "Fair Value Accounting Reforms in China: Towards an Accounting Movement Theory," Presented to the European Accounting Association 36th Annual Congress, Paris, France.

He, X., Wong, T. J. and Young, D.［2012］, "Challenges for Implementation of Fair Value Accounting in Emerging Markets: Evidence from China," *Contemporary Accounting Research*, Vol.29, No.2, pp.538-562.

Hellmann, A., Perera, H., and Patel, C.［2010］, "Contextual issues of the Convergence of International Financial Reporting Standards: The Case of Germany," *Advances in Accounting, Incorporating Advances in*

International Accounting, Vol.26, No.1, pp.108-116.

Hofstede, G. and Bond, M. H.［1988］, "The Confucius Connection: From Cultural Roots to Economic Growth," *Organizational Dynamics*, Vol.16, No.4, pp.5-21.

侯宇・叶冬艳［2008］「机构投资者，知情人交易和市场效率——来自中国资本市场的实证证据」『金融研究』第 4 期（总第 334 期），131-145 页。

胡昊・梁丹・刘睿智・杜溦［2015］「公司股权结构对资本流动性影响的实证考察」『统计与决策』第 10 期（总第 430 期）156-159 页。

International Accounting Standards Board: IASB［2016］"International Financial Reporting Standards"（http://www.ifrs.org/IFRSs/Pages/IFRS.aspx。2016 年 8 月 20 日アクセス。なお，IFRS 財団が IFRS 基準へのフリーアクセスを提供しており，eIFRS の普通ユーザとして登録すれば，英語版の IFRS 基準を閲覧およびダウンロードすることができる。）

贾文勤［2013］「金融工具会计准则解读及会计准则的国际趋同」『金融会计』第 10 期，6-13 页。

草野真樹［2008］「金融商品の全面公正価値会計の課題―ローン・コミットメントを中心として」『會計』第 174 巻第 4 号，556-568 頁。

草野真樹［2012］「会計モデルの変容と会計情報（二・完）」『會計』第 181 巻第 6 号，847-859 頁。

李阳・黄国良［2016］「高管股权激励，大股东控制与股票流动性」『财会月刊』第 23 期，118-121 页。

刘力・王汀汀［2003］「不应忽略股票的流通权价值——兼论中国股票市场的二元股权结构问题」『管理世界』（月刊）第 9 期，46-51 页。

柳雅君・侯晓红［2016］「公允价值变动与现金股利分配关系研究」『会计之友』第 2 期，42-47 页。

刘玉廷［2011］「国际财务报告准则的重大修改及对我国的影响」『证券时报』2011 年 10 月 14 日。

罗楠［2015］「公允价值会计对股利分配政策的影响研究」『中国注册会计师』第 5 期，110-116 页。

Nissim, D. and Penman, S.［2008］, "Principles for the Application of Fair Value Accounting," White Paper No. 2, Columbia Business School（角ヶ谷典幸・赤城論士訳［2011］『公正価値会計のフレームワーク』中央経済社）。

野村資本市場研究所［2013］「経済における金融セクターのシェアを巡る論点」（http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2013/2013win02.html。2016 年 8 月 20 日アクセス）

王昱［2016］「中国における公正（公允）価値概念の整理：「企業会計基準第 39 号：公正価値測定」を中心に」『商学論究』，63(3)，377-393 頁。

Peng, S., and Bewley, K.［2010］, "Adaptability to Fair Value Accounting in An Emerging Economy: A Case Study of China's IFRS Convergence," *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol.23, No.8, pp.982-1011.

Perera, H. and Baydoun, N.［2007］, "Convergence with International Financial Reporting Standards: The Case of Indonesia," *Advances in International Accounting*,Vol.20, pp.201-224.

Poudel, G., Hellmann, A., and Perera, H.［2014］, "The Adoption of International Financial Reporting Standards in a Non-colonized Developing Country: The Case of Nepal," *Advances in Accounting, incorporating Advances in International Accounting*,Vol.30, No.1, pp.209-216.

祁斌［2014］「沪港通开启中国资本市场新时代」『第一财经日报』2014 年 12 月 31 日。

Qu, X. and Zhang, G.［2015］, "Value-relevance of Earnings and Book Value Over the Institutional Transition in China: The Suitability of Fair Value Accounting in This Emerging Market," *The International Journal of Accounting*, No.50, pp.195-223.

Suzuki, T., Yan, Y., and Chen, B.［2007］, "Accounting for the Growth and Transformation of Chinese Business and the Chinese Economy: Implications for Transitional and Development Economics," *Socio-Economic Review*, No.5, pp.665-694.

陶偉［2015］「公正価値による利益測定とリスク関連性」『横浜経営研究』 第 36 巻第 1 号，161-179 頁。

陶静「2012」「中国会計基準における公正価値の使用」『同志社商学』第 63 巻第 4 号，99-114 頁。

角ヶ谷典幸［2012］「ホーリスティック観と日本の会計環境」『国際会計研究学会年報 2011 年度』第 2 号，45-60 頁。

Tsunogaya, N., Hellmann, A., and Scagnelli, S. D.［2015］, "Adoption of IFRS in Japan: Challenges and Consequences," *Pacific Accounting Review*, Vol. 27, No.1, pp.3-27.

王军［2005］「顺时应势，加速构建会计准则体系——王军副部长在第 22 届联合国国际会计和报告标准政府间专家工作组会议上的发言」（http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/lingdaojianghua/200807/t20080711_57232.html。2016 年 8 月 20 日アクセス）

王军［2006］「深入学习贯彻两大准则体系 促进经济社会健康协调发展——财政部副部长王军在中国会计审计准则体系贯彻实施会议上的讲话（2006 年 2 月 16 日）」（http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxin

xi/lingdaojianghua/index_5.html。2016 年 8 月 20 日アクセス）
Whittington, G. ［2008］, “Fair Value and the IASB/FASB Conceptual Framework Project: An Alternative View,” *Abacus*, Vol. 44, No.2, pp. 139-168.
谢德仁［2011］「会计准则，资本市场监管规则与盈余管理之遏制：来自上市公司债务重组的经验证据」『会计研究』第 3 期，19-26 页。
谢世清・邵宇平［2011］「股权分置改革对中国股市流动性与有效性影响的实证研究」『金融研究』第 2 期（总第 368 期），185-193 页。
杨敏・李玉环・陆建桥・朱琳・陈瑜［2012］「公允价值计量在新兴经济体中的应用:问题与对策——国际会计准则理事会新兴经济体工作组第一次全体会议综述」『会计研究』第 1 期，4-9 页。
杨善林・杨模荣・姚禄仕［2006］「股权分置改革与股票市场价值相关性研究」『会计研究』第 12 期，41-59 页。
姚颐・刘志远・相二卫［2011］「中国基金在投资中是否追求了价值?」『经济研究』第 12 期，45-58 页。
张为国［2003］「建立高质量的会计准则 夯实证券市场发展基础」『财经论丛』第 1 期（总第 100 期），64-66 页。
Zhang, Y. and Andrew, J. ［2014］, “Financialisation and the Conceptual Framework,” *Critical Perspective on Accounting*, No.25, pp.17-26.
Zhang, Y., Andrew, J. and Rudkin, K.［2012］, “Accounting as an instrument of neoliberalisation? Exploring the adoption of fair value accounting in China,” *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol.25, No.8, pp.1266-1289.
证券监督管理委员会（证监会）［2008］『中国资本市场发展报告』中国金融出版社（大和総研・大和総研（上海）諮詢有限公司訳［2009］『中国資本市場の発展 - 2020 年への挑戦』中央経済社）。
证券监督管理委员会（证监会）［2014］『2014 年上市公司年报会计监管报告』（http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/zjhxwfb/xwdd/201409/P020140912498106569050.pdf。2016 年 8 月 20 日アクセス）
证券监督管理委员会［2015］『中国证券期货统计年鉴 2015』中国统计出版社。
中国国家统计局［2010］『新中国六十年统计资料汇编（1949 - 2008）』中国统计出版社。
中国国家统计局［2011］『中国统计年鉴 2011』（http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2011/indexch.htm。2016 年 8 月 20 日アクセス）
中国国家统计局［2015］『中国统计年鉴 2015』（http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2015/indexch.htm。2016 年 8 月 20 日アクセス）
中国国家外汇管理局（外管局）［2015］「合格境外机构投资者（QFII）投资额度审批情况表（截至 2015 年 9 月 28 日）」（http://www.safe.gov.cn/wps/portal/!ut/p/c4/04_SB8K8xLLM9MSSzPy8xBz9CP0os3gTA4NgCydDRwN_b0NzA0dnHxcjb08Dw9AAY_2CbEdFAP0NNy0!/?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/wps/wcm/connect/safe_web_store/hainanfj/hainanfj/hainanfj_glxx/a9ad3f004a27a735b13fbb2bead6bf4e。2016 年 8 月 20 日アクセス）
朱海林［1997］「金融工具计量刍议」『会计研究』第 2 期，16 页。

Ⅲ　韓国セッション報告

Liquidity, Information Asymmetry and the Role of IFRS: In case of Korea

Hyuk Shawn
Keimyung University

Jae-gyung Jung
Tongmyong University

Abstract

This study investigates the relation between accounting liquidity and information asymmetry. Firms with greater portion of non-current assets are likely to have severe information asymmetry because market participants do not know the intrinsic value of non-current assets. We find evidence that bid-ask spreads, the empirical measure of information asymmetry used in this study, are inversely related to accounting liquidity. Meanwhile, a firm's manager with high information asymmetry can choose the new accounting method or disclosure to maximize the value of assets. Korean firms used the current arrangement method (CAM) mandatorily presenting the statement of financial position before the International Financial Reporting Standards (IFRS) era. Under IFRS, however, they can select either CAM or the non-current arrangement method (NCAM). We find that firms with large proportion of non-current assets using NCAM mitigate the level of information asymmetry proxies. This result indicates that simply changing the order of presentation in the statement of financial position arouse the materiality of non-current assets to market participants. We suggest that this result can be associate with order effect, especially primacy effect.

Key words: Liquidity, Information Asymmetry, Bid-ask Spread, IFRS, Arrangement Method

1. Introduction

Liquidity in accounting field means how easy assets are converted to cash. The liquidity of an asset is reflected in the level of easiness in buying or selling it. The more liquid a firm's assets, the faster they can be sold. Asset liquidity is, therefore, generally considered being easier to finance (Myers and Rajan 1998). In contrast, financial liquidity indicates how quickly securities issued by a firm can be converted into cash in the stock market. The liquidity of a stock can be measured by transaction cost because market illiquidity means that it is difficult to trade the stock (Amihud and Mendelson 1986).

An important component of transaction cost of an asset is the spread between buyers' and sellers' prices. Manager who is aware of the intrinsic value of an asset wants to sell at that price to a minimum, while outsider who may not know the information can hesitate to purchase at the manager's ask price. Information asymmetry can stem from private information of managers because they observe changes in productivity and value on each asset directly (Aboody and Lev 2000). Thus, financial liquidity as well as accounting liquidity represents information asymmetry about the private information of assets or stocks.

Meanwhile, managers have incentives to maximize firms' value and reduce information asymmetry by switching to newly available accounting technique or principles which financial statements more informative to investors (Bartov and Bodnar 1996). Managers also improve quantity and quality of disclosure, so that stock price of their firm is higher due to reduced information asymmetry (Diamond and Verrecchia 1991).

For example, the adoption of International Financial Reporting Standards (IFRS) is expected to not only enhance the quantity or quality of disclosure but also improve the reliability of financial information (Barth et al. 2008; Christensen et al. 2012). IFRS based on the principle-based accounting can also give discretion to firm's manager so that they can present market participants with more information reflecting substance of the firm compared to the previous local GAAP. In other words, IFRS enable firms to give a chance to reduce the degree of information asymmetry between insiders and outsiders by delivering sufficient and informative disclosure (Leuz and Verrecchia 2000; Armstrong et al. 2010).

We extract all the data used in this study from Korean stock market. Actually, Korean stock market may be a better tool for our purpose because it has favorable environments to examine information asymmetry between insiders and outsiders for the following reasons. First, listed firms in Korea have adopted IFRS since 2011. This is a remarkable change of accounting standards in Korea. For example, Korean local GAAP are rule-based accounting standards, while IFRS are principle-based ones. IFRS also allow managers discretion to provide outsiders with information more

relevant to firms' economic substance than Korean local GAAP. Accordingly, managers with high information asymmetry can choose the new accounting method or disclosure of IFRS to maximize the value of assets (Bartov and Bodnar 1996; Armstrong et al. 2010; Christensen et al. 2012).

Second, listed firms in Korea used the current arrangement method (CAM) mandatorily in reporting the statement of financial position before IFRS era. Under IFRS, however, managers can select either CAM or the non-current arrangement method (NCAM).(1) Shawn et al. (2012) find that firms with large proportion of non-current assets change from CAM to NCAM after IFRS adoption, and that the value of non-current assets of NCAM firms is more relevant than that of firms using CAM is. These results indicate that NCAM firms can show the materiality of information on their financial position by using new presentation order of IFRS, and that outsiders can be affected by the presentation order.

In this study, we first investigate the relation between accounting liquidity and financial liquidity. Accounting liquidity is defined as the ratio of non-current assets divided by total assets. A firm with greater portion of non-current assets is predicted to be more likely to have severe information asymmetry between insiders and outsiders because market participants do not know the intrinsic value of non-current assets. Consequently, outsiders who are interested in the firm's share are reluctant to purchase it at the market price.

Second, we examine whether accounting liquidity implied by a firm's disclosure in CAM versus NCAM has an impact on financial liquidity. In other words, we investigate whether a firm with greater portion of non-current assets, which changes from CAM to NCAM after IFRS adoption, can reduce information asymmetry.

For a sample of 5,734 firm-year observations drawn from KIS-value database over six fiscal years from 2007 to 2012, we find a strong positive association between the non-current asset ratio (i.e. accounting liquidity) and two measures of the bid-ask spread (i.e. financial liquidity). This finding is in line with prior studies (e.g., Aboody and Lev 2000; Barth et al. 2001) that examine relation between the size of intangible assets (e.g., R&D) and insider trading as well as analyst coverage. However, previous literatures focus on the uncertain disclosure of intangible asset. In comparison, our finding indicates that the liquidity of a firm's assets is closely related to the level of information asymmetry inferred from trading of its shares in the stock market.

However, isolating NCAM firms from the whole sample, we find that the non-current asset ratios of NCAM firm are negatively related to information asymmetry proxies of these firms. This result indicates that simply changing the presentation order of a firm's assets in the statement of financial position arouse the materiality of non-current assets to market participants. Results from additional analyses, including the control for other information asymmetry proxies such

as volatility of stock prices and trading volume, consistently support these main findings.

Our findings are closely related to the results of Shawn et al. (2013). In that paper, they elucidate a NACM firm's characteristics and hidden intention to send positive information to outsiders by using NACM. Our paper is an extension of Shawn et al. (2013) by investigating the effects of mandatory IFRS adoption on information asymmetry. However, our paper has additional contributions in several respects. First, we identify the consequence of NCAM. That is, our findings indicate that this provision of discretion after IFRS adoption presents outsiders with a firm's substance at a glance. Second, we shed light on the unexpected role of IFRS. In other words, our findings suggest that simply discretion granted by IFRS can mitigate information asymmetry.

The reminder of the paper proceeds as follows: In Section 2 we provide background and develop hypotheses; Section 3 lays out our empirical model and describes the sample; Section 4 provides empirical results; Section 5 concludes.

2. Hypothesis development

The relations among disclosure, information asymmetry and market liquidity have been established in prior literature. Amihud and Mendelson (1986) identify the significant association between average risk-adjusted returns on the stock market and bid-ask spread. This result implies that uncertainty of information can decrease market liquidity. Diamond and Verrecchia (1991) make theoretical models to explain a firm's disclosure has an impact on market liquidity. Managers' disclosure can affect market liquidity because information asymmetry between managers and outside investors increase transaction costs and reduce market liquidity. Bartov and Bodnar (1996) document that a manager whose firm has greater information asymmetry is likely to switch to more informative accounting techniques. Aboody and Lev (2000) report that the sources of private information such as research and development disclosure lead to information asymmetry. Barth et al. (2001) also find that analyst coverage is significantly associated with intangible assets. Thus, these studies suggest that disclosure policy is a major contributor to information asymmetry between insiders and outsiders.

Managers know intrinsic value of assets better than outsiders by using internal information, i.e. fair value of each asset. However, outsiders cannot help depending on the disclosure (e.g. financial statements) reported by managers. Information asymmetry in non-current assets, moreover, is greater than current assets for several reasons. First, most of current assets can be measured by fair value accounting, while non-current assets cannot. Second, the non-current assets take time to be converted to cash because managers who know the intrinsic value of the non-current assets

want to sell at that price to a minimum, while outsiders who may not know the information can hesitate to purchase at the managers' ask price. A firm's stocks reflect the firm's information. Consequently, information asymmetry of non-current assets will bring the difference between selling price and the purchase price of the stocks. Based on the above, we present the following hypothesis:

Hypothesis 1: Firms with greater portion of non-current assets are more likely to have severe information asymmetry.

IFRS adoption has advantages for several reasons in that IFRS are expected to reduce information asymmetry between insiders and outsiders. First, IFRS can improve the quality of financial statements by reflecting firms' economic substance, hence providing outsiders with more relevant information such as fair value accounting (Barth et al. 2008). Second, outsiders prefer to expand the quantity of firms' disclosure per se because it is difficult for them to access internal information on their firms (Daske et al. 2013; Christensen et al. 2015). As a result, IFRS adoption can also have a positive impact on the quantity of voluntary disclosure because of increased demand for transparency from outsiders (Li and Yang 2016). Third, IFRS adoption increases comparability of firms across countries (DeFond et al. 2011). Improved comparability can decrease transaction cost of outsiders, thereby increasing capital outflows (Covrig et al. 2007; Defond et al. 2011; Florou and Pope 2012).

Furthermore, IFRS allow all the listed firms to select their arrangement method in the statement of financial position (IFRS 1001 'Presentation of financial statements' paragraph 57, paragraph 60-64). Thus, IFRS enable firms to choose either current arrangement method (CAM) or non-current arrangement method (NCAM). To be concrete, CAM is that current assets or liabilities are listed ahead of non-current assets or liabilities. This is the method that assets or liabilities are listed in the order of descending liquidity. On the other hand, NCAM means that non-current assets or liabilities are listed ahead of current assets or liabilities in the ascending order of liquidity.

In the Pre-IFRS era (i.e. under Korean local GAAP), Korean firms have used CAM mandatorily. After IFRS adoption in 2011, however, firms can change their arrangement method on the statement of financial position from CAM to NCAM. This change implies that IFRS based on the principle-based accounting can provide outsiders with more informative substance of the firm than Korean local GAAP by giving discretion to firm's manager (Shawn et al. 2013).

Several studies document that auditors, financial analysts as well as information users can be affected by the reporting location in the financial statements (Hirst and Hopkins 1998; Bonner 2003). There are two kinds of order effects, primacy effect,

and recency effect. When information is given consecutively, the most recently presented information can be remembered the best. This is called recency effect. In contrast, when information is given concurrently, firstly presented information will be more important in making decision (Miller and Campbell 1959; Asare 1992; Hogarth and Einhorn 1992; Trotman and Wright 1996). This is called primacy effect.

Shawn et al. (2013) document that outsiders are presented with information of the statement of the financial position at the same time. As a result, the decision making process of outsiders is affected by primacy effect. Therefore, a manager whose firm has more important non-current assets quantitatively as well as qualitatively has an incentive to use NCAM. Also, outsiders can evaluate non-current assets much important and examine them carefully when they are presented first in the statements of financial position. Taken together, this array of IFRS can mitigate information asymmetry between insiders and outsiders by giving more informative discretion of the statement of financial position. To sum it up, our second hypothesis is stated below.

Hypothesis 2: NCAM Firms with greater portion of non-current assets are more likely to mitigate information asymmetry.

3. Research Design

3.1 Multivariate Model

We use regression analysis in order to identify the relation between accounting liquidity (i.e. ratio of non-current assets) and information asymmetry, and to examine whether the difference in reporting methods on the statement of financial position decreases information asymmetry. Our regression model is as follows:

$$IAit = \gamma 0 + \gamma 1RNCAit + \gamma 2NCAMit + \gamma 3RNCAit*NCAMit + \gamma 4SIZEit + \gamma 5LEVit + \gamma 6ALTMANit + \gamma 7GROWTHit + \gamma 8RMSit + \gamma 9RFSit + \gamma 10MTBit + \gamma 11BIG4it + \gamma 12NEGEit + \gamma k\sum YEARit + \gamma k\sum INDit + \varepsilon it \quad (1)$$

IAit: proxies of information asymmetry; bid-ask spread (SP01), effective spread (SP02), volatility (VOLA), and trading volume (VOLU)
SP01it: bid–ask spread for firm i in year t;
SP02it: effective spread for firm i in year t;
VOLAit: volatility of stock price for firm i in year t;
VOLUit: volume of common stock for firm i in year t;
RNCAit: ratio of the non-current assets divided by total assets for firm i in year t
NCAMit: 1 if firm i's arrangement method of the statement of financial position in 2011 is non-current arrangement method and 0 otherwise
SIZEit: natural logarithm of total assets for firm i in year t
LEVit: total debt divided by total equity for

firm i in year t
ALTMANit: Altman (1968) Z score for firm i in year t
GROWTHit: growth rate of sales for firm i in year t
RMSit: ratio of the largest shareholder and the related party ownership for firm i in year t
RFSit: ratio of foreign investment ownership for firm i in year t
MTBit: ratio of market to book value of equity for firm i in year t
BIG4it: 1 if firm i's auditor is big4 and 0 otherwise
NEGEit: 1 if firm i's net income is negative and 0 otherwise
YEAR: year dummy variable
IND: industry dummy variable

If a large proportion of non-current assets has an impact on information asymmetry, the coefficient of the ratio of non-current asset ($\gamma 1$) will be significantly positive (+). Also, if the relation between a large proportion of non-current assets with information asymmetry is attenuated, when a firm with large proportion of non-current assets uses NCAM to emphasize non-current assets, the coefficient of interaction term ($\gamma 3$) will be significantly negative (-) respectively.

Each of the explanatory variables are correlated with proxies of information asymmetry. Natural logarithm of total assets (SIZE) and leverage (LEV) are included in the model because firm size and debt ratio can be affecting the level of private information and the number of the interested parties (DaDalt et al. 2002). We use the Altman (1968) Z score to control firms' characteristics such as financial distress (Shawn et al. 2013). We also include growth ratio of sales (GROWTH) since the growth of a firm can increase uncertainty of information (Leuz and Verrecchia 2000). Ratio of the largest shareholder and the related party ownership (RMS) can influence on information asymmetry (Dennis and Weston 2001). We also include ratio of foreign investment ownership (RFS) as control variables because information gap between domestic and foreign investors exists (Covrig et al. 2007; Defond et al. 2011). Market-to-book (MTB) represents a firm's growth opportunity and financing choice (Tang 2009). Auditor size (BIG4) and loss firm (NEGE) can affect the quality of disclosure in financial statements (Bugstahler and Dichev 1997; Bamber et al. 2010).

3.2 Estimation of information asymmetry

To estimate the level of information asymmetry for our sample, we employ two measures of the bid-ask spread by Bessembinder (2003), which is developed and widely used in the finance (market microstructure) literature. Two spread measures are the quoted spread and the effective spread. They are defined as follows:

$$SP01 = qa - qb / 0.5(qa + qb) \quad (2)$$

$$SP02 = 2D (P - M) / M = [2D\{P - 0.5(qa + qb)\}] / 0.5(qa + qb) \quad (3)$$

q_a: best (i.e. the lowest) ask price
q_b: best (i.e. the highest) bid price
D: +1 for purchase and -1 for sale
P: the price at which a trade is actually executed

For each sample firm, we estimate daily quoted spread and quoted spread for D-1, D0, and D+1 where D0 is the day when the audit report is submitted. Daily spread estimates are averaged, and then we take the natural logarithm of the average quoted spread (SP01) and effective spread (SP02).

3.3 Sample selection

Our sample consists of observations from fiscal years 2007-2010 (pre-IFRS era) and 2011-2012 (post-IFRS era) with financial and accounting data available from Kis-value database. We exclude firms in the financial industry, year-end not ending December, and issues for administration to maintain the homogeneity of our sample. We also remove firms with missing data for financial measures. We winsorize all the variables at the 1st and 99th percentile value to exclude the effect of outliers. These requirements result in a final sample of 5,734 firm-year observations. Table 1 outlines the sample selection process.

Table 1. Sample selection and distribution over years and industries

Sample selection criteria	*Firm-years*
firms traded over Korea Exchange for 2007-2012	9,991
delete banking firms and non-December fiscal years	(451)
delete firms with missing data	(2,831)
delete firm-years less than eight in each year and each two-digit industry and outliers lying outside top and bottom one percentile of earnings quality measures	(975)
Final sample	5,734

4. Empirical Results

4.1 Descriptive statistics and Correlation

Table 2 reports the descriptive statistics for all variables that represent our samples by the entire time periods of 2007–2012 in regression model. The mean (median) of bid-ask spread (SP01) and effective spread (SP02) are -5.3242 (-5.3643) and -4.6986 (-4.7033), respectively. The mean (median) of volatility (VOLA) and trading volume (VOLU) are 4.0406 (4.0481) and 11.4702 (11.5563), respectively. The mean (median) of RNCA is 0.3211(0.2939). The ratio of NCAM firm (NCAM) is 3.56 % of total samples.

Table 2. Descriptive statistics

Variable	*Mean*	*Std Dev.*	*Min*	*1st Quartile*	*Median*	*3rd Quartile*	*Max*
SP01	-5.3242	0.7364	-6.9723	-5.8517	-5.3643	-4.8376	-2.4679
SP02	-4.6986	0.6638	-6.8352	-5.1529	-4.7033	-4.2768	-1.8482
VOLA	4.0406	0.3948	2.4106	3.8072	4.0481	4.2692	7.8088
VOLU	11.4702	1.8305	4.2084	10.3281	11.5563	12.7229	17.1537
RNCA	0.3211	0.2499	0.0000	0.1553	0.2939	0.4437	6.9985
SIZE	18.7079	1.4345	15.5905	17.7606	18.3870	19.3213	25.3978
LEV	0.9389	0.9028	0.0420	0.3299	0.6817	1.2316	6.8361
ALTMAN	3.4075	3.6037	-7.7025	1.6594	2.6158	4.1436	56.6818
GROWTH	0.1347	0.3741	-0.7417	-0.0404	0.0886	0.2389	2.9460
RMS	0.3993	0.1666	0.0190	0.2818	0.3897	0.5107	1.0000
RFS	0.0614	0.1137	0.0000	0.0008	0.0089	0.0672	0.8671
MTB	1.2676	1.0523	0.1940	0.5961	0.9418	1.5460	7.6752
BIG4	0.5531	0.4972	0.0000	0.0000	1.0000	1.0000	1.0000
NEGE	0.2656	0.4417	0.0000	0.0000	0.0000	1.0000	1.0000
NCAM	0.0356	0.1001	0.0000	0.0000	0.0000	1.0000	1.0000

Table 2 reports Summary statistics. The sample consists of 5,734 non-banking firm-years that are traded over Korea Exchange for 2007-2012 with non-missing data that are used in empirical analysis and collected from KIS-Value database. SP01=natural logarithm of bid–ask spread for firm i in year t; SP02=natural logarithm of effective spread for firm i in year t; VOLA=natural logarithm of volatility of stock price for firm i in year t; VOLU=natural logarithm of volume of common stock for firm i in year t; RNCA=ratio of non-current assets in total asset for firm i in year t; SIZE=natural logarithm of total assets for firm i in year t; LEV=total debt divided by total equity for firm i in year t; ALTMAN=Altman Z score for firm i in year t; GROWTH=growth rate of sales for firm i in year t; RMS=ratio of the largest shareholder and related party ownership for firm i in year t; RFS=ratio of foreign investment ownership for firm i in year t; MTB=market to book ratio for firm i in year t; BIG4=1 if firm i's auditor is Big 4 and 0 otherwise in year t; NEGE=1 if firm i's net income is negative and 0 otherwise in year t. NCAM=1 if firm i uses non-current arrangement method in disclosing the statements of financial position and 0 otherwise in year t.

Table 3 presents Pearson correlation coefficients for the relations among the firm-specific variables. This table indicates that proxies of information asymmetry except trading volume (VOLU) are positive correlated with each other significantly. What is noticeable is the relation between assets size (SIZE) and the ratio of foreign investment ownership (RFS), which is 0.4720. This relation suggests that foreign investors prefer large firms to mitigate investment risk. Taken altogether, with the exception of few variables, the correlation between the independent variables in the model are not generally material.

Table 3. Pearson correlations

Variable	*SP01*	*SP02*	*VOLA*	*VOLU*	*RNCA*	*SIZE*	*LEV*	*ALTMAN*	*GROWTH*	*RMS*	*RMF*	*MTB*	*BIG4*	*NEGE*	*NCAM*
SP01	1.0000	**0.8107**	0.0118	**-0.3982**	0.0123	**-0.3583**	0.0031	**-0.1270**	**-0.0811**	**0.1750**	**-0.1585**	**-0.2718**	**-0.1418**	**0.1624**	-0.0135
SP02		1.0000	**0.0933**	**-0.2824**	-0.0107	**-0.3331**	0.0143	**-0.1279**	**-0.0399**	**0.1012**	**-0.1424**	**-0.2168**	**-0.1333**	**0.1736**	-0.0178
VOLA			1.0000	**0.4273**	**-0.0324**	**-0.3178**	**0.1220**	-0.0194	**0.0507**	**-0.1975**	**-0.2198**	**0.1742**	**-0.1065**	**0.2677**	0.0219
VOLU				1.0000	**-0.0706**	**0.0895**	**0.1349**	-0.0117	**0.0357**	**-0.4025**	-0.0268	**0.3023**	0.0115	**0.1579**	**0.0477**
RNCA					1.0000	**0.1776**	**0.1360**	**-0.1638**	**0.0886**	**0.1150**	0.0009	**-0.0535**	0.0121	**-0.0911**	**0.0338**
SIZE						1.0000	**0.2118**	**-0.1086**	**0.0453**	**0.0926**	**0.4720**	-0.0270	**0.2679**	**-0.2366**	-0.0246
LEV							1.0000	**-0.3898**	**0.0364**	**-0.0308**	-0.0148	**0.1421**	0.0139	**0.2134**	-0.0033
ALTMAN								1.0000	**0.0580**	0.0176	**0.0829**	**0.3384**	**0.0491**	**-0.2036**	-0.0016
GROWTH									1.0000	0.0214	0.0065	**0.1100**	**0.0335**	**-0.1631**	0.0086
RMS										1.0000	0.0017	**-0.1638**	**0.0359**	**-0.2260**	-0.0219
RFS											1.0000	**0.0838**	**0.1801**	**-0.1516**	**-0.0481**
MTB												1.0000	**0.0346**	**0.0531**	-0.0135
BIG4													1.0000	**-0.1271**	**-0.0601**
NEGE														1.0000	**0.0526**
NCAM															1.0000

Table 3 reports Pearson Correlation coefficients for variables used in the regression models. Correlations in bolds are significant at less than 5% levels. The sample consists of 5,734 non-banking firm-years that are traded over Korea Exchange for 2007-2012 with non-missing data that are used in empirical analysis and collected from KIS-Value database. *SP01*=natural logarithm of bid–ask spread for firm *i* in year *t*; *SP02*=natural logarithm of effective spread for firm *i* in year *t*; *VOLA*=natural logarithm of volatility of stock price for firm *i* in year *t*; *VOLU*=natural logarithm of volume of common stock for firm *i* in year *t*; *RNCA*=ratio of non-current assets in total asset for firm *i* in year *t*; *SIZE*=natural logarithm of total assets for firm *i* in year *t*; *LEV*=total debt divided by total equity for firm *i* in year *t*; *ALTMAN*=Altman Z score for firm *i* in year *t*; *GROWTH*=growth rate of sales for firm *i* in year *t*; *RMS*=ratio of the largest shareholder and related party ownership for firm *i* in year *t*; *RFS*=ratio of foreign investment ownership for firm *i* in year *t*; *MTB*=market to book ratio for firm *i* in year *t*; *BIG4*=1 if firm *i*'s auditor is Big 4 and 0 otherwise in year *t*; *NEGE*=1 if firm *i*'s net income is negative and 0 otherwise in year *t*. *NCAM*=1 if firm *i* uses non-current arrangement method in disclosing the statements of financial position and 0 otherwise in year *t*.

4.2 Test of Hypothesis 1

Table 4 provides the test of H1, which examine accounting liquidity on information asymmetry. We exclude NCAM and the interaction variable (RNCA*NCAM) of equation (1). We report the results of four different regressions using different proxies for information asymmetry (SP01, SP02, VOLA, and VOLU). We find the evidence consistent with our hypothesis 1. In Model 1, the significantly positive coefficient on RNCA indicates that accounting liquidity is strong associated with bid-ask spread. In Model 2 and Model 3, our results are similar to Model 1. The coefficient on RNCA is significantly positive. In Model 4, the coefficient on RNCA is significantly negative because the greater trading volume is, the smaller bid-ask spread. That is, our results in Table 4 support for the hypothesis 1 that accounting liquidity is positively associated with the proxies of information asymmetry.

Table 4. Results of hypothesis 1

	Model 1		*Model 2*		*Model 3*		*Model 4*	
	DV= SP01		*DV=SP02*		*DV=VOLA*		*DV=VOLU*	
Variable	*Coeffs* (*t-stat* [a])		*Coeffs* (*t-stat* [a])		*Coeffs* (*t-stat* [a])		*Coeffs* (*t-stat* [a])	
Intercept	-1.5546***	(-8.36)	-1.5896***	(-9.16)	5.2634***	(59.86)	7.1276***	(17.50)
RNCA	0.1188***	(2.89)	0.0917**	(2.09)	0.0540***	(2.75)	-0.3195***	(-3.51)
SIZE	-0.2082***	(-22.12)	-0.1703***	(-19.39)	-0.0664***	(-15.00)	0.2848***	(13.89)
LEV	0.0680***	(6.33)	0.0568***	(5.67)	0.0087***	(2.78)	-0.0509***	(-3.51)
ALTMAN	-0.0001	(-0.02)	-0.0023	(-1.28)	-0.0011	(-1.21)	-0.0063	(-1.55)
GROWTH	-0.0062	(-0.54)	0.0116	(1.10)	0.0165***	(3.02)	0.0907***	(3.59)
RMS	0.6625***	(9.50)	0.3322***	(5.10)	0.3567***	(11.12)	-4.0821***	(-27.52)
RFS	0.4270***	(4.26)	0.3904***	(4.17)	0.2532***	(5.19)	-1.9509***	(-8.62)
MTB	-0.1144***	(-13.64)	-0.0826***	(-10.55)	0.0107***	(4.07)	0.1310***	(10.75)
BIG4	-0.0317	(-1.40)	-0.0311	(-1.47)	-0.0210**	(-2.02)	-0.0633	(-1.32)
NEGE	0.1945***	(7.25)	0.1766***	(7.06)	0.1605***	(13.26)	0.5181***	(9.23)
YEAR	Included		Included		Included		Included	
IND	Included		Included		Included		Included	
F Value	41.21***		29.39***		47.33***		56.77***	
Adj. R²	0.2449		0.1863		0.2222		0.2550	

Table 4 reports multivariate test in the regression models. The sample consists of 5,734 non-banking firm-years that are traded over Korea Exchange for 2007-2012 with non-missing data that are used in empirical analysis and collected from KIS-Value database. [a]Two-tailed t-test; *,**, ***significant at less than 10%, 5%, and 1% levels, respectively. See appendix for variable definitions. *SP01*=natural logarithm of bid–ask spread for firm *i* in year *t*; *SP02*=natural logarithm of effective spread for firm *i* in year *t*; *VOLA*=natural logarithm of volatility of stock price for firm *i* in year *t*; *VOLU*=natural logarithm

of volume of common stock for firm *i* in year *t*; *RNCA*=ratio of non-current assets in total asset for firm *i* in year *t*; *SIZE*=natural logarithm of total assets for firm *i* in year *t*; *LEV*=total debt divided by total equity for firm *i* in year *t*; *ALTMAN*=Altman Z score for firm *i* in year *t*; *GROWTH*=growth rate of sales for firm *i* in year *t*; *RMS*=ratio of the largest shareholder and related party ownership for firm *i* in year *t*; *RFS*=ratio of foreign investment ownership for firm *i* in year *t*; *MTB*=market to book ratio for firm *i* in year *t*; *BIG4*=1 if firm *i*'s auditor is Big 4 and 0 otherwise in year *t*; *NEGE*=1 if firm *i*'s net income is negative and 0 otherwise in year *t*.

4.3 Test of Hypothesis 2

Table 5 presents the results for the test of H2, which examine the effects of NCAM on information asymmetry. In Model 1, the significantly negative coefficient on the interaction term (RNCA*NCAM) suggests that NCAM mitigate information asymmetry. In Model 3 and Model 4, our results support hypothesis 2 that NCAM firms, even if they have greater portion of non-current assets, the relation between accounting liquidity and information asymmetry is attenuated. Our finding suggests that a simple discretion that choose arrangement method of assets after IFRS adoption lead to effectiveness in capital market.

Table 5. Results of hypothesis 2

	Model 1		*Model 2*		*Model 3*		*Model 4*	
	DV= SP01		*DV=SP02*		*DV=VOLA*		*DV=VOLU*	
Variable	*Coeffs*	(*t-stat* [a])	*Coeffs*	(*t-stat* [a])	*Coeffs*	(*t-stat* [a])	*Coeffs*	(*t-stat* [a])
Intercept	-1.5345***	(-8.24)	-1.5648***	(-9.00)	5.2593***	(59.77)	7.0878***	(17.40)
RNCA	0.1149**	(2.50)	0.0837*	(1.79)	0.0738***	(3.39)	-0.3507***	(-3.47)
NCAM	-0.0738	(-1.57)	-0.0938**	(-2.14)	-0.0330	(-1.46)	0.1994*	(1.90)
*RNCA*NCAM*	-0.0270*	(-1.91)	-0.0463	(-1.57)	-0.0899**	(-2.09)	0.0976**	(2.09)
SIZE	-0.2085***	(-22.15)	-0.1707***	(-19.43)	-0.0666***	(-15.05)	0.2856***	(13.94)
LEV	0.0677***	(6.30)	0.0565***	(5.63)	0.0085***	(2.73)	-0.0500***	(-3.45)
ALTMAN	-0.0001	(-0.06)	-0.0021	(-1.18)	-0.0011	(-1.20)	-0.0070*	(-1.70)
GROWTH	-0.0063	(-0.55)	0.0113	(1.07)	0.0169***	(3.11)	0.0905***	(3.58)
RMS	0.6572***	(9.42)	0.3256***	(5.00)	-0.3559***	(-11.10)	-4.0744***	(-27.48)
RFS	0.4186***	(4.17)	0.3799***	(4.06)	-0.2510***	(-5.14)	-1.9248***	(-8.51)
MTB	-0.1143***	(-13.63)	-0.0825***	(-10.54)	0.0107***	(4.09)	0.1310***	(10.76)
BIG4	-0.0329	(-1.45)	-0.0327	(-1.55)	-0.0207**	(-2.00)	-0.0570	(-1.19)
NEGE	0.1966***	(7.32)	0.1790***	(7.14)	0.1614***	(13.31)	0.5094***	(9.06)
YEAR	Included		Included		Included		Included	
IND	Included		Included		Included		Included	
F Value	38.75***		27.76***		44.53***		53.61***	
Adj. R²	0.2452		0.1871		0.2225		0.2561	

Table 5 reports multivariate test in the regression models. The sample consists of 5,734 non-banking firm-years that are traded over Korea Exchange for 2007-2012 with non-missing data that are used in empirical analysis and collected from KIS-Value database. [a]Two-tailed t-test; *,**, ***significant at less than 10%, 5%, and 1% levels, respectively. See appendix for variable definitions. *SP01*=natural logarithm of bid–ask spread for firm *i* in year *t*; *SP02*=natural logarithm of effective spread for firm *i* in year *t*; *VOLA*=natural logarithm of volatility of stock price for firm *i* in year *t*; *VOLU*=natural logarithm of volume of common stock for firm *i* in year *t*; *RNCA*=ratio of non-current assets in total asset for firm *i* in year *t*; *SIZE*=natural logarithm of total assets for firm *i* in year *t*; *LEV*=total debt divided by total equity for firm *i* in year *t*; *ALTMAN*=Altman Z score for firm *i* in year *t*; *GROWTH*=growth rate of sales for firm *i* in year *t*; *RMS*=ratio of the largest shareholder and related party ownership for firm *i* in year *t*; *RFS*=ratio of foreign investment ownership for firm *i* in year *t*; *MTB*=market to book ratio for firm *i* in year *t*; *BIG4*=1 if firm *i*'s auditor is Big 4 and 0 otherwise in year *t*; *NEGE*=1 if firm *i*'s net income is negative and 0 otherwise in year *t*. *NCAM*=1 if firm *i* uses non-current arrangement method in disclosing the statements of financial position and 0 otherwise in year *t*.

4.4 Additional analysis

Table 6 provides additional test for the test of hypotheses, which add volatility variable (VOLA) equation (1) to control for bid-ask spread. In Model 1 and Model 2, the significantly negative coefficient on the interaction term (RNCA*NCAM) indicates that NCAM mitigate information asymmetry. Therefore, our additional test provides unchanged support for our hypotheses.

Table 6. Additional analysis to control for the bid-ask spread

	Model 1		*Model 2*	
	DV=SP01		*DV=SP02*	
Variable	*Coeffs* (*t-stat* [a])		*Coeffs* (*t-stat* [a])	
Intercept	-0.6132**	(-2.46)	-1.5479***	(-6.64)
RNCA	0.1262***	(2.75)	0.0353*	(1.82)
NCAM	-0.0643	(-1.37)	-0.0928**	(-2.11)
*RNCA*NCAM*	-0.1072**	(-2.08)	-0.0946*	(-1.85)
VOLA	-0.1788***	(-5.58)	-0.1046**	(-2.15)
SIZE	-0.2199***	(-22.86)	-0.1707***	(-18.95)
LEV	0.0713***	(6.36)	0.0560***	(5.33)
ALTMAN	-0.0004	(-0.21)	-0.0021	(-1.17)
GROWTH	-0.0043	(-0.38)	0.0116	(1.09)
RMS	0.5961***	(8.46)	0.3271***	(4.96)
RFS	0.3810***	(3.80)	0.3809***	(4.05)
MTB	-0.1089***	(-12.91)	-0.0824***	(-10.43)
BIG4	-0.0390*	(-1.72)	-0.0343	(-1.61)
NEGE	0.2257***	(8.28)	0.1811***	(7.10)
YEAR	Included		Included	
IND	Included		Included	
F Value	38.58***		27.76***	
adj. R²	0.2505		0.1877	

Table 6 reports multivariate test in the regression models. The sample consists of 5,734 non-banking firm-years that are traded over Korea Exchange for 2007-2012 with non-missing data that are used in empirical analysis and collected from KIS-Value database. [a]Two-tailed t-test; *,**, ***significant at less than 10%, 5%, and 1% levels, respectively. See appendix for variable definitions. *SP01*=natural logarithm of bid–ask spread for firm *i* in year *t*; *SP02*=natural logarithm of effective spread for firm *i* in year *t*; *VOLA*=natural logarithm of volatility of stock price for firm *i* in year *t*; *RNCA*=ratio of non-current assets in total asset for firm *i* in year *t*; *SIZE*=natural logarithm of total assets for firm *i* in year *t*; *LEV*=total debt divided by total equity for firm *i* in year *t*; *ALTMAN*=Altman Z score for firm *i* in year *t*; *GROWTH*=growth rate of sales for firm *i* in year *t*; *RMS*=ratio of the largest shareholder and related

party ownership for firm *i* in year *t*; *RFS*=ratio of foreign investment ownership for firm *i* in year *t*; *MTB*=market to book ratio for firm *i* in year *t*; *BIG4*=1 if firm *i*'s auditor is Big 4 and 0 otherwise in year *t*; *NEGE*=1 if firm *i*'s net income is negative and 0 otherwise in year *t*. *NCAM*=1 if firm *i* uses non-current arrangement method in disclosing the statements of financial position and 0 otherwise in year *t*.

5. Conclusion

This paper examines the relation between accounting liquidity and information asymmetry, and how NCAM has impact on information asymmetry after IFRS adoption. Our empirical results suggest that a firm with greater portion of non-current assets have severe information asymmetry between insiders and outsiders because market participants do not know the intrinsic value of non-current assets. Our results reveal that NCAM firms with large proportion of non-current assets exhibit a negative association with information asymmetry proxies. This finding indicates that simply changing the order of presentation in financial statement call outsiders' attention to the materiality of non-current assets.

This paper contributes to accounting study in several respects. This is the first convergent study to examine the relation between accounting liquidity and financial liquidity. Prior studies document the disclosure effect of intangible assets and their uncertainty on information asymmetry. Second, this is the first study to provide evidence that increased discretion of disclosure method through IFRS is an important factor mitigating information asymmetry. Finally, we suggest that our results can be associate with order effect, especially primacy effect. Our findings shed light on manager's intention trying to present firm's substantial financial position by using order effects. Taken together, this study provides an interesting insight into the role of IFRS in mitigating information asymmetry between insiders and outsiders.

Notes

(1) In contrast, Australia, Canada as well as EU countries have been using NCAM prior to IFRS adoption.

References

Aboody, D., and B. Lev. 2000. Information asymmetry, R&D, and insider gains. *The Journal of Finance* 55(6): 2747-2766.

Armstrong, C., M. E. Barth, A. Jagolizer, and E. J. Riedl. 2010. Market reaction the adoption of IFRS in Europe. *The Accounting Review* 85(1): 31-62.

Altman, E. 1968. Financial ratios, discriminant analysis and the prediction of corporate bankruptcy. *Journal of Finance* 23(4): 589-609.

Amihud, Y., and H. Mendelson. 1986. Asset pricing and the bid-ask spread. *Journal of Financial Economics* 17(2): 223-49.

Asare, S. K. 1992. The auditor's going-concern decision: interaction of task variables and the sequential processing of evidence. *The Accounting Review* 67(2): 379-393.

Bamber, L. S., Jiang, J., Petroni, K. R. and I. Y. Wang. 2010. Comprehensive income: who's afraid of performance reporting? *The Accounting Review* 85(1): 97-126.

Barth, M. E., R. Kasznik, and M. F. McNichols. 2001. Analyst coverage and intangible assets. *Journal of Accounting Research* 39(1): 1–34.

Barth, M. E., W. R. Landsman, and M. H. Lang. 2008. International accounting standards and accounting quality. *Journal of Accounting Research* 46(2): 467–498.

Bartov, E., and G. M. Bodnar. 1996. Alternative

accounting methods, information asymmetry and liquidity: theory and evidence. *The Accounting Review* 71(3): 397-418.

Bessembinder, H. 2003. Trade execution costs and market quality after decimalization. *Journal of Financial and Quantitative Analysis* 38(4): 747-777.

Bonner, S. E., Walther, B. R. and S. M. Young. 2003. Sophistication - related differences in investors' models of the relative accuracy of analysts' forecast revisions. *The Accounting Review* 78(3): 679-706.

Burgstahler, D. and I. Dichev. 1997. Earnings management to avoid earnings decreases and losses. *Journal of Accounting and Economics* 24(1): 99-126.

Christensen, H. B., L. Hail, and C. Leuz. 2012. Capital-market effects of securities regulation: The role of implementation and enforcement. *Working paper*, NBER.

Christensen, H. B., E. Lee, M. Walker, and C. Zeng. 2015. Incentives or standards: what determines accounting quality changes around IFRS adoption? *European Accounting Review* 24(1): 31-61.

Covrig, V. M., L. Defond, and M. Hung. 2007. Home bias, foreign mutual fund holdings, and the voluntary adoption of international accounting standards. *Journal of Accounting Research* 45(1): 41-70.

Dadalt, P., G. D. Gay, and J. Nam. 2002. Asymmetric information and corporate derivatives use. *Journal of Futures Markets* 22(3): 241-267.

Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi. 2013. Adopting a label: heterogeneity in the economic consequences around IAS/IFRS adoptions. *Journal of Accounting Research* 51(3): 495-547.

Defond, M. L., X. Hu, M. Hung, and S. Li. 2011. The impact of mandatory IFRS adoption on foreign mutual fund ownership: The role of comparability. *Journal of Accounting and Economics* 51(3): 240-258.

Dennis, P. J., and J. Weston. 2001. Who's informed? analysis of stock ownership and informed trading. AFA 2002 Annual Meeting Proceedings.

Diamond, D., and R. Verrecchia. 1991. Disclosure, liquidity, and the cost of capital. *The Journal of Finance* 46(4): 1325-1359.

Florou, A., and P. F. Pope. 2012. Mandatory IFRS adoption and institutional investment decisions. *The Accounting Review* 87(6): 1993-2025.

Hirst, D. E. and P. E. Hopkins. 1998. Comprehensive income reporting and analysts' valuation judgments. *Journal of Accounting Research* 36(Supplement): 47–75.

Hogarth, R. M. and H. J. Einhorn. 1992. Order effects in belief updating: the belief-adjustment model. *Cognitive Psychology* 24(1). 1–55.

Leuz, C., and R. Verrecchia. 2000. The economic consequences of increased disclosure. *Journal of Accounting Research* 38(Supplement): 91-124.

Li. X., and H. Yang. 2016. Mandatory financial reporting and voluntary disclosure: The effect of mandatory IFRS adoption on management forecasts. *The Accounting Review* 91(3): 1-20.

Myers, S., and R. G. Rajan. 1998. The paradox of liquidity. *Quarterly Journal of Economics* 113(3): 733-771.

Miller, N. and D. T. Campbell. 1959. Recency and primacy in persuasion as a function of the timing of speeches and measurements. *The Journal of Abnormal and Social Psychology* 59(1): 1-9.

Shawn, H., J. G. Jung, S. C. Jung, and T. Y. Paik. 2013. Arrangement of financial position and value relevance. 27th Asia-pacific conference.

Tang, T. T. 2009. Information asymmetry and firms' credit market access: Evidence from Moody's credit rating format refinement. *Journal of Financial Economics* 93(2): 325–351.

Trotman, K. T. and A. Wright. 1996. Recency effects: task complexity, decision mode, and task-specific experience. *Behavioral Research in Accounting* 8: 175-193.

Ⅳ　研究グループ報告（中間報告）

営利・非営利組織の財務報告モデルの研究

主　　査：小西　範幸（青山学院大学）
委　　員：浅野　敬志（首都大学東京）　伊澤　賢司（公認会計士）
石坂信一郎（岐阜経済大学）　春日　克則（九州産業大学）
神藤　浩明（政策研究大学院大学）　中山　重穂（愛知学院大学）
久持　英司（青山学院大学）　樋沢　克彦（公認会計士）
藤原　華絵（税理士）　山口　直也（青山学院大学）
渡辺　竜介（関東学院大学）
オブザーバー：蟹江　章（北海道大学）　倉田　幸路（立教大学）
佐藤　倫正（愛知学院大学）
研究協力者：上利　悟史（金融庁）　宇佐美嘉弘（専修大学）
高田　裕久（一般財団法人日本経済研究所）　高橋　宏延（公認会計士）
為房　牧（岐阜経済大学）　渡部　徹（公認会計士）

要　旨

本研究グループの目的は，営利目的と非営利目的のどちらの目的の組織でも共有できる財務報告モデルの検討を試みることである。事業活動を営む組織には，営利目的と非営利目的に関係なくサステナビリティが求められ，いかに正味キャッシュを生み出すかというプロセス，すなわちキャッシュ変換サイクルを具現化したビジネスモデルが存在している。したがって，キャッシュ変換サイクルの相違によってビジネスモデルが選定でき，それによって異なる会計処理が認められるようになる。そこでは，財務報告モデルの類型化が期待でき，アウトプットあるいはアウトカムの表示・開示方法としての主要業績評価指標（KPI）の開発が期待できる。

非営利組織と営利組織の境界線は，さまざまな視点からみて曖昧になってきており，非営利組織の財務報告モデルを構築するには，非営利組織特有の業務および財務の性質を考慮に入れながらも，営利組織のものと類似する概念フレームワークや会計基準を前提にしていかなければならない。営利目的と非営利目的のどちらの目的にも共有できる財務報告モデルの検討を試みることが本研究グループの目的であるのは，このためである。

本研究グループの出発点として，独立行政法人の会計を整理することが有効であると考えている。独立行政法人の会計は，収益事業があるために営利目的の組織に特有の発生主義会計が適用されているので，営利目的と非営利目的の組織に適用する会計基準の共有化の検討に有効である。また，パブリックセクターに区分される独立行政法人では，国からの財源措置よりも自己収入による資金源泉が多い組織もあるので，パブリックセクターとプライベートセクターの組織に適用する会計基準の共有化の検討に有効である。

Ⅰ　研究の背景

日本経済の再生に向けて，パブリックセクターとプライベートセクターが連携して公共サービスの提供を行う官民連携方式（Public Private Partnership : PPP）による公共サービスの提供が増加している。そこでは，パブリックセクターの事業にプライベートセクターの資金や経営のノウハウなどを導入して，財政資金の効率的使用や行政の効率化を図っている。PPP 事業には，例えば，公共施設に収益施設を併設して，そこからの事業収入で公共施設の運営費用を回収するという収益型事業がある。

パブリックセクターかプライベートセクターかの区分は，必ずしも明確ではない。準拠法によって区分すると，パブリックセクターは憲法や行政法といった公法上の法人であり，他方，プライベートセクターは民法やその特別法といった私法上の法人であるが，法律を公法と私法に分類すること自体が，そもそも曖昧である。これ以外にも資金源泉によっての区分があり，パブリックセクターは補助金や寄付金を主な資金源泉としており，他方，プライベートセクターは資金源泉の大部分を財の販売あるいは役務の提供により実現した収益から獲得している。本研究グループでは，この資金源泉の区分を用いて，研究を進めていくこととする。独立行政法人のように，国からの財源措置を収入源としながらも市場から獲得される自己収入がある場合には，1 つの法人がパブリックセクターとプライベートセクターにまたがっていることになるが，パブリックセクターに区分されている。

これとは別に，組織は営利目的と非営利目的に区分することができる。しかし，非営利組織の活動がより顧客志向になり，また収益事業の割合が増すにつれて市場原理の導入による成果主義が浸透しているため，非営利組織と営利組織の境界線は，さまざまな視点からみて曖昧になってきている。したがって，非営利組織の財務報告モデルを構築するには，非営利組織特有の業務および財務の性質を考慮に入れながらも，営利組織のものと類似する概念フレームワークや会計基準を前提にしていかなければならない。営利目的と非営利目的のどちらの目的にも共有できる財務報告モデルの検討を試みることが本研究グループの目的であるのは，このためである。

国際公会計基準審議会（IPSASB）は，国際会計基準審議会（IASB）の財務報告の概念フレームワークをパブリックセクター用に修正した概念フレームワークを 2014 年に公表している。IASB の財務報告の概念フレームワークは，現在，見直し作業を進行中である。これらとは別に，国際統合報告評議会（IIRC）からは，経済面から評価した財務情報に加えて，環境面あるいは社会面から評価した情報の開示を求めた国際統合報告フレームワークが 2013 年に公表されている。これら 3 つのフレームワークは，個々に独立したものではなく本来的には相互関連性があるものと理解できるため，本研究グループでは，これらの包括的な検討を試みてみたい。

Ⅱ　研究の目的と方法

本研究グループ「営利・非営利組織の財務報告モデルの研究」の目的は，営利目的と非営利目的のどちらの目的の組織でも共有できる財務報告モデルの検討を試みることである。事業活動を営む組織には，営利目的と非営利目的に関係なくサステナビリティが求められ，いかに正味キャッシュを生み出すかというプロセス，すなわちキャッシュ変換サイクルを具現化し

たビジネスモデルが存在している。したがって，キャッシュ変換サイクルの相違によってビジネスモデルが選定でき，それによって異なる会計処理が認められるようになる。そこでは，財務報告モデルの類型化が期待でき，アウトプットあるいはアウトカムの表示・開示方法としての主要業績評価指標（KPI）の開発が期待できる。

本研究グループの出発点として，独立行政法人の会計を整理することが有効であると考えている。それは，独立行政法人はパブリックセクターに区分される非営利目的の組織でありながら，自己収入を伴う収益事業がさまざまな形態と割合で混在しているからである。

独立行政法人の会計は，収益事業があるために営利目的の組織に特有の発生主義会計が適用されているので，営利目的と非営利目的の組織に適用する会計基準の共有化（図の【プライベート・パブリック型】を参照）の検討に有効である。また，パブリックセクターに区分される独立行政法人では，プライベートセクターに特有の資金源泉である自己収入があるので，プライベートセクターとパブリックセクターの組織に適用する会計基準の共有化（図の【営利・非営利型】を参照）の検討に有効である。

このように，独立行政法人の会計について，発生主義会計と資金源泉の観点から検討することで，非営利目的だけでなく営利目的にも，あるいはパブリックセクターだけでなくプライベートセクターにも適用可能となる財務報告モデルの検討に有効となる（第 1 章と第 6 章を参照）。

【プライベート・パブリック型】

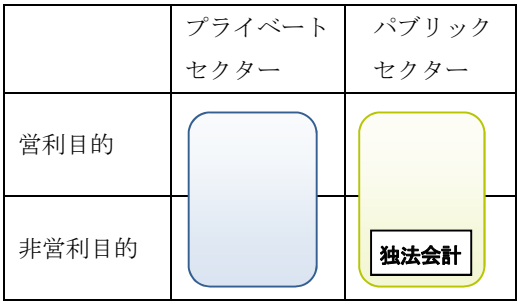

【営利・非営利型】

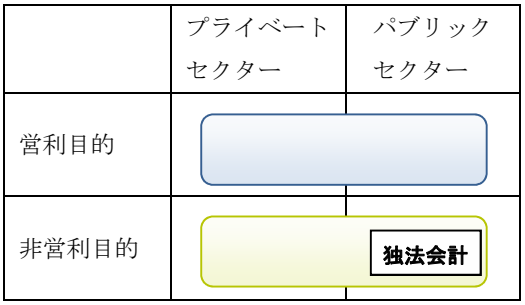

本研究グループでは，【営利・非営利型】の区分を前提として，どちらの目的の組織でも共有できる財務報告モデルの可能性を検討している。わが国の法人税法では，課税の基礎となる公共法人，公益法人等，協同組合等，人格のない社団等，および普通法人の 5 つの法人で【営利・非営利型】の区分を適用して，納税義務，課税所得の範囲，税率などを規定している（第 2 章を参照）。

世界を見渡すと，現在，ニュージーランドでは，【営利・非営利型】の区分によって会計基準が適用されていて，営利目的の組織には国際財務報告基準（IFRS）が，そして，非営利目的の組織には国際公会計基準（IPSAS）が適用されている。そこには，パブリックセクターかプライベートセクターに関わらず，同一の取引に対しては，同一の会計処理を行うべきであるというセクターニュートラルの考え方が根底にある（第 3 章を参照）。

中間報告書では，プライベートセクターの会計基準に係わる IASB の概念フレームワークとパブリックセクターの会計基準に係わる

IPSASB の概念フレームワークを比較して，これらに共通する考え方の導出を試みている（第 4 章を参照）。この考え方は，セクターニュートラルの考え方に通じることが予想され，それには，業績，産業規律，経営管理に関連させての説明が不可欠となるため，財務諸表とアウトプットあるいはアウトカムとを結合させて，意思決定に必要な情報を主要な価値創造要因を表す数値的データ（メトリック）を提供できるようにしなければならない。

そのためには，KPI の開発が必要であり，KPI によって一定の戦略に基づき展開される組織の価値創造プロセスを，その結果であるキャッシュフローとの結び付けを可能にすることを通して，経営活動の実態への洞察力を深め，組織の将来を見通す手掛かりが与えられるようになる。したがって，本研究グループで検討する財務報告モデルでは，組織のサステナビリティに不可欠な，経済的，社会的および環境的な側面からの評価を可能にしなければならない。中間報告書では，価値創造プロセスを可視化する枠組みとして，戦略マネジメント・システムである戦略マップ／BSC の有効性について検討を行っている（第 5 章を参照）。

Ⅲ　中間報告書の構成

中間報告書は，第 1 章から第 6 章で構成されており，その要約を示すと以下の通りである。

「第 1 章　資金収支構造からみた独立行政法人における発生主義会計」では，まず，パブリックセクターに区分される独立行政法人では，2 つの資金源泉をもって運営が行われていることを明らかにした。そこでは，パブリックセクターに特徴の国からの財源措置の範囲内で支出を行う非因果的な片道運動が行われる収支構造と，プライベートセクターに特徴の投下資本によって市場から獲得される自己収入で原価を回収し，さらに事業に再投下するという因果関係的な循環運動が行われる収支構造が存在していた。そして，これらの収支構造に適したセグメント開示が行われている独立行政法人の存在があることも調査することができた。

次に，認識基準および配分基準の観点から，損益計算の方法を現金主義的損益計算会計，現金主義会計および発生主義会計に整理した上で，独立行政法人会計基準における特徴的な会計処理に係わる損益計算と収支計算の関係を検討した。その結果，非営利組織である独立行政法人では，営利目的に特有な損益計算の方法である発生主義会計が採用されていることを明らかにした。そこでは，①国からの財源措置を前提とする事業については，現金主義による会計（現金的損益計算会計および現金主義会計）を残しつつも，発生主義会計が採用されていること，そして②自己収入を前提とする事業については，営利組織と同様に発生主義会計が貫かれていることが理解できた。

このような資金収支構造からみた独立行政法人における発生主義会計では，第 3 章で取り上げるニュージーランドのようなセクターニュートラルの志向が包含されていると考えられ，パブリックセクターだけでなくプライベートセクターにも，また非営利目的だけでなく営利目的にも適用可能となる会計基準が提案されているということを明らかにした。（小西・樋沢）

「第 2 章　法人税法における法人区分基準の整理」では，課税の基礎となる 5 つの法人類型，すなわち，公共法人，公益法人等，協同組合等，人格のない社団等，および普通法人がどのような区分基準によって区分されているかを，プライベートセクターとパブリックセクターを縦軸，そして営利目的と非営利目的を横軸にとって検討した。

「活動」の要素を勘案した区分基準

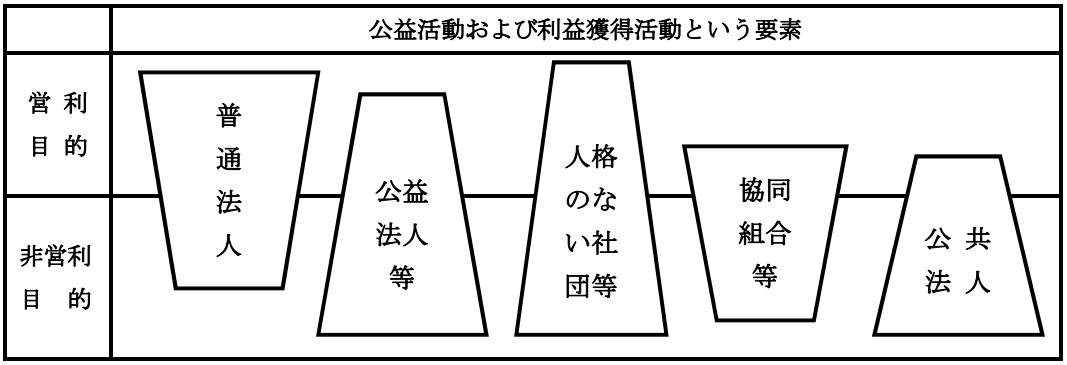

（注）各法人の形や大きさは，法人の数や活動の程度を表すものではない。

その結果，セクター別区分（縦軸）については，5 つの法人類型のなかに両セクターに属する法人が混在することから，法人税法ではこの区分基準を採用していないこと，そして，営利・非営利の目的区分（横軸）の内容を「剰余金およびその残余財産としての分配の有無」と解した場合，横軸が 5 つの法人類型すべての区分基準となっていることを明らかにした。

しかし，営利・非営利の区分基準だけでは種々雑多な法人に対処することは容易ではない。そこで，営利・非営利という横軸を前提としながらも，公益活動と利益獲得活動という「活動」の要素を勘案することで，この問題の解決をはかっている。その反面，営利・非営利という枠組み（横軸）の中に「活動」という要素を勘案せざるを得ないということは，横軸をまたぐ「活動」が各法人内部で行われているという実態を表すことでもある。そのため，課税所得計算の視点からは，営利法人と非営利法人それぞれに最も適した計算原則を確立するとともに，1 つの法人の中で行われる横軸をまたぐ活動については，営利と非営利を統合する計算原則（所得概念）が求められることを明らかにした。（春日）

「第 3 章　ニュージーランドにおける会計基準の適用区分の整理　ーセクターニュートラルの考え方を手掛かりとしてー」では，ニュージーランド（NZ）における会計基準の適用区分の変遷を整理することによって，セクターニュートラルの考え方を根底にした会計基準の共有化が図られてきた経緯を明らかにしてみた。NZ における会計基準の適用区分の変遷をみると，第 1 期のプライベート・パブリック型，第 2 期のセクターニュートラル型，第 3 期の営利・非営利型という 3 期に分けられる。これらの会計基準の適用区分の変遷の根底には，セクターニュートラルという考え方があり，この考え方によって，異なるセクター間で会計基準が共有化され，財務報告の比較可能性が確保されている。

第 1 期のプライベート・パブリック型での発生主義会計の導入によって，2 つのセクター間での財務報告の比較が可能となった。ただし，それぞれのセクターの会計基準が異なることから，その比較可能性には限界がある。そこで，両セクターで会計基準を共有化することが検討され，第 2 期のセクターニュートラル型によるセクターの壁を取り払った会計基準が導入された。これらの移行は，NZ のパブリックセクター改革で導入された市場原理を重視した国の統制システムを機能させるために必要不可欠であった。

第 3 期　NZ 会計基準の適用区分（営利・非営利型）

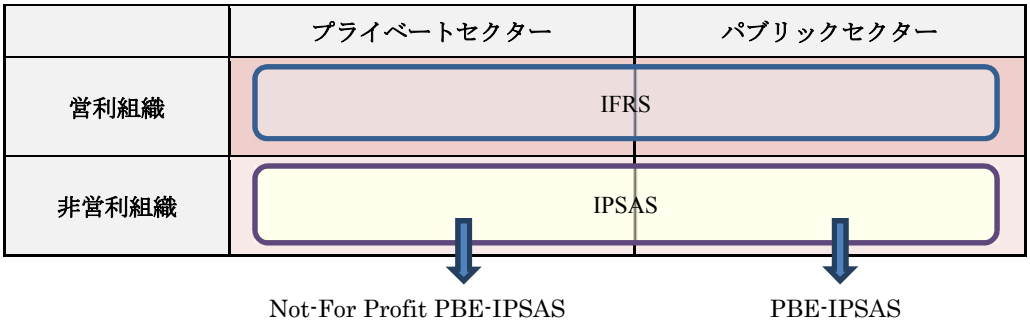

第 3 期の営利・非営利型では，IPSAS（NZ が修正を加えた PBE-IPSAS）が公益目的の主体（PBE）向けの会計基準として導入された。第 3 期の特徴は，パブリックセクターの PBE ばかりでなく，プライベートセクターの PBE にも PBE-IPSAS（Not-For Profit PBE-IPSAS）が採用されていることである。それは，セクターニュートラルの考え方のもとで，異なるセクター間の財務情報の比較可能性を維持するために必要な措置であったと考えられる。

以上のように，セクターニュートラルの考え方を維持しつつ，IFRS や IPSAS を導入するなど，会計基準のグローバル化の進展に対応しながら，より報告主体の実情にあわせた合理的な会計基準の適用区分となるように調整を加えてきたところに，NZ における会計基準の共有化の特徴があることを明らかにした。（石坂）

「第 4 章　IASB 概念フレームワークと IPSASB 概念フレームワークの比較」では，プライベートセクターの会計基準に関する IASB 概念フレームワークとパブリックセクターの会計基準に関する IPSASB 概念フレームワークを比較し，それらの異同点をそれぞれのセクターの相違から検討することにより，プライベートセクターとパブリックセクターに共通の概念フレームワークを策定する際の基礎を検討した。そのために，IASB 概念フレームワークと IPSASB 概念フレームワークを，概念フレームワークの策定の過程・背景，一般目的財務報告の目的・利用者・範囲，財務諸表の構成要素，測定基礎のそれぞれについて比較し，異同点を導出した。

その結果，2 つの概念フレームワークの相違点は，一般目的財務報告の目的に表われており，この違いが一般目的財務報告の範囲，財務諸表の構成要素，認識，測定，表示・開示などに影響を与えていることを明らかにした。特に，IPSASB の概念フレームワークでは，伝統的な財務諸表だけでは不十分なため，その他の情報が必要であるとしていること，また，財務諸表の構成要素では「その他資源」や「その他義務」といった項目の必要性を認めて，「純資産」の代わりに「純財政状態」という考え方を導入していることを明らかにしている。（伊澤）

「第 5 章　戦略マップ（Strategy Map）/ BSC（Balanced Scorecard）の外部報告への利用可能性　－価値創造プロセスの可視化の枠組みとして－」では，戦略マップ／BSC は価値創造プロセスの説明ツールとして有効であるという視点に立ち，戦略マップ／BSC の概要を説明した上で，外部報告における戦略マップ／BSC の利用アプローチについて考察を行った。

価値創造プロセス自体は定性的情報であることから，多様な報告アプローチを採用しうるが，報告アプローチが多様になればなるほど組織間の比較可能性が失われ，利用主体にとって

の理解可能性も低下すると考えられる。このことから，有効と考えられる報告枠組みを提示し，これを会計基準等で義務付けるか，多くの組織が導入するように推奨していくか，いずれかの取り組みを進めていくことが望ましいと結論付けた。したがって，戦略マップ／BSCは，戦略を明確化・可視化し，戦略を管理するために効果的な管理会計ツールであることから，これを外部報告の枠組みとして活用することは，1つのアプローチとして有効である。

戦略マップ／BSC に基づく経営管理を実施していない組織においては，短期的には，必ずしも経営管理の実態とは整合しない情報となるおそれがある。しかし，経営管理・管理会計と外部報告には情報内容に応じた相互依存関係が存在し，価値創造プロセスの開示に関しては，強い相互依存関係が存在する。したがって，戦略マップ／BSC に基づく報告枠組みの導入が，戦略マップ／BSC に基づく経営管理と管理会計システムの導入を促し，価値創造プロセスを強く意識した経営管理に移行するとともに，経営管理の実態と整合した情報開示に近づいていくことが期待される。（山口）

「第 6 章　補助金等および寄附金に関する会計基準　ー法人形態ごとの会計基準の比較からー」では，補助金および寄附金の会計処理について，独立行政法人，公益法人および企業会計の基準を概観し，その差異を検討している。独立行政法人や公益法人のような非営利組織に対しては，組織の活動の意義から補助金が交付され，その活動を支援するために寄附金等の資金提供がなされている。本章では，これらの会計処理を比較することによって，国庫補助金などの交付に対する捉え方，財務諸表の構成要素，認識，および計算構造といった違いを明らかにした。

独立行政法人会計は「使途の制約」と「取得の対象となる資産」によって，資本剰余金または負債として計上し，公益法人会計では，使途の制約を指定正味財産に反映させている。企業会計も含めて，この法人形態ごとの会計基準の違いの背景として，最終報告に向けて検討していくべき 2 つの論点，すなわち，①負債計上における債務性の認識の問題と②純資産の区分とその範囲を明らかにした。

1 点目については，負債計上を支持する考え方の背景となる「使途の制約」そのものに対する債務性の有無，当該補助金等の返還の可能性に関するその債務性については切り分けて考える必要があると思われる。また，繰延収益，前受収益または前受金の概念上の差異を整理し，補助金等の処理の可能性を検討する必要がある。そのために，今後，補助金交付の目的について，法人形態ごとに整理していく。

2 点目の純資産（あるいは正味財産）における区分は，法人形態に依存するところが大きいと考えられる。特に，補助金等について負債計上が否定された場合，拘束性や収益の配分思考を反映しなければならず，企業会計上では，資本主理論の観点から資本剰余金への計上については議論の余地はない。ただし，財務諸表の構成要素として純資産が出現し，従来の株主資本の範疇にとどまらず，「評価・換算差額等（その他の包括利益累計額）」の区分が生じたため，ここでの計上の是非は議論できる。一方，独法会計基準では，純資産が資本金，資本剰余金および利益剰余金に限定され，公益法人会計基準では，「使途の制約」があるものは指定正味財産で表示する。このように，持分概念の違いと「使途の制約」の有無から，補助金等の純資産の表示区分に違いが生じる。（渡辺）

Ⅳ　研究グループ報告（最終報告）

IFRS の概念フレームワークについて

主　　査：岩崎　勇（九州大学）
委　　員：小形 健介（長崎県立大学）　椛田 龍三（専修大学）
金子 友裕（東洋大学）　佐藤 信彦（熊本学園大学）
杉山 晶子（東洋大学）　高須 教夫（兵庫県立大学）
戸田 龍介（神奈川大学）　本田 良巳（大阪経済大学）
安井 一浩（神戸学院大学）　宮地 晃輔（長崎県立大学）
オブザーバー：藤井 秀樹（京都大学）　成川 正晃（東北工業大学）

要　旨

国際会計基準委員会（IASC）は，会計の概念フレームワークに関して，1989 年に「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」を公表した。しかし，いくつかの領域が欠けていたり，不明確であったり，時代遅れになっていること等を理由として，IASC を改編した国際会計基準審議会（IASB）は，2004 年から 2010 年まで米国財務会計基準審議会（FASB）との共同プロジェクトによって新しい概念的枠組み（「財務報告に関する概念フレームワーク　2010」）を公表した。その後，2012 年から共同プロジェクトを IASB の単独プロジェクトへと変更し，2013 年 7 月に IASB は，改訂のための討議資料（「『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」）を，そして，2015 年に公開草案（「財務報告に関する概念フレームワーク」）を公表し，さらに 2017 年に最終版の概念フレームワークを公表する予定となっている。

このような状況の下において，IASB 概念フレームワークは，会計基準設定主体である IASB が理想とする会計の基礎的で論理的で体系的な枠組みないし会計モデルを示すものであり，参照枠組みとして，政治的な干渉を避け，首尾一貫した概念フレームワークに基づいて演繹的に個別会計基準を設定するという役割を果たすことが期待されている。この結果，概念フレームワークは，将来の方向性を示すものとして，将来の個別会計基準の設定等に重要な影響を及ぼすことが考えられる。それ故，IASB がどのような概念フレームワークを考えているのかを知ることによって，IASB が将来設定するであろう個別会計基準をある程度予想することが可能となる。それゆえ，これらの観点から IASB の概念フレームワークを研究することは重要である。そこで，本研究グループは，文献研究に基づいて，これまで蓄積されてきた先行研究をリサーチした上で，新しい概念フレームワークの到達点としての特徴点と問題点を明確にすることを目的としている。

Ⅰ　はじめに

我が国においても国際会計基準審議会（IASB）の公表する国際財務報告基準（IFRS）の任意適用が認められ，これに伴ってIFRSを適用する企業が徐々に拡大しつつある。また，最近では，我が国の企業会計基準委員会（ASBJ）が日本版IFRSである修正国際基準（JMIS）を作成公表している。このIFRSは，詳細主義ではなく，原則主義によっているので，個々の会計基準の他に，概念フレームワークが一層重要な役割を果たすこととなる。この概念フレームワークについてIASBは米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で改訂プロジェクトを遂行し，2010年に改訂版（「財務報告に関する概念フレームワーク　2010」）を公表している。そして，2012 年から従来の共同プロジェクトをIASBの単独プロジェクトへと変更し，2013年7月に改訂案の討議資料（「『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」），さらに，2015年に公開草案（「財務報告に関する概念フレームワーク」）を公表し，2017年に最終版の概念フレームワークを公表する予定となっている。

このような状況の下において，IASB概念フレームワークは，会計基準設定主体であるIASBが理想とする会計の基礎的で論理的で体系的な枠組みないし会計モデルを示すものであり，参照枠組みとして，政治的な干渉を避け，首尾一貫した概念フレームワークに基づいて演繹的に個別会計基準を設定するという役割を果たすことが期待されている。この結果，概念フレームワークは，将来の方向性を示すものとして，将来の個別会計基準の設定等に重要な影響を及ぼすことが考えられる。それ故，IASBがどのような概念フレームワークを考えているのかを知ることによって，IASBが将来設定するであろう個別会計基準をある程度予想することが可能となる。それゆえ，これらの観点からIASBの概念フレームワークを研究することは重要である。そこで，本研究グループは，文献研究に基づいて，これまで蓄積されてきた先行研究をリサーチした上で，新しい概念フレームワークの到達点としての特徴点と問題点を明確にすることを目的としている。

Ⅱ　IFRS の概念フレームワークの検討

1. IASB の新しい概念フレームワークの主な特徴点

IASBの新しい概念フレームワークの主な特徴点をまとめれば，表1のとおりである。

表１　新しい概念フレームワークの主な特徴点

項　　目	内　　容
社会経済的な背景	金融資本主義的な考え方の高まり
会計の基本思考	財務実態とリスクの開示
CF の目的	首尾一貫した概念に基づいた会計基準を設定するためのメタ基準等
設定アプローチ	（基本的には）演繹的アプローチ
CF の特徴	大枠としては（公正価値会計化した）緩い枠組み
利益観	資産負債アプローチ（に基づきストックの重視）
基本的アプローチ	意思決定有用性アプローチ
財務報告の目的	経済的意思決定目的：投資家等の意思決定のために有用な報告企業の財務状況に関する情報の提供 ・受託責任目的は意思決定目的に含まれる下位目的
会計主体論	企業主体観
報告企業	一般目的財務諸表の作成を選択・要求される企業 ・報告企業の範囲：支配概念で決定 ・連結財務諸表を必須とすること
財務状況の計算書	財政状態計算書・財務業績の計算書等
財務諸表の構成要素	資産，負債，持分，収益，費用
構成要素の定義	資産負債アプローチと負債確定アプローチの適用：資産負債を鍵概念として使用し，持分は資産と負債の差額概念 ・資産とは過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源 ・収益とは持分の増加を生じさせる資産の増加又は負債の減少（持分請求権の保有者からの拠出に関するものを除く）
会計の本質・中心概念	（配分というよりも）評価の重視
財務情報の質的特性	基本的特性（目的適合性と忠実な表現），補強的特性（比較可能性，検証可能性，適時性，理解可能性） ・認識規準の実質化：認識規準の一部になること等
認識規準	限定認識アプローチ：㋐定義，㋑目的適合性・忠実な表現（質的特性），㋒コスト･ベネフィット（制約条件）
測定アプローチ	混合測定基礎アプローチ
測定基礎	歴史的原価・現在価額（公正価値・使用価値/履行価値），取引ベースと仮想的市場計算ベース
測定基礎決定アプローチ	目的適合性誘導アプローチ：将来キャッシュ・フローへの寄与，企業の事業活動，資産負債の特徴，測定の不確実性の程度等
不確実性の取扱	測定で取り扱うという新しいアプローチ
キャッシュ･フローの視点	（過去のキャッシュ・フローである収支よりも）将来キャッシュ・フローへの寄与の視点
財務業績	包括利益（純損益・その他の包括利益） ・利益概念の定義なし
純損益	主要な財務業績
リサイクリング	リサイクリング・アプローチ：原則としてリサイクルするという部分リサイクリング・アプローチ
資本維持概念	名目貨幣資本維持概念

（注）CF：概念フレームワーク

（出所）国際会計研究学会研究グループ［2016］2 頁

2. 最終報告書の概要

本研究グループが作成した『最終報告書』(1)の構成は，以下のように，第 1 部「概念フレームワークをめぐる理論的諸問題」，第 2 部「最新の概念フレームワークの特徴と問題点」，第 3 部「概念フレームワークをめぐる制度的諸問題」という 3 部から構成されている。この場合，第 1 部では，現行の IASB の概念フレームワークを取り巻く理論的な諸問題を分析している。第 2 部では，最新の IASB の概念フレームワークの特徴点と問題点を明確化している。第 3 部では，IASB の概念フレームワークに関連する状況を明確化している。そして，各部において本研究グループの検討内容およびそこから明らかになった事項は，以下のとおりである。

第 1 部　概念フレームワークをめぐる理論的諸問題

(1) 概念フレームワークの論理性

本稿では，IFRS の概念フレームワークの構造について，その構成要素の論理的な関係という観点から考察する。考察の対象としたのは 2015 年 5 月に公表された公開草案（以下，公開草案（2015））である。またこれらに附属した「結論の背景」も参考とした。そこでは「1.1 一般目的財務報告の目的は，本『概念フレームワーク』の基礎をなすものである。本『概念フレームワーク』のその他の側面は，その目的から論理的に生じるものである。」（公開草案（2015）.p23）と主張されているが，フレームワークの各規定が論理的に生じたものであるのか否かに着目した。公開草案（2015）の第 1 章および第 2 章では「有用な財務報告」という抽象的な目的をまずあげ，続けて「目的適合性」，「忠実な表現」等の抽象的な要件およびいくつかの具体的な要件をあげている。また第 3 章から第 7 章では「報告企業」，「財務諸表の構成要素」，「認識の方法」，「測定の方法」，「表示の方法」といった概念フレームワークに関する環境，定義および具体的な要件をあげている。しかしこれらの関係を考察すると「有用な財務報告」を前提として各要件を論理規則によって導くことはできない。また IFRS 全体における前提を網羅しているとも言えない。結局のところ，概念フレームワークは，それ自身の要素が論理的に導かれたものではなく，前提の一部を列挙しているに過ぎないものであるとの結論を導き出した。（安井一浩）

(2) 概念フレームワークは会計理論か ―アメリカ会計理論発達史を素材とした検討―

本稿では，概念フレームワークは会計理論か否かについて，アメリカ会計理論発達史を素材として検討している。「概念フレームワークは会計理論か」。この問いに対する回答は，何をもって会計理論と見なすかに依存している。そして，何をもって会計理論と見なすかという問いは，多くの場合，会計学は科学かという問いかけと密接に関連している。本稿は，アメリカにおける会計理論発達史を素材としながら，上記の問いに対する筆者なりの回答を試論的に提示したものである。この場合，アメリカの事例に着目するのは，それが，概念フレームワークの理論的特徴を洞察するうえで恰好の素材を提供するものとなっているからである。厳密には概念フレームワークの形成に係る IASB の活動と FASB のそれは区別して論じられるべきものであるが，概念フレームワークの理論的特徴を理念的に洞察する場合には両者の差異は捨象することが許されるであろう。そして，検討の結果，前述の「概念フレームワークは会計理論か」という問いに対して，規範理論の今日的到達点を表す概念フレームワークは，科学

哲学でいうところの科学的理論ではないが，制度設計の局面において「何も語らない」ことを宿命づけられた科学的理論の欠陥を補うものとして機能してきている。換言すれば，概念フレームワークは，一定の範囲においてではあるが，会計におけるトランス・サイエンス問題を解決してきたものであり，この点にその存在理由を見いだすことができる，ということを明確にしている。（藤井秀樹）

(3) 概念フレームワークをめぐる FASB の基本的思考

本稿では，FASB が 2010 年に IASB との共同プロジェクトの成果を公表した後，なぜ IASB との共同プロジェクトを休止したのか，一方，なぜ IASB は 2012 年に単独で概念フレームワーク・プロジェクトを再開したのかという問題に答えるための準備作業として，FASB によって公表された概念フレームワークに係わる公刊物等を検討することにより，FASB の利益観をめぐる基本的思考を明らかにしてきた。その結果，1976 年討議資料においては，FASB は，理論的には測定属性として期待キャッシュ・フローの現在価値を要求する一元的利益観に基づく資産負債アプローチ・モデルの採用を目指していたものの，その一方で実質的には単一の利益をボトムラインとする一元的利益観に基づく実践的資産負債アプローチ・モデルの採用を想定していたこと，そしてこのことは，財務会計概念書（第 1 号から第 6 号）にも引き継がれ，そこでも相変わらず単一の利益（包括利益）をボトムラインとする一元的利益観に基づく実践的資産負債アプローチ・モデルの採用が想定されていたこと，しかし，財務会計基準書第 130 号をめぐる議論の中で，FASB は二元的利益観（包括利益および稼得利益）に基づく実践的資産負債アプローチ・モデルの採用を目指しており，その後においてもその状況に変更はなくそれが堅持されていることが，明らかになった。（高須教夫）

(4) 概念フレームワークをめぐる FASB と IASB の相剋

本稿では，FASB／IASB が 2010 年に共同プロジェクトの成果を公表した後，なぜ FASB は IASB との共同プロジェクトを休止したのか，一方，なぜ IASB は 2012 年に単独で概念フレームワーク・プロジェクトを再開したのかという問題を提起し，それに答えるべく，IASB によって公表された資料等を検討することにより，IASB の利益観をめぐる基本的思考を明らかにしてきた。その結果，FASB の利益観と IASB の利益観は，形式的には類似であること，すなわち，FASB においては「稼得利益」と「包括利益」という 2 つの利益概念に基づく二元的利益観を採用している一方，IASB においては「純損益」と「包括利益」という 2 つの利益概念に基づく二元的利益観を採用しているように見えること，しかし，IASB が実際に採用しているのは，「純損益」をボトムラインとする一元的利益観であり，その他の包括利益は例外的なケースにその外延を拡張するために記載される項目といえること，しかも，IASB の掲げる「純損益」は FASB の想定する「稼得利益」とは異なり，それよりも「包括利益」に類似の利益概念といえることが，明らかになった。（高須教夫）

(5) 概念フレームワークにおける利益概念の一元化思考

本稿では，文献研究によって，分析視点として IASB の概念フレームワークがどのような利益概念を指向しているのかという観点から，利益概念の一元化思考について検討している。そ

して，この検討の結果，次のようなことが明らかにされた。

1989 年の IASC の概念フレームワークでは，未だ包括利益が制度化されておらず，それゆえ利益の二元化現象が生じておらず，単に「利益」という「利益一元論」が採用されているが，その内容が従来的な「純利益」なのか，それとも新しい「包括利益」なのかについては，明示されておらず，どちらにも解釈可能な曖昧な利益概念となっていた。

2010 年に FASB との共同プロジェクトにより公表された改訂概念フレームワークは，主に財務諸表の目的と財務報告情報の質的特性に関する部分のみを改訂したものであり，利益概念に関しては，従来のものをそのまま保持していた。そして，IASB が単独プロジェクトによって 2013 年に公表した討議資料における利益概念につては，概念フレームワーク上初めてその他の包括利益（OCI）および包括利益概念を明示し，利益の二元化現象を生じさせた。そして，ここでは，純利益と包括利益の双方を表示し，かつどちらか一方へ一致させようとしていないので，二元的利益併存論を展開している。

IASB の 2015 年の公開草案においては，IASB が，原則として収益費用はすべて純損益に含まれるという反証可能な推定をするとして，OCI を出来るだけ抑制し，両者を一致させようとしている。すなわち，純利益の計上要件を緩和し，変容させ，その範囲を拡大し，段階的に包括利益へ一致させようとする包括利益一元化思考が取られている，ということが明らかになった。（岩崎勇）

第 2 部　新しい概念フレームワークの特徴点と問題点

（6）概念フレームワークにおける会計目的論の変容と金融セクターの影響力 ―会計の政治化に関連させて―

IASC は，不健全な会計実務を除去することに注目していたが，当初の国際会計基準において，多くの選択権を容認した―相互承認をした―ので，過剰な会計選択権の問題を引き起こした。そこで，IASC は，貸借対照表モデルを採用する FASB 旧概念フレームワークを踏まえて，1989 年に IASC 旧概念フレームワークを公表し，そこでの財務諸表の目的には，利用者が経済的意思決定を行うに際しての有用な情報を提供することであるという目的（投資意思決定目的）と，経営者の受託責任目的（あるいは会計責任目的）を掲げていた。また，IASC 旧概念フレームワーク（1989 年）では，財務諸表の利用者を，現在の（あるいは潜在的な）投資家，従業員，貸付者および仕入先等とかなり広範な利用者を想定している。しかし，2010 年に公表された IASB/FASB 新概念フレームワークでは，受託責任あるいは会計責任を概念フレームワークにおける個別の財務報告目的として明示しないで，株主価値（あるいは市場価値）や資産負債観を極度に重視した投資意思決定目的のみに一本化した。さらに，財務報告の利用者も，現在の投資家，潜在的な投資者，与信者およびその他の債権者に絞り込んでいる。

本稿では，IASC 旧概念フレームワーク（1989 年）と，IASB/FASB 新概念フレームワーク（2010 年）とを会計目的の変容との関連で比較検討し，これらの変容に対して金融セクターからどのような影響力があったのか否かを考察した。検討の結果，一定の限界はあるにしろ，概念フレームワークにおける会計目的と，財務報告における利用者の範囲の変容が，

金融セクターの影響力を受けていたことを明らかにした。（椛田龍三）

(7) 概念フレームワークにおける報告企業

本稿では，IASB が 2015 年に公表した ED における報告企業フェーズの内容を対象として，当該フェーズが概念フレームワーク・プロジェクト全体および財務報告実務にどのような意義をもつものであるのかについて検討することを目的としている。本稿では，当該 ED の提案内容を，当該フェーズの初期の議論を方向づけていた 2005 年の予備的なスタッフ調査，2008 年公表の DP，2010 年公表の ED における各内容と比較することをつうじて，当該フェーズの基本思考は何か，それらはどのように変化しているのか，そしてその意義はどこにあるのか，にアプローチしていく。当該検討をつうじて明らかになった点は以下のとおりである。報告企業フェーズでは一貫して，報告企業が法的事業体に限定されない点，連結財務諸表の作成が求められる点，その作成は支配にもとづくべきである点，そして親会社の個別財務諸表の公表は妨げられない点，が主張されている。それに対して，2015 年 ED では，当該フェーズにおけるこれまでの議論とは乖離して，連結財務諸表作成における支配と資産に対する支配との整合性を目指す方向を打ち出している。こうした試みは，これまでのどの基準設定機関も採用したことのない新規性の高いものであり，連結財務諸表の作成実務に大きな変化を及ぼす可能性を秘めているといえよう。また何よりも2015年EDにおける大きな変化は，報告企業概念の定義を断念している点であり，当該フェーズの基礎的思考であった，報告企業概念の定義による財務諸表の「場」の画定という目的が失われてしまっている点である。その代わりに，当該 ED では，「企業全体の視点」という，「場」の画定とは異なる財務諸表作成アプローチを提案する。IASB は失われた概念性や論理性を強化するために，「場」の画定の議論から財務諸表作成アプローチの議論へと報告企業フェーズの性質を変えようとしているのかもしれない。（小形健介）

(8) 概念フレームワークにおける財務諸表の構成要素の定義

本稿では，分析視点として，IASB の新しい概念フレームワークにおける財務諸表の構成要素の定義を対象として，それが，どのように概念フレームワーク全体と関連しながら，大枠としての概念フレームワークの公正価値化がなされているのかという観点から，文献研究に基づいて財務諸表の構成要素の定義に関する到達点としての特徴点と問題点を明らかにすることを目的としている。この検討によって，次のことが明確にされた。

新しい概念フレームワークにおける財務諸表の構成要素の定義に関する特徴点としては，意思決定有用性アプローチ・資産負債アプローチ・負債確定アプローチを前提とした定義になっていること，財務諸表の構成要素の定義を始めとして概念フレームワークが大枠として金融商品会計に適合するような公正価値会計化がなされていること，資産負債は将来の経済的便益の流入流出ではなく，経済的資源であると考えていること，不確実性（蓋然性）は定義や認識規準ではなく，測定における問題として取り扱われること，（純損益やその他の包括利益を構成要素とする）財務業績の計算書という名称から明らかのように，包括利益を業績と考えていること等があることが明らかにされた。他方，問題点としては，蓋然性を定義や認識規準で取り扱わないことによって，信頼性のない項目が計上される可能性があること等が明らか

になった。（岩崎勇）

（9）概念フレームワークにおける質的特性について―制度的補完性理論と忠実な表現概念の関係―

2001 年に起こったエンロン事件は，一企業の倒産にとどまらない大事件に発展し，米国全体のコーポレート・ガバナンス問題に発展した。このような事態に対応して，米国議会は，コーポレート・ガバナンス問題に対処する一方，それに密接に関係する会計基準設定方式を，Tweedie 証言を契機として，伝統的な規則主義的会計基準の設定方式から原則主義的会計基準の設定方式に変更した。そして，会計基準の設定方式の変更の規定を盛り込んだのが 2002 年に公表された Sarbanes-Oxley 法である。同法のセクション 108「会計基準」の箇所では，証券取引委員会（SEC）に，原則主義的会計システムを導入した場合の研究成果を，報告書として議会に提出するよう規定した。これを受けて，SEC は，2003 年に，目的志向型の会計基準を重視し，収益費用観を否定した新概念フレームワークの開発を，財務会計基準審議会（FASB）に指示した。FASB は，2004 年 7 月に，目的志向型の会計基準を公表すべきことと，旧概念フレームワークの欠陥を是正すべきこと等の回答を SEC にしている。このような経緯を踏まえて，国際会計基準審議会（IASB）と FASB は，2010 年に，共同で開発した新概念フレームワーク―財務報告目的と質的特性―を公表している。

本稿では，IASB が 1989 年に公表した旧概念フレームワークと，IASB/FASB が 2010 年に公表した新概念フレームワークとを比較検討し，新概念フレームワークにおける質的特性の諸問題を制度的補完性理論と関連付けて考察した。検討の結果，2010 年に公表された新概念フレームワークは，IASB と FASB とがノーウオークの合意（2002 年）以降，共同で改訂作業をしているので強靭な制度的補完性を保持してきたといえる。従来，公正価値の強調しすぎを，信頼性概念が牽制してきたが，公正価値と親和性が特に高い忠実な表現概念では牽制できない。したがって，信頼性概念に代えて忠実な表現概念が採用されたことは，目的適合性と忠実な表現の協力体制が重視されればされるほど公正価値が極端に拡張される傾向になるので，理論的な妥当性を欠いていると指摘した。（椛田龍三）

（10）概念フレームワークと個別基準における認識－構成要素の定義における収益を中心として－

本稿では，概念フレームワークにおける認識と，個別基準における認識とが首尾一貫して矛盾なく説明できるかどうか検討することを大きな目的とする。これは，矛盾なく説明できる関係にあることが確認されれば，検討対象とした個別基準以外の別の個別基準の可能性等にも言及できることを示すのが具体的な目的である。一方，矛盾が認められれば，その問題点の析出と影響の可能性について言及していくことを具体的な目的としている。概念フレームワークと個別基準の関係性を検討するために，2010 年版概念フレームワーク（以下 FW2010）と 2014 年の IFRS15（「顧客との契約における収益」）並びに 2015 年の概念フレームワーク ED（以下 FW-ED2015）とを題材とする。

収益の定義の面からは，FW-ED2015＞FW2010＞IFRS15 ということが指摘できた。すなわち仮説 1 の「概念フレームワークにおける収益の定義と IFRS15 における収益の定義は矛盾していない」という点は確認できた。また，仮説 2 として「概念フレームワークにおけ

る収益認識規準と IFRS15 における収益認識規準は矛盾していない」という認識規準そのものの検討では，FW2010＞IFRS15 であったし，同様に FW-ED2015＞IFRS15 であるものの，必ずしも FW-ED2015＞FW2010＞IFRS15 という関係が成り立つわけではないことも確認できた。

これは，FW-ED2015 での認識規準の要件が蓋然性の要件を外して目的適合性に代えていくことで，より柔軟に拡大できるようにし，さらに信頼性に代えて忠実な表現にしていくことにより，さらに拡大しつつも，コストベネフィットの要件を追加することで，その範囲を自在に変えられるように設計しているともいえる。このように曖昧さが増加する概念フレームワーク（開発）そのものの存在意義を再確認する必要がある。（成川正晃）

（11）概念フレームワークにおける混合測定基礎アプローチの意義

本稿では，ED における測定に関し，DP との比較等を含め検討した。ED では，混合測定基礎アプローチを採用し，複数の測定基礎を選択可能にしている。この複数の測定基礎を財政状態計算書における資産又は負債と純損益計算書における関連する収益又は費用で異なって用いる二重測定も容認している。そして，混合測定それ自体は新しいものではないが，ED では，歴史的原価と現在価額の 2 区分とした上で，現在価額の例示として公正価値だけでなく，使用価値および履行価値も明示した。使用価値や履行価値は，FASB における SFAC 第 7 号や SFAS 第 157 号の公表までの議論において排除され，FASB における公正価値測定においては企業固有の仮定を用いないことで，概念上は市場参加者の仮定によりレベル 3 であっても市場価格を目標とした測定となるものであった。信頼性を忠実な表現に変更し，また，検証可能性を劣後させている概念フレームワークの質的特性から考えると，理論的には公正価値から使用価値へという流れも生じるものと考える。おそらく，一般的には使用価値による測定に関する操作性等の不信感があるものと思われるが，検証可能性を劣後した概念フレームワークでこの問題に対しどのように対処するかという問題が生じるものと思われる。また，FASB では減損会計にも用いていない使用価値を IASB の概念フレームワークで明示したことは，今回の概念フレームワーク・プロジェクトが IASB 単独で行っていることと無関係とは考えにくい。このような FASB と IASB の差異が明確になっているという点にも，使用価値を明示した ED における混合測定基礎アプローチには意義があるものと思われる。（金子友裕）

（12）概念フレームワークにおける測定属性 －IAS 第 41 号「農業」との関係を中心に－

本稿では，IASB 概念フレームワークと IAS 第 41 号「農業」との関係を，特に測定属性の観点を中心に考察することで，IASB 概念フレームワークにおける測定属性並置の意味を考察することを目的としている。周知のように，IASB 概念フレームワークでは，測定属性については，取得原価，現在原価，実現可能（決済）価額，現在価値という 4 つの測定属性を並置されており，どの測定属性が最も好ましいか等の価値判断は示されていない。この測定属性並置という示し方は，1989 年に最初の IASB 概念フレームワークが提示されて以来踏襲されてきた。本論文では，IASB 概念フレームワークが設定されてから 27 年経った現在，測定属性並置という示し方には変化がないが，その「意味」については大きな変化があったのではない

かということを，IAS 第 41 号「農業」との関係を中心に考察したものである。

本稿における考察の結果，IASB 概念フレームワーク設定当初における測定属性並置には，取得原価以外の測定属性の選択可能性を明示し，その中から選択された測定属性を核に据えた新たな会計モデルも構想可能であることを示唆する，一種チャレンジングな意味があったと考えられた。IAS 第 41 号「農業」は，まさにこの意を受け，並置された測定属性のうち主に実現可能（決済）価額を公正価値として，「現在の公正価値を用いて生物学的成長を認識し測定するモデルの会計」こそ目指すべき会計モデルであり，「取引を基礎とした取得原価会計モデル」にとって代わるべきことを主張したのである。しかしながら，公正価値会計がかなり浸透した現在，測定属性並置が有する意味は，かつてのチャレンジングな意味ではなく，「さまざまな会計モデル」に適用可能となる各種の測定属性を安定的に示すプラットフォームとしての意味に変化していると考えられるのである。（戸田龍介）

（13）概念フレームワークにおける財務諸表の表示および開示

本稿では，財務諸表の表示および開示の領域を取り上げて，当該概念フレームワーク改訂への段階的な取組みである 2013 年公表の DP，2015 年公表の ED，DP および ED に寄せられたコメントとそれに基づく再審議に関する文書に照らして，概念フレームワーク最終化の方向性を検討している。

DP では，基本財務諸表および財務諸表注記について個々の目的を記載していたのに対して，ED ではそれらを業績報告プロジェクトおよび開示イニシアティブにおいて検討することとして，財務諸表全体の目的および範囲についての定義を示すことによって財務諸表の範囲を明確化している。また，DP における伝達の諸原則の一部は基礎となる概念よりも財務諸表の表示に焦点を当てていたため，ED では基礎となる概念を記述した諸原則を記載するとともに，追加的なガイダンスの対応については開示イニシアティブに委ねることを提案している。ED の提案については，「財務諸表の目的と範囲」についても，「コミュニケーションツールとしての表示および開示」についても，多くのコメントにおいて概ね賛同が得られた。また，多くのコメントは，開示イニシアティブプロジェクトの一環として ED において提案された概念をさらに発展させるというボードの提案を支持したものの，両者の相互の影響を明確にすることを提案した意見もみられた。

このような状況を前提として，今後の課題としては，開示を巡る他のプロジェクトの成果が，改訂概念フレームワークにフィードバックされて相互に効果を高めるという側面と，改訂概念フレームワークではハイレベルのガイダンスを示し，実務に係わる具体的な領域や問題については関連する個々の会計基準等に委ねるという側面を峻別して対応することが必要になると解される。（杉山晶子）

（14）概念フレームワークにおける純損益とその他の包括利益の表示

本稿では，財務業績の表示の領域を取り上げて，当該概念フレームワーク改訂への段階的な取組みである 2013 年公表の DP，2015 年公表の ED，DP および ED に寄せられたコメントとそれに基づく再審議に関する文書に照らして，概念フレームワーク最終化の方向性を検討している。当該領域における ED の提案のポイントは，以下のとおりである。

①純損益を企業の当期の財務業績に関する

情報の主要な源泉と位置づけて，すべての収益および費用を純損益計算書に含めるという反証可能な推定を設ける。②収益および費用を純損益計算書から除外することが情報の目的適合性を高めることとなる場合には反証可能となり，当該収益および費用は OCI に含められる。③OCI は，それが将来のどこかの期間において純損益計算書にリサイクリングされるという反証可能な推定を設け，この振替はその将来の期間において純損益計算書に含められる情報の目的適合性が高まる時点で行われる。④振替が純損益計算書における情報の目的適合性を高めることとなる期間を識別するための明確な基礎がない場合には，上記の推定が反証される可能性がある。⑤どのような場合に収益または費用の項目を純損益計算書または OCI に含めるべきなのかを定義することは，実行可能ではなく適切でもない。これらの ED の提案に対してはとりわけ異論が多く，寄せられた意見の内容も様々であった。アジェンダペーパー10D「再審議のアプローチ—財務業績の表示」によれば，再審議の結果，財務業績の表示についてはハイレベルのガイダンスを提供するアプローチを採用し，本 ED の提案を出発点として，改訂概念フレームワークにおいてはハイレベルなガイダンスを提供することとされた。

このような状況を前提として，今後の課題としては，当該領域に対しては，純損益と OCI の定義と区分，OCI のリサイクリングに関する概念的な基礎の明確化等，概念フレームワークが最終化された後も，さらに進んだ検討が求められると解される。（杉山晶子）

（15）概念フレームワーク（公開草案）に対するコメントレター
—DRSC と EFRAG を中心として—

本稿では，概念フレームワーク（公開草案）に対する「ドイツ会計基準委員会」（以下，DRSC と略す）と「欧州財務報告諮問グループ」（以下，EFRAG と略す）のコメントレターを検討している。公開草案は 2015 年 5 月に公表され，そのコメントレターの期限は 2015 年 10 月 26 日になっている。コメントレターでは公開草案の論点に 18 の質問を設け，その賛否，理由等の記入を求めている。検討の結果，次のことが明確にされた。(1) DRSC のコメントレターは公開草案に否定的な評価を下している。何故なら，公開草案は業績測定のガイダンス，持分と負債との相違について実質的な進展をなさず，したがって，公開草案は IFRS の開発・改訂のために援助の役割を果たさない，と考えるからである。DRSC は受託責任目的を重視し，さらに会計単位や事業モデルについて明確な説明を IASB に求めている。(2) EFRAG のコメントレターは公開草案に全体として肯定的な評価を下しているが，個別的に異なる見解もみられる。例えば，受託責任評価のための情報と投資意思決定のための情報を並列的に捉え，前者の情報は投資意思決定にも有用であるとしている。また，慎重性の役割を会計基準の設定に求めており，さらに事業モデルも認識，測定，表示・開示等において考慮すべき要素としている。(3) EFRAG はコメントレターの付録 2 で「会計単位の決定」を四つの例を用いて検討している。ここで製品保証を例に，会計単位の決定を紹介している。公開草案は「目的適合性」「忠実な表現」「コスト制約」「資産の部分を移転する」を会計単位の決定要因としているが，かかる公開草案の説明では会計単位を明確に決定できないことを EFRAG は明らかにしている。（本田良巳）

第3部　概念フレームワークをめぐる制度的諸問題

（16）IASBにおける組織構造の変化
－2006年～2015年を対象として－

本稿では，基準開発，とりわけ概念フレームワークの形成時期において，IASBのパワーないしリソースの源泉がどこにあるのか，それは2011 年を境に変化しているのか，そうであるならばどのように変化しているのか，を明らかにすることを目的とする。IASBの組織構造の特徴を抽出するにあたり本稿では，審議会メンバーの職歴にもとづいたデータ・セットを用いる。これにより，審議会メンバー就任前の職業ないし委員等として関わった組織の，組織間の関係性の強さから，審議会はどういった価値観を持つメンバーを基準設定に参加させようとしているのか，またどのような価値観がネットワーク内で支配的なのか，を明らかにすることができる。なお，その際，本稿では特定の組織を示したデータと属性に分類したデータの 2種類を用い，これらをそれぞれ2006年～2010年と2011年～2015年の2つの期間に分けている。これらの分析の結果は以下のとおりである。まず，2006 年～2010 年において，IASBは国際的な会計事務所とFASBを中心に，とりわけ会計プロフェッションのリソースを活用して基準開発を行っていたのに対し，2011 年～2015 年ではIOSCO を中心に，国際的な会計事務所と FASB のリソースを活用して基準開発を行っていたという点である。これら2つの期間における変化として指摘されるべき点は，会計プロフェッションの影響力の低下と，IOSCO といった国際的規制機関の影響力の増大，である。IASBにおけるこのような主要アクターの変化，とりわけ専門性の低下は，その基準開発活動を大きく変える可能性があり，会計の基礎的思考を規定する概念フレームワークの内容に大きな影響を及ぼすと考えられるのである。（小形健介）

（17）IASB・IIRCにおける統合報告の方向と課題

本稿では，統合報告（IR）に対するIASBと国際統合報告評議会（IIRC）の方向を確認したうえで，統合報告書の現時点での主たる課題を抽出し，これを良い方向に導くための方策を，バランスト・スコアカード（BSC）の活用の観点から提案することを目的としている。IASBは財務報告の中での非財務情報の開示を推奨し，統合報告の中に記載される非財務情報としての Management Commentary（MC）は，このための一形態と考えられる。MCは，企業が持続的・長期的に企業価値創造を実現していくために，経営者が抱いているストーリーを表現する場でもある。財務資本提供者である株主・投資家が期待する財務リターンとしての目標売上高・目標利益などを獲得するまでのストーリーを経営者は当然描いていると考えられるので，これをMCの場でいかに表現していくかは，統合報告書記載の問題として現時点での重要な課題である。企業による価値創造が良好なレベルで継続していけば，各ステークホルダーへの分配の原資が増加することになり，財務資本提供者のみならず広範囲のステークホルダーに恩恵をもたらすことになる。経営者はまさに，この状態にたどりつくまでのストーリーをMCで語ることが必要である。

ここでのストーリーの描き方として，本論文では管理会計領域におけるBSCの活用が有用であることを，造船企業におけるBSCモデルを用いて提案している。本論文が提案する統合報告書MCの中に，BSCを活用した企業価値創造プロセスの説明を取り入れることができれば，従来，組織内に留まっていた企業価値創

造プロセスの可視化が，組織外のステークホルダーにも共有されることになる。この点は，BSC にとっても新境地となる可能性がある。（宮地晃輔）

Ⅲ　むすび

本研究グループは，２年間研究を行い，その研究成果を，『最終報告書』という冊子の形でまとめているので，詳しい内容はそちらを参照して頂きたい。なお，現在まで IASB から公表されているのは，概念フレームワークの公開草案であり，最終版ではないので，引き続き最終版がどのようになるのかを注意深く見守り，別の機会に最終版を前提とした論文集ないし本として纏めていきたい。

注

(1)『最終報告書』は，国際会計研究学会のホームページに公表している。

参考文献

IASB［2010］*Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*.（IASC 財団編，企業会計基準委員会　財務会計基準機構監訳［2011］『2011　国際財務報告基準』中央経済社）

――［2013］*Discussion Paper, A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*.（企業会計基準委員会訳［2013］「『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」）

―― ［ 2014 ］ *Conceptual Framework (web presentation documents)*.

――［2015］*IASB Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting*.（企業会計基準委員会訳［2015］『財務報告に関する概念フレームワーク』）

IASC［1989］*Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.（国際会計基準委員会［1989］『財務諸表の作成表示に関するフレームワーク』）

国際会計研究学会研究グループ［2016］『IFRS の概念フレームワークについて―最終報告書－』国際会計研究学会研究グループ

なお，本稿は，科学研究費基盤研究(C)課題番号 16K03989 の研究成果の一部である。

Ⅴ　AAA 年次大会・ジャパン・セッション報告

AAA 年次大会におけるジャパン・セッション開催報告

久 持 英 司
青山学院大学

2016 年 8 月 6 日（土）から 10 日（水）にかけて AAA（American Accounting Association: アメリカ会計学会）の 2016 年度年次大会がニューヨーク市のニューヨーク・ヒルトン・ミッドタウンおよびシェラトン・ニューヨーク・タイムズスクェアにて開催され，大会 4 日目の 9 日（火），14：00 からのパネル・セッションの部において，国際会計研究学会主催・日本会計研究学会協賛により，The Voluntary Application of IFRS in Japan and Considerations for Future Mandatory Application（「日本における IFRS の任意適用と今後の課題」）と冠したジャパン・セッションが開催された。登壇者による報告，コメントおよびディスカッションの具体的な内容については次ページ以降をご覧いただきたいが，ここではジャパン・セッションの概要について簡単に報告する。なお，登壇者の所属等は当時のものである。

はじめにモデレーターの平松一夫氏（関西学院大学）により，日本における IFRS（International Financial Reporting Standards: 国際財務報告基準）の適用状況に関する説明がなされた。すなわち日本の上場企業にとって IFRS 適用は任意であり，適用企業数は増加しているものの，依然として大半が日本の会計基準（Japanese GAAP）を適用していること，加えて日本の上場企業が選択できる会計基準には，日本基準，米国基準，IFRS，JMIS（Japan's Modified International Standards: 修正国際基準）の 4 つがあるとした。続いて，制度設計の関係者より 1 名（金融庁），任意適用企業より 1 名，大学人より 2 名（教育面と研究面），計 4 名の報告者を紹介した。

まず田原泰雅氏（金融庁）は Voluntary Adoption of IFRS in Japan（「日本における IFRS 任意適用」）と題して，IFRS を任意適用するに至るまでの日本の動きについて説明し，続いて金融庁の『IFRS 適用レポート』に基づいて任意適用企業の現状について述べた後，「『日本再興戦略』2016」が提起した会計基準に関する施策に今後も取り組んでいくとした。

次に蓮尾聡氏（マネックスグループ株式会社）は Changes of the Financial Reporting Process Following the Adoption of IFRS（「IFRS 適用による財務報告プロセスの変化について」）とした報告において，同社が IFRS を任意適用するまでの経緯，そして適用後に社内で生じた論点やメリットについて説明した。

橋本尚氏（青山学院大学）は Current Situation and Issues Surrounding IFRS Education and Training in Japan（「IFRS 教育・研修の現状と課題」）として，一般財団法人会計教育研修機構の IFRS 教育・研修委員会の報告書『IFRS 教育・研修のあり方に関する課題と今後の方向性』をもとに，日本が IFRS の任意適用をより円滑に拡大していくためには学生・公認会計士・各種利害関係者ともども IFRS について習熟している必要があることを強調し，そのための方策について論じた。

向伊知郎氏（愛知学院大学）は Does IFRS Application Improve Information Comparability ?（「IFRS 適用は財務情報の比較可能性を高めるか？」）において，IFRS を任意適用した日本の上場企業と IFRS を強制適用しているフランス，ドイツおよびイギリスの同規模の上場企業とを比べたところ，IFRS の任意適用以降，日本企業の財務情報の比較可能性は向上したとする結果を示した。その一方で，日本企業における IFRS 適用企業と日本基準適用企業とを比較した場合には，IFRS 適用によって財務情報の比較可能性が向上したか否かは必ずしも明らかではないとも述べた。

以上の報告を受けて，ディスカッサントの山田辰己氏（前・IASB 委員／有限責任あずさ監査法人）から各報告者に対する質問とコメントが寄せられ，また同時にフロアと報告者との間でもディスカッションが行われた。

日本における IFRS 任意適用

田 原 泰 雅
金融庁

要　旨

日本では，2010 年 3 月期より，国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に，以下の観点から IFRS を任意適用することとされた。

・財務諸表の国際的な比較可能性の向上
・国際的な資金調達の容易化
・経営管理の効率性の向上と国際競争力の強化

日本政府は，IFRS 適用以前から会計基準の国際的な調和と日本基準の高品質化に向けた努力を継続してきた一方で，2013 年以降，様々な施策により IFRS の任意適用の拡大促進に努めてきた。2016 年 6 月 30 日時点で IFRS を適用している企業は 120 社にのぼり，これらの企業の時価総額が日本の上場企業の時価総額全体に占める割合は 21.5%となっている。

2015 年の金融庁による調査では，IFRS 任意適用企業は導入時に想定されたメリットを享受していると認められた。一方，IFRS 移行時に直面した課題として，特定の会計基準への対応，人材の育成及び確保があげられた。

IFRS には，日本の考えるあるべき IFRS とは異なる点（のれんやリサイクリングを含む純損益の会計処理等）があり，こうした点について議論が深められていく必要がある。

Ⅰ　歴史と背景

1. 国際的な IFRS の適用に向けた動き

EU は，2005 年 1 月から，EU の域内上場企業に対して国際会計基準（IFRS）の適用を義務づけるとともに，域外上場企業に対しても，2009 年 1 月から，IFRS またはこれと同等の基準の適用を義務づけた。

また，EU 以外の諸国においても，IFRS について，①国内上場企業が適用することの容認，②一部国内上場企業にその適用を義務化，③国内全上場企業へ義務化など，その形態は様々であるが，IFRS の適用は世界に広がりつつあった。

米国においては，このような EU 等における IFRS を巡る動きも視野に，2002 年の国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）の間のいわゆる「ノーウォーク合意」以降，IFRS と米国会計基準のコンバージェンスに向けた動きが急速に進展した。また，米国証券取引委員会（U.S. SEC）は，EU において域内上場企業に対する IFRS の適用が義務づけられたこと等を踏まえ，2005 年 4 月に，米国市場に上場し，IFRS を適用している米国外企業の数値調整を廃止することなどを公表し，2007 年 12 月に，最終規則を公表，2007 年 11 月 15 日以降に終了する会計年度に関する財務報告から適用した。さらに，U.S. SEC は，2008 年 11 月に米国企業に対して IFRS の適用を容認（任意適用）・強制適用するための「ロードマップ案」を公表し，一定の要件を満たす企業については，2010 年初以降に提出される財務報告について IFRS の適用を容認するとともに，2014 年から財務報告を提出する全企業に IFRS を段階的に強制適用することの是非について 2011 年までに決定する案を提示した。

2. 日本における IFRS の任意適用開始

(1) 背景

日本では，連結財務諸表を日本基準に準拠して作成することが求められ（一定の条件の下，米国基準の適用も容認），国際的な動向を踏まえた高品質化への取組みが行われてきた。2005 年以降は，IFRS を巡る動向を踏まえた会計基準のコンバージェンスの動きが加速化し，日本の企業会計基準委員会（ASBJ）は，EU による日本の会計基準の同等性評価も視野に 2007 年 8 月，IASB との間で IFRS とのコンバージェンスの取組みに係る「東京合意」を公表した。

ASBJ を中心とする関係者が，東京合意を踏まえたプロジェクト計画表に沿ってコンバージェンスを積極的に進めた結果，欧州委員会（EC）は，2008 年 12 月，米国会計基準と同様，日本会計基準を IFRS と同等であると最終決定した。

このように，日本基準は国際的にも IFRS と同等と認められたが，IFRS を適用している国や，適用に向けた動きが，米国をはじめ EU 以外の諸国においても徐々に広がっている状況を踏まえれば，今後，日本を除く世界の全ての主要な金融資本市場において，IFRS が用いられることとなる可能性があった。

このような状況の下，日本として，将来を見据え，コンバージェンスの推進のみならず，以下のような観点から，日本企業に対して IFRS に基づく財務諸表の法定開示を認め，ないしは義務づけるためのロードマップ（工程表）を作成し，具体的な展望を示すべきとの指摘が各方面からなされた。

- グローバル化する金融資本市場における財務諸表の国際的な比較可能性の向上，ひいては日本の金融資本市場の競争力の向上に資する。

・海外の投資家にとっての日本企業の財務諸表の理解・分析の容易化，企業にとっての国際的な資金調達の容易化が期待される。
・IFRS による財務報告により，海外展開をしている日本企業にとって，経営管理の効率性の向上と国際競争力の強化に資する。

このため，企業会計審議会において，日本における国際会計基準の取扱いについて議論が行われ，2009 年 6 月に「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（以下，「中間報告」という。）」が公表された。

(2) 中間報告と任意適用の開始

中間報告においては，日本における IFRS の任意適用にあたって，実務の準備・対応をはじめとする以下のような諸課題への関係者の取組みが必要であるとされた。

a. IFRS の内容

IFRS が，日本の商慣行，企業の実態を適切に反映したものになっている必要がある。また，当時危機的な状況にあったグローバルな金融資本市場の状況も踏まえた基準である必要もある。

b. IFRS の設定におけるデュー・プロセスの確保

当局や市場関係者に対する説明責任の強化，基準設定における関係者へのプロセスのフィードバックの充実をはじめとする国際会計基準委員会財団（IASCF）のデュー・プロセスの確保およびそのガバナンスの改善が図られることが重要である。

c. IFRS に対する実務の対応，教育・訓練

投資者，作成者，監査人，当局等の日本の関係者が IFRS を理解し，使いこなすことができることが不可欠である。

d. IFRS の設定やガバナンスへの日本の関与の強化

IASB における基準設定や IASCF のガバナンスに関する日本からの貢献や意見発信などの様々な局面において，会計基準に関する日本の国際的なプレゼンスを強化することが重要である。

そのうえで，中間報告においては，日本において IFRS を適用する場合には，IFRS に基づいて作成される財務報告がこれまで以上に高品質であることが確保される必要があるとされた。日本の会計基準は，基準内容及びそれに基づく実務が一体となって国際的に高品質なものとなっている。このため，これまでの実務の蓄積の上に立ち，さらに高品質な財務報告を目指して日本企業に対し IFRS の適用を図っていく観点から，IASCF のガバナンスや欧米等の国際的な動向を見極めた上で，IFRS の将来的な強制適用の展望を示し，IFRS 適用の前提となる課題に着実に取り組みつつ，以下の方法の下に，IFRS の任意適用を認めることとされた。

① 任意適用の対象

任意適用を認める企業については，早期に IFRS を任意適用するニーズがあり，適正な財務報告が作成できるよう，IFRS に基づく具体的な会計実務等の検討・準備が行われるなど必要な体制整備がされていることを確保する観点から，下記の要件が定められた。

a. 上場会社であること
b. IFRS による連結財務諸表の適正性確保への取組み・体制整備をしていること
c. 国際的な財務・事業活動を行っていること（外国に資本金が 20 億円以上の連結子会社を有していることなど）

② 任意適用時において適用する IFRS

米国のロードマップ案においては

IASB が作成した IFRS をそのまま適用するとしていた一方，EU は IFRS の一部分を修正ないし除外したものを適用することとされていた。中間報告においては，IFRS の内容を十分吟味するとともに，日本の会計関係者が IFRS の基準設定プロセスにおいて積極的な意見発信を行っていくことを念頭に，IFRS の基準設定の状況（デュー・プロセスを含む）の監視を行う必要があるとした上で，任意適用に関しては，基本的には IASB が作成した IFRS をそのまま適用することが提案された。

③ 個別財務諸表の取扱い

EU においては，上場企業の連結財務諸表について IFRS が強制適用されているものの，個別財務諸表への適用については，国により区々である。また，米国においては，連結財務諸表のみが開示されている。したがって，国際的な比較可能性，資金調達の容易化，市場の競争力強化等の観点からは，個別財務諸表に任意適用を認めることについては，必ずしもその必要性は高くないものと考えられた。

また，日本においては，個別財務諸表は，会社法上の分配可能額の計算や，法人税法上の課税所得の計算においても利用されており，日本固有の商慣行，利害関係者間の調整や会計実務により密接な関わりのあるものである。したがって，仮に，IFRS を個別財務諸表に適用することを検討する場合には，これらの他の制度との関係の整理のための検討・調整の時間が必要であるとされた。

これらを併せ鑑みた結果，少なくとも任意適用時においては IFRS を連結財務諸表作成企業の個別財務諸表に適用せず，連結財務諸表のみに適用することを認めることとされた。

中間報告を踏まえ，2009 年 12 月に関係内閣府令が改正され，2010 年 3 月期から，国際会計基準（IFRS）に準拠して作成した連結財務諸表を金融商品取引法による連結財務諸表として提出することが認められた。

(3) 将来における強制適用の検討

2009 年当時，IFRS は，世界各国で受け入れられつつあり，仮に米国も 2014～2016 年に IFRS に移行することが現実となった場合には，国際的な金融資本市場の大半において IFRS に基づいて財務報告が行われるという状況も想定された。

また，同一市場において複数の会計基準が長期間にわたり併存することは，比較可能性の観点から望ましくないという意見も出されていた。

したがって，内外の諸状況を十分に見極めつつ，将来を展望し，投資者に対する比較可能性の高い情報の提供，金融資本市場の国際競争力確保，企業の円滑な資金調達の確保，監査人の国際的プレゼンス確保，基準設定プロセスにおける意見発信力の強化などの観点から，IFRS を一定範囲の日本企業に強制適用するとした場合の道筋を具体的に示し，前広に対応することが望ましいとされた。

他方で，EU やその他諸国の IFRS の適用状況等，諸情勢については不透明なところもあり，また，IFRS の強制適用については，２．(2) a.から d.で述べたような諸課題について，全ての市場関係者において十分な対応が進展していることが必要であり，諸課題の達成状況等について十分に見極めた上で，強制適用の是非も含め最終的な判断をすることが適当であるとされた。

3. 任意適用の促進

中間報告の公表およびIFRS任意適用開始後，企業会計審議会は，2011 年 6 月から約 1 年間にわたり審議を重ね，2012 年 7 月，「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（以下，「中間的論点整理」という。）」を公表した。

中間的論点整理では，連単分離を前提に，IFRS の任意適用の積上げを図りつつ，IFRS の適用のあり方について，その目的や日本の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し，最もふさわしい対応を検討すべきであるとされた。

企業会計審議会は，引き続き，この中間的論点整理に基づいて議論を行い，2013 年 6 月に「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針（以下，「当面の方針」という。）」を公表した。

当面の方針においては，会計基準の国際的な調和に向けた努力を継続し，日本基準を高品質化するような会計基準の変更について前向きに対応し，高品質な日本基準を維持していくことが重要であるとされた。そのうえで，IFRS への対応のあり方に関して，以下の基本的な考え方が示された。

a. 現在の IFRS の内容については，基本的考え方として受け入れ難い項目や，日本の企業経営や事業活動の実態にそぐわず，導入コストが過大であると考えられる項目が一部存在し，また，IASB において開発中の項目も存在する。
b. IFRS は今後とも世界の関係者が参加して改善されていくべきものであることから，IFRS 策定への日本の発言権を確保していくことが重要となる。

こうした観点から，まずは，IFRS の任意適用の積み上げを図ることが重要であるとされ，任意適用要件について，上場していることや国際的な財務・事業活動を行っていることという要件の撤廃や，金融商品取引法の規定に基づく単体財務諸表の開示について，連結財務諸表において十分な情報が開示されている場合には注記を一部免除するなどの簡素化を行うなどの考え方が整理され，関係内閣府令の改正が行われた。

他方，日本における IFRS の強制適用の是非等については，未だその判断をすべき状況にないものとされた。この点については，任意適用企業数の推移も含め上記の措置の達成状況を検証・確認する一方で，米国の動向および IFRS の基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら，関係者による議論を行っていくことが適当であるとされた。

2014 年 6 月 24 日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2014」においては，閣議決定レベルでは初めて「IFRS の任意適用企業の拡大促進」が明記された。この方針についてはその後毎年改訂されている『日本再興戦略』においても継続的に確認されている。また，例えば，「『日本再興戦略』改訂 2015」では，IFRS 適用企業やIFRSへの移行を検討している企業の実務を円滑化する観点から，IFRS 適用企業の実際の開示例や IFRS の改訂も踏まえ，IFRS に基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行うなどの IFRS の任意適用の促進に向けた具体的施策が示されている。

Ⅱ　IFRS 任意適用企業の現状

1. IFRS 任意適用企業数の推移

これまでの取組みの結果，IFRS の任意適用企業（適用予定企業を含む。以下同じ。）は着実に増加している。2010 年 3 月期から IFRS

の適用が認められ，当該期に最初の任意適用企業による提出がなされた。その後，2012 年 7 月の「中間的論点整理」公表時には 7 社であった企業数は，2013 年 6 月の「当面の方針」の公表時には 20 社，そして 2014 年 6 月の「『日本再興戦略』改訂 2014」の閣議決定時には 44 社と増加した。

さらに，「『日本再興戦略』改訂 2014」の閣議決定後は，これまで以上の増加ペースとなり，2016 年 6 月 30 日時点では 120 社となった。また，これらの企業の時価総額が日本の上場企業の時価総額全体に占める割合は 21.5%となっている。

【図 1】日本における IFRS 適用状況

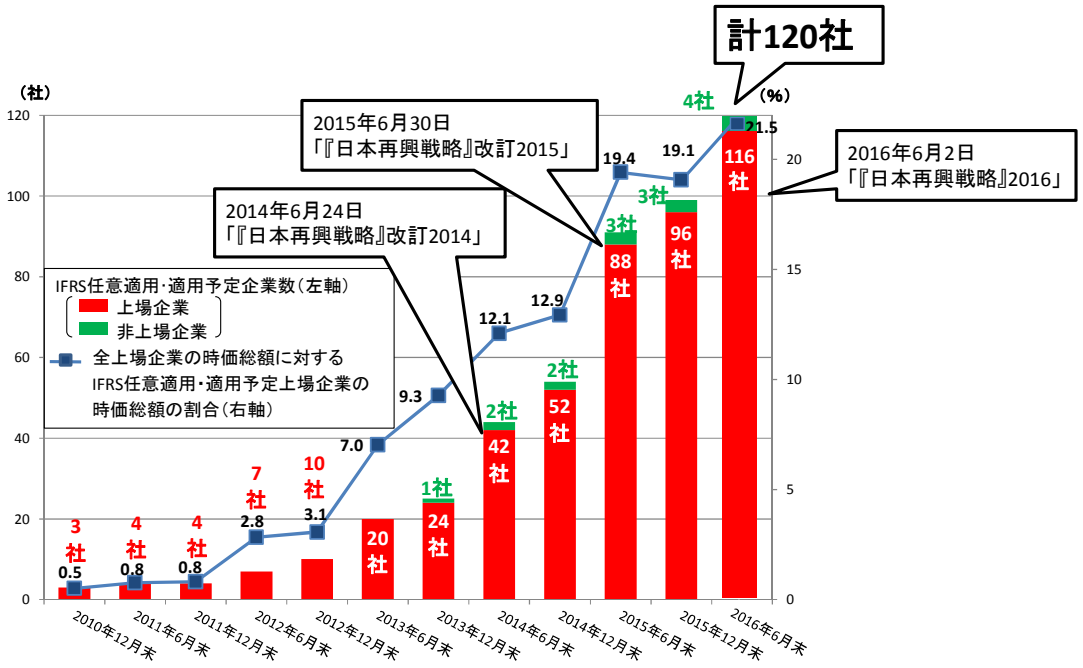

※ 上場企業（IFRS任意適用・適用予定企業）の時価総額（平成28年5月末時点）は、約116.60兆円であり、
日本の全上場企業の時価総額に占める割合は、21.50%。

2. IFRS 適用レポート

「『日本再興戦略』改訂 2014」においては，IFRS の任意適用企業の拡大促進の観点から，「IFRS の任意適用企業が IFRS 移行時の課題をどのように乗り越えたのか，また，移行によるメリットにどのようなものがあったのか，等について，実態調査・ヒアリングを行い，IFRS への移行を検討している企業の参考とするため，『IFRS 適用レポート（仮称）』として公表するなどの対応を進める。」とされた。

当該閣議決定に基づき，2015 年，金融庁は IFRS 任意適用企業が IFRS に移行した理由やメリット，IFRS 移行時の課題をどのように乗り越えたかについて，調査を実施した。

(1) 質問・ヒアリング調査の対象・方法

質問調査票の送付およびヒアリングによる調査は，2015 年 2 月 28 日までに IFRS を任意適用した企業（40 社），および同日までに IFRS の任意適用を予定している旨を公表した企業

（29 社）の計 69 社（国内非上場企業 2 社を含む）を対象として実施した。

調査に当たっては，69 社全社に対してあらかじめ質問調査票を送付した。そのうち，回答を寄せた企業は 65 社であった（回収率 94.2%）。また，IFRS 任意適用企業が有する，例えば業種ごとの問題点をより具体的に把握するため，65 社のうち 28 社に対して直接ヒアリング調査を実施した。

(2) 任意適用を決定した理由とメリット

IFRS の任意適用を決定した理由または移行前に想定した主なメリットについて，以下の項目から選択する形で書面調査を実施し，65 社から回答を得た。

調査結果は次の【表 1】のとおりであった。

【表 1】IFRS への任意適用を決定した理由または移行前に想定していた主なメリットとして 1 位に順位付けした項目別の回答数

項目	回答数
a. 経営管理への寄与	29 社
b. 比較可能性の向上	15 社
c. 業績の適切な反映	6 社
d. 海外投資家への説明の容易さ	6 社
e. 資金調達の円滑化	5 社
f. その他	4 社

また，IFRS への移行による実際のメリットについても，以下の項目から選択する形で書面調査を実施し，60 社から回答を得た。

調査結果は次の【表 2】のとおりであった。

【表 2】IFRS への移行による実際のメリットとして 1 位に順位付けした項目別の回答数

項目	回答数
a. 経営管理への寄与	27 社
b. 比較可能性の向上	12 社
c. 業績の適切な反映	9 社
d. 海外投資家への説明の容易さ	7 社
e. 資金調達の円滑化	2 社
f. その他	3 社

本調査項目のポイントは，以下のとおりと考えられる。

① 「海外子会社等が多いことから，経営管理に役立つ」との回答が最多であったこと

当該項目を挙げた企業は，単に海外子会社を通じた会計基準の統一というメリット，導入理由を越えて，IFRS を用いてグローバルベースの統一した業績の測定・管理，財務の透明性の高度化等を目指すという，高い理念を有していることが明らかになった。

また，グローバルに発展する日本の企業において，会計基準の採択という財務会計上の対応のみならず，経営管理の高度化を図るために IFRS を有効に活用することが重要であると広く認識されるに至っていることが窺われた。

② 同業他社との比較可能性の向上や投資家への説明の容易さを挙げた企業が多かったこと

IFRS が多数の海外企業において採用されている中，国内外の同業他社との比較可能性の向上の観点から IFRS を適用したとする企業が相当数みられた。これらの回答の中には，自社が他社との比較可能性を高めることができることによる，経営管

理面のメリットも認識している企業があったことは重要であると考えられる。また，投資家向け広報活動（IR）上の利便性の向上といった社内的なメリットを享受することを目指している企業もあることは注目すべきである。

これらの回答は，先述したIFRS任意適用を容認した狙いと同様であり，IFRSを任意適用した企業の多くが，IFRS導入時に想定されていたメリットを享受しているという調査結果が得られたと考えられる。

(3) IFRS移行時の主な課題

IFRS移行時の主な課題として，

a. 特定の会計基準への対応
b. 人材の育成および確保
c. 会計システムの導入または更新
d. 内部統制の構築
e. その他

のどれが最も課題であったかという質問に対しては，60社中43社がa.の「特定の会計基準への対応」と回答し，60社中9社がb.の「人材の育成及び確保」と回答した。

特定の会計基準への対応として挙げられた会計項目は，有形固定資産の減価償却方法の選択，耐用年数の見積り，収益認識，社内開発費の資産化，資産の減損，金融商品の公正価値測定といった項目であった。このうち，有形固定資産の減価償却方法の選択や収益認識については，現場対応は煩雑であるが，一旦実務を確立できれば，監査人ともスムーズに対応できているという指摘もあった。これに対し，耐用年数の見積もり，社内開発費の資産化，資産の減損といった見積りの要素が高い会計項目については，監査人との議論も容易には結論が出ないなど，監査法人の対応や，社内での人材不足もあり，議論が長期にわたる場合が多いという意見がみられた。このため，こうした会計項目を巡る監査法人の対応について，企業の側から，企業の実態に応じた柔軟な解釈や迅速かつ円滑な監査プロセスの構築を求める意見が多数認められた。

人材の育成および確保については，企業の側でも，IFRSが原則主義であることを踏まえ，ビジネスモデルに基づく会計処理のあり方を社内で十分に検討することが必要であるとともに，企業・監査法人の双方においてIFRSに精通した会計人材の裾野を広げていくことが重要であり，取組みが期待されるとされた。

ただし，これらの課題については，日本におけるIFRS任意適用が拡大するなかで，関係者による取組みが行われることにより改善に向かっていくと考えられる。

Ⅲ　今後の対応

2016年6月2日に閣議決定された「『日本再興戦略』2016」では，日本における会計基準の品質向上に関する具体的な施策として大きく4点について記載されている。

1. IFRSの任意適用企業の拡大促進

関係機関等と連携して，IFRSに移行した企業の経験を共有する機会を設けるとともに，IFRSに係る解釈について発信・周知することにより，IFRS適用企業やIFRSへの移行を検討している企業の実務の円滑化を図り，IFRSの任意適用企業の拡大を促進する。

2. IFRSに関する国際的な意見発信の強化

IFRSには，以下のような日本が考えるあるべき会計処理とは異なる点が存在している。

(1) のれんの会計処理

IFRS においては，のれんは減損テストのみで非償却とされているが，日本の関係者の多くは，のれんは時の経過に伴い自己創設のれんに置き換わっていくものであり，のれんの非償却はのれんの経済的実態を適切に表していないことから，企業結合後の収益と費用の対応を図るため，のれんの減損テストを維持しながら償却を再導入すべきであると考えている。

(2) リサイクリングを含む純損益の会計処理

IFRS においては，その他の包括利益に認識する項目に関してリサイクリング処理とノンリサイクリング処理が混在しているが，日本の関係者の多くは，純損益は，企業の総合的な業績指標であり，全会計期間を通算した純損益の合計額とキャッシュ・フローの合計額は一致すべきであることから，その他の包括利益に含まれた項目はすべて，純損益へのリサイクリング処理が必要であると考えている。

これらの論点に関しては，ここ数年，企業会計基準委員会（ASBJ）をはじめとして，日本の各関係者において継続的な意見発信を行っており，IASB や IFRS 財団会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）において深度ある議論が行われていくことが重要であると考えている。

3. 日本基準の高品質化

IFRS 任意適用促進と同時に，ASBJ は IFRS 等の国際的な基準との整合性も考慮した日本会計基準の改善に継続的に努めており，現在，IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の公表を受けて日本の収益認識基準の開発を行っている。自国基準を国際的な会計基準とより整合的なものとしていくことは，企業が IFRS に移行するハードルを下げるという側面もあることから，当該検討が加速されるよう，金融庁として必要な支援を行っていく。

4. 国際会計人材の育成

関係機関等と連携して，IFRS に関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築する。また，日本公認会計士協会を通じて，IFRS に基づく会計監査の実務を担える人材やその育成に係る監査法人の状況について把握し，監査法人に対して適切な取組みを促していく。

日本政府は，これらの施策を総合的に推進していくことにより，国際的な会計基準の品質の向上および財務諸表の適正性と比較可能性の向上に貢献していく所存である。

IFRS 適用による財務報告プロセスの変化について※

蓮 尾 聡
マネックスグループ株式会社

要　旨

マネックスグループ株式会社（以下，当社）は 2013 年 3 月期から IFRS を任意適用している。IFRS への移行とその後の適用を通じて，当社の決算作業は，経理実務に携わるグループ社員や監査法人等の関係者との間で会計処理や個々の論点に関する共通理解を形成しながら行われるようになった。また，IFRS による財務情報をステークホルダーに提供することは，企業価値向上というゴールを見据えた投資家と発行体との対話を促し，潜在株主の多様性を確保する上でよい作用をもたらしていると考える。

※本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり，マネックスグループ株式会社の公式見解を示すものではありません。

Ⅰ　はじめに

マネックスグループ株式会社（以下，当社）は，2013 年 3 月期より IFRS（国際会計基準）で財務報告を行っている。当社は，1999 年の創業来，日本においてオンライン証券業を展開してきた。2010 年に香港のオンライン証券会社である BOOM 証券グループ(現 マネックス BOOM 証券グループ)，2011 年に当時米国 NASDAQ に上場していたオンライン証券会社トレードステーショングループを買収し，日本，米国，および中国（香港）に個人投資家の顧客基盤を持つオンライン金融グループとなった。グローバルなステークホルダーに世界共通の会計基準で作成された財務情報を提供し比較可能性を向上させること，および，グローバルなビジネス展開と会計制度とを一致させることを目的に，IFRS 適用を決定し，現在に至っている。

Ⅱ　IFRS 適用の背景および経緯

当社創業者であり現 CEO の松本大は，かねて「日本がもし三角ベース（一塁，二塁，ホームベースだけの簡易なルール）で野球をしていたら，イチロー選手のような大リーグで活躍する選手は決して生まれない。グローバルなルールに則って初めてグローバルに認められる存在になる可能性が生まれるのだ」と社内外で述べてきている。当社が指名委員会等設置会社や IFRS の適用を決定した背景には，この考えが根底にある。筆者は，国際的に認められた会計基準への移行は，グローバルな金融機関として認知され競争に参加するための前提であると考えている。

2016 年 6 月末現在，IFRS 任意適用会社数は 120 社(1)を数えるが，当社が IFRS を適用した 2013 年 3 月期時点での IFRS 適用会社はまだ十数社程度であり，当社は証券・商品先物業セクターにおいても早期に IFRS を適用した。日本では 2010 年 3 月期から IFRS の任意適用が認められ，その後，2012 年 7 月に企業会計審議会から「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理)」が公表され,IFRS の適用のあり方について「最適な対応」を検討すべきとの方針が示された。当社では，2010 年に社内での検討を開始し，同年 8 月の取締役会において IFRS 導入プロジェクトを開始することに関する決定がなされた。検討を開始した当初は 2014 年 3 月期の導入を視野に入れていたが，さらに早期の適用可能性を追求した結果，2013 年 3 月期より IFRS 適用を開始した。導入プロジェクトおいては，経理部門にプロジェクトチームを編成し，コンサルティング会社の協力を得て，会計基準の差異分析，会計方針の検討・文書化，IFRS 財務諸表一式の作成などを進めた。日本の証券業における IFRS 適用の前例がないなかで，また組織として適用を決定後ごく短期間で J-GAAP から IFRS への移行を完了させたことは，私たちにとっては言うまでもなく，共にプロジェクトを進めた監査法人およびコンサルティング会社にとってもチャレンジングなことであった。

IFRS 移行前の当社の財務報告プロセスは，日本セグメントは J-GAAP，米国セグメントは US-GAAP，中国（香港）セグメントは HK-GAAP でそれぞれ財務報告を行い，連結財務諸表作成時に親会社で J-GAAP へと修正していた。IFRS への移行後は，証券業に固有の勘定や金融商品会計の論点についての議論と共通理解の形成に特に時間を要した。

Ⅲ　会計および経理実務から見たIFRS 適用

筆者は，当社の財務報告プロセスは，IFRS への移行を通して，(1) 会計システムのデータ生成の仕組みおよび会計帳簿の流れを全社網羅的に検証できたこと，(2) 会計処理の対象となる取引の実態や本質を整理・検証し関係者間の共通理解を形成できたこと，といった成果を得て，変化したと捉えている。

IFRS への移行後，私たちにとって財務報告プロセスで特に重要な論点となっているのは，減損テストおよび非上場株式の公正価値評価の 2 点である。

1. のれんの減損テスト

当社は過去の M&A により日本，米国および香港セグメントにのれんを計上している。2016 年 3 月期では 17,296 百万円計上しており(2)，これは当社の連結財政状態計算書の資本の約 2 割に相当する。IFRS においては，のれんを配分した資金生成単位については，減損の兆候がなくとも毎年，減損テストを実施することが求められる（IAS 第 36 号 90 項）。そのため，私たちにとってのれんの減損テストは特に重要な論点となっている。

当社では減損テストのうち，特に将来キャッシュ・フローの見積りの仮定の合理性について，監査法人と調整する作業に時間を要している。オンライン証券業は，委託手数料，金融収益が収益の大きな柱であることから，既存ビジネスに関しては，その仮定の基礎となる顧客口座数，1 口座あたり収益，金利などについて，また，新規ビジネスに関しては将来キャッシュ・フロー創出の実現可能性等について，過去の予測と実績の検討を行いつつ，私たちは慎重に見積りを行っている。このことから，筆者は，減損テストは実務上，負荷が高いものとなっている一方で，減損テストを通して，買収した企業・事業について将来にわたる収益および利益の創出力を定期的に精緻に点検することになるため，減損テストで把握した情報は，経営管理上，また，買収後，将来にわたって収益を出せるかどうかを継続して説明していくうえで，有用なものとなっていると捉えている。

私たちは，これまでにのれんに関する大きな会計処理を二度行っている。ひとつは，2013 年 3 月期に非金融資産の減損損失 2,524 百万円（うち，のれんの配分額 2,524 百万円）を計上したこと(3)，もう一つは，2015 年 3 月期に事業整理損 1,702 百万円（うち，のれんの配分額 1,505 百万円）を計上したことである(4)。私たちはいずれの場合においても，当社と監査法人との間で多くの時間を費やした。論点は，どの時点で減損の兆候を認識するのか，更には減損損失額を幾らとするかについてであり，後者については私たちが提示する事業の将来キャッシュ・フローに関して，監査法人が合理性のあるものとの心証を形成するのに時間を要する傾向がある。一旦，減損損失を計上すると，その後は常に減損についての議論にさらされ，以前よりも厳しい基準で予算に対する実績の報告を求められるなど実務上の負荷が高くなることは否めない。

2. 非上場株式の公正価値評価

当社はコーポレート・ベンチャーキャピタル子会社を通じて，数多くのスタートアップ企業に投資をしているが，IFRS においては，非上場株式を含む資本性金融商品を公正価値で測定することが求められる（IFRS 第 9 号 B5.2.3 項）。そのため，私たちにとって非上場株式の公正価値評価も重要な論点となっている。

私たちは，J-GAAP では取得価額により評価

される（企業会計基準委員会「金融商品会計基準」，第 19 項）非上場株式の公正価値評価に対応するため，公正価値評価の基本方針を策定している。基本方針では，評価技法の選択，およびその評価の妥当性の検証プロセスを定めている。また，数多くの企業に投資していることから，投資先をいくつかのカテゴリーに分類した上で，公正価値の評価の濃淡をつけている。スタートアップ企業は，事業基盤が確立されてなく，また，会社自身および外部環境が大きく変化する場合もあり，公正価値評価は見積りの要素を含み難しい判断が必要となる。そのため，投資を実行している部署とも密に連携をとりながら，各投資先の実情を勘案しつつ，当該基本方針に従って公正価値評価を行っている。

2016 年 3 月期では，コーポレート・ベンチャーキャピタル子会社が行っている投資の公正価値は取得原価に比べ約 9 倍となっており，投資の成果を適切に財務諸表に反映していると考えている。

これらの重要な論点の検討に際し,IFRS は原則主義であるため，新たな会計事象や取引が発生した場合に，その会計処理について J-GAAP に比してより多くの判断を求められる。

私たちも，会計基準の変更や新たな会計事象の発生などに際しては，日本・米国・香港の担当者が IFRS の基準を理解し，会計処理の対象となる取引の本質や実態を踏まえたうえで議論し，会計処理を判断している。具体的には，取引の実態把握，会計処理の根拠を社内で文書化した上で，早期に監査法人とディスカッションを行い，会計処理について合意を形成するよう努めている。

また，私たちは，IFRS に移行するにあたり，会計基準を理解する力，取引の実態に照らして会計処理を決定するための論理的な思考力，および関係者との理解の共有のために言語化し説明する力を持つ人材がより必要であると考え，IFRS 移行前後で経理部門の人員数では変化はないものの，監査法人出身の IFRS の実務経験を有する公認会計士を複数名採用した。このような外部の人材も取り入れつつ，社内で継続的にディスカッションを行い，各人のノウハウを共有することで，経理部門全体のレベルアップを図っている。

筆者は，IFRS 移行をきっかけにした上述の取り組みの結果として，当社の財務報告プロセスは質的に大きく変化しており，IFRS 適用前よりも一層，関係者間で会計処理や個々の論点に関する理解を共有しながらスムーズな決算作業が行われていると認識している。私たちが IFRS に移行した当初は，監査法人においても経験が蓄積されておらず，さまざまな議論のやりとりに時間を要することがあったが，現在は双方にノウハウが積み上がってきたこともあり，以前に比べてスムーズなコミュニケーションが実現していると感じている。今後 IFRS 適用企業が増加し，会計実務上の事例が十分に蓄積されること，そのために，協働し支援いただく監査法人やコンサルティングファームの人材が十分に供給されることが望まれる。

Ⅳ　情報開示およびステークホルダーとの対話から見た IFRS 適用

次に，IFRS 適用を，情報開示およびステークホルダーとの対話の観点から整理する。

1. IFRS 任意適用における情報開示の現状

私たちは IFRS 適用を開始した 2013 年 3 月期以来，決算説明資料において，国内同業他社との比較のために，表示組替をした損益計算書

を開示している。表示組替をした損益計算書においては，数値自体は IFRS であるものの，J-GAAP の営業利益の定義に合わせた営業利益を表示している。IFRS では段階利益を表示することは任意であり，当社は損益計算書で段階利益を表示していない。J-GAAP では第一種金融商品取引業における営業利益は，営業収益から金融費用，販売費及び一般管理費を控除した金額と定義されており，私たちはこれに相当する金額を「営業利益相当額」として開示している(5)。

図表１　当社決算説明資料における連結業績推移

（上）IFRS による表示　（下）表示組替

連結業績推移

MONEX GROUP

（単位：百万円）

	2015年3月期	2016年3月期	増減額	増減率
受入手数料	30,079	32,152	2,073	6.90%
トレーディング損益	6,242	6,671	429	6.90%
金融収益	13,987	14,610	623	4.50%
その他の営業収益	667	839	172	25.80%
営業収益	50,975	54,271	3,297	6.50%
その他の金融収益	82	639	557	679.40%
その他の収益	210	32	△179	-84.90%
収益合計	51,267	54,942	3,675	7.20%
金融費用	5,766	4,629	△1,136	-19.70%
販売費及び一般管理費（※）	37,143	41,395	4,253	11.40%
その他の金融費用	272	843	571	209.90%
その他の費用	1,970	2,906	936	47.50%
持分法による投資損失	2	67	66	3934.50%
費用合計	45,152	49,842	4,690	10.40%
税引前利益	6,115	5,100	△1,015	-16.60%
法人所得税費用	2,621	1,584	△1,037	-39.60%
当期利益	3,494	3,516	22	0.60%
親会社の所有者に帰属する当期利益	3,494	3,554	60	1.70%

（※）　販売費及び一般管理費には企業結合時に取得した識別無形資産の償却費が含まれます

連結業績推移

連結損益計算書の表示を組み替えたもの　　（単位：百万円）

	2015年3月期	2016年3月期	増減額	増減率
委託手数料	23,822	25,317	1,495	6.30%
株式・ETF	17,584	17,795	211	1.20%
先物・オプション	6,217	7,522	1,305	21.00%
大証FX	22	–	△22	–
引受け・売出し手数料	100	153	53	53.50%
募集・売出し取扱手数料	708	792	84	11.80%
その他受入手数料	5,449	5,890	441	8.10%
ＦＸ手数料（店頭FX）	103	117	13	13.00%
投信代行手数料	1,702	1,737	35	2.10%
その他	3,643	4,036	393	10.80%
トレーディング損益	6,242	6,671	429	6.90%
金融収益	13,987	14,610	623	4.50%
その他の営業収益	667	839	172	25.80%
営業収益	50,975	54,271	3,297	6.50%
金融費用	5,766	4,629	△1,136	-19.70%
金融費用控除後営業収益	45,209	49,642	4,433	9.80%
販売費及び一般管理費（※）	37,143	41,395	4,253	11.40%
営業利益相当額	8,066	8,247	180	2.20%
その他収益	292	670	378	129.30%
その他費用	2,244	3,817	1,573	70.10%
税引前利益	6,115	5,100	△1,015	-16.60%
法人所得税費用	2,621	1,584	△1,037	-39.60%
当期利益	3,494	3,516	22	0.60%
親会社の所有者に帰属する当期利益	3,494	3,554	60	1.70%

（※）　販売費及び一般管理費には企業結合時に取得した識別無形資産の償却費が含まれます

IFRS 導入後の私たちの IR 活動においては，メディアや個人投資家からは IFRS の会計処理や表示の差異について説明を求められることがあるが，アナリストやファンドマネジャーには IFRS と J-GAAP の差異について一定の理解が浸透しているように思われる。表示組替をした損益計算書を開示していることもあってか，平時の業績説明においては IFRS の会計処理についての詳細な説明を求められることはほとんどない。

例えば，先に述べたように私たちは，これまでにのれんに関する大きな会計処理を二度行

っている。のれんの減損に関する情報を開示した際には丁寧な説明を要した。特に，損失の金額の算定方法や資金生成単位について多くの質問を受けた。この時のアナリストおよび機関投資家との対話を通じて，減損テストにおける資金生成単位（CGU）の捉え方など詳細な理解は浸透していないと認識した。このことは，すなわち,減損損失の可能性をアナリストや機関投資家が十分に予見できる状態にはないということであり，IFRS に基づく財務情報に対する理解をつくっていくためのさらなる対話の必要性を感じた。

アナリストや投資家が株式投資対象として当社を分析する際に比較対象とする国内外の同業他社を見ると，IFRS を適用している企業は実のところ少なく(6)，証券セクター内での財務情報の比較可能性向上という視点では，現状では，IFRS 適用のメリットは見出しにくい。筆者が考えるには，IFRS を適用している当社としては，今後，IFRS 適用企業が増えたとしても，例えば日本の当局が指定したひな形に沿った開示を投資家が期待する部分が残るため，表示組替をした財務諸表を開示する必要がなくなっていったとしても，決算説明用の付随資料などでの追加の説明を求められる状況は継続するものと考える。一方で例えば，米 SEC のホワイト委員長の発言にあるように，主要な数値については比較のために補足情報で IFRS に基づく情報を開示し，IFRS 適用企業と J-GAAP 適用企業との比較可能性を確保するなど(7)，限定された範囲でもよいので IFRS による情報開示が増えるような施策の実行が望まれる。

2. IFRS 任意適用のメリット

しかしながら，IFRS 適用企業が少数派である現状においても，昨今の証券市場をとりまく外部環境の変化を踏まえると，IFRS 適用の利点が見えてくる。それは，グローバルな視点の投資家との対話において，当社への理解を促進すると思われる点だ。

当社の株主構成を大きく捉えると，全体の 3 割を個人投資家，同じく 3 割を機関投資家，残り 4 割を戦略的投資による株主（筆頭株主である金融機関および事業会社の持分，ならびに創業者持分等）が保有する構成となっている(8)。

図表２　当社主要株主および株式分布状況（2016 年 3 月 31 日現在）

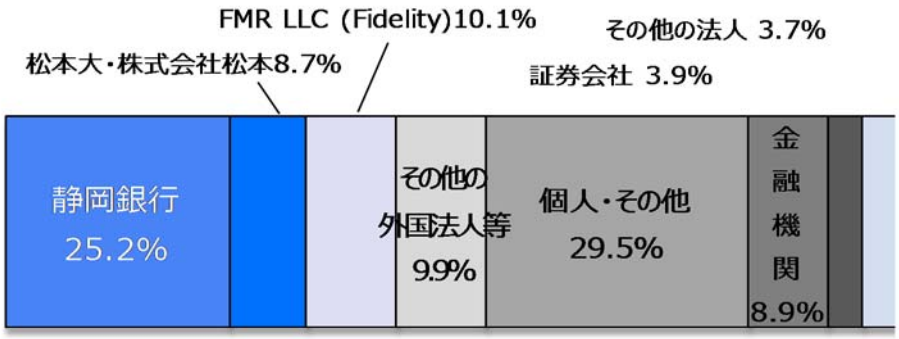

※2016年3月末基準日の株主名簿および大量保有報告書をもとに当社作成

当社株式の流動性をつくっているのは，主に，株式保有全体の 6 割を占める個人投資家と機関投資家の売買である。このうち機関投資家に焦点を当てると，昨今，2 つの変化が起きている。アイプリオ社が日本株全体の保有状況を過去 10 年にわたり分析した結果によると(9)，ひとつは，日本株の保有が，従来の日本株ファンドからグローバルファンドへとシフトしていることである。もうひとつは，グローバルファンドにおいても，日本国内のファンドにおいても，アクティブ型のファンドからインデックス型やクオンツファンドへの資金のシフト，すなわち「パッシブ化」という変化だ。

当社の時価総額は 826 億円（2016 年 3 月 31 日現在）であり，時価総額規模で株式を分類すると一般的に「中小型株」に分類される。当社の時価総額規模が小さいこと，また，日経 225，JPX 日経 400，MSCI Japan 等の指数の構成銘柄に採用されていないことから，当社株式はインデックス型ファンドからの投資が見込みにくい。このような当社固有の事情から，私たちが潜在株主を開拓する際はアクティブ型投資のファンドに比重を置き，対話をしている。このアクティブ型投資の割合が国内外で減少しており，かつ，グローバルファンドにシフトしているということを踏まえると，セクターを問わずグローバルにボトムアップで投資対象を選別する投資家にアプローチする必要に迫られる。そのようなグローバルなボトムアップアプローチの投資家に当社を理解してもらうためには，IFRS を適用していることはポジティブであると思われる。既述のように，国内外の同業他社では IFRS 適用企業は少数派であるが，グローバルな企業，かつ，あらゆるセクターを母集団として財務数値を比較分析する際には，J-GAAP 固有の会計処理を勘案しなくてよいという点で IFRS で財務情報の提供を行っていることは，投資家の当社に関する理解を促進することにつながるだろう。事実，当社株式を保有する機関投資家で，売買を繰り返しながら長期にわたり継続保有しているファンドは，海外に籍を置くグローバルな株式を投資対象としボトムアップで銘柄選別をするタイプのファンドである。

株主構成をどのようなものにするかは資本政策上重要なテーマであるが，その答えは発行体ごとに個性があり，模範解答があるものではない。しかしながら，どの発行体にも共通して言えることは，一定量の株式の売買を可能とし，適正な株価を形成するだけの十分な流動性を確保することが重要だということだ。市場環境のようなマクロの変化においても，個社の業績の変動においても，さまざまなフェーズで投資家に売買をしてもらえるよう，多様な投資戦略の投資家が株主および潜在株主として存在していることが肝要だと考える。IFRS で財務報告を行うことは，潜在株主の多様性をより確保するうえで，よい作用をもたらしていると考える。

IFRS 適用による財務報告の変化を，もう 1 点付け加えると，財務報告の利用者である株主・投資家と，財務報告の作成・提供者である発行体とが，同じ目線で対話をするための財務情報を提供していると感じている。前述のように，例えば，のれんの減損テストを通して，発行体は，過去に行った M&A が買収後に将来キャッシュ・フローにプラスに作用しているかどうか，企業価値の増加に寄与しているかどうか，マネジメントの経営判断の成果が問われ続ける。買収した企業や事業について，将来にわたる収益および利益の創出力を定期的に精緻に点検し報告することは，将来のキャッシュ・フローの源泉をもとに企業価値評価を行う投資家の視点と同じ土俵で財務報告を行ってい

ることになる。IFRS での財務報告は，利用者である株主・投資家と，作成者である発行体とが，企業価値評価の視点を擦り合わせ，同じ目線・前提で議論をするための財務情報を提供していると思われ，結果として，企業価値向上という同じゴールに向けた投資家と発行体との対話を促すインフラとなっていると思われる。

V　結び

財務報告を支える会計基準は株主・投資家との対話のインフラである。筆者は，情報開示および財務報告に関して，利用者である株主・投資家に当社に関する理解を促し，当社の企業価値評価をスムーズに行ってほしいと考えており，そのことが，延いては株式市場における当社株式の適正な価格形成につながっていくと考えている。IFRS 適用は，市場や株主・投資家との対話をより活性化し意味のあるものにすることを後押しする要素のひとつであると捉えている。

注

(1) 金融庁（企業会計審議会）の資料による。なお，上場企業を対象とした東京証券取引所のまとめによれば，2015 年 7 月現在，IFRS 適用済会社数は 85 社，IFRS 適用決定会社数は 30 社，計 115 社となっている（http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html）

(2) マネックスグループ株式会社　2016 年 3 月期有価証券報告書，2016 年 6 月 27 日，104 頁

(3) マネックスグループ株式会社　2013 年 3 月期有価証券報告書，2013 年 6 月 24 日，82 頁

(4) マネックスグループ株式会社　2015 年 3 月期有価証券報告書，2015 年 6 月 22 日，71 頁

(5) マネックスグループ株式会社　2016 年 3 月期決算説明資料　データ集，2016 年 4 月 28 日，15-16 頁

(6) 上場オンライン証券会社の IFRS 適用状況

社名	本社所在地	上場市場	会計基準
松井証券	東京	東証一部	日本基準
カブドットコム証券	東京	東証一部	日本基準
The Charles Schwab Corporation	米国カリフォルニア州	米ニューヨーク市場	米国基準
Interactive Brokers Group, Inc.	米国コネチカット州	米ナスダック市場	米国基準
TD Ameritrade Holding Corporation	米国ネブラスカ州	米ナスダック市場	米国基準
E*TRADE Financial Corporation	米国ニューヨーク州	米ナスダック市場	米国基準

(7) https://www.sec.gov/news/speech/keynote-2015-aicpa-white.html

(8) マネックスグループ株式会社　2016 年 3 月期決算説明資料，2016 年 4 月 28 日，50 頁

(9) アイプリオ（Ipreo）社は米国ニューヨーク州に本社を置く市場情報，投資家データの大手グローバルプロバイダーである。同社の日本子会社であるアイプリオ・ジャパン・エルエルシーが，同社のデータベースを使用し，日本株を組み入れているファンドを抽出。2005 年 12 月末から 2015 年 12 月末のファンド数の推移，およびアクティブ型・パッシブ型の比率を集計している。

IFRS 教育・研修の現状と課題

橋 本 尚
青山学院大学

要　旨

会計教育研修機構の下に設置された IFRS 教育・研修委員会は，2015 年 10 月に「IFRS 教育・研修のあり方に関する課題と今後の方向性」と題する報告書を公表した。

わが国における IFRS の任意適用をいっそう拡大・促進していくためには，IFRS に対する関係者の理解を深め，IFRS の効率的な適用や一貫した適切な適用を確保する必要がある。それによって IFRS 適用の実績が積み上がり，適用が円滑に行われることで，さらなる適用企業の増加につながる。

広く関係者に IFRS を普及させるためには，IFRS 教育・研修の充実を通して IFRS に精通した人材を増やしていく必要がある。今後は，適用事例をもとにしたより実務に即した IFRS 教育・研修にも力を注ぐ必要があろう。また，わが国の存在感を世界に示すためには，IFRS を原文で理解し，海外子会社や海外の監査人等と英語で議論ができる人材を育成することも重要であり，そのための一助となるような教育・研修も求められる。

会計人材の育成・確保に資する IFRS 教育・研修は，質量両面での充実を図るべく，①会計人材の裾野の拡大，②IFRS に精通した会計人材の育成，および，③国際会計人材の育成の 3 つのレベルで推進していかなければならない。より実効性のある IFRS 教育・研修を実現し，IFRS の任意適用拡大を促進していくために，関連団体が相互に協力し叡智を結集して対応していくべきである。

Ⅰ　はじめに

国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）をめぐっては，近年の日本会計研究学会の年次大会において，最終日に「IFRS セッション」が設けられ，IFRS の最新動向について報告が行われてきた。また，国際会計研究学会[1]の研究大会でも，近年，会員の問題意識を反映して，表 1 のような統一論題のテーマの下に会計をめぐる国際的な諸課題について議論が行われてきた。

表 1　近年の国際会計研究学会の研究大会における統一論題のテーマ

2011 年度　国際化における日本の会計―収益の変容
2012 年度　社会制度としての市場と会計
2013 年度　グローバル社会の会計研究
2014 年度　経済のグローバル化と会計基準の多様性
2015 年度　グローバル経済下における組織の持続可能性と財務報告の展開

2015 年 4 月に金融庁が公表した「IFRS 適用レポート」[2]において，「企業・監査法人の双方に，IFRS に精通した会計人材の裾野を広げていくこと」が課題の 1 つとされているが，2016 年 6 月に公表された「日本再興戦略 2016―第 4 次産業革命に向けて―」[3]においても，取組みを推進する 1 項目として「国際会計人材の育成」[4]があげられている。

わが国における IFRS の導入を強力に支援していくことを目的に，2014 年 3 月に会計教育研修機構の下に設置された IFRS 教育・研修委員会[5]は，2015 年 10 月に「IFRS 教育・研修のあり方に関する課題と今後の方向性」と題する報告書[6]を公表した。一方，2014 年 10 月には，企業会計審議会の中に会計部会が新設され，2015 年 11 月 19 日開催された第 3 回会計部会においては，国際会計人材の育成に関する議論が行われた。

本稿においては，IFRS 教育・研修委員会の報告書を手がかりに，わが国の IFRS 教育・研修の現状と課題を明らかにしていく。

Ⅱ　広く関係者に IFRS の普及を促進するための教育・研修

1. 大学・大学院で IFRS を学ぶ機会を増やす必要性（報告書 7 頁）

（現状および課題）

中長期的な視点に立って企業の IFRS の任意適用を促進していくためには，IFRS の適用を支える人材の教育・研修のあり方が重要となる。しかしながら，将来の会計人材を育成する大学や大学院の会計教育は，日本基準による個別財務諸表に主眼が置かれ，会計関連科目としては，簿記論，財務会計論，管理会計論などの科目が一般的であり，国際会計論や IFRS といった科目を設置している大学は決して多くはない。

そのような中で，会計専門職大学院においては，IFRS を，主要な柱をなす授業科目であるコア・カリキュラムの基幹 4 科目の 1 つと位置づけて整備を行っているものの，若いうちに IFRS を学ぶ機会や，IFRS を学習することの意味を理解する機会はまだまだ少ない。

IFRS は，今後，わが国会計教育・会計実務

において，ますます重要な位置を占めるようになるであろう。会計教育に関して取り組むべき喫緊の課題は，コア・カリキュラムとして示されたIFRS教育の共通的学習目標を達成するために必要な教材を開発することにある。とりわけ，原則主義の基準といわれるIFRSでは，的確な判断力が求められる。また，IFRS教育においては，概念フレームワークの理解を出発点とした教育方法が有効といわれている。

なお，大学や大学院で会計学を専攻する学生が減少傾向にあり，若い世代を中心に会計離れが進んでいるといわれているため，長期的にはこうした構造的な問題についても留意する必要がある。

（今後の方向性 2-1①）大学等の会計科目における IFRS 取り扱いの増加

大学の会計関連科目にIFRSに関する項目を増やすか，少なくとも早い段階で企業会計をめぐる国際的状況について講義に含めることが考えられる。

（今後の方向性 2-1②）IFRS に関するリカレント教育の場としての会計専門職大学院の活用

会計専門職大学院の科目履修生の制度等を活用し，IFRS に関するリカレント教育の場を提供する。また，オープンカレッジや課外講座として IFRS 科目を設置することも考えられる。

2. 会計関連の資格等の取得を目指す者の IFRS 学習のインセンティブを高める必要性（報告書 8 頁）

（現状および課題）

学生や社会人にとってIFRSを学ぶインセンティブの 1 つとなると考えられる資格試験等において，IFRS は現在，主に以下の試験において直接的間接的に出題範囲に含まれている。

①日本証券アナリスト協会の証券アナリスト第 2 次試験

②国際会計検定（BATIC[R]（Bookkeeping and Accounting Test for International Communication）の Subject2

③公認会計士試験

このように，IFRS の出題範囲が限定されている会計関連の資格試験等も見受けられることから，会計関連の資格取得を目指す多くの学習者にとってIFRSの学習を行う十分なインセンティブが不足しているのが現状である。

（今後の方向性 2-2）会計関連の資格試験等の IFRS に関する出題範囲の拡大など取扱い増加への取組み

IFRS に関しては，大学等における教育や各種資格試験，実務経験等のプロセスを通じて習得する機会を増やすことが必要であり，IFRS を学習するインセンティブを高めるために，資格試験の出題範囲に IFRS を取り入れることや，学習成果の測定について働きかけていくことも考えられる。

3. 公認会計士となる者の IFRS についての実務的な知識の習得を高める必要性（報告書 8-9 頁）

（現状および課題）

公認会計士試験合格者は一定期間の実務経験（業務補助等）および実務補習を修了する必要があり，実務補習においてはIFRSについても一定の研修が行われている。

ただし，実務補習における IFRS 研修は基本的な内容を中心とした E-Learning によるものであり，実務に近い形での研修は不足しているものと考えられる。

（今後の方向性 2-3）公認会計士試験合格者（実務補習生）に対する IFRS 教育・研修の充実

実務補習でのIFRS研修の研修時間を増加さ

せ，IFRS の基礎となる考え方や個々の IFRS についての理解を深める研修の実施が考えられる。具体的には，現在は E-Learning による受動的な研修のみであるが，これに設例を扱ったディスカッション形式の研修や，会計上の判断力を養成するフレームワーク研修を加えることで，単に知識の習得だけではなく，実務で活用できるような教育・研修を進めていくことが考えられる。

4. IFRS の知識や情報を有するアナリストと機関投資家を増やす必要性（報告書 9 頁）

（現状および課題）

IFRS を任意適用している企業やその属する業種を担当している一部のアナリストは，IFRS に関する知識を有していると考えられる。一方，アナリストが当該業種を担当していない場合等では，直接的に IFRS の知識が必要とされていないことから，IFRS についての十分な情報や知識を有していないようである。

IFRS が普及するにつれて，IFRS の知識を有するアナリストや機関投資家が増加すると考えられる。ただし，今後 IFRS の任意適用企業の増加が予想される，またはすでに増加しつつある業種において，IFRS について十分な知識を有するアナリストや機関投資家が不足し，その内容や意義について企業と十分な対話ができていないのではないかとの懸念もある。

（今後の方向性 2-4）IFRS が普及途上にある業種の担当アナリストへの研修等を通じた IFRS 情報の発信

まだIFRSが普及していない業種を担当するアナリストや，アナリストの発信する情報の受け手となる機関投資家を主な対象者として想定して，IFRS 任意適用における各業種に特有の論点や，適用の潜在的な影響などを幅広く扱う研修を提供する。その際には，IFRS に関するアナリストや機関投資家と企業の対話に役立つ情報の提供にも留意することが必要である。

5. 幅広い IFRS の関係者が IFRS の基礎知識を習得する機会を増やす必要性（報告書 10 頁）

（現状および課題）

IFRS の任意適用企業数はかなり増加してきてはいるものの，わが国において IFRS の基本的な知識を持った者はまだ限られている。

IFRS に関する正しい知識は，財務諸表を作成する経理担当者のみならず，企業の経営管理に携わる者，社外取締役や監査役などのコーポレート・ガバナンスを担う者等にも必要である。

（今後の方向性 2-5）幅広い層に対して IFRS の概要に関する研修等を通じた情報の発信

IFRS に関する知識は，IFRS を任意適用する企業の経理担当者だけでなく，企業経営者やコーポレート・ガバナンスを担う者など，より幅広い層に必要になっていくと考えられるため，IFRS の個別基準の個々の詳細な内容ではなく，IFRS の背景にある基本的な考え方や全体像について，基礎研修の機会を提供することが考えられる。

Ⅲ　IFRS の任意適用を円滑に進めていくための教育・研修

1. IFRS の任意適用を検討している企業が IFRS を円滑に適用するために必要となる経験や知識を有した人材を増やす必要性（報告書 11 頁）

（現状および課題）

IFRS の任意適用を検討している企業が IFRS を円滑に適用するためには，IFRS の実務的な知識や経験を有した人材の参画が重要なポイントとなる。IFRS の実務的な知識や経験は，すでに任意適用済みの企業や適用を準備している企業の実務を通して得られるが，わが国では IFRS の適用企業がまだそれほど多くはないことから，IFRS の適用にあたって必要となる実務的な知識や経験を有する者が少ないのではないかと考えられる。

会計実務に関しては，IFRS 導入プロジェクトは，経理部門だけでなく，企業内のさまざまな部門からの関与を必要とする大規模なプロジェクトであり，経営トップの理解と支援を得て，しっかりとしたプロジェクトマネジメントを行うことが肝要である。業務プロセスの変更やシステム対応が必要になることも想定されるので，これらの調整・対応時間を十分に確保できるような余裕のあるスケジュールにしておく必要もある。業績評価も IFRS に基づいて行われることになるので，経営陣や IR 担当者の理解も得なければならない。プロジェクトの早いタイミングで，担当監査法人の関与を求めて，必要な助言を受け，見解のすり合わせを行っておくことは，プロジェクトを有効かつ効率的に進める鍵となる。

（今後の方向性 3-1）IFRS の実務に資する研修の幅広い実施

IFRS の経験は実務を通じて培っていく必要があり，研修も実務に近い事例に基づくものなどが有効と考えられる。IFRS の任意適用企業が増加しつつあるため，蓄積された事例に基づき研修を実施するなど，より多くの関係者に IFRS の実務的な知識や経験を習得する機会を提供することが考えられる。

2. IFRS に基づく財務諸表の監査を行うことのできる人材を IFRS の任意適用企業の増加に備えて拡充する必要性（報告書 11-12 頁）

（現状および課題）

わが国において IFRS の任意適用の拡大を促進するためには，増加する任意適用企業の IFRS に基づく財務諸表を監査するための十分な人材の確保も必要となる。しかし，一般に IFRS に基づく財務諸表の監査の経験は，IFRS 任意適用企業の監査実務を通じて得られるため，そのような経験を持った人材はまだ限られている。

わが国で IFRS の任意適用が認められた当初は，実務事例が少なかったため，IFRS に基づく財務諸表の監査を行う人材が不足傾向にあり，検討に時間がかかるなど作成者からみて非効率に映るケースがあった。現在は，IFRS に関する事例が蓄積され，監査人の経験も増えたために改善しつつあるが，IFRS の任意適用企業の増加に備えた，IFRS の監査を実施するために必要な知識を備えた人材の充実が引き続き必要である。

（今後の方向性 3-2）IFRS の監査を実施するために必要な知識等を備えた人材の育成

すでに IFRS 導入事例の増加に伴い改善しつつあるという意見があるものの，今後，IFRS の任意適用企業数のさらなる増加が見込まれることを考えると，特に，IFRS 適用企業の事例がまだ蓄積されていない監査事務所における IFRS 対応人材を増やすための施策を実施することが必要と考えられる。

現在，日本公認会計士協会では，会員に対して定期的な IFRS の個別基準に関する研修に加えて，IFRS の任意適用時の会計上の論点や基準間差異に関する研修を提供しているが，これに加えて，今後は会計上の論点を実務上どのよ

うに解決・運用していくかについて事例を紹介する研修など，IFRS を適用するにあたっての実務に資する研修を実施していくことが考えられる。ただし，個々の企業が置かれている状況や適用の時期等によって認められる会計処理が異なるため，事例で示された会計処理をそのまま適用するのではなく，基準の趣旨と取引の実態を理解し，状況に応じて適切な会計処理を適用することが必要であるとの理解を得られるよう留意する必要がある。

また，「今後の方向性 3-5」に記載されているとおり，判断がより多くの場面で求められる IFRS に基づく財務諸表の監査に対応するためには，講義形式で行われる研修に加えて，設例を中心としたディスカッション形式の研修を増加させていくことが有益である。

3. IFRS の任意適用を決定するにあたっての経営者等に対する情報提供の機会を増やす必要性（報告書 12-13 頁）

（現状および課題）

IFRS に関するこれまでの研修は，主に個別基準に関する内容を，財務諸表を作成する経理担当者，監査人および財務諸表利用者に対して提供してきた。そのため，経営者や財務責任者（以下，経営者等）など IFRS の任意適用の意思決定を行うと考えられる者への直接の働きかけとなる機会が少なかった。

（今後の方向性 3-3）経営者等に IFRS に関する適切な情報を適時に提供する機会の提供

経営者等は多忙であり，一般的な研修に参加することは難しいとも考えられるため，その点も踏まえて実施方法を検討する必要がある。例えば，業界の経営者が行っている会合等で，短時間で要点を簡潔にまとめてレクチャーを随時実施することなどが考えられる。

企業経営者向けの研修内容としては，IFRS が経営管理や企業行動に与える影響，例えば IFRS により経営数値に関する組織の責任範囲がどのように変わったか，海外子会社を含むグループ管理方針へどのような影響があったのかなどにフォーカスをあてた教育・研修などが考えられる。

4. 企業が IFRS を任意適用するにあたって，適用実務に即した研修を増やす必要性（報告書 13-14 頁）

（現状および課題）

研修等では基準間の差異による業務への影響やコストを強調する傾向があり，差異の重要性や業務への影響等は，業種や企業の状況により異なることを伝えるような研修が行われていない感がある。

従来の IFRS 教育・研修は，基準の内容を正確に理解することに重点が置かれてきたが，IFRS をいかに効率的に適用し，効果的に活用していくかという視点が少ないように思われる。

（今後の方向性 3-4）適用事例研修など適用実務に直結した研修の実施

IFRS の新規に公表された基準を含めた個別基準の内容や日本基準と IFRS の基準間の差異に関して解説する研修の継続に加えて，実際の任意適用事例に基づき，企業が IFRS 任意適用を進めていく中でどのような点に留意したのか，基準間の差異にどのように対応したのか，どのような分野にコストや時間をかけたか等について情報を提供するような事例研修の実施が考えられる。

ただし，個々の企業が置かれている状況や任意適用の時期等によって認められる会計処理が異なるため，事例で示された会計処理をそのまま適用するのではなく，基準の趣旨と取引の

実態を理解し，状況に応じて適切な会計処理を適用することが必要であるとの理解を得られるよう留意する必要がある。

また，業績評価やグループ管理に与える影響等，IFRS の任意適用が企業に与える長期的な影響に関する事項や，実際に適用企業の経営者等が IFRS の適用を決断する際に考慮した点を紹介するような研修の実施も有益である。

5. 企業が IFRS を任意適用するにあたって，また，新たに公表される個別基準を適用したり，新しい取引に IFRS を適用するにあたって，会計処理に関する判断力を育成するための教育・研修を増やす必要性（報告書 14-15 頁）

（現状および課題）

IFRS の動向や，新たに公表される IFRS に関する個々の会計基準に関する研修は，数多く行われている一方，実務での判断力を養成するような教育や研修を受ける機会は多くはない。

また，IFRS で具体的に言及されていない場合は会計処理を個別に判断する必要があり，作成者と監査人の間で意見の調整が必要となるため結果的に多くの時間を費やすケースがある。

（今後の方向性 3-5①）会計基準の趣旨および背景に関する理解をより重視した研修の実施

IFRS は原則主義とも呼ばれてガイダンスが少ないことから，IFRS 任意適用に際しては，財務諸表作成者が自ら判断して会計処理を適用していく必要がある。それには，会計基準の基礎をなす諸概念をまとめた概念フレームワークや個別基準の趣旨を正しく理解して会計処理に反映する必要があるため，会計基準の解説時に検討の経緯に関する説明や概念フレームワークとの関係について解説を行う研修を設けることなどが考えられる。

（今後の方向性 3-5②）設例を利用した概念フレームワーク研修の実施

実際のビジネスを適切に財務情報に反映させるためには，会計上の判断や見積りを正しく行う能力が必要と考えられる。それには，設例などを利用して，経済事象を財務諸表に正しく反映させる概念フレームワーク研修が有意義である。すでに IFRS の任意適用を決定しているが適用を開始していない企業や現在検討中の企業が円滑に適用を進めていくことができるようにするとともに，すでに適用している企業に対しても正しい IFRS 適用を推進するために，設例を利用した概念フレームワークの理解を深めるための研修を実施することが考えられる。

6. 国際的な対応力の向上に資する教育・研修の必要性（報告書 16-17 頁）

（現状および課題）

IFRS は世界で 100 以上の法域で利用されている会計基準であり，その利用はさらに拡大している状況であることから，IFRS を任意適用する企業にとっても，IFRS に基づく財務諸表を監査する監査人にとっても，また，その財務諸表を利用する利用者にとっても，さまざまな場面で IFRS について英語で議論する機会が増加してきている。

例えば，財務諸表を作成する企業にとっては，IFRS に関する会計処理等について海外子会社と IFRS の原文をもとに英語で議論を行う場面が増加し，また，監査人にとっても海外での IFRS に関する監査事例等について海外の監査人と原文をもとに英語で議論を行う場面が増加してきている。

そのため，IFRS に関するコミュニケーションを英語で行い，IFRS を適切に理解し適用する能力は，今後ますます重要になる。しかしながら，現状は，こうした場において，英語で IFRS を議論していくことのできる人材はそれほど多くはない。

これは，日本人が英語を母国語としない中，IFRS は，公表後に日本語へ翻訳されるため，日本語のみで学習することが可能であり，原文で理解する機会が限られていることが 1 つの原因である。加えて，その知識をもとに考え議論を行う機会が限られていることも原因の 1 つとされている。

もちろん，英語でディスカッションを行うような研修だけでは，英語で IFRS 業務に対応できる人材を育成するには十分とはいえず，海外とのやり取りの中で，実際に発言する機会を与えるなど教育・研修を越えた取組みも必要になる。

（今後の方向性 3-6）国際的な対応力の向上に資する教育・研修の強化

IFRS について海外の関係者と英語で議論することができる人材を育成し，国際的な対応力を向上させることは，一朝一夕に行えるものではなく，また，単に教育・研修のみで対応できるものではないが，教育・研修もその一助となるような場を提供していくことになると考えられる。

IFRS 教育・研修の取組みとしては，IFRS を原文で理解するための教育・研修と，それを実際の議論で利用できる能力を身につけるための教育・研修が考えられる。

IFRS を英語で解説する研修は，国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）はじめ海外のウェブサイト等で数多く実施されているため，広くこうした機会を紹介し英語での研修の受講を奨励することが考えられる。また，英語で日常業務を行っていない学習者のために，原文で IFRS を理解するための研修を日本語で実施することが考えられる。

原文で理解した IFRS を議論の場で使いこなすための教育・研修として，例えば，英語で作成された事例を利用して，会計上の判断に関する英語でのディスカッションを行い，その結果を英語でプレゼンテーションするなどの研修を実施することが考えられる。

このような取組みは，将来的には IFRS に関する高品質な意見発信を行うことのできる人材の育成にも資するものであり，IFRS が高品質となることにより，わが国の任意適用企業のさらなる増加につながるものと考えられる。

なお，国際的な会計人材の育成に関連して，企業会計基準委員会は，2011 年に会計人材開発タスクフォースを設置し，会計人材開発支援プログラムを開始している(7)。

Ⅳ　むすび

IFRS の任意適用の拡大を促進していくためには，IFRS に対する関係者の理解を深め，IFRS の効率的な適用や一貫した適切な適用を確保する必要がある。それによって IFRS 適用の実績が積み上がり，適用が円滑に行われることで，さらなる適用企業の増加につながる。

広く関係者に IFRS を普及させるためには，まず，IFRS に対する理解を浸透させ，IFRS の任意適用の増加を受け入れる土壌を作ることが重要となる。関係者には，企業で直接的に財務諸表を作成する経理担当者や任意適用企業の財務諸表を監査する監査人に加えて，IFRS に準拠して作成された財務データを利用して企業経営を行う経営者等，IFRS の利用者である証券アナリスト等，そういった関係者に

情報を伝える報道機関，将来の IFRS の任意適用を支える人材である学生等が含まれ，IFRS の教育・研修の充実を通して IFRS に通じた人材を増やしていく必要がある。

また，企業が IFRS の任意適用を円滑に進めていくためには，「Ⅲ　IFRS の任意適用を円滑に進めていくための教育・研修」で取り上げたような，企業に対して直接的に働きかけるような教育・研修が必要となる。IFRS が日本企業に適用され始めた当初は，日本基準からの IFRS 適用の事例がなく IFRS の実務経験を持った人材が不足していたことから，まずは個別基準に関する正確な知識の習得に IFRS 教育・研修の重点が置かれていたものと考えられるが，今後は個別基準の習得を中心に据えた IFRS 教育・研修から，より実務に即した IFRS 教育・研修にも力を注ぐ必要がある。具体的には，適用事例をもとにした研修等のより実務に即した教育・研修の実施が必要となる。また，企業経営のグローバル化に伴い，IFRS をより適切に理解し適用していくためには，IFRS を原文で理解し，海外子会社や海外の監査人等と英語で議論ができる人材を育成することも重要であり，そのための一助となるような教育・研修も求められる（報告書 18 頁）。

このような会計人材の育成・確保に資する IFRS 教育・研修は，質量両面での充実を図るべく，①会計人材の裾野の拡大，②IFRS に精通した会計人材の育成，および，③国際会計人材の育成の 3 つのレベルで推進していかなければならない。また，IFRS 教育・研修委員会の報告書に「今後の方向性」として記載された内容を推進し，もってより実効性のある IFRS 教育・研修を実現し，IFRS の任意適用拡大を促進していくために，関連団体が相互に協力し叡智を結集して対応していくべきである。

注

（1）国際会計研究学会（Japanese Association for International Accounting Studies：JAIAS）は，1984 年 6 月 23 日に 72 名の設立会員によって設立された。同学会は，国際会計の研究を推進することを目的としている（会則第 2 条）。2016 年 5 月末現在で，正会員 527 名，院生会員 35 名，賛助会員 5 団体，名誉会員 13 名を擁している。

（2）http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1/01.pdf

（3）http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_hombun1.pdf および http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_hombun2.pdf

（4）「関係機関等と連携して，IFRS に関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築する。また，日本公認会計士協会を通じて，IFRS に基づく会計監査の実務を担える人材やその育成に係る監査法人の状況について把握し，監査法人に対して適切な取組を促す。」とされている。

（5）IFRS 教育・研修委員会の委員には，企業会計基準委員会（ASBJ），日本公認会計士協会（JICPA），日本経済団体連合会，日本証券アナリスト協会（SAAJ），東京証券取引所，会計大学院協会（JAGSPA），主要上場企業の代表が名を連ねている（金融庁と IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスもオブザーバーとして参加している）。

（6）http://www.jfael.or.jp/about_jfael/report/report_ifrs20151015.pdf　本稿における同報告書からの引用については，該当頁を付記する。

（7）http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/siryou/kaikei/20151119/06.pdf

参考文献

会計教育研修機構・IFRS 教育研修委員会［2015］，「IFRS 教育・研修のあり方に関する課題と今後の方向性」。

企業会計基準委員会［2011］，「会計人材開発支援プログラムの構築にあたって」。

金融庁［2015］，「IFRS 適用レポート」。

金融庁・企業会計審議会［2009］，「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」。

――［2012］，「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」。

――［2013］，「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」。

首相官邸［2016］,「日本再興戦略 2016―第４次産業革命に向けて―」。
橋本　尚［2011］,「IFRS 導入とわが国の対応」『国際会計研究学会年報 2010 年度』47-59 頁。
――編著［2015］,『利用者指向の国際財務報告』同文舘出版。

IFRS 適用は財務情報の比較可能性を高めるか？

向 伊 知 郎
愛知学院大学

要　旨

日本における国際財務報告基準（IFRS）の任意適用企業には，日本の会計基準（JPN GAAP）を適用している他の上場企業に比較して，外国人持株比率および海外売上高比率が高いといった特徴が指摘される。そのため，日本の IFRS の任意適用企業は，IFRS の適用により，諸外国の IFRS 適用企業との間での財務情報の比較可能性が向上し，外国人投資者，海外取引先等への意思決定に有用な情報提供が行われることを期待している。そこで本研究では，日本の企業が IFRS を任意適用することによって，世界の IFRS 適用企業との財務情報の比較可能性が向上するかについて検討することを目的とする。分析は，日本の IFRS 任意適用企業と，それらと同業種で，時価総額の類似するヨーロッパ連合（EU）諸国の IFRS 適用企業および JPN GAAP 適用企業をペア企業として選択して焦点を当てる。財務情報の比較可能性は，国際会計基準審議会（IASB）の概念フレームワークにおける比較可能性の定義をもとに，先行研究を参考として 2 つのアプローチを用いて分析する。2 つのアプローチでは，ともに日本の IFRS 任意適用企業とペア企業との間の財務情報の比較可能性を測定して，IFRS 適用前後における比較可能性の測定値の変化から検証を行う。分析結果では，日本の企業における IFRS の適用が，日本の IFRS 任意適用企業とフランス，ドイツおよびイギリスの IFRS 適用企業との間の財務情報の比較可能性を向上すること，および日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間の財務情報の比較可能性に与える影響は比較的小さいことが明らかになった。これは，外国人の投資者をはじめとした情報利用者への意思決定に有用な情報提供を考える日本のグローバル企業にとって，IFRS を適用することが有益であるという証拠を提供する。

Ⅰ　はじめに

日本では，2010 年 3 月決算期から，一定の要件を満たした企業に対して，国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）に従って連結財務諸表を作成することが容認されている(1)。2015 年の 3 月決算期までに，60 社が IFRS を任意適用している(2)。金融庁および筆者による調査結果では，IFRS 任意適用企業は，比較的高い外国人持株比率および海外売上高比率であることから，IFRS の任意適用による国際的な財務情報の比較可能性の向上という便益を求めていることが明らかになっている（金融庁［2015］，向伊知郎［2013］，［2015b］，＆［2016a］）。

日本の会計基準（JPN GAAP）と IFRS の間には，さまざまな相違点がある。それらの中でも，「のれんの減損」および「その他の包括利益」に関する会計処理等は，企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan: ASBJ）が 2015 年に公表した修正国際基準（Japan's Modified International Standards: JMIS）において，IFRS への「削除又は修正」が行われており，まさに JPN GAAP と IFRS の間の重要な相違として，財務情報の比較可能性を損なう原因と考えられる。

本研究では，日本の企業が IFRS を任意適用することによって，諸外国の IFRS 適用企業との財務情報の比較可能性が向上するかについて検討することを目的とする。分析は，日本の IFRS 任意適用企業と，それらと同業種で，時価総額の類似するヨーロッパ連合（European Union: EU）諸国の IFRS 適用企業および JPN GAAP 適用企業をペア企業として選択して焦点を当てる。財務情報の比較可能性は，国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）の概念フレームワークにおける比較可能性の定義をもとに，2 つのアプローチを用いて行う。2 つのアプローチでは，ともに日本の IFRS 任意適用企業とペア企業との間での財務情報の比較可能性を測定して，IFRS 適用前後における比較可能性の測定値の変化から検証を行う。本研究の貢献は，日本の企業における IFRS の適用が，それら企業の想定する便益を実際に享受し，外国人の投資者をはじめとした情報利用者への意思決定に有用な情報提供に資することを明らかにする点にある。

Ⅱ　先行研究

IASB が 2010 年に公表した概念フレームワークは，比較可能性を，項目間の類似点および相違点を情報利用者が特定し，理解可能であることと定義している（IASB［2010］，QC21）。これは，次の 2 つから説明される。

第 1 は，比較可能性は，同様でないものを同様に見せることでは向上せず，同様のものは同様に，異なったものは異なったように見せることである（IASB［2010］，QC23）。これは，同一の会計制度下で類似した経済事象が処理されることによって，類似した経済事象を処理した会計情報の企業間比較が可能になるというものである（DeFranco et al.［2011］）。

第 2 は，比較可能性は，基本的質的特性の充足から達成されるものであり，目的適合性のある経済現象の忠実な表現が，他の報告企業による類似の目的適合性のある経済現象の忠実な表現とある程度比較可能となることである（IASB［2010］，QC24）。これは，会計数値が経済的帰結と同様の変化を説明するならば，会計数値は比較可能であるというものである（Barth et al.［2012］）。

これまで，諸外国の多くの先行研究は，IFRS

適用前後における財務情報の変化からIFRSの適用と財務情報の比較可能性との関係について分析している(3)。そこでは，概念フレームワークの比較可能性の定義およびその 2 つの説明から，分析モデルが構築されている。

第 1 の説明をもとに比較可能性を分析した研究に，DeFranco et al.［2011］，Lang et al.［2010］，Yip and Young［2012］，Barth et al.［2012］，Casino and Gassen［2014］等がある。Yip and Young［2012］は，EU 諸国の企業を対象として，IFRS 強制適用前後の会計制度の類似性に注目をして，IFRS の強制適用が国家間の財務情報の比較可能性を改善することを明らかにしている(4)。Casino and Gassen［2014］は，IFRS 強制適用直後におけるドイツとイタリア企業を対象として，会計利益と経済事象との関係から，IFRS の強制適用が財務情報の比較可能性を高めることを明らかにしている。

第 2 の説明をもとに比較可能性を分析した研究に，Jones and Finley［2011］，Yip and Young［2012］，Barth et al.［2012］，Liao et al.［2012］等がある。Barth et al.［2012］は，アメリカの会計基準（US GAAP）の適用企業と IFRS の適用企業に焦点を当てて，会計情報の価値関連性からIFRSの適用が他のアメリカの上場企業との間の財務情報の比較可能性を高めることを明らかにしている。Jones and Finley［2011］は，EU 諸国とオーストラリアの企業を対象として，会計数値と株価の変動の大きさから，IFRS が財務報告の多様性を縮小することを明らかにしている。

これらの先行研究は，主に EU 諸国を中心とした IFRS 適用企業に焦点を当てて，IFRS を適用することで，異なった国家の企業間における財務情報の比較可能性が高まることを明らかにしている。これは，異なった会計基準を適用して作成された財務情報の間以上に，IFRSという同一の会計基準を適用して作成された財務情報の間のほうが比較可能であることを表しており，会計基準の国際的統一が財務情報の利用者にとって有益であることを示している。

しかし，Shipper［2005］は，IFRS が原則主義に基づいた会計基準であることから，適用指針等で詳述されない IFRS の適用は，逆に IFRS 適用企業の間の財務情報の比較可能性を低下させる可能性があることを指摘している。実際に，Lang et al.［2010］は，IFRS の適用企業の間の財務情報の比較可能性は高まっているが，非適用企業の間のもの以上に高いとは言えないことを明らかにしている。彼らは，企業特性，国家特性等を再度検討する必要性を主張している。Liao et al.［2012］は，フランスとドイツの企業を対象として，IFRS を適用する以前では，財務情報が比較可能であったにもかかわらず，IFRS 適用以後において比較可能性が低下していることを明らかにしている。その原因は，経営者が，暗黙的あるいは明示的に会計方針の変更を行っており，それが利益と持分の金額に影響を及ぼしていることにあると説明している。このように，一部の先行研究は，IFRS が原則主義に基づいていることや，企業あるいは国家特性から，IFRS の適用によって必ずしも財務情報の比較可能性が向上せず，逆に低下することを明らかにしている。

Ⅲ　仮説とリサーチ・デザイン

1．仮説

本稿では，以下の仮説のもとに分析を行う。

Hypothesis：日本の企業における IFRS の任意適用は，日本の IFRS 任意適用企業と他の企業との間の財務情報の比較可能性

に変化を生じさせない。

H1: 日本の企業における IFRS の任意適用は，日本の IFRS 任意適用企業と EU 諸国の IFRS 適用企業との間で，財務情報の比較可能性を向上させる。

H2: 日本の企業における IFRS の任意適用は，日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間で，財務情報の比較可能性を低下させる。

日本の企業が IFRS を適用する以前では，その後 IFRS を任意適用する日本の企業と IFRS をその後も適用しない JPN GAAP 適用企業は，同一の会計制度下にあり，その後 IFRS を任意適用する日本の企業と EU 諸国の IFRS 適用企業は，異なった会計制度下にある。したがって，日本の企業の IFRS 適用以前の会計期間では，その後 IFRS を任意適用する日本の企業と JPN GAAP 適用企業との間の財務情報の比較可能性は高く，EU 諸国の IFRS 適用企業との間の財務情報の比較可能性は低いことが予想される。一方，日本の企業が IFRS を適用した以後では，日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業は異なった会計制度下にあり，日本の IFRS 任意適用企業と EU 諸国の IFRS 適用企業は IFRS という同一の会計制度下にある。したがって，日本の企業の IFRS 適用以後の会計期間では，日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間の財務情報の比較可能性は低く，EU 諸国の IFRS 適用企業との間の財務情報の比較可能性は高いことが予想される。

すなわち，日本の企業による IFRS 適用以前と IFRS 適用以後の会計期間の比較では，日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業の財務情報との比較可能性は低下して，日本の IFRS 適用企業と EU 諸国の IFRS 適用企業との財務情報の比較可能性は向上すると考えられる。

2. 分析モデル(1)

最初に，概念フレームワークにおける比較可能性の第 1 の説明に基づいて，経済事象と会計数値の関係から以下の等式（1）を用いて仮説の検証を行う（Lang et al.［2010］，DeFranco et al.［2011］）。

$$FS_x = f_x(EE_x) \quad \cdots\cdots\cdots (1)$$

where:

f_x ： 企業 x の会計制度の関数

EE: 企業 x の経済事象

FS: 企業 x の財務情報

FS の代理変数は，利益が企業業績の重要な指標であることから，税引前当期純利益を用いる。仮説の検証は，EE を株式リターンとした場合と，営業活動によるキャッシュ・フロー（営業キャッシュ・フロー）とした場合の両方について行う。実際の分析では，四半期データにより，税引前当期純利益は，四半期税引前当期純利益を四半期期首総資産により除して用いる（*Earnings*）。株式リターンは，四半期株式リターン（*Return*）を用い，営業キャッシュ・フローは，四半期営業キャッシュ・フローを四半期期首総資産により除したもの（*CFO*）を用いる。

財務情報の比較可能性は，以下の 4 ステップにより分析する。

第 1 に，等式（1）に基づいて，日本の IFRS 任意適用企業と比較分析を行うペア企業の会計制度を，日本の企業における IFRS 適用以前 16 四半期および IFRS 適用以後 16 四半期に分けて推定する(5)。等式（2a）および（2b）では，日本の IFRS 任意適用企業 i の会計制度が推定される。$\alpha_{i,pre}$ および $\beta_{i,pre}$ は，日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前における経済事象と財務情報から推定された会計制度の関

数を表す。$\alpha_{i,post}$ および $\beta_{i,post}$ は，日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以後における経済事象と財務情報から推定された会計制度の関数を表す。等式（3a）および（3b）では，比較分析を行うペア企業 j の会計制度が推定される。$\alpha_{j,pre}$ および $\beta_{j,pre}$ は，日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前と同期間における，ペア企業 j の経済事象と財務情報から推定された会計制度の関数を表す。$\alpha_{j,post}$ および $\beta_{j,post}$ は，日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以後と同期間における，ペア企業 j の経済事象と財務情報から推定された会計制度の関数を表す。

$$FS_{i,pre} = \alpha_{i,pre} + \beta_{i,pre}\ EE_{i,pre} + \varepsilon_{i,pre} \quad \cdots\cdots\cdots \text{(2a)}$$

$$FS_{i,post} = \alpha_{i,post} + \beta_{i,post}\ EE_{i,post} + \varepsilon_{i,post} \quad \cdots\cdots\cdots \text{(2b)}$$

$$FS_{j,pre} = \alpha_{j,pre} + \beta_{j,pre}\ EE_{j,pre} + \varepsilon_{j,pre} \quad \cdots\cdots\cdots \text{(3a)}$$

$$FS_{j,post} = \alpha_{j,post} + \beta_{j,post}\ EE_{j,post} + \varepsilon_{j,post} \quad \cdots\cdots\cdots \text{(3b)}$$

where:

- $\alpha_{i,pre}$ & $\beta_{i,pre}$ ：日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前における日本の IFRS 任意適用企業 i の会計制度の関数
- $\alpha_{i,post}$ & $\beta_{i,post}$ ：日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以後における日本の IFRS 任意適用企業 i の会計制度の関数
- $\alpha_{j,pre}$ & $\beta_{j,pre}$ ：日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前におけるペア企業 j の会計制度の関数
- $\alpha_{j,post}$ & $\beta_{j,post}$ ：日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以後におけるペア企業 j の会計制度の関数

第 2 に，上記で推定された日本の IFRS 任意適用企業 i およびペア企業 j の会計制度の関数に，日本の IFRS 任意適用企業 i の実際の経済事象（*Return* および *CFO*）を代入することで，2 つの推定された会計制度のもとでの予測利益（予測 *Earnings*）を計算する。等式（2c）および（2d）では，日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前および IFRS 適用以後における会計制度のもとでの予測 *Earnings* が計算される。等式（3c）および（3d）では，日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前および IFRS 適用以後と同期間における，ペア企業 j の会計制度のもとでの予測 *Earnings* が計算される。

$$\widehat{E(FS)}^{i}_{i,pre} = \alpha_{i,pre} + \beta_{i,pre}\ EE_{i,pre} \quad \cdots\cdots\cdots \text{(2c)}$$

$$\widehat{E(FS)}^{i}_{i,post} = \alpha_{i,post} + \beta_{i,post}\ EE_{i,post} \quad \cdots\cdots\cdots \text{(2d)}$$

$$\widehat{E(FS)}^{j}_{i,pre} = \alpha_{j,pre} + \beta_{j,pre}\ EE_{i,pre} \quad \cdots\cdots\cdots \text{(3c)}$$

$$\widehat{E(FS)}^{j}_{i,post} = \alpha_{j,post} + \beta_{j,post}\ EE_{i,post} \quad \cdots\cdots\cdots \text{(3d)}$$

where：

- $\widehat{E(FS)}^{i}_{i,pre}$ ：日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前の期間における日本の IFRS 任意適用企業 i の会計制度のもとでの予測 *Earnings*
- $\widehat{E(FS)}^{i}_{i,post}$ ：日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以後の期間における日本の IFRS 任意適用企業 i の会計制度のもとでの予測 *Earnings*
- $\widehat{E(FS)}^{j}_{i,pre}$ ：日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前の期間におけるペア企業 j の会計制度のもとでの予測 *Earnings*
- $\widehat{E(FS)}^{j}_{i,post}$ ：日本の IFRS 任意適用企

業 i の IFRS 適用以後の期間におけるペア企業 j の会計制度のもとでの予測 *Earnings*

次に，財務情報の比較可能性は，同一期間における異なった会計制度のもとでの予測 *Earnings* の差額から計算される。比較可能性の測定値は，同一期間における日本の IFRS 任意適用企業 i の会計制度およびペア企業 j の会計制度からそれぞれ計算された予測 *Earnings* の差額の絶対値をとり，その平均値を計算して，負の値とする。等式（4a）では，日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前の期間での，日本の IFRS 任意適用企業 i とペア企業 j の会計制度間における財務情報の比較可能性が測定される。等式（4b）では，日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以後の期間での，日本の IFRS 任意適用企業 i とペア企業 j の会計制度間における財務情報の比較可能性が測定される。この値は，0 に限りなく近いほど（すなわち負の値が小さいほど），比較可能性が高いことを表す。

$$PreCompAcct_{i,pre}^{ij} = -1 \times \text{Average} \mid (\widehat{E(FS)}_{i,pre}^{i} - \widehat{E(FS)}_{i,pre}^{j}) \mid \quad \cdots\cdots (4a)$$

$$PostCompAcct_{i,post}^{ij} = -1 \times \text{Average} \mid (\widehat{E(FS)}_{i,post}^{i} - \widehat{E(FS)}_{i,post}^{j}) \mid \quad \cdots\cdots (4b)$$

where：

$PreCompAcct_{i,pre}^{ij}$：日本の企業のIFRS適用以前の会計期間における比較可能性の測定値

$PpstCompAcct_{i,post}^{ij}$：日本の企業のIFRS適用以後の会計期間における比較可能性の測定値

最後に，$PreCompAcct_{i,pre}^{ij}$ を $PostCompAcct_{i,post}^{ij}$ と比較して，財務情報の比較可能性の変化を評価する。もし，$PostCompAcct_{i,post}^{ij}$ が $PreCompAcct_{i,pre}^{ij}$ よりも大きければ（すなわち，負の値が小さければ＝0 に近ければ），日本の企業の IFRS 適用以後，日本の IFRS 任意適用企業とペア企業の会計制度下における財務情報の比較可能性は向上したこととなる。もし，$PostCompAcct_{i,post}^{ij}$ が $PreCompAcct_{i,pre}^{ij}$ よりも小さければ（すなわち，負の値が大きければ），日本の企業の IFRS 適用以後，日本の IFRS 任意適用企業とペア企業の会計制度下における財務情報の比較可能性は低下したこととなる。

Comparability Increases：

$$PreCompAcct_{i,pre}^{ij} < PostCompAcct_{i,post}^{ij} \quad \cdots\cdots (5a)$$

Comparability Decreases：

$$PreCompAcct_{i,pre}^{ij} > PostCompAcct_{i,post}^{ij} \quad \cdots\cdots (5b)$$

3. 分析モデル(2)

次に，概念フレームワークにおける比較可能性の第 2 の説明に基づいて，以下の等式（1’）を用いて会計数値と経済的帰結の関係から仮説の検証を行う（Jones and Finley［2011］，Barth et al.［2012］）。

$$EO_x = f'_x\,(FS_x) \quad \cdots\cdots\cdots (1')$$

where:

f'_x：企業 x の経済効果関数

FS：企業 x の財務情報

EO：企業 x の経済的帰結

FS の代理変数は，*Earnings* を用いる。仮説の検証は，EO の代理変数を *Return* とした場合と *CFO* とした場合の両方について行う。財務情報の比較可能性は，以下の 4 ステップにより分析する。

第 1 に，等式（1’）に基づいて，日本の IFRS 任意適用企業とペア企業の経済効果関数を，日本の企業における IFRS 適用以前 16 四半期および IFRS 適用以後 16 四半期に分けて推定する。等式（2a’）および（2b’）では，日本の IFRS

任意適用企業 i の経済効果関数が推定される。ここで，$\alpha_{i,pre}$ および $\beta_{i,pre}$ ならびに$\alpha_{i,post}$ および $\beta_{i,post}$ は，日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前および IFRS 適用以後における財務情報と経済的帰結から推定された経済効果関数を表す。等式（3a'）および（3b'）では，ペア企業 j の経済効果関数が推定される。$\alpha_{j,pre}$ および $\beta_{j,pre}$ ならびに$\alpha_{j,post}$ および $\beta_{j,post}$ は，日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前および IFRS 適用以後と同期間における，ペア企業 j の財務情報と経済的帰結から推定された経済効果関数を表す。

$$EO_{i,pre} = \alpha_{i,pre} + \beta_{i,pre} FS_{i,pre} + \varepsilon_{i,pre} \quad \cdots\cdots\cdots\cdots \quad (2a')$$

$$EO_{i,post} = \alpha_{i,post} + \beta_{i,pre} FS_{i,post} + \varepsilon_{i,post} \quad \cdots\cdots\cdots\cdots \quad (2b')$$

$$EO_{j,pre} = \alpha_{j,pre} + \beta_{j,pre} FS_{j,pre} + \varepsilon_{j,pre} \quad \cdots\cdots\cdots\cdots \quad (3a')$$

$$EO_{j,post} = \alpha_{j,post} + \beta_{j,pre} FS_{j,post} + \varepsilon_{j,post} \quad \cdots\cdots\cdots\cdots \quad (3b')$$

where:

$\alpha_{i,pre}$ & $\beta_{i,pre}$ ： 日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前における日本の IFRS 任意適用企業 i の経済効果関数

$\alpha_{i,post}$ & $\beta_{i,post}$ ： 日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以後における日本の IFRS 任意適用企業 i の経済効果関数

$\alpha_{j,pre}$ & $\beta_{j,pre}$ ： 日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前におけるペア企業 j の経済効果関数

$\alpha_{j,post}$ & $\beta_{j,post}$ ： 日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以後におけるペア企業 j の経済効果関数

第 2 に，上記で推定された日本の IFRS 任意適用企業 i およびペア企業 j の経済効果関数に，日本の IFRS 任意適用企業 i の実際の財務情報（*Earnings*）を代入することで，2 つの推定された経済効果関数のもとでの予測経済的帰結（予測 *Return* および予測 *CFO*）を計算する。等式（2c'）および（2d'）では，日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前および IFRS 適用以後における経済効果関数のもとでの予測 *Return* および予測 *CFO* が計算される。等式（3c'）および（3d'）では，日本の IFRS 任意適用企業 i の IFRS 適用以前および IFRS 適用以後と同期間における，ペア企業 j の経済効果関数のもとでの予測 *Return* および予測 *CFO* が計算される。

$$\widehat{E(EO)}^{i}_{i,pre} = \alpha_{i,pre} + \beta_{i,pre} FS_{i,pre} \quad \cdots\cdots\cdots\cdots \quad (2c')$$

$$\widehat{E(EO)}^{i}_{i,post} = \alpha_{i,post} + \beta_{i,post} FS_{i,post} \quad \cdots\cdots\cdots\cdots \quad (2d')$$

$$\widehat{E(EO)}^{j}_{i,pre} = \alpha_{j,pre} + \beta_{j,pre} FS_{i,pre} \quad \cdots\cdots\cdots\cdots \quad (3c')$$

$$\widehat{E(EO)}^{j}_{i,post} = \alpha_{j,post} + \beta_{j,post} FS_{i,post} \quad \cdots\cdots\cdots\cdots \quad (3d')$$

where：

$\widehat{E(EO)}$ ：予測される経済的帰結（予測 *Return* および予測 *CFO*）

次に，財務情報の比較可能性は，予測経済的帰結を予測 *Return* とした場合と予測 *CFO* とした場合のそれぞれについて計算される。比較可能性の測定値は，同一期間における日本の IFRS 任意適用企業 i の経済効果関数およびペア企業 j の経済効果関数から計算された予測経

済的帰結の差額の絶対値をとり，その平均値を計算して，負の値とする。

$$PreCompAcct_{i,pre}^{ij} = -1 \times \text{Average} \mid (\widehat{E(EO)}_{i,pre}^{i} - \widehat{E(EO)}_{i,pre}^{j}) \mid \cdots\cdots (4a')$$

$$PostCompAcct_{i,post}^{ij} = -1 \times \text{Average} \mid (\widehat{E(EO)}_{i,post}^{i} - \widehat{E(EO)}_{i,post}^{j}) \mid \cdots (4b')$$

最後に，$PreCompAcct_{i,pre}^{ij}$ を $PostCompAcct_{i,post}^{ij}$ と比較して，財務情報の比較可能性の変化を評価する。もし，$PostCompAcct_{i,post}^{ij}$ が $PreCompAcct_{i,pre}^{ij}$ よりも大きければ，日本の企業の IFRS 適用以後，IFRS 任意適用企業 i とペア企業 j の経済効果関数のもとでの財務情報の比較可能性は向上したこととなる。もし，$PostCompAcct_{i,post}^{ij}$ が $PreCompAcct_{i,pre}^{ij}$ よりも小さければ，日本の企業の IFRS 適用以後，IFRS 任意適用企業 i とペア企業 j の経済効果関数のもとでの財務情報の比較可能性は低下したこととなる。

Comparability Increases：

$$PreCompAcct_{i,pre}^{ij} < PostCompAcct_{i,post}^{ij} \quad \cdots\cdots (5a')$$

Comparability Decreases：

$$PreCompAcct_{i,pre}^{ij} > PostCompAcct_{i,post}^{ij} \quad \cdots\cdots (5b')$$

Ⅳ　サンプルと記述統計

分析対象企業は，日本の IFRS 任意適用企業と比較分析を行うためのペア企業である。IFRS 任意適用企業は，2015 年 3 月期までに IFRS を適用した 60 社である。そのうち 2 社は新規上場企業でありデータ取得が困難なため，4 社は銀行，保険，証券業のため，9 社は IFRS 適用以前にアメリカの会計基準（US GAAP）の適用企業であるため分析対象から外し，最終的に 45 社が分析対象企業である。分析を行う企業期間では，IFRS 適用以前が 663 企業期間，IFRS 適用以後が 409 企業期間である（表 1 を参照）。

ペア企業は，IFRS を強制適用している EU 諸国において，日本の IFRS 任意適用企業と類似した規模の企業が存在するフランス，ドイツおよびイギリスの上場企業と，IFRS を適用していない JPN GAAP 適用企業である。ペア企業の選択基準は，先行研究を参考に，以下のとおりとした。

① 日本の IFRS 任意適用企業が IFRS を適用した時点で，国際比較が可能な世界産業分類基準（Global Industry Classification Standard, GICS）の 2 桁産業分類において，同一産業であること，および

② 日本の IFRS 任意適用企業が IFRS を適用した時点で，時価総額が最も近似すること

分析に用いる会計数値および株価は，S&P 社による Capital IQ データベースから取得した。

表 2 は，会計数値および株価に関する各国別サンプル企業の記述統計を示している。

表 1　サンプル企業の選択

サンプル企業の選択基準	企業数	企業期間	
		IFRS 適用以前	IFRS 適用以後
日本の IFRS 適用企業（2015 年 3 月期まで）	60		
新規公開企業	2		
銀行・保険・証券業企業	4		
IFRS 適用以前にアメリカの会計基準を適用していた企業	9		
最終的なサンプル企業	45	663	409

表 2　サンプル企業とペア企業の記述統計

IFRS 適用企業：日本

変数	IFRS 適用以前		IFRS 適用以後	
	Mean	St.Dev.	Mean	St.Dev.
Earnings	0.0244	0.0313	0.0230	0.0260
Return	1.0355	0.2314	1.0556	0.2141
CFO	0.0237	0.0312	0.0206	0.0266

IFRS 適用企業：フランス

変数	IFRS 適用以前		IFRS 適用以後	
	Mean	St.Dev.	Mean	St.Dev.
Earnings	0.0230	0.0174	0.0212	0.0096
Return	1.0454	0.2189	1.0262	0.1406
CFO	0.0197	0.0180	0.0133	0.0125

IFRS 適用企業：ドイツ

変数	IFRS 適用以前		IFRS 適用以後	
	Mean	St.Dev.	Mean	St.Dev.
Earnings	0.0300	0.0198	0.0212	0.0142
Return	1.0357	0.1953	1.0511	0.1818
CFO	0.0264	0.0266	0.0261	0.0230

IFRS 適用企業：イギリス

変数	IFRS 適用以前		IFRS 適用以後	
	Mean	St.Dev.	Mean	St.Dev.
Earnings	0.0654	0.0847	0.1114	0.2151
Return	1.0545	0.2046	1.0499	0.1560
CFO	0.0567	0.0750	0.1028	0.1841

JPN GAAP 適用企業

変数	IFRS 適用以前		IFRS 適用以後	
	Mean	St.Dev.	Mean	St.Dev.
Earnings	0.0209	0.0272	0.0262	0.0247
Return	1.0097	0.1764	1.0570	0.1533
CFO	0.0216	0.0256	0.0198	0.0112

V　分析結果

1. 分析モデル(1)

表 3 は，分析モデル(1)による財務情報の比較可能性に関する分析結果である。

Panel A は，経済事象として *Return* を代理変数とした場合の分析結果である。

日本の企業の IFRS 適用以前では，比較可能性の測定値は，日本の IFRS 任意適用企業とドイツのペア企業との間で最も大きく，日本の IFRS 任意適用企業とイギリスのペア企業との間で最も小さい。日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間の比較可能性の測定値は，フランスおよびイギリスのペア企業よりも大きいが，ドイツのペア企業よりも小さい。

日本の企業の IFRS 適用以後では，比較可能性の測定値は，日本の IFRS 任意適用企業とフランスのペア企業との間で最も大きく，日本の IFRS 任意適用企業とイギリスのペア企業との間で最も小さい。日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間の比較可能性の測定値は，ドイツおよびイギリスのペア企業よりも大きいが，フランスのペア企業よりも小さい。

日本の企業の IFRS 適用以前と IFRS 適用以後の会計期間の比較では，比較可能性の測定値は，日本の IFRS 任意適用企業とフランスおよびイギリスのペア企業との間において大きくなっており，財務情報の比較可能性が向上したことを示している。日本の IFRS 任意適用企業とドイツのペア企業との間では，比較可能性の測定値は小さくなっており，財務情報の比較可能性が低下したことを示している。日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間では，比較可能性の測定値は，IFRS 適用以後において大きくなっており，比較可能性が向上したことを示しているが，その変化の大きさは他のヨーロッパ諸国と比べて極めて小さい。

次に，比較可能性の測定値の変化を企業数で比較したところ，日本の IFRS 任意適用企業とフランス，ドイツおよびイギリスのいずれのペア企業との間においても，比較可能性の測定値

が大きくなった企業数のほうが小さくなった企業数よりも多く，財務情報の比較可能性が向上した企業が多いことを示している。日本のIFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間では，比較可能性の測定値が小さくなった企業数のほうが大きくなった企業数よりも多く，財務情報の比較可能性が低下した企業が多いことを示している。

Panel B は，経済事象として *CFO* を代理変数とした場合の分析結果を示している。

日本の企業の IFRS 適用以前では，比較可能性の測定値は，日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間で最も大きく，日本のIFRS任意適用企業とフランスのペア企業との間で最も小さい。これは，日本の企業のIFRS 適用以前において，同じ JPN GAAP を適用している企業間での財務情報の比較可能性が，IFRS の会計制度下にある企業の財務情報との間以上に高いことを表している。

日本の企業の IFRS 適用以後では，比較可能性の測定値は，日本の IFRS 任意適用企業とドイツのペア企業との間で最も大きく，日本のIFRS 任意適用企業とイギリスのペア企業との間で最も小さい。日本の IFRS 任意適用企業とJPN GAAP 適用企業との間の比較可能性の測定値は，ドイツのペア企業よりも小さいが，フランスおよびイギリスのペア企業よりも大きい。

日本の企業の IFRS 適用以前と IFRS 適用以後の会計期間の比較では，比較可能性の測定値は，日本の IFRS 任意適用企業とフランスおよびドイツのペア企業との間において大きくなっており，財務情報の比較可能性が向上したことを示している。日本の IFRS 任意適用企業とイギリスのペア企業との間では，比較可能性の測定値は小さくなっており，財務情報の比較可能性が低下したことを示している。日本のIFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間では，比較可能性の測定値は，IFRS 適用以後のほうが小さくなっており，財務情報の比較可能性が低下したことを示しているが，ここでもその変化の大きさは他のヨーロッパ諸国と比べて極めて小さい。

次に，比較可能性の測定値の変化を企業数で比較したところ，日本の IFRS 任意適用企業とJPN GAAP 適用企業を含めて，フランス，ドイツおよびイギリスのいずれのペア企業との間においても，比較可能性の測定値が大きくなった企業数のほうが小さくなった企業数よりも多い。

表 3 の Panel A および Panel B より，日本の企業の IFRS 適用による財務情報の比較可能性の変化は，以下のようにまとめることができる。

① 日本の IFRS 任意適用企業とフランス，ドイツおよびイギリスにおける IFRS 適用企業との間で，財務情報の比較可能性は向上している。

② 日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間で，財務情報の比較可能性に大きな変化はない。

表 3　比較可能性の分析結果：経済事象と会計数値との関係モデル

Panel A：*Return* を変数とした場合

ペア企業	国名	フランス	ドイツ	イギリス	日本
	会計基準	IFRS	IFRS	IFRS	JPN GAAP
測定値の平均値による結果		Increase	Decrease	Increase	Increase
測定値	IFRS 適用以前	-0.00327	-0.00296	-0.00951	-0.00319
	IFRS 適用以後	-0.00216	-0.00331	-0.00403	-0.00316
	差異	0.00111	-0.00034	0.00548	0.00003
比較可能性の向上企業数		25	24	26	19
比較可能性の低下企業数		16	17	19	26
合計		41	41	45	45

Panel B：*CFO* を変数とした場合

ペア企業	国名	フランス	ドイツ	イギリス	日本
	会計基準	IFRS	IFRS	IFRS	JPN GAAP
測定値の平均値による結果		Increase	Increase	Decrease	Decrease
測定値	IFRS 適用以前	-0.04976	-0.00805	-0.01184	-0.00556
	IFRS 適用以後	-0.00943	-0.00552	-0.02945	-0.00572
	差異	0.04032	0.00253	-0.01760	-0.00016
比較可能性の向上企業数		17	20	24	12
比較可能性の低下企業数		15	15	14	10
合計		32	35	38	22

2. 分析モデル(2)

表 4 は，分析モデル（2）による財務情報の比較可能性に関する分析結果である。

Panel A は，経済的帰結として *Return* を代理変数とした場合の分析結果である。

日本の企業の IFRS 適用以前では，比較可能性の測定値は，日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間で最も大きく，日本の IFRS 任意適用企業とイギリスのペア企業との間で最も小さい。これは，日本の企業の IFRS 適用以前において，同じ JPN GAAP を適用している企業間での財務情報の比較可能性が，IFRS の会計制度下にある企業の財務情報との間以上に高いことを表している。

日本の企業の IFRS 適用以後では，比較可能性の測定値は，日本の IFRS 任意適用企業とドイツのペア企業との間で最も大きく，日本の IFRS 任意適用企業とフランスのペア企業との間で最も小さい。日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間の比較可能性の測定値は，ドイツのペア企業よりも小さいが，フランスおよびイギリスのペア企業よりも大きい。

日本の企業の IFRS 適用以前と IFRS 適用以後の会計期間の比較では，比較可能性の測定値は，日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP

適用企業を含めて，フランス，ドイツおよびイギリスのいずれのペア企業との間においても大きくなっており，財務情報の比較可能性が向上したことを示している。

次に，比較可能性の測定値の変化を企業数で比較しても，JPN GAAP 適用企業を含めて，フランス，ドイツおよびイギリスのいずれの国においても，比較可能性の測定値が大きくなった企業数のほうが小さくなった企業数よりも多く，比較可能性が向上していることを示している。

Panel B は，経済的帰結として *CFO* を代理変数とした場合の分析結果を示している。

日本の企業の IFRS 適用以前では，比較可能性の測定値は，日本の IFRS 任意適用企業とドイツのペア企業との間で最も大きく，日本の IFRS 任意適用企業とイギリスのペア企業との間で最も小さい。日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間の比較可能性の測定値は，フランスおよびイギリスのペア企業よりも大きいが，ドイツのペア企業よりも小さい。

日本の企業の IFRS 適用以後では，比較可能性の測定値は，日本の IFRS 任意適用企業とドイツのペア企業との間で最も大きく，日本の IFRS 任意適用企業とイギリスのペア企業との間で最も小さい。日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間の比較可能性の測定値は，イギリスのペア企業よりも大きいが，フランスおよびドイツのペア企業よりも小さい。

日本の企業の IFRS 適用以前と IFRS 適用以後の会計期間の比較では，比較可能性の測定値は，日本の IFRS 任意適用企業とフランスおよびイギリスのいずれのペア企業との間において大きくなっており，財務情報の比較可能性が向上したことを示している。日本の IFRS 任意適用企業とドイツのペア企業との間では，比較可能性の測定値は小さくなっており，財務情報の比較可能性が低下したことを示している。日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間では，比較可能性の測定値は，IFRS 適用以後のほうが大きくなっており，比較可能性が向上したことを示しているが，その変化の大きさはフランスおよびイギリスのペア企業に比べて小さい。

次に，比較可能性の測定値の変化を企業数で比較したところ，フランス，ドイツおよびイギリスのいずれの国においても，比較可能性の測定値が大きくなった企業数のほうが小さくなった企業数よりも多く，比較可能性が向上していることを示している。日本の IFRS 適用企業と JPN GAAP 適用企業との間では，比較可能性の測定値が小さくなった企業数と大きくなった企業数は同数であった。

表 4 の Panel A および Panel B より，日本の企業の IFRS 適用による財務情報の比較可能性の変化は，以下のようにまとめることができる。

① 日本の IFRS 任意適用企業とフランス，ドイツおよびイギリスにおける IFRS 適用企業との間で，財務情報の比較可能性は向上した。

② 日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間で，財務情報の比較可能性が低下しているとはいえない。

表 4　比較可能性の分析結果：会計数値と経済的帰結との関係モデル

Panel A：*Return* を変数とした場合

ペア企業	国名	フランス	ドイツ	イギリス	日本
	会計基準	IFRS	IFRS	IFRS	JPN GAAP
測定値の平均値による結果		Increase	Increase	Increase	Increase
測定値	IFRS 適用以前	-0.09310	-0.10941	-0.12462	-0.08260
	IFRS 適用以後	-0.07812	-0.05556	-0.07558	-0.06007
	差異	0.01498	0.05385	0.04904	0.02253
比較可能性の向上企業数		27	27	27	24
比較可能性の低下企業数		14	14	18	21
合計		41	41	45	45

Panel B：*CFO* を変数とした場合

ペア企業	国名	フランス	ドイツ	イギリス	日本
	会計基準	IFRS	IFRS	IFRS	JPN GAAP
測定値の平均値による結果		Increase	Decrease	Increase	Increase
測定値	IFRS 適用以前	-0.03166	-0.01280	-0.04364	-0.02982
	IFRS 適用以後	-0.02053	-0.01936	-0.02449	-0.02288
	差異	0.01113	-0.00656	0.01915	0.00694
比較可能性の向上企業数		23	23	25	15
比較可能性の低下企業数		17	18	20	15
合計		40	41	45	30

VI　むすび

日本の IFRS 任意適用企業は，外国人持株比率と海外売上高比率が比較的高いといった特徴を有しており，IFRS の適用によって IFRS を適用する外国企業との間の財務情報の比較可能性を向上させるという便益の享受を目指している。本稿では，日本の企業が IFRS を適用することにより，他の IFRS 適用企業との間の財務情報の比較可能性が向上するか否かについて，概念フレームワークにおける比較可能性の定義をもとに 2 つのアプローチから検討した。

分析結果では，日本の企業の IFRS 適用以後，日本の IFRS 任意適用企業とフランス，ドイツおよびイギリスの IFRS 適用企業との間の財務情報の比較可能性は全般的に向上することが明らかになった。これは，日本の企業による IFRS の適用が，外国人の投資者をはじめとした情報利用者に対して，意思決定に有用な情報提供に資することを示す証拠となる。

一方で，日本の企業における IFRS 適用が，日本の IFRS 任意適用企業と JPN GAAP 適用企業との間の財務情報の比較可能性を低下させることは必ずしも明らかでない。日本の企業の IFRS 適用前後における財務情報の比較可能性の測定値の変化は比較的小さく示された。これは，「のれんの減損」および「その他の包括

利益」に関する会計処理等の JPN GAAP と IFRS の相違が財務情報に及ぼす影響についての詳細な研究の必要性を示唆している。

注

(1)「連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則」第 1 条 2 および「連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則」第 93 条。

(2) 2016 年 7 月現在では，IFRS 適用企業は 86 社，IFRS 適用予定企業は 31 社となっている（日本取引所グループ HP より）。

(3) 一方で，日本では，これまで IFRS の任意適用企業の数があまり多くなかったことから，このような研究は行われていない。

(4) Yip and Young［2012］は，その他にも，情報伝達の精度および価値関連性からも分析している。

(5) 日本の IFRS 任意適用企業の中には，IFRS の適用以後，16 四半期経過していない企業が数多くある。それらの企業では，IFRS 適用以後，収集可能な期間分だけ会計情報等を収集する。

参考文献

Barth, M., W. R. Landsman and M. H. Lang［2008］"International Accounting Standards and Accounting Quality," *Journal of Accounting Research*, Vol.46, No.3, pp.467-498.

Barth, M. E., W. R. Landsman, M. Lang, and C. Williams［2012］"Are IFRS-based and US GAAP-based Accounting Amounts Comparable?," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.54, pp.68-93.

Barth, M. E.［2013］"Global Comparability in Financial Reporting: What, Why, How, and When?," *China Journal of Accounting Studies*, Vol.1, No.1, pp.2-12.

Bartov, E., S. R. Goldberg, and M. Kim［2005］"Comparative Value Relevance among German, U.S., and International Accounting Standards: A German Stock Market Perspective," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol.20, No.2, pp.95-115.

Brochet, F., A. D. Jagolinzer, and E. J. Riedl［2013］"Mandatory IFRS Adoption and Financial Statement Comparability," *Contemporary Accounting Research*, Vol.30, No.4, pp.1373-1400.

Cascino, S, and J. Gassen［2012］"Comparability Effects of Mandatory IFRS Adoption," SFB 649 Discussion Paper, 2012-009.

Cascino, S, and J. Gassen［2014］"What Drives the Comparability Effect of Mandatory IFRS Adoption?," *Review of Accounting Studies, .*

Daske, H.［2006］"Economic Benefits of Adoption IFRS or US-GAAP – Have the Expected Cost of Equity Capital Really Decreased?" *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol.33, No.3&4, pp.329-373.

DeFond, M., X. Hu, M. Hung, and S. Li［2010］"The Impact of Mandatory IFRS Adoption on Foreign Mutual Fund Ownership: The Role of Comparability," *Working Paper*.

DeFranco, G., S. P. Kothari, and R. S. Verdi［2011］"The Benefits of Financial Statement Comparability," *Journal of Accounting Research*, Vol. 49, No. 4, pp.895-931.

Ewert, R. and A. Wagenhofer［2005］"Economic Effects of Tightening Accounting Standards to Restrict Earnings Management," *The Accounting Review*, Vol.80, pp.1101-1124.

Financial Reporting Faculty［2014］*The Effects of Mandatory IFRS Adoption in the EU: A Review of Empirical Research*, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW).

Horton, J., G. Serafeim and I. Serafeim［2013］"Does Mandatory IFRS Adoption Improve the Information Environment?," *Contemporary Accounting Research*, Vol.30, pp.388-423.

IASB［2010］*The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, IASB.

Jones, S. and A. Finley［2011］"Have IFRS Made a Difference to Intra-country Financial Reporting Diversity?" *The British Accounting Review*, Vol.43, pp.22-38.

金融庁［2015］『IFRS 適用レポート』金融庁。

Lang, M. H., M. G. Maffett, E. L. Owens［2010］"Earnings Comovement and Accounting Comparability: The Effects of Mandatory IFRS Adoption," *Working Paper*, No. FR 11-03, The Bradley Policy Research Center, Financial Research and Policy, University of Rochester.

Li, S.［2010］"Does Mandatory Adoption of International Financial Reporting Standards in the European Union Reduce the Cost of Equity Capital?," *The Accounting Review*, Vol.85, pp.607-636.

Liao, Q., T. Sellhorn and H. A. Skaife［2012］"The Cross-country Comparability of IFRS Earnings and Book Values: Evidence from France and Germany," *Journal of International Accounting Research*, Vol. 11 No.1, pp155-184.

向伊知郎［2009］「日本の会計基準の国際化と会計情報の質」『経営管理研究所紀要』(愛知学院大学) 第 16 号, 53-68 頁。

向伊知郎［2011a］「会計基準の国際的収斂と資本コ

スト」『経営学研究』（愛知学院大学）第 20 巻第 2 号，1-13 頁。
向伊知郎［2011b］「日本の会計基準の IFRSs への収斂と利益の質」『経営管理研究所紀要』（愛知学院大学）第 18 号，57-69 頁。
向伊知郎［2011c］「EU 諸国会計基準の IFRSs への収斂と利益の質」『経営管理研究所紀要』（愛知学院大学）第 18 号, 71-86 頁。
向伊知郎［2011d］「利益の質と資本コストの変化」『経営学研究』（愛知学院大学）第 21 巻第 1 号，15-34 頁。
向伊知郎［2011e］「国際会計基準への収斂と会計情報の質」古賀智敏編『IFRS 時代の最適開示制度』千倉書房，71-87 頁。
向伊知郎［2012a］「連結財務情報の利益の質と価値関連性」『経済科学』（名古屋大学）第 59 巻第 4 号，37-53 頁。
向伊知郎［2012b］「IFRS の適用と財務報告」『経営学研究』（愛知学院大学）第 22 巻第 1 号，69-85 頁。
向伊知郎［2013］「IFRS の適用による財務諸表分析の課題」『年報経営分析研究』第 29 号，12-20 頁。
向伊知郎［2015a］「概念フレームワークと企業価値評価」『年報経営分析研究』第 31 号，80-90 頁。
向伊知郎［2015b］「採用企業の事例分析」『経営分析事典』税務経理協会。
向伊知郎［2016a］「IFRS の任意適用と財務諸表の比較可能性～会計制度比較アプローチ～」『経営学研究』（愛知学院大学）第 24 巻第 1・2 号合併号，未刊。
向伊知郎［2016b］「IFRS の任意適用と財務諸表の比較可能性～価値関連性比較アプローチ～」『経営学研究』（愛知学院大学）第 24 巻第 3・4 号合併号，未刊。
Mukai, I.［2012］“The Economic Consequences of Convergence with the International Financial Reporting Standards in Japan,” *Journal of Accounting and Finance*, Vol.12, August, pp.162-179.
Mukai, I.［2014］“IASB Conceptual Framework and Business Evaluation Model,” *Proceedings of 11th International Accounting Conference of the Accounting Academicians Research and Collaboration Foundation*.
Mukai, I., R. PonArul, S. Nissan, S. Nishiumi［2010］“The Internationalization of Japanese Accounting Standards and Accounting Quality,” *Proceedings of 22nd Asian-Pacific Conference on International Accounting Issues*.
Mukai, I., S. Nishiumi, K. Manabe［2013］“The Relation between Earnings Quality and Capital Cost: Toward Convergence of JAPAN GAAP with the IFRSs,” *Proceedings of 25th Asian-Pacific Conference on International Accounting Issues*.
Mukai, I., S. Nishiumi, and T. Noguchi［2014］“Earnings Quality and Value Relevance in the Convergence of Japan GAAP with the IFRSs” *Proceedings of National Business and Economic Society*, pp.1-23.
Shipper, K.［2005］“The Introduction of International Accounting Standards in European Implications for International Convergence,” *European Accounting Review*, No.14, pp.101-111.
Wang, Clare［2014］“Accounting Standards Harmonization and Financial Statement Comparability: Evidence form Transnational Information Transfer’, *Journal of Accounting Research*, Vol.52, pp. 955-992.
Yip, Rita, W. Y., and D. Young［2012］“Does Mandatory IFRS Adoption Improve Information Comparability?,” *The Accounting Review*, Vol. 87, pp.1767-1789.
Zeff, S. A.［2007］“Some Obstacles to Global Financial Reporting Comparability and Convergence at a High Level of Quality,” *British Accounting Review*, Vol.39, pp.290-302.

AAA ジャパン・セッションのコメンタリー：日本における IFRS の任意的用途と将来の強制適用に対する検討

山 田 辰 己
有限責任 あずさ監査法人
中央大学

要　旨

日本セッションにおいては，田原泰雅氏（金融庁総務企画局企業開示課長），蓮尾聡氏（マネックスグループ㈱執行役・共同ＣＦＯ），橋本尚氏（青山学院大学教授）および向伊知郎氏（愛知学院大学教授）の 4 名の報告者が，日本における IFRS に関連する報告を行った。筆者は，これらの報告に対するディスカッサントとして参加し，4 名の報告者の報告に対してコメントを行った。

報告者は，それぞれの立場から，IFRS の任意適用企業を拡大するための日本政府の方針，IFRS を導入した企業にとっての利点，IFRS 教育の必要性，そして，IFRS の採用が比較可能性の向上につながったかに関する実証研究の成果などについて報告を行った。

筆者は，それぞれの報告者の報告内容をより深く理解するための質問を行うとともに，それに加えて，日本が，今後世界の中で，IFRS 作りにより貢献していくためには，IFRS 採用企業数をどのように増やすのかといった視点に加えて，IFRS の開発・普及およびその厳格な適用に日本がどのように貢献できるかといったグローバルな視点からの発言や行動も重要だという点を指摘した。

Ⅰ　はじめに

今回の日本セッションでは，筆者は，ディスカッサントとして，4 名の報告者の報告に対してコメントする機会を得た。本稿では，各パネリストの報告の趣旨を筆者の理解に基づいて簡潔にまとめ，そのうえで，各報告の趣旨をさらに明確にするために実際のセッションの場で各パネリストに問いかけた質問を記載することにしたい。本稿とは別に，それぞれの報告者からより詳細な内容の論文が寄せられると理解しているので，各報告の内容を要約という形であれ再掲することは重複の感を免れないが，セッションの場で筆者が問いかけた質問の背景にある筆者による各報告者の報告内容の理解は，読者の役に立つものと考えている。

また，ディスカッサントという立場ではあったものの，日本が IFRS の今後の発展に対してどのように対応したらいいかについて筆者が考えていることを今回のセッションで披露させていただいたので，これについても記述することにしたい。そして，今回のセッションの最後に，平松一夫教授の司会の下，パネリスト間で討論が行われた。その議論のために，筆者は 2 つの質問を提起したので，本稿の最後にその質問を記述することにする。

Ⅱ　田原泰雅氏（金融庁総務企画局企業開示課長）のプレゼンテーション

田原氏からは，日本の規制当局者という立場から次のような報告が行われた。

1. 日本は，IFRS の採用については，企業が任意に選択できる仕組み（任意適用）を採用している。その結果，2016 年 6 月末で 120 社が適用（含適用予定）している。上場企業が約 3,500 社あるので，適用企業数としては少ないが，時価総額に占める割合は 20%を超えている。また，日本政府は，今後とも IFRS の任意適用の拡大を支援するための積極的な努力を行っている。IFRS の強制適用については，具体的な目標達成期限は設定されておらず，日本国内における意見の推移を注視している。
2. IFRS を任意適用する企業が適用しなければならない IFRS は，日本では，「指定国際会計基準」といわれている。指定国際会計基準は，IASB が作成した直近のものを反映できるように，適時に行われる国内でのエンドースメントの手続きを経て，金融庁長官が指定しているものである。現在の指定国際会計基準は，IASB が作成した IFRS と全く同じ内容である。
3. IFRS の規定の中で，日本が異なる見解を有している主要な会計処理は，のれんの非償却の会計処理およびその他の包括利益の一部で当期純利益に組替調整（リサイクリング）されない会計処理の 2 つである。
4. 日本からの意見発信を行うなどのために，国際的に活躍できる人材の育成が重要である。

このような田原氏のプレゼンテーションに対して，筆者が問いかけた質問は次の 2 つであった。

1. 日本として，IFRS の任意適用を採用する企業数をより拡大するためにどのような具体策を取ろうとしているのか？
2. 今後，もし日本が，IFRS の強制適用へ踏み切るという判断を行うためには，どのような要素が満たされる必要があると考えるか？

Ⅲ　蓮尾聡氏（マネックスグループ㈱執行役・共同ＣＦＯ）のプレゼンテーション

蓮尾氏からは，マネックスグループ（Monex Group）の IFRS 採用の経緯について次のような報告があった。

1. 米国及び香港に子会社を持つマネックスグループにとって，単一の会計基準を採用することは，効率的経営にとって最も重要である。ただし，これを実現するためには，英語で会計処理について議論ができる人材の確保が必要である。
2. 投資家との対話のインフラである財務報告を支える会計基準として，IFRS が有用である。特に，グローバルな投資家とのコミュニケーションでは，共通理解を得るための重要なインフラとしてIFRSが役立っている。これは，マネックスグループの主要なビジネスが，国際的な場で展開されており，さらに，投資家も国際的に分散しているからである。
3. のれんを定期的に償却するのではなく，減損しているときにのみ損失（減損）を認識するという IFRS の処理は，企業に対して，毎期末においてのれんの減損テストを行うことを要求している。毎期末の減損テストは，それを実行するためにコストがかかり，煩雑であるので負担感があるものの，これを行うことによって，投資先事業の収益性を定期的に点検することに役に立っている。

このような蓮尾氏のプレゼンテーションに対して，筆者が問いかけた質問は次のとおりであった。

IFRS 採用の有用性は，グローバルに活動する企業においては顕著であると思うが，日本国内を主要活動領域とする企業にも有用であると思うか？

Ⅳ　橋本尚氏（青山学院大学教授）のプレゼンテーション

橋本氏は，2015 年 10 月に一般財団会計教育研修機構から公表された「IFRS 教育・研修の在り方に関する課題と今後の方向性」で示された考え方や方向性を踏まえて，大学や大学院における IFRS 教育，公認会計士など職業専門家への IFRS 教育，そして，アナリスト，さらに，財務諸表の作成者への IFRS 教育が，日本の将来を担う人材の育成にとって重要であることを指摘する報告を行った。

このような橋本氏のプレゼンテーションに対して，筆者が問いかけた質問は次のとおりであった。

IFRS 教育が重要であると指摘されたが，直ちに開始できる具体的な計画や橋本氏が考えている構想があれば，この点についての考えをもう少し詳しく説明いただきたい。

Ⅴ　向伊知郎氏（愛知学院大学教授）のプレゼンテーション

向氏からは，IFRS の採用によって財務情報の比較可能性が高まったかどうかという問題意識に基づいて同氏が行った実証研究の成果について次のような報告があった。

向氏は，調査した 45 社の日本の IFRS 任意適用企業の財務諸表は，欧州の対応する IFRS 採用企業の財務諸表との比較可能性が高まったと指摘し，一方，IFRS を採用しない日本企業と任意適用した日本企業との間の比較可能性の向上には明確な差が出なかったことを指摘した。

1. 日本の IFRS 任意適用企業の財務諸表と欧州の対応業種の企業の財務諸表の比較可能性の向上は，両者とも IFRS という共通の会計基準を採用したためと考えることができる。これは，例えば，のれんの償却を行わないという会計処理の場合には当てはまるものと推測される。しかし，原則ベースに基づく IFRS では，企業による IFRS の解釈ないし判断に幅が生じるため，場合によっては，比較可能性の低下を招く可能性もあると思われるが，IFRS 適用のこの側面は，今回の調査からは明確ではない。
2. 日本企業間の比較では，IFRS の採用企業とそうでない企業との間では，比較可能性の向上があるかどうかは，はっきりしなかった。

このような向氏のプレゼンテーションに対して，筆者は，上記 2 の原因は，今回の調査では十分解明されていないように思われるので，今後その原因をさらに検討する必要がある点を指摘するとともに，次の質問をした。

今回の調査では，「四半期税引前当期利益」と「四半期株式リターン又は四半期営業キャッシュ・フロー」のみを代理変数として用いているが，これだけでは，細かい比較可能性の検証は難しいのではないか。特に，日本企業における IFRS 採用企業と非採用企業との間の比較可能性についての帰結は，この 2 つの代理変数のみで比較可能性について何らかの結論を引き出すことの困難性を示しているように感じられる。これについて，どのように考えるか？

VI　ディスカッサントの見解

今回の日本セッションの目的の一つは，日本での IFRS 導入の現状及び将来の方向性に関する概観を参加者に示すことにあった。パネリストは，この趣旨に沿って，それぞれの立場から見解や経験，さらに，研究成果を示した。そして，このことは，日本の現状を理解してもらうためには大変有益であった。今回の報告の問題意識からもわかるように，現在日本では，いかに IFRS の任意適用企業を拡大するかに多くの関心が集まっている。そして，IFRS をどのように採用するのか，また，企業活動の管理に対して IFRS の採用は，その費用を超える有用性があるかといった観点からの議論が中心となっているようである。

このような側面は重要であり，有益であるが，しかし，筆者は，日本が，今後世界の中で，IFRS 作りにより貢献していくためには，IFRS 採用企業数をどのように増やすのかといった視点に加えて，IFRS の開発・普及およびその厳格な適用に日本がどのように貢献できるかといったグローバルな視点からの発言や行動も重要だと考えている。

完成した IFRS をどのように日本に取り入れるかといった視点だけではなく，グローバル基準である IFRS をどのように作りどのように普及していくかという，世界全体を念頭に置いた視点からの日本の貢献を考える時期に来ているのではないか。また，今後日本が世界各国からの信任を得て，グローバル基準作りにより重要な役割を果たすためには，日本のみの利害に集中するのではく，グローバルな有用性の拡大・財務報告の質の改善といった視点も重要であると考える。日本は，これまでも IFRS の作成過程において，積極的に意見発信するとともに，日本の考え方を主張するなど重要な役割を果たしてきたが，将来の IFRS の開発においてより積極的な役割を果たすために，従来の考え方をさらに高度化することが必要ではないかと考えている。その時の視点は，世界における

財務報告の質の一層の改善といった次元であると考える。

筆者は，欧米における基準作りでは当然とされている基本的な考え方に対しても，その前提の妥当性・合理性を改めて問い直し，さらに，実務での適用の容易性をも十分考慮し，理論と実際の適用コストとの間のバランスを取った基準作りが必要だと感じている。IFRS の採用に当たって，IFRS の規定を詳細に検討し，その趣旨を理解し，厳格に導入しようとする日本の IFRS 適用に対する厳しい姿勢およびそれを踏まえた経験は，IFRS の今後の基準作りに大いに貢献できる大きな要素だと考えられる。

このように，筆者は，今後日本では，どのように IFRS を日本に導入するのかという視点だけではなく，一組の単一な高品質のグローバル基準を開発するためにどのように貢献できるかといったよりグローバルな視点からも IFRS について議論すべきだと考えている。筆者は，将来，IFRS をグローバルな視点からも議論できる国際的な感覚を持った日本人が，IASB 議長になってほしいという夢を持っている。そのために，筆者の限られた能力の範囲で尽力していきたいと強く感じている。

Ⅶ　パネリスト間でのディスカッションのための質問

4 名のパネリストそれぞれの立場から日本における IFRS の採用状況について紹介があったが，これらの報告に関連して，パネリスト間で意見交換をするために，筆者は，次の 2 つの質問を提示した（実際の議論では，フロアーからの質問もあったため，下記 2 についてはほとんど議論されなかった）。

1. IFRS は，原則ベースの会計基準で詳細な会計処理は規定されていないので，実務において IFRS を適用する際にある程度のバラツキは回避することができず，そのことが，IFRS ベースの財務情報間の比較可能性を低下させることになっているという批判がある。この批判についてどのように考えているか？
2. IFRS の適用を強制又は許容している国の数は，130 か国を超えている。しかし，最も大きな資本市場を有する米国が，IFRS 採用をする可能性がかなり低い国として認識されていることから，日本においては，IFRS に向けて日本が進んでいくことに対して慎重な意見がある。IFRS の採用又は IFRS と米国基準とのコンバージェンスという観点から，近い将来に米国がどのようにすることを期待するか？

Ⅷ　おわりに

筆者の印象であるが，今回のセッションは，各パネリストの説明が明快で分かりやすかったこともあり，フロアーから，いくつかの質問が出た。質問者は，日本人以外であったため，日本に 4 つの基準が存在していることの意味，特に，修正国際基準について，その意義を問う質問があった。また，日本が任意適用を推進していく方針であることに関連して，日本は，米国の IFRS への対応の結論を待っているのかという質問もあった。平松教授の平易で親しみのある議事の進行が，そのような活発な質疑につながったものといえ，印象的であった。

なお，フロアーでの傍聴者には，日本からの参加者のみならず，韓国，米国および欧州などからの参加者も多く，筆者が気付いた限りではあるが，IASB の Mary Tokar 理事や FASB の Christine Botosan 理事，そして，AAA の Bruce Behan 前会長なども出席されていた。

ディスカッション

（山田辰己氏） こんにちは皆さん。4 名の報告者全員がきっちり時間通りに進めておられるのに大変驚いております（笑）。

さて，皆さんはすでに 4 名のご報告により日本における現状についてご理解いただけたと思います。私の側から報告の内容を繰り返す必要はないでしょう。そこで，同じことを繰り返す代わりに，報告者にいくつか質問をして，日本の実情について皆さんがより理解を深めていただければと思います。

まず，最初の報告者である田原先生に 2 つの質問をしたいと思います。第一に，すでに報告されたとおり，日本は IFRS（International Financial Reporting Standards: 国際財務報告基準）を強制適用しているのではなく，任意適用であるわけですが，IFRS を任意適用する企業数を増やすために何か具体的なプランはあるのでしょうか？ 報告の中で IFRS を任意適用，および適用を予定している上場企業は 120 社と述べていましたが，これは時価総額では 20%以上を占めるとはいえ，全上場企業約 3,500 社と比べると企業数の割合としてはとても小さいといえます。これが第一の質問です。

第二に，全上場企業に対し IFRS を強制適用する方向に移行するかどうかを判断する際，日本の政府にとっては何が一番のポイントとなるのでしょうか？

（田原泰雅氏） ご質問ありがとうございます，山田先生。

第一の質問ですが，任意適用をする企業を増やす方策として，先ほどの報告の中で述べた今後の対応策のほかに，まず 2016 年に金融庁は『国際会計基準（IFRS）に基づく連結財務諸表の開示例』を公表し，IFRS への移行を検討している企業へ向け，開示実務に即した情報提供をしています。また，すでに IFRS を適用している企業から，IFRS 導入適用にあたっての経験や IFRS の内容に関する解釈等について，未適用の企業が情報を得られるような機会も設けています。こうした様々な観点からの方策により，IFRS に関する議論が深まり，かつ日本の会計基準の品質も向上し，またグローバルな会計人材の育成にも資すると考えます。そしてひいては IFRS を任意適用する日本企業を増やすことになると思います。

第二の質問ですが，強制適用をするかどうかについての再検討が日本で具体的に行われていない現時点では，何が一番重要なポイントかを述べるのは実際のところ，非常に難しいです。ただ，先ほどの報告で述べた 4 つの施策を進めることがこれまた要になると思います。日本の会計基準と IFRS との差異を解消し，また IFRS を適用する国がさらに増加するようになれば，日本政府も強制適用の可否を判断するのが容易になるでしょう。またどのように IFRS が開発されているかという点も重要な要素になると思います。

ご質問ありがとうございました。

（山田辰己氏） どなたかフロアで質問はありますか？

（フロア①） モデレーターの平松先生のスライドによれば，JMIS（Japan's Modified International Standards: 修正国際基準）を適用している上場企業はないとあります。なぜこのようなことが起きているのでしょうか？

（田原泰雅氏） IFRS には日本の実情に合致

していない箇所があるということから JMIS の作成ということになったのですが，現時点では適用している企業はありません。日本の会計基準と IFRS の差異に敏感な企業は依然として日本基準を適用していますし，IFRS のほうが適切だと考える企業は IFRS に移行しています。JMIS はいわば両者の中間のような立場にあるのです。JMIS を作るという発想自体はかなりよいと思いますし，日本企業にとって「中間」の選択肢を増やすこともよいことだと思います。ただ現実にそれが選ばれているわけではありません。しかしこうして JMIS のようなものを作成することによって，IASB（International Accounting Standards Board：国際会計基準審議会）に対し，IFRS が必ずしも日本の実情にとって理想的なものではなく，JMIS のほうが適切な可能性があるというメッセージを送ることになり，日本の実情についてより真剣に考慮してほしいという意見発信にもなると思います。そうした意味合いも JMIS にはありますので，この点では JMIS は機能しているといえます。ただ，おっしゃるとおり，現時点では JMIS を適用している企業はありませんので，その意味では実践的な基準ではないと思われても仕方ありません。

（山田辰己氏）　他に何かありますか？

（フロア①）　もう一つ質問です。報告の中で，日本が理想的と考える会計基準と IFRS との違いにおいて包括利益に言及されましたが，その点についてもう少し教えてもらえますか？

（田原泰雅氏）　日本側の考え方としては，その他の包括利益のうち純利益となるものはリサイクルされるべきであるということになります。この点と，のれんの償却に関する点とが，日本の利害関係者が認識している，IFRS との最も大きな相違点です。

（山田辰己氏）　少し補足しますと，JMIS は IFRS と内容としてはほとんど同じです。ただ，2 点だけがピュア IFRS と違っています。1 つが IFRS ではのれんの償却を認めていないことであり，もう 1 つが，IFRS では包括利益計算書に計上されたその他の包括利益のうち特定の項目を純利益へリサイクルすることを認めていない点です。日本ではこれらの点と異なる会計基準では財務諸表を忠実に表現できないと考えたので，別の会計基準，つまり JMIS を設定しようと考えたわけです。そして世界に向けてこの 2 点の差異はどうしても認められない，という考えを発信しようとしたのです。日本企業にピュア IFRS の適用を認めはするものの，日本の立場としてはこの 2 つの差異を改訂してほしい，というメッセージを送ろうとしたのです。

（フロア①）　どうもありがとうございました。

（山田辰己氏）　それでは，蓮尾先生の報告への質問に移りたいと思います。御社はグローバルに展開している企業ですので，IFRS を適用することは合理的な判断であったと思います。また報告の中で，IFRS を適用したことでグローバルな意味で投資家とのコミュニケーションも促進されたとおっしゃいました。これらの点は御社にとっての利点だったといえますが，私が質問したいのは，御社のように非常にグローバルな活動をされている企業にとっては IFRS の適用は有用であるといえますが，国内市場をメインの活動範囲としている企業にとっても IFRS は有用であると思いますか，という点です。

（蓮尾聡氏）　ご質問ありがとうございます。

日本国内でのみ活動している企業にも株主が国外にいることがあります。したがって，そうした企業が IFRS を適用して財務諸表を作成していれば，国外の投資家が，IFRS を適用し

ている他の国外企業と比較ができるようになります。さらに国外に株主がいないような企業にとっても IFRS の採用は有用だと思います。なぜなら先ほど報告の中で述べたように，日本株を保有する機関投資家の割合のうち，日本株ファンドからグローバル・ファンドへのシフトが見られるため，そうしたグローバル・ファンドから投資を得るためにはIFRSを適用することが必要だからです。これが私の意見です。

（山田辰己氏） ありがとうございます。

では次に第三報告，橋本先生による報告に移りたいと思います。ご報告の全般において，IFRS の任意適用の拡大における IFRS の教育・研修の必要性について指摘されましたが，すぐに実行できるような具体的な方策については明らかにされませんでした。IFRS 適用に資する人材や能力を開発するに当たっての先生のお考えをより詳しくお聞かせください。

（橋本尚氏） それでは簡単にお答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたように，IFRS 教育・研修は 3 つのレベルで実施する必要があります。まず会計人材全般の裾野を広げるという基本的なレベルにおいてですが，いくつかの大学ではIFRS教育および会計の国際的な動向についてより多くの授業時間を割くようになりました。さらに，会計大学院を活用することが実務家のリカレント教育にとっても役に立つと思います。

第 2 の，IFRS に精通した会計人材の育成のレベルですが，2016 年に日本公認会計士協会は会計士試験合格者向けのIFRS研修プログラムを拡張してケース・スタディを設けるようにしました。

最後に，第 3 の，グローバルに活躍する会計人材の育成のレベルですが，日本の企業会計基準委員会は 2016 年から第 3 期の「会計人材開発支援プログラム」を開講することにしています。2012 年に行われた第 1 期の「会計人材開発支援プログラム」に参加された熊谷五郎さん（みずほ証券株式会社）が現在，IFRS 財団の IFRS 諮問会議の副議長を務めておられますので，今年のプログラムからも何らかの成果があるものと考えます。

以上が私からの答えになります。

（山田辰己氏） ありがとうございます。では，最後の報告者，向先生への質問です。ご報告の中に統計的なデータが多くありましたので，私の質問はそこから逸れるかもしれませんが。ご報告の中で，「四半期特別損益控除前当期純利益」と「四半期株式リターンまたは四半期営業キャッシュ・フロー」のみを財務諸表の代理変数として用いていますが，これらだけではご報告の第二の結論を導き出し，また結論の理由とするには十分とはいえないのではないでしょうか。ご報告の中の第一の結論としては，IFRS 適用の日本企業と欧州の同規模企業とを比べたところ，IFRS の任意適用以降，日本企業の財務情報の比較可能性は向上したとされましたが，第二の結論としては，日本の IFRS 適用企業と日本基準適用企業とを比較した場合には，IFRS 適用によって財務情報の比較可能性が向上したか否かは必ずしも明らかではないとも述べました。第二の結論を導くには，選ばれた代理変数では不十分なのではないでしょうか。これが私からの質問です。

（向伊知郎氏） ご質問ありがとうございます。

山田先生のご質問は私の分析モデルに関するものでしたが，まず，このモデルは情報の比較可能性を分析するには簡単にすぎることは認めます。ただ，単回帰分析モデルは重回帰分析モデルよりも適していることがあります。なぜなら重回帰分析モデルにも問題があり，選択

する変数に相関があってはならないということです。また単回帰分析モデルは先行研究でも用いられています。

第二に，特別損益控除前当期純利益を財務情報の代理変数として用いました。その理由は，日本基準を適用する企業の当期純利益には日本基準が求めるのれん償却を含んでいます。一方で IFRS はのれん償却を認めていませんので，IFRS を適用する企業の当期純利益にはのれん償却は含まれていません。したがって，もし会計基準の差異が大きいことをこの分析モデルによって示すことができるのであれば，特別損益控除前当期純利益を用いた結果がその証拠となると考えたのです。

ありがとうございました。

（山田辰己氏）　ありがとうございます。ではコメンテーターとして，いくつかコメントを述べたいと思います。

まず，4 名の報告ともに，どのように IFRS を日本に導入するかという点に焦点が当てられていたと思います。ただ私が思いますに，日本は，IFRS を日本に導入することよりも，IFRS の開発と普及においていかに世界に対して貢献できるかについて，もっと考えた方がよいと思うのです。何かご意見がありましたらお願いします。

第二に，過去 16 年間にわたって日本は IFRS の設定に重要な役割を果たしてきましたが，これからも高品質な IFRS のためにそれを続けてほしいと思います。日本に IFRS を適用するか否かが重要なのではなくて，どのように IFRS を改善していくかが肝心だと思うのです。そのために日本はどのような役割を果たせるか，それが最も重要なのです。私は日本の方々がそういう観点から動きを見せてほしいと思っています。

そして最後に。「私には夢がある。いつの日か，日本人の IASB 議長が生まれる日がくるのを」。IASB のメアリーさん，どう思います？

（フロア②）　異議なし（笑）。

（山田辰己氏）　さて，最後に報告者全員に向けての質問をしたいと思います。

まず，IFRS はプリンシプル・ベースの基準であり，詳細な会計処理を規定していないので，経営者は自らが直面している出来事をどのように会計処理するかについて判断が必要となることが多くなります。したがって，IFRS を実際に適用するに当たっては統一性を欠くことは避けられず，そのために IFRS に基づく財務情報の比較可能性が劣るようになってしまうという批判がなされることがあります。こうした批判に対するご見解をお聞かせください。これが第一の質問です。

第二に，米国は少なくとも近いうちに IFRS を適用する可能性がもっとも薄い国といえます。米国の有する証券市場の大きさや存在感，影響力の強さにもかかわらずです。そこで，米国が IFRS を適用する方向に持っていくためには，米国はまず何をしたらよいと思いますか？私は米国が現在，IFRS を適用する方向にないことをとても残念に思っていますので，この質問をしたわけです。

この 2 つの質問をもって，モデレーターの平松先生，よろしくお願いします。

（平松一夫氏）　急に話をこちらに振られましたが（笑）。

（山田辰己氏）　いえ，司会を続けていただきたいと思いまして（笑）。

（平松一夫氏）　国際会計の研究者として，司会をするというよりは，何か答えなければならない気もしていますが（笑）。モデレーターという役割がありますので，司会に徹しましょう。

では，どなたがお答えになりますか？　田原

先生，いかがでしょう。

（田原泰雅氏）　それでは第一の質問について。財務諸表の比較可能性というのは非常に大きな課題だと思います。IFRS がプリンシプル・ベースの会計基準であって，ルール・ベースの会計基準でないことにより，山田先生がおっしゃったように比較可能性の問題が生じることは承知しております。プリンシプル・ベースの会計基準に基づいて作成された財務諸表の信頼性を促進するに際しては，それをフォローするための開示が大事だと思います。目下のところ IASB も同様の見解であるようで，今年に入ってIASBはそうした開示に関して議論を進めておりますので，IASB が比較可能性の向上に資するようなイニシアティブを取ることを期待しています。

（橋本尚氏）　私も第一の質問にお答えします。プリンシプル・ベースの基準のもとでは，会計実務において判断が必要となることが多くなるのはたしかです。しかしそのために比較可能性が劣ることになるとは考えておりません。たとえば，IFRS のもとでは同じ取引について企業によって異なる会計処理をすることがあり，そのためにその取引だけを取り上げれば比較可能性は劣っているように見えるかも知れませんが，結果としてそれぞれの企業の財務諸表がそれぞれの企業活動を忠実に表現することになるでしょう。さらに，各企業が業種ごとにベスト・プラクティスを目指すことで，結果的に投資家は企業を効率的かつ有効に比較できるようになると思います。

（平松一夫氏）　お答えを受けてのレスポンスですか，山田先生？

（山田辰己氏）　私が質問を出したのですが，自分でも質問に答えたいと思います（笑）。

私の考えでは，アナリストや投資家の存在がとても重要だと思います。たしかに同一業種内で企業ごとに会計処理の多様性は生じるかも知れませんが，その業種に精通したアナリストならば，企業の比較ができるでしょう。また，たとえばある企業において会計処理に関する判断や会計基準の解釈，あるいは会計方針等について他社と相違があったとしても，こうしたアナリストならば，御社はなぜ他社と違うのか，という質問をぶつけることもできるでしょう。こうしたプロセスを通じて，多様性の程度は減っていくと思います。

（平松一夫氏）　山田先生からのコメントをうかがったかぎり，IASB の元理事である山田先生らしく，コメントも IASB 寄りという感じがしましたが。ここ，笑うところです（笑）。

それからコメントの中に，「私には夢がある。いつの日か･･･」とありましたが，このセリフ，どこかで似たものを聞いた気もしますが。キング牧師でしたかね（笑）？

（フロア②）　そのとおり（笑）。

（山田辰己氏）　ここは米国ですから（笑）。

（平松一夫氏）　では続いて，フロアとの質疑に移りたいと思います。ご質問はありますか？ございましたら挙手をお願いします。コメントでもけっこうです。

（フロア③）　ご報告を聞きまして，4 名とも日本に IFRS を適用することに対して肯定的であるという印象を受けましたが，それにとても驚きました。というのも私は欧州出身なのですが，米国では国の主権に関わる問題だからとして，近いうちには IFRS 適用はまったく実現する見込みが立っていないからです。欧州に関しては EFRAG（European Financial Reporting Advisory Group：欧州財務報告諮問グループ）や ARC（Accounting Regulatory Committee：会計規則委員会）があり，これらを通じて IASB に対し欧州の主権を確保していますが，こうした点について日本ではどのように議論がなさ

れている，あるいはなされてきたのか，ご報告の中で言及がなかったように思います。そこで，日本にはエンドースメントのメカニズムがあるのでしょうか，あるいはIASBに対し主権を代表する方法があるのでしょうか。

（田原泰雅氏）　まずお答えしたいのですが，日本ではピュアIFRSをエンドースする方式を取っています。それから平松先生もおっしゃいましたように，IFRSの適用は任意です。これが現時点での日本の立場です。目下のところ，日本でIFRS採用企業は増加傾向にあります。そこで，IFRSが今後どのように設定されていくか，そしてIASBが日本も含め各国の実情にどう配慮するつもりであるか，見守っていく必要があると感じています。この点が将来，日本が強制適用に踏み切るかどうかを決定する際のポイントになると思います。ただ現時点では，近々にはIFRSが強制適用される予定はありませんので，日本基準を採用し続けている上場企業が大半です。したがって，現時点で日本は広い意味で高品質の会計基準を作成する途上にあるということがいえ，将来的には日本で適用すべき会計基準が 1 つになることもあるかも知れませんが，日本は現行のIFRSのすべてが適切であるとは考えておらず，のれんの非償却やその他の包括利益のリサイクリング禁止など，いくつかの箇所については懐疑的な見解を持っています。たしかに日本はIFRSをかなりの点で高く評価はしていますが，いくつかの点では賛成しかねるところもあるのです。

（フロア③）　ご報告によりますと，IASBが作成したピュアIFRSを適用する企業を増やしたい意向であるように見受けましたが，日本では国主導でその方向に持っていくことは可能なのでしょうか？

（田原泰雅氏）　現時点ではIFRSの適用が任意であるというのがポイントです。目下のところ，日本企業にIFRSのことを理解してもらい，IFRS を適用しやすくする環境を整えているところです。それでも，IFRS を適用するかどうかは各社の判断次第です。そして先ほども述べましたように，もしIASBが日本の状況をより深く考慮するようになれば，日本でIFRSを採用する企業も増えるでしょう。しかし，IASBがそうしなければ，採用企業は頭打ちになる可能性があります。同時に，日本基準を米国基準やIFRSと照らし合わせながらより良くしてゆき，そのことを通じてコンバージェンスを進め，かつIFRSを任意で適用する企業を増加させたいと考えています。IASBは日本や欧州の主権についてかなり真剣に配慮していると思いますし，そのことを通じてもIFRSは改善され，ひいては日本でIFRSを任意適用する企業は増えるでしょう。とはいえ状況にもよりますので，必ず増加するかどうかははっきりとは言い切れません。

（山田辰己氏）　私も今の質問に対し，一言よろしいでしょうか？

現在，日本で制度上，上場企業が採用することを認められている会計基準は4つです。第一が米国基準で，米国にも上場している企業 30 社程度だけが採用を認められています。第二は，指定国際会計基準と呼ばれるもので，これは金融庁が指定したIFRSを指します。これがピュアIFRSに相当します。これが，ご質問の中にあったエンドースメントのメカニズムです。第三と第四が日本で作成された基準で，第三がJMIS，第四がピュア日本基準です。したがって，IFRSを任意適用したい企業は，指定国際会計基準，すなわちピュアIFRSを適用しなければならないのです。

（フロア③）　分かりました。

（平松一夫氏）　日本の総理大臣もIFRS適用企業を拡大促進させる意向を示しています。閣

議決定された『「日本再興戦略」改訂 2015』の中で，会計における高品質な国際基準の策定について述べた 2008 年の G20（Group of 20）首脳宣言にも言及がなされており，その実現に向けて日本は他国とより強く連携するでしょう。私の考えでは，日本の金融庁は IFRS 任意適用の促進に非常に前向きに取り組んでいると思います。したがって日本で IFRS を任意適用する企業は，今後も順調にこのまま増加していくものと考えます。

ただ，欧州，たとえばドイツなどでは，保険会社が会計基準を IFRS からドイツの国内基準に変更する例も見られるようです。上場する証券市場を変更することによって，つまり IFRS を適用しなければならない市場から国内基準の適用を認める市場に上場先を変更することによって，そのような方策を取っているのです。一方，現時点で日本では，IFRS から日本基準に会計基準を戻した例はありません。

（田原泰雅氏） 会計基準を戻すこと自体は可能ですが，頻繁に会計基準を変えることは望ましいとはいえません。

（平松一夫氏） 他にご質問は？

（フロア④） 2 つ，うかがいたい質問があります。

第一の質問は，なぜ日本は 4 種類の会計基準を適用してもよいことにしたのでしょうか？私の考えでは，適用できる会計基準の種類を認めれば認めるほど，財務情報の比較可能性は劣ると考えられるからです。また会計基準設定主体の負荷も重くなるでしょう。そこで，なぜ日本がそのような方針を取ったのか，知りたいのです。

第二の質問ですが，以前どこかで読んだ話として，日本が 2010 年からずっと長い間 IFRS を任意適用のままにしているのは，米国が先に動いて先例を作ってくれるのを待っているからだ（笑），というのがあるのですが，この手の話に対する，皆さんのご見解をうかがいたいと思います。よろしくお願いします。

（平松一夫氏） どなたがお答えになりますか（笑）？

日本では非上場企業に関して，中小企業向けの会計基準が 2 つありますので，結局，合計で 6 種類の会計基準があることになります。上場企業にとっては 4 種類ですね。

（山田辰己氏） 最初の質問のほうにお答えします。

先ほど述べましたように，日本にはこれまで経緯がありまして，米国基準の採用を認められている約 30 社は，1960 年代や 1970 年代から米国で資金調達を始めており，その際，米国基準に対応するために多大な投資をしてきたわけです。そこで日本はそうした企業に対し，米国基準の適用を国内の証券市場でも認めたのです。これが，米国基準の採用は認められているものの，30 社程度しか適用企業がない理由です。

それから JMIS についてですが，先ほどの話の中にありましたように，日本の政府としては JMIS を是非とも企業に適用してほしいという意図はありません（笑）。むしろ意図しているのは，世界に対し，のれんは償却すべきであり，またその他の包括利益の項目はすべて純利益にリサイクルすべきであるということを申し立てたい，ということです。いわば日本版の国際基準を設けることによって世界に対し，強く日本の見解を示すことになるのであって，先ほども申しましたように，企業に採用を求めることが目的ではないのです。

したがって実質的には 3 種類の会計基準があることになります。つまり米国基準，指定国際会計基準，そして日本基準です。

（田原泰雅氏） 米国基準の適用を認めた頃

は，米国基準が日本基準よりも進んでいましたが（笑），それはとても昔のことです。そして連結財務諸表についても，当時の日本基準には連結財務諸表に関する強制的な基準がありませんでしたので，米国基準の適用を認めたわけです。

それから第 2 の質問についてですが，たしかにIFRSの任意適用を決定した際には当時の米国の動向を見守っていた部分はあったろうと思います。一方で，グローバルに展開する投資家にとってIFRSは理解しやすいものでしょうし，たとえばマネックスグループのようにグローバルな資金調達を目指している企業にとってもIFRSを採用することは合理的な選択なのでしょう。ただ，日本基準を採用する大半の企業にとって，そして日本の多くの投資家にとって，日本基準のほうが理解しやすいともいえます。したがって目下のところ，日本はIFRSと日本基準とのコンバージェンスの途上にあるといえるでしょう。今のところ，コンバージェンスがいつか完了するか，それとも差異が数十年か残り続けるか（笑），何ともいえません。それでも，両者がコンバージェンスの方向にあることはたしかですが，両者がそれぞれ存続し続けることが望ましいのか，日本基準をもっとIFRS に近づけるべきか，ひょっとしたら米国ももう一度IFRS適用に向かうかも知れませんし，さまざまな事情を勘案しています。金融庁の意向だけでは決められないといえます。多様な利害関係者がおりますし。いずれ何らかの形で日本としての方向性が統合化されることを期待していますが，IFRS の強制適用という判断を下すまでには，状況を見極めるのにまだ時間が必要だと思います。

（平松一夫氏）　会長のブルース先生，何か？

（フロア④）　まずは，こちらにご参集，ご報告くださいまして，本当にありがとうございました。

それから私の近くに FASB（Financial Accounting Standards Board: 財務会計基準審議会）の理事が来ているからこの話をするわけではないのですが（笑），昨日，パネル・セッションでFASBの前会長5名をパネリストとするセッションのモデレーターを務める機会があったのですが，そのディスカッションでのFASB の理事からの発言の中に，コンバージェンスのやっかいさ加減について話されていた部分を面白く聞きました。その中で，もしもコンバージェンスを違う方法で，発言者の言い草では，もしもまっさらな状態から始めるのではなく，世界中から最高の会計実務を集めてくる方式で進めていったのであれば，コンバージェンスはもっと容易に進んだのではないか，今のように概念の側から作業をするのではなく，ということでした。

（平松一夫氏）　何かありますか？

（山田辰己氏）　あのセッションはよかったです（笑）。私もディスカッションに参加しましたが。米国の考え方は，とくにボブ・ハーズさんが FASB 会長を辞任されたあとに変わってきたと思います。米国の状況は潮目が少し変わってきた気がします。だから新しい FASB の理事には大いに期待したいと思います。ありがとうございました。

（平松一夫氏）　それでは，時間となりましたので，このセッションを終了したいと思います。皆さんご参加くださり，ありがとうございました（拍手）。

（テープ起こしおよび翻訳は久持英司［青山学院大学］による。なお，文中の所属等の情報は当時のものである。）

Ⅵ Summary of Articles

Fair Value Measurement of Intangible Assets

Akiko Fujita
Meiji Gakuin University

In recent years, the trend in accounting standards has gradually shifted from historical transaction accounting to fair value accounting, mainly because the presentation of assets and liabilities based on historical cost moves far from economic reality. The purpose of this paper is to analyze and examine the issues in accounting methods for intangible assets resulting from the trend in the IFRS-based accounting standards.

While focusing on the significance of fair value measurement of intangible assets, this paper specifically looks at goodwill and intangible assets whose durable periods are uncertain. The discussions in this paper include the following: various problems arising from the application of declared impairment based on fair value measurement by regarding goodwill and intangible assets as nondepreciable assets; issues regarding discounts and rebates for interest that affect the measurement of values and depreciation; possible effects on revenue and expense matching; and problems over expense recognition for intangible assets acquired at the time of business combination and internally generated assets.

Fair Value Measurement of Tangible Fixed Assets

Masaki Yoneyama
The University of Tokyo

This article examines the improvement in the footnote disclosure that supplements information on the impairment loss when a company voluntarily adopts IFRS. Although prior researches suggest that footnote disclosure concerning impairment loss remains insufficient even after the adoption of IFRS, some companies insist on the improvement in disclosure when they adopt IFRS. This article seeks for a consistent explanation on these two observations.

The result of the analysis suggests that the quality of footnote disclosure on the impairment loss is improved through the adoption of IFRS. It also suggests that the level of disclosure remains low even after the adoption of IFRS. Further research is required on the incentive of companies not to disclose sufficient information on impairment loss.

Impacts of IFRS on the Links between Tax and Financial Reporting: with special reference to IFRS Adoption in South Korea

Juhyung Kang
Kobe Gakuin University

This paper aims to present the comprehensive and concrete evidence of the changing relationship between tax and financial reporting after IFRS adoption.

The movement of international integration of the accounting standards has expanded its range while leading to a double-tracking of accounting standards in the countries since the IASB founded in 2001. Although Japan has carefully pursued the convergence after the pronouncement of postponing the mandatory application of IFRS, IFRS have still had certain effects on its accounting standards and peripheral systems.

As far as tax accounting system, there are arguments about the pros and cons of the requirements for the recognition of expenses in definite settlement of accounts because of the differences between accounting thoughts of IFRS and those of corporate tax law. Although the arguments have been discussed conventionally, further discussion on the response to IFRS has attracted attention. One reason for this is the opaqueness about the extent of the impact of IFRS on tax accounting system.

This paper examines the scope of the impacts of IFRS on the links between tax and financial reporting in South Korea. I find that the degree of influence of taxation is much weaker than previous.

Interpretation of Leases in the Alternative Approaches for Sale and Leaseback transactions of ROU asset model

Megumi Sato
Chiba Keizai University

This paper aims to extract and marshal another interpretation of leases, not the interpretation of leases such as "purchase of ROU (right-of-use) asset" by focusing on Sale and Leaseback Accounting of ROU asset model. In other words, this paper aims to examine ambiguity of accounting concept for leases with inductive logic, which takes a concrete issue about recognition gain/loss on sale when a lessee/seller entity leasebacks.

First, this paper realizes the necessity of extracting another interpretation of lease, because there are some accounting methods that we can't explain by using "purchase of ROU asset" such as Dual Model in FASB Topic 842. Second, this paper outlines two alternative approaches for recognition gain/loss on sale accruing at Sale and Leaseback transaction. Under a "whole asset" approach, the lessee entity would derecognize the underlying asset and recognize a ROU asset measured by its fair-value. On the other hand, under a "partial asset" approach, the lessee entity would continue to recognize a portion of the underlying asset that represents its right to use the underlying asset during the leaseback and derecognize that portion of the underlying asset relating to its right transferred to the lessor entity. And we find that ROU asset is measured by substantive restricted fund under this approach. We focus attention on the portion of the underlying asset relation to its right transferred to the lessor entity under a partial asset approach. Because we can interpret such a lease as a sale of the residual interest, not a sale of "new" ROU asset. Finally, we examine whether we can generalize the interpretation of "a sale of the residual interest" to simple leases (not only sale and leaseback transactions). We point out that the view that a lessee "obtains financial flexibility" by leasing would be based on the idea that leases give a lessee entity financial flexibility by giving up the residual interest of the underlying asset.

The Influence of Accounting Environment on the Application of Fair Value in China

Xinyun Miao
National Institute of Technology, Ube College

In order to achieve the convergence of Chinese accounting standards with International Financial Reporting Standards (IFRS), the Accounting Standards Setter in China, namely the Ministry of Finance (MOF), adopted fair value as one of measurement attributes in the new set of Chinese accounting standards that was issued in February 2006. The MOF requires or permits Chinese enterprises to measure certain assets and liabilities (e.g., financial instruments, investment properties and biological assets) at their fair values.

While the International Accounting Standards Board (IASB) has been expending the application of fair value in IFRS, the MOF limits the application in the new set of Chinese accounting standards and allows the application only when the fair values of assets and liabilities are reliably measurable on a continuing basis. Furthermore, the MOF limits the use of unobservable inputs (Level 3 inputs) to measure fair values. For example, for investment properties, the MOF requires Chinese enterprises to measure fair values based on quoted prices in active markets for identical assets or similar assets, or other observable inputs.

Accounting is not only a neutral set of tools addressing ways of recognizing, measuring and reporting, but interactive with its surrounding sociological context, such as societal, economic, and political systems. The objective of this study to provide a holistic analysis of the Chinese accounting environment, including societal, organizational, professional, political and accounting slices, by invoking the accounting ecology framework developed by Gernon and Wallace (1995). Through this analysis, this study could offer deep understandings of the constraints on the application of fair value in China.

By clarifying the interactive relationship between accounting and its surrounding environment in China, this study shows that the examination of the variety of accounting systems and accounting environments across countries is necessary for achieving the global convergence of financial reporting.

A Study on Financial Reporting Models for Both Business and Nonbusiness Organizations

Chairperson:	**Noriyuki Konishi** (Aoyama Gakuin University)	
Members:	**Takashi Asano** (Tokyo Metropolitan University)	**Kenji Izawa** (Certified Public Accountant)
	Shinichiro Ishizaka (Gifu Keizai University)	**Katsunori Kasuga** (Kyushu Sangyo University)
	Hiroaki Jindo (National Graduate Institute for Policy Studies)	**Shigeho Nakayama** (Aichi Gakuin University)
	Eiji Hisamochi (Aoyama Gakuin University)	**Katsuhiko Hizawa** (Certified Public Accountant)
	Hanae Fujiwara (Certified Public Tax Accountant)	**Naoya Yamaguchi** (Aoyama Gakuin University)
	Ryusuke Watanabe (Kanto Gakuin University)	
Observers:	**Akira Kanie** (Hokkaido University)	**Kouji Kurata** (Rikkyo University)
	Michimasa Sato (Aichi Gakuin University)	
Research Cooperators:	**Satoshi Agari** (Financial Services Agency)	**Yoshihiro Usami** (Senshu University)
	Hirohisa Takata (The Japan Economic Research Institute)	**Hironobu Takahashi** (Certified Public Accountant)
	Maki Tamefusa (Gifu Keizai University)	**Toru Watanabe** (Certified Public Accountant)

The purpose of this research group is to attempt to examine the financial reporting model that can be shared by organizations for both business and nonbusiness.

For the organizations, sustainability is required irrespective of profit and not-for-profit purposes, and there is a process of how to create net cash inflow, that is, a business model embodying the cash conversion cycle.

Therefore, the business model can be selected according to the difference of the cash conversion cycle, whereby different accounting treatment is allowed.

It is expected to categorize financial reporting models, where we can expect to develop a key performance indicator (KPI) as a disclosure method of output and outcome.

The Conceptual Framework on the International Financial Reporting Standards

Chairperson: **Isamu Iwasaki** (Kyushu University)
Members: **Kensuke Ogata** (University of Nagasaki) **Ryuzou Kabata** (Senshu University)
Tomohiro Kaneko (Toyo University) **Nobuhiko Sato** (Kumamoto Gakuen University)
Akiko Sugiyama (Toyo University) **Norio Takasu** (University of Hyogo)
Ryusuke Toda (Kanagawa University) **Yoshimi Honda** (Osaka University of Economics)
Kazuhiro Yasui (Kobe Gakuin University) **Kousuke Miyaji** (University of Nagasaki)
Observers: **Hideki Fujii** (Kyoto University) **Masateru Narikawa** (Tohoku Institute of Technology)

International Accounting Standards Committee (IASC) published "Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements" in 1989. But there were some areas not referred, others not stated clearly, still others out of date in the framework. To solve these problems, IASB had worked together with the US Financial Accounting Standards Board (FASB), and published "Conceptual Framework for Financial Reporting 2010" in 2010. And then, the joint project was dissolved. IASB published "Discussion Paper, A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting" independently in 2013, "Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting" in 2015, and will publish final conceptual framework in 2017.

Under these circumstances, IASB's conceptual framework of accounting is a set of consistent, basic, and systematic concepts of accounting. And as "frame of reference", it is expected to play an important role to be used for developing accounting standards deductively and to avoid political interferences in developing those. As a result, IASB's conceptual framework would effect to developing future accounting standards. And we can expect IASB's future standards to some extent. From these points of view, it is very important to research IASB's conceptual framework. Accordingly, our study group is showing the features and problems of IASB's new conceptual framework based on literature research.

Voluntary adoption of IFRS in Japan

Yasumasa Tahara
Financial Services Agency (FSA), Japanese Government

Japan permitted companies which operate internationally to use the International Financial Reporting Standards (IFRS) in 2010 so as to:

- enhance the international comparability of financial statements
- enable smoother and more efficient fund-raising from abroad
- improve the efficiency of business and financial management and enhance international competitiveness

While making efforts to harmonize accounting standards internationally and improve the Japanese GAAP since before adopting IFRS, the Japanese government has been encouraging the voluntary adoption of IFRS by various measures since 2012. The number of companies adopting IFRS reached 120 as of June 30, 2016, and the market capitalization of those companies accounts for 21.5% of the total market.

According to the JFSA survey in 2015, the Japanese companies adopting IFRS seem to have been enjoying the advantages of IFRS initially anticipated. On the other hand, the application of the particular accounting standards of IFRS and the training and securing of adequate personnel were raised as challenges during their transition to IFRS.

There are issues with IFRS that stem from Japan's opinions, such as accounting for goodwill or net income including recycling, which should be discussed further at the International Accounting Standards Board.

Changes of the Financial Reporting Process Following the Adoption of IFRS*

Satoshi Hasuo
Monex Group, Inc.

Monex Group, Inc. "the Company" has adopted IFRS since FYE March 2013. Through the transition to IFRS and the operation thereafter, The Company has developed its financial closing procedures to build shared understanding on accounting processes and each discussion point among those involved such as the group stuff engaged in actual accounting operations or auditing companies. It is believed that providing financial information by IFRS with stakeholders will enhance a dialogue between investors and issuers, and bring a positive impact in securing the diversification of potential shareholders.

* The views expressed in this paper are those of the author and not those of Monex Group, Inc.

Current Situation and Issues Surrounding IFRS Education and Training in Japan

Takashi Hashimoto
Aoyama Gakuin University

The Committee on IFRS Education and Training issued a report titled "Issues and Future Directions of IFRS Education and Training in Japan." This paper examines the current situation and issues surrounding IFRS education and training in Japan using insights from the report.

It is necessary to gain a better understanding of IFRS and to ensure consistent and efficient application of IFRS, to promote an increase in the number of companies voluntarily adopting IFRS. The population of accounting experts familiar with IFRS needs to be enlarged through various IFRS education and training programs in order to achieve further sophistication of accounting practice and smoother auditing. In addition to understand the principles-based feature of IFRS and the successful implementation of its adoption, the focus of education should shift to foster critical thinking as well as communication ability.

Among the many challenges facing companies, auditing firms, universities, and so on, is the timely implementation of effective and efficient IFRS education and training. To address the issue of training and securing adequate personnel familiar with IFRS in terms of both quality and quantity, IFRS education and training should be implemented at three levels.

1. Expanding accounting human resources
2. Developing accounting human resources familiar with IFRS
3. Developing global accounting human resources

Dose IFRS Application Improve Information Comparability?

Ichiro Mukai
Aichi Gakuin University

The Financial Service Agency in Japan permitted to prepare consolidated financial statements according to the International Financial Reporting Standards (IFRS) from the fiscal year ending March 31, 2010. About 60 listed firms on the Tokyo Stock Exchange (TSE) voluntarily adopted IFRS in 2015. The purpose of this paper is to examine whether application of IFRS by Japan firms results in increases comparability of financial statements with those of IFRS firms in the EU member countries and decreases comparability with those of Japan GAAP (JPN GAAP) application firms in Japan (JPN GAAP firms). I focus on IFRS firms in Japan and pair firms that are selected from JPN GAAP firms and IFRS firms in France, Germany, and the United Kingdom (UK). I measure the comparability of accounting amounts of IFRS firms in Japan and pair firms between in the pre-IFRS application terms and in the post-IFRS application terms. The results of tests show that the application of IFRS increases the comparability of financial statements among IFRS firms. This research contributes to provide an evidence that the application of IFRS helps to increase the comparability of financial statements among IFRS firms and to provide useful information for making decisions for global information users.

Commentaries on for AAA Japan Session —Voluntary Application of IFRS in Japan and Considerations for Future Mandatory Application—

Tatsumi Yamada
KPMG AZSA LLC
Chuo University

The author participated in the Japan session of the AAA , which has been held on 9 August 2016, as a discussant. As the discussant, I have commented the presentations made by four panelists, who are Mr. Yasumasa Tahara, Director of the Corporate Accounting and Disclosure Division, Financial Services Agency, Mr. Satoshi Hasuo, Executive Officer, Co-Chief Financial Officer, Monex Group, Inc., Professor Takashi Hashimoto, Aoyama Gakuin University and Professor Ichiro Mukai, Aichi Gakuin University.

In response to their presentations, the author made a comment and asked one or two questions for each presenter in order to understand more deeply what they presented.

For Mr. Tahara who made a presentation from the perspective of a regulator and strongly encouraged the Japanese listed companies to apply IFRS voluntarily, the author asked the following questions.

- Are there any concrete plans that contribute to increase the number of the companies that apply IFRS on a voluntary basis?
- What are the most important factors for the Japanese government to make a decision to move to mandatory application of IFRS for all listed companies?

For Mr. Hasuo who made a presentation from the perspective of a listed company which applied IFRS, the author asked the following question.

- As is mentioned in your explanation, the adoption of IFRS is useful and beneficial for companies that have significant international activities. Do you think that IFRS is also useful and beneficial for companies whose main activities are focused on domestic markets?

For Professor Hashimoto who emphasized the necessity and importance of IFRS education for not only students but also practitioners and CPAs, the author asked the following question.

- What kind of concrete plans do you have that can be started immediately?

For Professor Mukai who presented the result of his empirical research on whether comparability of financial statements has been improved among Japanese companies

who adopted IFRS and their corresponding companies in Europe in the same industry and also among Japanese companies which apply IFRS and those do not, the author asked the following question.

- Both 'quarterly net income before extraordinary items' and 'stock return or cash flows from operating activities' are used as a proxy for financial statements for this research. I wonder whether these indicators are enough for drawing conclusions and giving persuasive reasons for the conclusions he reached. What do you think about this point?

In the presentation, the author also expressed his views on some aspects of IFRS adoption.

- Most of the IFRS discussions in Japan focus on only how to adopt IFRS in Japan. A discussion from the perspective from how Japan can contribute to the IFRS development and prevalence in the world is needed.
- Japan has been playing important role for setting IFRS last 16 years, and keep playing important role for the sake of high quality IFRS, rather than only seeking its own benefits.
- I have a dream that sometime in the future, there should be a Japanese IASB chair.

Ⅶ　諸規則

編集委員会規則

国際会計研究学会編集委員会
2011 年 12 月 14 日決定

（趣旨）
第 1 条　会則第 3 条第 2 項による編集委員会の運営は，本規則によって行うものとする。

（構成）
第 2 条　編集委員会は，委員長，委員および幹事で構成する。
2　委員長は，会長が指名し理事会の承認を求める。
3　委員および幹事は，委員長が指名し直近に開催される理事会の承認を求める。

（任期）
第 3 条　委員長の任期は 3 年とし，会長の任期を超えない。再任は妨げない。
2　委員および幹事の任期は 3 年とする。再任は妨げない。

（業務内容）
第 4 条　編集委員会は，『国際会計研究学会年報』（以下，『年報』という。）の編集および発行に関する業務を担当する。
2　編集委員会は，本学会の会員に対して原稿の募集を行う。また，必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。
3　編集委員会は，原稿の枚数，内容等によって，その掲載を拒否ないし制限することができる。

（年報の発行）
第 5 条　『年報』は，原則として，年 2 回発行するものとする。

（掲載内容）
第 6 条　『年報』に掲載する論文および報告等は，次のものとする。
(1) 編集委員会の募集による会員の原稿（以下，「応募原稿」という。）
(2) 編集委員会が依頼する以下の原稿（以下，「依頼原稿」という。）
①　特定のテーマについて執筆されるもの
②　国の内外の学会動向や年度総括的なもの

③　研究グループ報告
④　その他

（執筆者の資格）
第 7 条　前条による応募原稿の執筆者は本学会の会員（院生会員を含む）に限る。ただし，編集委員会が認める場合は，その限りでない。

（査読制度）
第 8 条　第 6 条（1）の応募原稿には，査読を付するものとする。
ただし，統一論題応募原稿はその限りではない。
2　査読制度の運営は，別に定める「査読制度に関する申し合わせ」による。
3　査読による審査を受け，掲載が決定した応募原稿には，編集委員会がその旨を明記する。

（著作権）
第 9 条　『年報』に掲載された原稿の著作権は，本学会に帰属するものとする。

附則　本規則の改廃は編集委員会において委員の過半数の賛成によって行い，理事会の承認を得なければならない。

査読制度に関する申し合わせ

国際会計研究学会編集委員会
2011 年 11 月 21 日決定

一　査読者の決定

1　編集委員会委員長（以下，「委員長」と略す。）は，応募原稿の査読担当候補者を選出するための編集小委員会を設けることができる。

2　編集小委員会は，委員長ならびに委員長が指名した編集委員会委員（以下，「委員」と略す。）および編集委員会幹事（以下，「幹事」と略す。）で構成する。

3　編集小委員会は，各応募原稿につき査読担当者候補 3 名を選定し，編集委員会に諮る。なお，査読担当者候補 3 名のうち 1 名は委員でなければならない。

4　編集委員会は，編集小委員会の提案をもとに査読担当者を決定し，査読を依頼する。

5　編集小委員会を設けない場合には，編集小委員会の業務は編集委員会が行う。

二　査読手続

1　査読担当者は，二 2 に規定する査読評価の基準および二 3 に規定する査読方針に従い査読を行い，二 4 に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。

2　応募原稿の査読にあたっては，次の査読評価の基準により評価を行う。

(1) 有用性：学界等に貢献があり，論文を公表することに意義がある。

(2) 新規性：論文として新規性および独創性がある。

(3) 信頼性：構成が論理的であり，表現についても適切である。

3　応募原稿の査読にあたっては，次の査読方針により評価を行う。

(1)「有用性」あるいは「新規性」に優れている場合には，積極的に採択する方向で検討する。

(2) 査読結果として「修正の上，掲載可」とする場合には，応募原稿執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可とされるのかを具体的かつ明瞭に指示する。

(3)「新規性」について問題がある場合には，既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。

(4) 査読担当者は，確認できない内容や事実に関しては，応募原稿執筆者に追加的な説明を求めることができ，査読担当者はその説明に基づいて評価を行う。

(5) 再査読にあたっては，前回の査読結果との論旨の一貫性を保持する。

4　応募原稿の査読結果は，次の（1）から（5）のいずれかを選択する。

(1) 無修正掲載可	5 点
(2) 語句等の一部修正の上，掲載可	4 点
(3) 趣旨に変更のない修正の上，掲載可	3 点

（4）趣旨に影響する修正が必要であり掲載は厳しい　　2 点
（5）掲載不可　　1 点

三　掲載論文の決定と原稿の修正

1　編集委員会は，査読担当者から委員長に報告された査読結果を基にして，査読担当者 3 名全員が査読結果 5 点である論文を掲載対象論文として決定し，当該論文の執筆者にその旨を伝える。それ以外の論文については三 2 に従って掲載対象論文の仮決定を行う。

2　掲載対象論文の仮決定は，原則として，査読担当者 3 名のうち少なくとも 2 名の査読結果が 3 点以上であることを条件とする。ただし，他の 1 名の査読担当者の査読結果が 1 点である場合には，この限りではない。

3　編集委員会は，三 2 で仮決定された論文執筆者に対して回答期日までに査読担当者の指摘事項につき修正するよう依頼する。

4　査読担当者 3 名のうち委員である査読担当者が修正結果について確認し，編集委員会に報告する。

5　編集委員会は，三 4 の報告結果に基づいて掲載の決定を行う。

6　編集委員会が指定した期日までに修正論文の返送がない場合には，投稿を辞退したものと見なす。

四　同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を応募する場合には，第 1 著者としての原稿の投稿は 1 論文に限る。同一執筆者を第 1 著者としない複数論文の投稿は制限しない。ただし，複数論文について査読担当者が掲載を可としても，複数論文を掲載対象論文とするかどうかは委員会で決定する。

附則　本申し合わせの改廃は，委員会の過半数の賛成によって行う。

『国際会計研究学会年報』執筆要領

国際会計研究学会編集委員会
2011 年 11 月 21 日決定

1．表紙

表紙には，論題，執筆者名，所属および肩書き，論文要旨（日本語（横 30 字×縦 25 行以内）を記載します。

2．原稿の様式

応募原稿は, MS Word による横書きで, B5 版, 横 40 文字×縦 37 行とし, 余白は上 25mm, 下 20mm，左・右 20mm をとります。原稿は，原則として刷り上がり 15 頁前後とします。ただし，編集委員会が妥当と認めた場合には，制限頁数を超えることができます。

日本語は MS 明朝，英語は Times New Roman とします。見出し，図，表の題目は MS ゴシック（太字）とします。漢字，ひらがな，カタカナ以外の文字（例えば，数字，アルファベット）は半角にしてください。文字化けを避けるために，特殊なフォント文字は使用しないでください。フォントサイズ等は次のとおりです。

論題	14 ポイント	センタリング
執筆者名	11 ポイント	右寄せ
所属	11 ポイント	右寄せ
論文要旨	10 ポイント	左寄せ
本文	11 ポイント	左寄せ
見出し	12 ポイント	左寄せ
注（文末）	10 ポイント	左寄せ
参考文献	10 ポイント	左寄せ

3．スタイル

本文の節，項等については，以下のようにしてください。

（1 行空き）
I　見出し
（1 行空き）
本文
1．見出し
本文
（1）見出し

本文
注
参考文献

4. 表記

現代仮名遣い，当用漢字，新字体を使用してください。接続詞（および，ならびに，また，ただし等）についてはひらがなを，数字についてはアラビア数字を使ってください。また，外国人名については原語により表記してください。なお，本文の句読点は，句点（。）と読点（,）とします。

5. 図表

図と表は必要最小限にとどめ，それぞれ通し番号（図 1，図 2，表 1，表 2･･･）を付すとともに，簡単な見出しをつけてください。

6. 引用および注

文献を引用するための注については，本文の該当個所に次の様式で記載してください。［例］（Sprouse and Moonitz［1962］, pp. 23-24）（年号については西暦を，表記にあたっては半角文字を使用してください）。また，人名の表記において日本人については姓のみとし，頁の表記においてドイツ語文献については S を，和文献については頁を使用してください。なお，上記の表記法においては区別ができない場合には，人名については Sprouse, R. T. または高須教夫のようにフルネームに，年号については年号に a, b を付してください。

説明のための注については，本文の末尾に一括して記載してください。なお，かかる注については本文の該当個所に（1），（2）のようにルビ上ツキで示してください。

7. 参考文献

研究に引用した文献（論文，著書，URL 等）のリストを本文の最後に，和文献と洋文献を区別せず，著者名のアルファベット順に次の様式で記載してください。

・和書　著者名［出版年］『書名』出版社名。
・論文（和）　著者名［出版年］「論文名」『雑誌名』第○巻第○号，○-○頁。
・洋書　family name, personal name［出版年］, *書名*, 出版地（または出版社名）.
・論文（洋）　family name, personal name［出版年］, “論文名,” *雑誌名*, Vol.○, No.○, pp.○-○.（ドイツ語文献等については Vol, No, pp 部分を適宜変更してください）

なお，personal name については R. T.のように省略してください。また，論文の頁数については当該論文のフルページを記載してください。さらに，出版年については西暦で記載してください。

著者が複数の場合，日本人については中野常男・高須教夫・山地秀俊のように，外国人については Sprouse, R. T. and M. Moonitz のように記載してください。

論文が著書の 1 章に該当している場合，和書については

著者名［出版年］「論文名」編著者名編［出版年］『書名』出版社名，○-○頁。

洋書については

family name, personal name［出版年］, “論文名,” in family name, personal name (ed.) ［出版年］, *書名*, 出版地（または出版社名）, pp.○-○.

としてください。

訳書については，原著書を使用しない場合には和書に準じた取扱いをしてください。原著書を使用する場合には，原著書について洋書として記載した後に，括弧書きで訳書を記載してください。［例］Littleton, A.C.［1933］, *Accounting Evolution to 1900*, New York（片野一郎訳［1978］『リトルトン 会計発達史（増補版）』同文舘出版）.

なお，編著，訳書については，それを引用文献として実際に使用する場合を除いて［出版年］の記載は必要ありません。ただし，その場合には，編著，訳書の出版地（または出版社名）に続いて出版年を記載してください。

8. その他

書式の統一を図るため，文章，仮名遣いなどについて，編集委員会が修正することがあります。

9. 英文要旨

論題，執筆者名，所属および肩書き，論文要旨（英語，1 頁以内）を記載します。

以上

編集後記

本号には，国際会計研究学会第 7 回東日本部会（2016 年 5 月 14 日，日本大学），第 7 回西日本部会（2016 年 7 月 30 日，広島修道大学），第 33 回研究大会（2016 年 8 月 26 日から 28 日，関西学院大学）で発表された報告のうち，統一論題の応募論文 2 篇，自由論題の応募論文 3 篇，韓国セッションの報告論文 1 篇と研究グループ「営利・非営利組織の財務報告モデルの研究」（主査：小西範幸）の中間報告と「IFRS の概念フレームワークについて」（主査：岩崎勇）の最終報告が掲載されている。上記の自由論題の応募論文 3 篇は，厳正なる査読を経て採択され，掲載された。その他に自由論題の応募論文が 5 篇あったが採択されなかった。統一論題の応募論文と韓国セッションの報告論文は査読を経ずに掲載している。

また，アメリカ会計学会 100 周年記念大会におけるジャパン・セッション（2016 年 8 月 9 日，主催：国際会計研究学会　協賛：日本会計研究学会）で発表された報告論文 4 篇（及びコメンタリー1 篇），開催報告，ディスカッションも掲載されている。これらの報告論文は査読を経ずに掲載している。

本号の発刊にあたり，査読を快く引き受けていただいた会員の先生方及び編集委員の先生方には，学会の発展のために多大のご貢献をいただいた。また，編集委員会幹事の仁川栄寿先生（中部大学）には，編集作業すべてにわたり委員長を補佐し，発刊までこぎつけていただいた。これら諸先生のご貢献なくしては無事発刊できなかったことであろう。ここに，深い謝意を表したい。

編集委員長　柴　健次

編集委員会

委員長	柴　健次				
委　員	浦崎　直浩	小西　範幸	杉本　徳栄	中野　貴之	
幹　事	仁川　栄寿				

Bulletin of Japanese Association for International Accounting Studies, 2016, Vol.1・2 (No.39・40)

国際会計研究学会　年報

－2016 年度第 1・2 合併号（通号 39・40 合併号）－

発　　行　2017 年 7 月 28 日

編集・発行　国　際　会　計　研　究　学　会

（事務局）

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科

久持　英司研究室内

印　刷　所　有限会社　玉　新　社

〒173-0004　東京都板橋区板橋 1 丁目 35 番 6 号
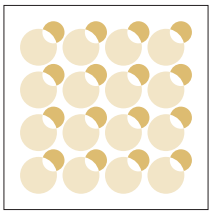
TEL　03－3579－9351　　FAX　03－3579－9338